

令和五年九月

令和 5 年 9 月

四万十市議会定例会会議録

自令和 5 年 9 月 4 日

至令和 5 年 9 月 22 日

四万十市議会定例会会議録

四 万 十 市 議 会

令和5年9月四万十市議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	要 旨
第1日	9月4日	月	1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期の決定 4 諸般の報告 5 議案の上程 6 提案理由の説明 7 各委員長報告
第2日	9月5日	火	休 会
第3日	9月6日	水	休 会（質問通告午前11時締切り）
第4日	9月7日	木	休 会
第5日	9月8日	金	休 会
第6日	9月9日	土	休 会
第7日	9月10日	日	休 会
第8日	9月11日	月	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位1番～5番）
第9日	9月12日	火	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位6番～10番）
第10日	9月13日	水	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位11番～14番）
第11日	9月14日	木	1 開 議 2 上程議案等に対する質疑 3 委員会付託 (予算決算常任委員会)
第12日	9月15日	金	休 会（予算決算常任委員会）
第13日	9月16日	土	休 会
第14日	9月17日	日	休 会
第15日	9月18日	月	休 会
第16日	9月19日	火	休 会（予算決算常任委員会）
第17日	9月20日	水	休 会（総務・教育民生・産業建設常任委員会）
第18日	9月21日	木	休 会

日 次	月 日	曜日	要 旨
第 19 日	9 月 22 日	金	1 開 議 2 各委員長報告 3 委員長報告に対する質疑 4 全員協議会 5 討論、採決 6 閉 会

令和5年9月四万十市議会定例会会議録 目次

第1日 9月4日 月曜日

開 会.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定	
議会運営委員長（上岡真一）.....	4
諸般の報告.....	6
議案の上程（第1号議案から第26号議案まで）.....	7
提案理由の説明	
市長（中平正宏）.....	7
副市長（田能浩二）.....	12
上下水道課長（池田哲也）.....	18
市民病院事務局長（原 憲一）.....	21
各委員長報告	
総務常任委員長（西尾祐佐）.....	24
産業建設常任副委員長（宮崎 努）.....	26
教育民生常任委員長（川淵誠司）.....	30
議員提出議案の上程（第1号）.....	34
提案理由の説明	
8番（上岡真一）.....	34
散 会.....	35

第2日 9月5日 火曜日 ~ 第7日 9月10日 日曜日 休 会

第8日 9月11日 月曜日

開 議.....	38
----------	----

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
1	西尾 祐佐 （一問一答）	市長、 教育長、 所管課長	1 学校施設について (1) 中学校のプール、更衣室等について 2 デジタル化の推進について	38 、 55

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
1	西尾 祐佐 (一問一答)		<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域電子通貨について (2) 公衆無線LANについて 3 文化、歴史・伝統等の継承や保存、振興について <ul style="list-style-type: none"> (1) 学芸員の採用について (2) 四万十市総合文化センターの指定管理について 4 子育て支援について <ul style="list-style-type: none"> (1) 雨天時も利用可能な、子どもの遊ぶ場、集う場、居場所について 5 環境衛生について <ul style="list-style-type: none"> (1) 下水・し尿の汚泥処理について 	38 、 55
2	松浦 伸 (一問一答)	市長、 教育長、 所管課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災について <ul style="list-style-type: none"> (1) 9月1日に行われたシェイクアウト訓練について (2) 災害発生時の情報網の確保について 2 教育施策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 奨学金制度について 3 地域に活力を <ul style="list-style-type: none"> (1) 黒尊川流域の振興について (2) 過疎地域に活力を 	56 、 71
3	澤良宜由美 (一問一答)	市長、 所管課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 認知症対策について <ul style="list-style-type: none"> (1) 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」について (2) 認知症サポーターについて 2 終活支援(サポート)について <ul style="list-style-type: none"> (1) 本市における終活支援(サポート)の取組について 3 市民の健康を守る対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活習慣病に対する本市の取組 	71 、 83

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
4	川渕 誠司 (一問一答)	市長、 教育長、 所管課長	1 大学誘致の検証 (1) 学校法人への補助金の返還請求について (2) 行政手続きについて (3) 危機管理について (4) 下田地域(住民)への影響について 2 旧下田中学校・旧中医学研究所の有効活用について (1) 検討会について (2) 有効活用基本方針(案)の「地域防災等への配慮」について (3) 有効活用基本方針(案)の「市の重要施策等との整合性」について 3 学校教育について (1) 保幼小中連携教育の推進について (2) 下田中学校の再編について 4 こどもの権利について (1) 「こども基本法」施行への対応について (2) 「こども議会」について 5 生涯学習について (1) シルバー教室について	83 、 101
5	鳥谷 恵生 (一問一答)	市長、 所管課長	1 新食肉センターの整備の実現について (1) 新食肉センター整備に至る経過について (2) 関係自治体との整備費の負担について (3) 整備の条件について	101 、 110

延 会..... 111

第9日 9月12日 火曜日

開 議..... 114

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
6	川村 一郎 (一問一答)	市長、 所管課長	1 市民の健康維持 (1) 保健師の任務について (2) ひまわり健診について (3) 遠距離通院について 2 マイナ保険証 (1) 本市の状況について 3 合併浄化槽について (1) 合併浄化槽の維持管理について 4 川漁の活性化 (1) 漁業法改正に伴うシラスウナギ漁獲 枠拡大について	114 、 128
7	前田 和哉 (一問一答)	市長、 教育長、 所管課長	1 教育環境について (1) 東山小学校建て替えに伴う諸課題に ついて 2 南海トラフ地震対策について (1) 住宅の耐震化について	128 、 142
8	廣瀬 正明 (一問一答)	市長、 所管課長	1 職員の健康について (1) 熱中症の対策 2 育児休業について (1) 産後パパ育休を取得しやすい職場環境 3 上水道について (1) 水道料金の間違い (2) 検針手数料の適正化 (3) 停電時の旧簡易水道の維持 4 四万十市市民表彰式について (1) 定期的な開催	142 、 153
9	上岡 正 (一問一答)	市長、 所管課長	1 市長の政治姿勢について (1) 大学誘致失敗の諸課題について (2) 県下一高いごみ袋代を下げよ	153 、 167

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
10	川村 真生 (一問一答)	市長、 教育長、 所管課長	1 子ども達の夏場の遊び場について (1) 川への監視員の配置と河川プールの整備の可能性について 2 子どもを育てながらでも働きやすい環境整備について (1) 本市の取組状況と病児保育について 3 学童保育について (1) 利用料金と定員等について (2) 長期休暇期間中の昼食について 4 学校給食について (1) 食材費の現状と今後の給食費について	167 、 183

延 会..... 183

第10日 9月13日 水曜日

開 議..... 186

発言の取消し

2番(川村真生)..... 186

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
11	谷田 道子 (一問一答)	市長、 教育長、 所管課長	1 高齢になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるために (1) 高齢者の聞こえについて (2) 高齢者の聞こえの改善を目指して 2 市長の政治姿勢について (1) 市の政策決定・政策の実施について 3 指定管理制度について (1) 「公の施設」について (2) 総合文化センター(しまんとぴあ)の機能と役割について 4 中小事業所の営業と暮らしを守るために	186 、 201

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
11	谷田 道子 (一問一答)		(1) インボイス制度実施直前の状況と対応について (2) 国保税の値上げは小規模自営業者にも影響が大きい	186 ゝ 201
12	上岡 真一 (一問一答)	市長、 教育長、 所管課長	1 教育に関して (1) 小学生の熱中症対策について (2) 小中学校の読書指導について (3) 小中学校の化学物質過敏症について (4) 小中学校の水泳について (5) 保・小中学校の教職員駐車場について 2 生涯学習について (1) 四万十市史の編纂について 3 福祉について (1) 社会を明るくする運動について 4 介護について (1) 介護職員初任者研修過程について	201 ゝ 214
13	大西 友亮 (一問一答)	市長、 所管課長	1 国民健康保険について (1) 国保料の値上がりについて 2 総合文化センターについて (1) 総合文化センターについて 3 市長の政治姿勢について (1) 処理水の海洋放出について	214 ゝ 225
14	山下 幸子 (一問一答)	市長、 所管課長	1 自治体のデジタル化について (1) デジタル化の取り組み状況について 2 A E Dについて (1) A E Dの活用について 3 住まいの確保 (1) 誰もが安心して住まいを確保できる環境を	226 ゝ 239

第11日	9月14日	木曜日		
開 議			244
上程議案に対する質疑				
15番(上岡 正)			244
委員会付託			246
散 会			247
第12日	9月15日	金曜日	~	第18日 9月21日 木曜日 休 会
第19日	9月22日	金曜日		
開 議			252
各委員長報告				
予算決算常任委員長(山崎 司)			252
総務常任委員長(西尾祐佐)			254
産業建設常任委員長(寺尾真吾)			255
教育民生常任委員長(川淵誠司)			256
各委員長報告に対する質疑			257
討論・採決				
第16号議案に対する反対討論(15番 上岡 正)			257
第16号議案に対する賛成討論(5番 寺尾真吾)			259
第16号議案に対する反対討論(9番 川淵誠司)			260
第16号議案に対する賛成討論(18番 宮崎 努)			261
意見案第1号(提案理由の説明 17番 川村一朗)			264
意見案第1号に対する反対討論(8番 上岡真一)			265
意見案第1号に対する賛成討論(13番 谷田道子)			265
意見案第1号に対する反対討論(5番 寺尾真吾)			266
意見案第1号に対する賛成討論(15番 上岡 正)			267
意見案第1号に対する賛成討論(9番 川淵誠司)			268
閉会挨拶				
市長(中平正宏)			269
閉 会			270

令和5年9月四万十市議会定例会会議録

四万十市告示第101号

令和5年9月四万十市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月28日

四万十市長 中 平 正 宏

記

- 1 期 日 令和5年9月4日
- 2 場 所 四万十市議会議事堂

令和5年9月四万十市議会定例会会議録（第1日）

令和5年9月4日（月）

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

諸般の報告

日程第3 第1号議案から第26号議案まで

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度四万十市一般会計補正予算（第3号））

第2号議案 令和4年度四万十市一般会計決算の認定について

第3号議案 令和4年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について

第4号議案 令和4年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について

第5号議案 令和4年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について

第6号議案 令和4年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について

第7号議案 令和4年度四万十市と畜場会計決算の認定について

第8号議案 令和4年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について

第9号議案 令和4年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について

第10号議案 令和4年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について

- 第11号議案 令和4年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について
- 第12号議案 令和4年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について
- 第13号議案 令和4年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
- 第14号議案 令和4年度四万十市下水道事業会計決算の認定について
- 第15号議案 令和4年度四万十市病院事業会計決算の認定及び資本剰余金の処分について
- 第16号議案 令和5年度四万十市一般会計補正予算(第4号)について
- 第17号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算(第2号)について
- 第18号議案 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算(第2号)について
- 第19号議案 四万十市商店街駐車場の設置及び管理に関する条例
- 第20号議案 四万十市税条例の一部を改正する条例
- 第21号議案 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第22号議案 新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した四万十市立市民病院及び西土佐診療所職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例
- 第23号議案 辺地総合整備計画を定めることについて
- 第24号議案 辺地総合整備計画の変更について
- 第25号議案 四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第26号議案 四万十市道路線の認定について
(議案の上程、提案理由の説明)

日程第4 所管事項の調査(令和5年6月定例会より継続調査)

(各委員長報告)

日程追加 議員提出議案第1号

議員提出議案第1号 四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(議案の上程、提案理由の説明)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程追加まで

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉		6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川淵 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員

5番 寺尾 真吾

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 岡本 寿明	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 金子 雅紀	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会管理兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 原 憲一
福祉事務局長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 山崎 寿幸	生涯学習課長補佐 安岡 栄治
総合支所長兼 地域企画課長 村上 正彦	西土佐衛生所事務局長 稲田 修
産業建設課長 朝比奈 雅人	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 西澤 和史	事務局長補佐 岡村 むつみ
総務係長 土居 和博	

午前10時0分 開会

議長（平野 正） おはようございます。これより令和5年9月四万十市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席の届けが参っております。寺尾真吾議員、病気療養のため欠席、以上のとおり報告いたします。

~~~~~

議長（平野 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において川淵誠司議員、澤良宜由美議員を指名いたします。

~~~~~

議長（平野 正） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期日程について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

上岡真一議会運営委員長。

議会運営委員長（上岡真一） 議会運営委員長報告を行います。

まず、今期定例会の会期、日程については、8月31日に委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

会期は、質問者が14名であり、一般質問期間を3日間として、本日から9月22日までの19日間といたしております。

日程等の詳細については、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照賜りたいと思います。

続いて、所管事項の調査について報告いたします。

まず、7月26日の委員会では、同日に開催された第2回四万十市議会議場システム更新及び大型モニター設置業務公募型プロポーザル審査委員会について協議いたしました。

審査委員会では、プロポーザルに参加を表明した3事業者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査の結果、三保電機株式会社を第1順位の提案者として決定したもので、委員会としては、全会一致で契約候補者として決し、今後事務手続を進めていくことを確認しました。

次に、8月31日の委員会では、四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について協議いたしました。

議員の在勤地内旅費の支給日について、効率化等の観点から、定例会ごとに支給するなど、議長が別に定め、柔軟な対応ができるようにするもので、全会一致で改正するものと決し、今期定例会に議員提出議案として提出することとしております。

その他、四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例第7条第2項に規定する在勤地内旅費の支給日に関する規程は、四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例が一部改正となった際にその支給日を規定するもので、条例議決後に制定することに決しました。

次に、四万十市議会委員会条例の一部改正及び運用について協議いたしました。

常任委員会等の改組時の委員改選の時期や正副委員長の互選の時期などについて条例の内容と現在の運用が合致していない部分があるため、協議した結果、全会一致で委員会条例の一部改正とその運用を改めるものに決しました。今後、全員協議会での確認等の後、次回の会議で最終決定することとしております。

次に、地方自治法一部改正に伴う議員の個人請負の透明性確保の検討について協議いたしました。

地方自治法が令和4年12月に改正され、議員個人による請負に関する規制の緩和があり、議員個人が地方公共団体に対して請け負うことができる金額が年間で300万円と定められました。

今回の地方自治法改正に併せて、総務大臣から透明性の確保策として、請負金額や請負の概要などの公表について通知があったもので、その取扱いについて協議した結果、提出書類は自己申告であり、その内容の調査権も付与されていないことなどから、現時点において公表等の必要性はないものとして、全会一致で決しました。

次に、政務活動費における宿泊の考え方について協議いたしました。

政務活動費における宿泊の考え方について、食事を含めることができるかなど、その取扱いに疑義が生じていることから、今回明確にするものです。

協議の結果、公務の場合に準じて、宿泊費の内容としては、原則1泊2食として考えることとし、航空機などの交通機関とホテル等のパック料金が安い場合の食事の提供は、パックの内容に併せるということに全会一致で決し、併せて政務活動費の手引に明記することに決しました。

次に、欠席等議員の報酬の減額について協議いたしました。

継続調査となっている欠席等議員の報酬の減額については、現在地方自治法の改正や全国的にも議会へのオンライン出席が協議検討されている中で、今後デジタル化が進み、定例会・委員会などの会議への出席の定義が変更となることも想定されることから、全会一致で現時点においては欠席議員の報酬の減額については規定しないということに決しました。

次に、表彰条例の功勞表彰について協議いたしました。

継続調査となっている表彰条例の功勞表彰の議員の項目をどうするのかということについて、各委員からは削除してもよいのではないかと、功勞顕著はどう判断するのか、功勞表彰の各号は要らないのではないかなど多くの質疑や意見等がありました。

協議の結果、市議会議員の12年以上在職した者という第2号部分については、全会一致で不要であり、削除すべきであるということに決しました。

次に、四万十市議会議員政治倫理条例の検証について協議いたしました。

四万十市議会議員政治倫理条例については、各会派から条例第4条の2親等以内の親族の経営について1親等にすべきではないか、撤廃すべきではないか、考え方を明確にすべきではないかなど多くの意見がありました。

協議の結果、議員政治倫理条例第4条の規定や議会基本条例も含めて、各項目別に検証していく必要があり、さらには他市の事例の調査も必要であることから、今後も継続して調査していくことに全会一致で決しました。

次に、国歌斉唱について協議いたしました。

国歌斉唱については、各会派から必要はない、斉唱ではなく傾聴はどうか、敬うべきものであると考えているが、議場で音楽を流すことはどうかなど多くの意見がありました。

協議の結果、現時点では、国歌斉唱の必要性の理解を得ることが難しいことや他市町村議会での事例もないことから、現時点においては国歌斉唱は行わないということに全会一致で決しました。

なお、全国的な国歌斉唱の流れについては、今後も注視していくということを確認いたしました。

最後に、その他の案件として、議員の執務室内への立入り等について協議いたしました。

市民の方から伺った話であるが、議員が執行部の執務室内に入り、職員に無理を言っているのではないかという件について案件として取り上げ、協議したものです。

協議の結果、議員政治倫理条例第3条第1項第9号の職員に対する圧力やハラスメントになるのかどうかは、現時点で職員への影響など内容が明確ではないが、まず執務室内への入室について、委員からは以前から議会運営委員会や全員協議会で確認して、執務室には入らないになっていた、文章として残すべきではないかなどの意見もあり、今回の案件が議員政治倫理条例に抵触するかどうかも含めて全員協議会で確認し、議員の執務室内への立入り等について、議会運営の申合せ事項に追加することに全会一致で決しました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

議長（平野 正） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月22日までの19日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告を行います。

6月定例会以降における議長の事務報告及び議長が決定した議員派遣については、お手元に配付しております。これによりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

議長（平野 正） 日程第3、「第1号議案」から「第26号議案」を一括議題といたします。直ちに提案理由の説明を求めます。

中平市長。

市長（中平正宏） おはようございます。

本日、議員各位のご出席をいただき、9月の市議会定例会が開会できますこと、お礼申し上げます。

さて、今期定例会にお願いします議案は、専決処分の承認議案で「令和5年度四万十市一般会計補正予算について」1件、決算認定議案で「令和4年度四万十市一般会計決算の認定について」など14件、予算議案で「令和5年度四万十市一般会計補正予算について」など3件、条例議案で「四万十市商店街駐車場の設置及び管理に関する条例」など4件、その他の議案として「辺地総合整備計画を定めることについて」など4件のほか、報告事項が5件となっております。

提出議案の詳細につきましては、後ほど副市長並びに所管のほうより説明いたしますので、私からは、6月定例会以降における主要課題等への取組について報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

本年5月に感染症法上の位置づけが5類感染症に移行していますが、7月以降の感染者数は増加傾向にあります。市民の皆様には、引き続き高齢者や基礎疾患のある方など重症リスクの高い方への配慮として、場面場面に応じたマスクの着用や手洗い、小まめな換気と基本的な感染対策を実施していただくようご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルスに対するワクチン接種については、5月以降、65歳以上の高齢者や基礎疾患がある方等を対象とした接種を実施していますが、9月20日からは生後6か月以上の全ての人を対象とした接種を開始いたします。ワクチン接種を希望される方が円滑に接種できるように、各医療機関の皆様のご協力の下、安心して接種いただける体制を整えてまいります。

次に、子育て応援アプリの運用についてです。

妊婦や子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援のより一層の充実を図るため、モバイルアプリ「しまんと子育て応援アプリおやこっこの運用を8月7日から開始いたしました。このアプリは、市から配信される子育てに関する様々な情報を子供の年齢に合わせてタイムリーに受信できるメール機能や利用者自身が乳幼児健診の記録や日々の子供の成長記録を保存することができ、万が一の母子健康手帳紛失の際には、電子母子健康手帳としての活用も可能であります。

また、子供の予防接種の接種スケジュールを自動作成する機能もあり、保護者の負担軽減につながるものと考えています。

今後は、アプリ機能のさらなる充実と情報発信を強化することで、子育て世代の皆様が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、継続的かつきめ細かなサポートを実現してまいります。

次に、内水面漁業振興についてです。

日本最後の清流と称される四万十川の水産資源は、本市に多くの恩恵をもたらしてきました。中でもアオノリやアオサノリは、昭和50年代の最盛期には、国内トップのシェアを誇っていましたが、近年は温暖化などの影響により不漁が続いており、アオノリは令和元年、アオサノリは令和3年から収穫がない状況であります。アオノリ・アオサノリの不漁は、漁業を営む人だけではなく、市内の飲食業や食品加工業・観光業などへの影響も大きく、各方面から対策を求める声が上がっています。

このような中、市内事業者が、アオノリ・アオサノリの安定供給を目的とした陸上養殖の新規参入を計画しています。市といたしましても、こうした民間の意欲ある取組を後押しするため、施設整備に要する事業費の一部を支援することとし、本議会に補正予算として議案を提出していますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

次に、しまんと市民祭についてです。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症へ移行したことから、4年ぶりに市街地で通常どおり開催することができました。7月29日には、躍動感あふれるすばらしい踊りで観客を魅了したなかむら踊りパレード7団体と、明かりをともして市街地を練り歩く勇壮な提灯台パレード9団体の総勢約1,300名にご参加いただきました。そして、8月26日には、しまんと市民祭の最後を締めくくる納涼花火大会が開催され、約6,000発の色鮮やかな花火が、四万十川の川面を染めました。

祭りを通じ、町ににぎわいと活気を取り戻し、消費の喚起にもつながり、加えて市民の皆様には心から楽しんでいただいたことと思っています。

しまんと市民祭は、市の補助金のほか、市内各地区からの寄附金や事業者・企業の皆様からの協賛金、また市民の皆様の協賛券のご購入によりまして運営されています。皆様方のご支援・ご協力に対しまして、この場をお借りして感謝申し上げます。

次に、プレミアム付商品券事業についてです。

この事業は、物価高騰の影響を受けた生活者の家計負担の軽減並びに地域における消費の喚起、下支えを目的として、中村商工会議所及び四万十市西土佐商工会との連携の下、実施しています。

内容としましては、プレミアム率を40%とし、1冊7,000円分の商品券を5,000円で販売するもので、発行部数は5万5,000冊、総額で3億8,500万円を予定しています。市民の皆様には、8月下旬に商品券の購入引換券を世帯主宛てに送付していますが、その購入引換券をお持ちに

なって商品券が購入できる期間は9月1日から10月31日までの2か月間となっており、市内の郵便局16局及び四万十市西土佐商工会の計17か所で販売を開始しています。

また、商品券が利用できる店舗を中村商工会議所と四万十市西土佐商工会で募集しており、8月末時点で326店舗からご登録いただいています。

今後におきましても、プレミアム付商品券事業の目的に沿った効果が最大限に発揮されるよう関係団体等と連携・調整をしながら、円滑な事業推進に努めてまいります。

次に、四国銀行中村支店跡地についてです。

これまで中心市街地に位置する四国銀行中村支店跡地については、四万十市商店街振興組合連合会に貸付けを行い、暫定的に駐車場として開放を行ってまいりました。

そうした中、昨年末の量販店撤退の影響などもあり、令和5年3月に四万十市商店街振興組合連合会・中村商工会議所・まちづくり会社である四万十にぎわい商店株式会社の連名により、中心市街地活性化のための当該土地の有効利用及び環境整備に係る要望をいただいたことから、市街地への集客機能の充実や人流の回復、そして商店街の振興・活性化に向けた駐車場として効果的な管理運用を行うこととしました。

本議会におきまして、環境整備に関する補正予算と併せて、当該土地の設置目的及び適切な管理の事項を定めた条例を議案として提出していますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

次に、第35回龍馬ワールドイン四万十についてであります。

本市では初めての開催となりますが、この大会は日本のみならず海外からも龍馬ファンが集う歴史ある大会であり、10月28日に市民文化センターにおいて本大会が開催されます。

本大会の基調講演では、「龍馬伝」の脚本家の福田 靖様をお招きする予定で、パネルディスカッションでは、その福田様をはじめ、県立坂本龍馬記念館の元学芸課長の前田様、さらには日本放送協会編集局の元編成センター副部長の土屋様をお迎えし、地方あつてのニッポンをテーマといたしまして、龍馬のように豊かに流れる四万十川のほとりに立ち、いま一度地方からこの国の在り方を考えます。

また、市内や幡多地域を巡るエクスカーションとして、郷土博物館や佐田沈下橋を巡り、観光遊覧船を楽しむ四万十川遊覧コースや龍馬の時代を生き、龍馬と親交のあった樋口真吉のルーツをたどるコースなど、全6コースを運行する予定としております。

龍馬ワールドイン四万十の開催を契機に、「川とともに生きるまち四万十市」の多様な価値や魅力を国内外に発信することにより、さらなる観光誘客の促進につながるものと期待をしております。

次に、デジタル化の推進についてです。

本市においては、令和4年3月に行政手続オンライン化計画を策定をし、子育て・介護関係手続のオンライン化等に取り組んでまいりました。

本年度においては、国が7年度までの移行を目指す自治体情報システム標準化・共通化への対応や罹災証明書発行申請のオンライン化などに取り組んでいるところです。

これらに加え、デジタルを活用した行政サービスの向上や地域活性化に本格的に取り組んでいくため、市内にプロジェクトチームを本年6月に立ち上げ、国が主催する研修への参加や先進地視察等を行いながら関連する分野における職員のスキルアップも図っています。

今後も、このプロジェクトチームを中心に、効果的な施策の具体化に向けた検討を行い、デジタル化の効果が適切に発揮される取組の推進につなげてまいります。

次に、大方四万十道路の整備についてです。

現在、大方四万十道路については、構造物の詳細設計をはじめ、用地幅くいの設置や境界立会の準備が進められており、本市としましても早期供用の実現に向け、残土処理場の確保や地籍調査など国に対し全面的に協力しているところであります。

また、大方四万十道路の整備と密接に関わる四万十市中央下水道管理センターの未利用地についてですが、この道路の起業地を含め今後の有効活用を図るため、現処理場地から除外する都市計画の変更手続が8月7日に完了したほか、都市計画法及び下水道法に基づく事業認可や事業計画認可変更の手続も進めており、早ければ本年12月には完了する見込みとなっています。

このように、本市の悲願であります大方四万十道路の整備に際し、必要な手続を早期に完了させ、行政が率先して売買契約を交わすことは、周辺地権者との円滑な用地交渉に寄与するものと考えていますし、道路の起業地以外の未利用地の有効活用を図ることも我々の責務と捉えています。

こうした中、大方四万十道路の整備に伴い移転が必要となる四万十消防署については、幡多中央消防組合が四万十消防署移転整備検討委員会を設置し、移転候補地の検討を進め、6月末に策定をした四万十消防署移転整備事業基本計画においては、抽出した移転候補地23か所のうち、敷地面積やアクセス性、災害リスク等の評価基準を照らした結果、最終的に中央下水道管理センターの敷地の一部が候補地として選定されました。この候補地については、大方四万十道路整備の残土処理場として、建設発生土を利用し、堤防天端高までかさ上げできるよう、現在中村河川国道事務所と検討・調整を進めており、敷地造成については国の協力が一定得られるものと考えています。

また、基本計画については、現在消防組合の方で市民説明会の開催など情報発信に努めており、説明会でいただく意見等も参考にしながら、今年度基本設計に着手する予定となっています。

本市としましても、引き続き大方四万十道路の整備促進に向け全力で支援・協力を行うとともに、四万十消防署などの防災拠点を含め、高規格道路の延伸を見据えたまちづくりを進めてまいります。

次に、旧下田中学校及び旧中医学研究所の有効活用についてであります。

有効活用を検討するためには、多くの方々からご意見を幅広くお聞きする必要があるため、地域住民の代表者や各種団体の代表者、公募市民の方々など15名で構成をされた旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用検討会を立ち上げ、8月8日に下田の旧中医学研究所で第1回目の検討会を開催したところであります。

検討会では、介護専門学校としての活用や学校等の高台移転、また改修が中断している旧下田中学校を避難所として使用できるよう早急に整備を求める声や災害発生時以外では地元を経済的な効果をもたらす仕組みを考え、未来につなげていけるような場所にはどうかなどのご意見をいただきました。

今後この検討会において定期的に議論を重ね、両施設の有効な活用策について意見集約を行っていくこととしております。

また、検討会の中で出されたご意見を踏まえ、現在市公式ホームページ等で民間からの有効活用案などご意見を募集しているところでございます。

次に、児童生徒の学力向上についてであります。

本市では、四万十市教育振興基本計画において、小学校は全国上位を維持する、中学校は全国平均を維持し、さらに上位を目指すことを目標に掲げ、学力向上の取組を行っています。

各種学力調査における児童生徒の学力は、ここ数年、小学校・中学校ともに安定した高い水準を維持していますが、学年や教科によっては少し心配される部分も見えてきています。今年の4月に行われた全国学力・学習状況調査では、小学校・中学校ともに国語・算数・数学で全国平均を大きく上回り、昨年度までと同様、高い学力の状況を維持していますが、4年ぶりに実施された中学校の英語は、高知県平均は超えているものの、全国平均を下回る結果となりました。それぞれの学校において、校長を中心とした全職員が参画するチーム学校の取組を継続して進めてきたことが、着実に児童生徒の学力の定着につながっているものと考えますが、各種学力調査の結果によっては、課題となる教科や学年への個別の対策も必要となっています。

今後は、児童生徒の夢や目標、希望する進路を実現するための確かな学力の定着と向上に向け取り組むとともに、併せて子供たちの未来を見据え、整備したICT環境を有効に活用しながら、主体的かつ対話的な学習活動の一層の充実を図ってまいります。

次に、学校再編についてです。

大用中学校の再編については、教育委員会が第2次四万十市立小中学校再編計画に沿って、保護者及び地域と協議を重ねてまいりました。

今年度に入り保護者の皆様におかれましては、賛否のご意見がある中、これまで以上に熱心にご協議をいただき、7月の段階で令和6年4月1日をもって再編する方向で意見をまとめられたとのことをご報告をいただきました。

これを受け、8月10日には、大用中学校区内の区長にお集まりいただき、学校再編に係る協議経過や保護者の意向について説明の上、ご意見をいただいた中、最終的には保護者が出した

再編という決断にご理解をいただき、保護者・地域とも再編合意に至りました。ここに至るまで、子供たちのことを中心に考えてこられ、大変悩まれた中での苦渋の決断であったと思います。改めて関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

今後は、再編に向け限られた期間の中で通学手段の確保や児童生徒のフォローなど、引き続き保護者・地域の皆様にご協力をいただきながら、市としても準備に遺漏のないよう取り組んでまいります。

次に、四万十市総合文化センターについてです。

施設の建設工事については、令和3年6月の着工から約2年2か月の工期を経て、現在機械設備工事の最終段階に入っており、10月初旬には完了する予定となっています。完了後は、駐車場等の外構工事や隣接の五月公園及び周辺市道の整備を行うこととなりますが、周辺住民の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

また、来年春の開館に備え、施設内の附属設備や備品の整備を進めるとともに、施設引渡し後の円滑な運営に向け、指定管理者による習熟訓練を行うなど各種準備業務を着実に実施してまいります。

なお、10月からは施設の予約受付を開始するほか、11月以降は毎月様々なイベントを計画しています。

今後は、施設の利用方法やイベント情報等についてホームページで効果的な発信を行い、市民の皆様にとって安心かつ快適に総合文化センターをご利用いただけるよう努めてまいります。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたので、ご報告いたします。

まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに赤字はなく、該当なし、実質公債費比率は、早期健全化基準25%に対し9.7%、将来負担比率は、早期健全化基準350%に対して67.3%といずれの指標も早期健全化基準を下回っており、将来負担比率は前年度より10.4ポイント改善をしております。

次に、公営企業会計の資金不足比率ですが、資金不足の生じている公営企業会計はありません。しかし、一般会計からの繰り出しに依存している会計もありますので、今後も独立採算の原則を再認識をし、経営の健全化に努めてまいります。

以上で主要課題等への取組についてのご報告を終わります。

議長（平野 正） 続いて、田能副市長。

副市長（田能浩二） それでは、私のほうからは議案を順次ご説明させていただきます。

なお、「第13号議案」、「第14号議案」及び「第15号議案」につきましては、後ほど上下水道課長と市民病院事務局長からご説明を申し上げますので、ご了承ください。

まず、「第1号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算（第3号）」でございます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規

定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、2,691万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を271億8,039万7,000円とするものでございます。

8ページから9ページをお開きください。本年10月22日執行予定の参議院議員補欠選挙に係る予算を補正したものでございます。

なお、当該補正予算は、令和5年8月4日付で専決処分を行っております。

次に、「第2号議案、令和4年度四万十市一般会計決算」でございます。

一般会計決算書の1ページをお開きください。歳入額247億6,609万152円、歳出額241億8,620万2,545円、歳入歳出差引額は5億7,988万7,607円でございます。

2ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出総額並びに歳入歳出差引額につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額が4億7,303万4,595円で、これを歳入歳出差引額から差し引いた実質収支額は1億685万3,012円となっております。この全額を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金へ積み立てました。詳細につきましては、決算書末尾に事項別明細書がございますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、特別会計決算書をお願いします。

2ページをお開きください。「第3号議案、令和4年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算」でございます。

歳入歳出同額でございます。37億4,483万1,415円となっております。

次に、38ページをお開きください。「第4号議案、令和4年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算」でございます。

歳入額2億9,831万5,912円、歳出額4億134万8,486円、歳入歳出差引額1億303万2,574円の赤字でございます。このため、翌年度歳入繰上充用金で歳入不足額を補填いたしました。

次に、68ページをお開きください。「第5号議案、令和4年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算」でございます。

歳入歳出同額でございます。406万592円となっております。

次に、86ページをお開きください。「第6号議案、令和4年度四万十市後期高齢者医療会計決算」でございます。

歳入額5億9,150万5,067円、歳出額5億7,654万9,661円、歳入歳出差引額は1,495万5,406円でございます。全額を翌年度へ繰越しいたしました。

次に、104ページをお開きください。「第7号議案、令和4年度四万十市と畜場会計決算」でございます。

歳入額2億7,492万9,972円、歳出額2億3,282万9,046円、歳入歳出差引額は4,210万926円で

ございます。

105ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出総額並びに歳入歳出差引額につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございます。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額として3,242万1,000円でございます。これを歳入歳出差引額から差し引いた実質収支額は967万9,926円となっており、この全額を地方自治法第233条の2の規定により、と畜場会計財政調整基金へ積み立てました。

次に、124ページをお開きください。「第8号議案、令和4年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算」でございます。

歳入歳出同額でございます。618万5,417円となっております。

次に、142ページをお開きください。「第9号議案、令和4年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算」でございます。

歳入歳出同額でございます。6億4,398万7,525円となっております。

次に、158ページをお開きください。「第10号議案、令和4年度幡多中央介護認定審査会会計決算」でございます。

歳入歳出同額でございます。719万9,117円となっております。

次に、172ページをお開きください。「第11号議案、令和4年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算」でございます。

歳入額41億1,012万130円、歳出額39億9,719万5,663円、歳入歳出差引額は1億1,292万4,467円でございます。

173ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出総額並びに歳入歳出差引額につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございます。実質収支額は、歳入歳出差引額と同額でございます。この全額を地方自治法第233条の2の規定により、介護保険介護給付費準備基金へ積み立てました。

次に、206ページをお開きください。「第12号議案、令和4年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算」でございます。

歳入歳出同額でございます。1,252万3,737円となっております。

以上で決算に係る説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、各会計の末尾に事項別明細書がございますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、「第16号議案」以下の補正予算につきましてご説明申し上げます。

なお、今回の補正予算では、職員給与費の見直しを行っております。当初予算の見積りは、1月1日現在の人員等で積算しておりますので、その後の人事異動などに伴います増減について見直したものでございます。また、前年度事業などの精査に伴う国県支出金等の返還金を計上しております。

それでは、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。「第16号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算(第4号)」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、6億3,522万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を278億1,561万9,000円とするものでございます。

次の繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正につきましては、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございますが、8款土木費の相ノ沢川総合内水対策は、排水施設の制御盤や吸排気設備の整備、自由ヶ丘調整池の補修などを予定しておりますが、実施に当たっては、非出水期に施工する必要があることから、適正工期が確保できないためでございます。

その他、工事の施工内容について地元との調整や河川管理者等の協議に時間を要しているものや査定決定後の適正工期が取れない災害復旧事業など年度内完了が見込めない事業につきまして繰越しをお願いしております。

第3表債務負担行為の補正でございますが、具同保育所移転に要する経費の変更でございます。これは、地盤改良等設計内容の精査による事業費の見直し、実施設計の完了及び工事着工時期の見直しにより、令和5年度と令和6年度の事業費が変更となるため、債務負担行為限度額を補正するものでございます。

7ページの第4表地方債補正でございますが、変更が5件で、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

17ページをお開きください。2款総務費、1項2目人事管理費の退職手当2億1,723万3,000円の補正は、勸奨退職者11名分を補正するものでございます。

22ページをお開きください。3款民生費、2項1目児童福祉総務費では、子ども基本法において市町村における子ども施策についての計画策定に努めるよう定められており、当該計画策定に係るニーズ調査に要する経費として261万2,000円を計上しております。

23ページの9目児童福祉施設建設費の具同保育所移転5,301万5,000円の減額は、債務負担行為補正の説明でも申し上げましたとおり、令和5年度と令和6年度の事業費の見直しに伴い、令和5年度の事業費を減額するものでございます。

26ページをお開きください。6款農林水産業費、3項2目水産業振興費の川のり陸上養殖場整備補助2,231万4,000円の補正は、近年不良が続く四万十産のアオノリ・アオサノリの安定的な供給を目的に、民間事業者が実施する陸上養殖場の整備に対し、国の地方経済循環創造事業交付金を活用し補助するものでございます。

27ページをお願いします。7款商工費、1項2目商工業振興費の商店街駐車場舗装整備607万5,000円の補正は、旧四国銀行中村支店跡地につきまして本市の商業振興などのための商店街駐車場として整備するものでございます。

29ページをお開きください。8款土木費、2項4目道路新設改良費の都市構造再編集中支援事業2,000万円の減額は、国費の割当てがなかったことから、今年度の事業実施を見送るものでございます。

3項3目崖崩れ対策費3,000万円の補正は、6月の台風2号により民間裏山で崖崩れが発生し、擁壁等を整備するものでございます。

33ページをお開きください。10款教育費、6項1目保健体育総務費の宿毛市総合運動公園陸上競技場改修補助96万円の補正は、高知県西部唯一の公認陸上競技場である宿毛市総合運動公園陸上競技場について、地盤沈下によりトラックに変形が生じ、改修が必要となっているため、宿毛市が実施する競技場の改修費に対し、高知県及び幡多5市町村で補助するもので、今年度は測量設計業務に要する費用について計上しております。

34ページをお開きください。10款災害復旧費4億225万9,000円の補正は、台風2号の被害による災害復旧に係る補正でございます。

12ページにお戻りください。歳入でございます。

11款地方交付税の1億979万3,000円の補正は、本年度の普通交付税の算定結果により見直したものでございます。

13ページをお願いします。17款財産収入の143万円並びに14ページの21款諸収入、5項1目1節総務費雑収入の総合文化センター光熱水費101万7,000円の補正は、当該施設の一部について、高知県農業協同組合に対し10月から貸付けを予定しており、貸付部分に係る歳入を計上しております。

19款繰入金でございますが、歳入不足を補うため、減債基金1億5,665万6,000円を計上しております。

そのほかの歳入につきましては、それぞれ歳出に見合う額及び年間見込みの見直しに伴う額を計上しておりますので、ご参照ください。

続きまして、特別会計補正予算書をお願いいたします。

1ページをお開きください。「第17号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算(第2号)」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、39万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億1,793万9,000円とするものでございます。

次の地方債の補正につきましては、4ページをお開きください。第2表地方債補正でございますが、変更が1件で、起債の目的・限度額・起債の方法・利率・償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

9ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の補正は、職員給与費の見直しによるものでございます。

2款1項1目医療用機械器具費107万6,000円の補正は、突発的な機械の故障に伴う対応を

図ったことから、当初予定しておりました機械器具の購入費用が不足するため、補正するものでございます。

8ページの5款繰入金及び8款市債の歳入につきましては、歳出に見合う額を計上しております。

次に、13ページをお開きください。「第18号議案、令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第2号）」でございます。

歳入歳出予算の補正ですが、1,108万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億2,406万7,000円とするものでございます。

22ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費及び4款地域支援事業費で、職員給与費の見直しのほか、23ページの6款諸支出金では、前年度事業の精査に伴う国庫支出金等の返還金を計上しております。

20ページからの3款国庫支出金以下の歳入につきましては、歳出に見合う額を計上しておりますので、ご参照ください。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきますが、各会計の末尾に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

次に、議案書の20ページをお開きください。まず、「第19号議案、四万十市商店街駐車場の設置及び管理に関する条例」でございます。

これは、本市の商業の振興及び道路交通の円滑化を図ることを目的として、地方自治法第244条の2の規定に基づき、商店街の利用者に使用させるものとして、四万十市商店街駐車場を設置し、その管理に関する事項を条例で定めるものでございます。

次に、「第20号議案、四万十市税条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、令和6年度から国内に住所を有する個人を納税義務者として年額1,000円が課税される森林環境税の導入に伴い、地方税法等が改正されたことによる改正や住民税における給与所得者の扶養親族等の申告書の簡素化、軽自動車税においては不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合の変更など、所要の改正を行うものでございます。

次に、23ページをお開きください。「第21号議案、四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

令和6年度に開館予定の四万十市総合文化センター内に設けるキッズコーナーについては、子供たちが遊べる場所として、通常は無料で開放することとしております。

一方、子供向けのイベントとして使用したいケースも想定されることや、そのスペースを隣接する和室利用時の客席などとして一体的に使用したいという要望があることなどを踏まえ、専有使用できるよう貸出しすることも想定し、その際の使用料の額を規定するために所要の改正を行うものでございます。

次に、「第22号議案、新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した四万十市立市民病院及び西土佐診療所職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例」でございます。

新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した四万十市立市民病院及び西土佐診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の適用期日については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の2第3項に基づく公表をした日までとしておりますが、その日が令和5年5月7日であることが厚生労働大臣から公表され、適用期日を経過しましたことから、同条を廃止するものでございます。

次に、「第23号議案、辺地総合整備計画を定めることについて」と「第24号議案、辺地総合計画の変更について」は一括してご説明させていただきます。

富山東部辺地など8つの地域に係る計画は、令和2年12月議会において令和3年度から令和7年度までの5か年計画の議決を受け事業を実施しておりますが、電気通信施設更新事業及び道路・林道整備事業を新たに追加する変更を行うものでございます。

また、これまで実施予定の事業がなかった横瀬、九樹地域について、新たに電気通信施設更新事業を実施するため、計画の新規策定を行うものでございます。

次に、37ページをお開きください。「第25号議案、四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について」でございます。

当該計画は、令和3年9月議会において令和3年度から令和7年度までの5か年計画の議決を受け事業を実施しておりますが、新たに実施する事業及び計画本文の追加修正などを反映させる変更を行うものでございます。

次に、41ページをお開きください。「第26号議案、四万十市道路線の認定について」でございます。

当該路線は、民間事業者によって宅地開発された区域内の道路でありまして、既に四万十市宅地開発指導要綱に準じた整備がなされ、今後用地の寄附を受けることで協議が調っており、また公益性が非常に高いことから、市道として認定するものでございます。

なお、議案関係参考資料として、位置図を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（平野 正） 続いて、池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） それでは、私からは「第13号議案」及び「第14号議案」についてご説明させていただきます。

まず、「第13号議案、令和4年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について」ご説明させていただきます。

お手元の令和4年度四万十市水道事業会計決算書の13ページをお開き願います。令和4年度の決算状況でございますが、事業収益は、営業収益5億9,828万5,398円、営業外収益1億

9,394万1,684円、合計7億9,222万7,082円で、対前年度比99.3%となりました。

一方、事業費用は、営業費用6億3,413万6,695円、営業外費用6,923万4,384円、合計7億337万1,079円で、対前年度比96.5%となりました。事業収益・事業費用共に減となり、損益計算の税抜き経理によりまして4,604万2,335円の純利益を確保いたしました。

また、有収水量は396万4,049 $\text{m}^3$ で、対前年度比98.5%となりました。今後も給水人口の減少や節水意識の高まりと節水器具の普及により、有収水量の増加は期待できないものと考えております。

次に、主な建設改良事業ですが、竹島地区等で基幹管路布設替え工事を実施し、計2,880.8mの配水管布設替え工事等を施工しました。また、具同地区では、具同新水源整備工事に係る土木工事及び建築主体工事を実施いたしました。

1ページにお戻りください。令和4年度四万十市水道事業決算報告についてご説明させていただきます。

収益的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款事業収益の決算額は7億9,222万7,082円となっております。内訳は、第1項営業収益5億9,828万5,398円、第2項営業外収益1億9,394万1,684円でございます。

次に、支出でございますが、第1款事業費用の決算額は7億337万1,079円で、内訳は、第1項営業費用6億3,413万6,695円、第2項営業外費用6,923万4,384円でございます。

2ページをお開き願います。資本的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款資本的収入の決算額は7億149万6,961円で、内訳は、第1項企業債4億5,000万円、第3項負担金7,554万8,951円、第4項他会計出資金8,682万5,010円、第5項国庫支出金8,912万3,000円でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は9億8,328万7,330円で、内訳は、第1項建設改良費6億2,213万6,042円、第2項企業債償還金3億6,115万1,288円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,179万369円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,241万8,824円、当年度分損益勘定留保資金1億8,508万6,519円、減債積立金2,484万4,000円及び繰越利益剰余金処分量2,944万1,026円で補填いたしました。

3ページをご覧ください。損益計算書でございます。

営業収支ですが、営業収益5億4,403万6,576円に対しまして、営業費用は6億1,406万円となり、差引き7,002万3,424円の営業損失となりました。

次に、営業外収支ですが、営業外収益1億8,537万6,821円に対しまして、営業外費用は6,931万1,062円となり、差引き1億1,606万5,759円の営業外利益となりました。営業収支と営業外収支を合計した経常収支は4,604万2,335円の利益となりました。

これに前年度繰越利益剰余金及び減債積立金取崩し分のその他未処分利益剰余金変動額を合

計した当年度未処分利益剰余金は4億8,711万8,122円となりました。

5ページをお開き願います。剰余金の処分計算書でございます。

当年度末未処分利益剰余金4億8,711万8,122円のうち、令和4年度の減債積立金取崩し分2,484万4,000円を資本金へ振り替えるとともに、未処分利益剰余金を資金的収支不足分へ補填するため、2,944万1,026円を処分し、差引き4億3,283万3,096円を未処分利益剰余金とするものでございます。

その他、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、附属明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で「第13号議案」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、「第14号議案、令和4年度四万十市下水道事業会計決算の認定について」ご説明させていただきます。

お手元の令和4年度四万十市下水道事業会計決算書の13ページをお開き願います。令和4年度の決算状況でございますが、事業収益は、営業収益2億7,709万5,640円、営業外収益3億2,383万5,146円、合計6億93万786円で、対前年度比90.5%となりました。

一方、事業費用は、営業費用5億2,982万8,081円、営業外費用6,222万7,121円、特別損失2,969円、合計5億9,205万8,171円で、対前年度比89.6%となりました。

事業収益、事業費用共に減となりましたが、損益計算の税抜き経理によりまして869万9,135円の純利益を確保いたしました。

また、有収水量は、公共下水道事業と農業集落排水事業合計88万4,796<sup>m</sup>³で、有収率は98.5%となりました。今後も人口の減少や節水意識の高まりにより有収水量の増加は期待できないものと考えております。

次に、主な建設改良事業ですが、緑ヶ丘団地污水枝線工事を実施いたしました。

1ページにお戻りください。令和4年度四万十市下水道事業決算報告についてご説明させていただきます。

収益的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款事業収益の決算額は6億93万786円となっております。内訳は、第1項営業収益2億7,709万5,640円、第2項営業外収益3億2,383万5,146円でございます。

次に、支出でございますが、第1款事業費用の決算額は5億9,205万8,171円で、内訳は、第1項営業費用5億2,982万8,081円、第2項営業外費用6,222万7,121円、第3項特別損失2,969円でございます。

2ページをお開き願います。資金的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款資金的収入の決算額は4億6,362万9,930円で、内訳は、第1項補助金3,130万5,000円、第2項企業債2億3,950万円、第3項他会計出資金1億975万円、第4項他会計負担金7,940万8,000円、第5項負担金等366万6,930円でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は6億3,179万4,991円で、内訳は、第1項建設改良費8,583万6,757円、第2項企業債償還金5億4,595万8,234円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,816万5,061円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17万3,480円、過年度分損益勘定留保資金1,603万9,426円及び当年度分損益勘定留保資金1億5,195万2,155円で補填いたしました。

3ページをご覧ください。損益計算書でございます。営業収支でございますが、営業収益2億6,464万3,627円に對しまして、営業費用は5億1,809万1,601円となり、差引き2億5,344万7,974円の営業損失となりました。

次に、営業外収支ですが、営業外収益3億2,384万499円に對しまして、営業外費用は6,169万421円となり、差引き2億6,215万78円の営業外利益となりました。営業収支と営業外収支を合計した経常収支は870万2,104円の利益となりました。

なお、特別損失は2,969円となり、純利益は8,869万9,135円となりました。これに前年度繰越欠損金を合計した当年度未処理欠損金は6億2,021万8,518円となりました。

その他、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、附属明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で「第14号議案」の説明を終わらせていただきます。

議長（平野 正） 続いて、原市民病院事務局長。

市民病院事務局長（原 憲一） それでは、私からは「第15号議案、令和4年度四万十市病院事業会計決算の認定及び資本剰余金の処分について」ご説明させていただきます。

決算書の16ページをお開きいただきたいと思います。

まず、令和4年度病院事業の概況についてご報告いたします。

市民病院は、地域における中核的医療機関として、良質な医療を提供し、患者に信頼される病院を目指すという基本理念の下、医療水準の向上に努め、市民の皆様をはじめ、幡多地域の住民の健康・福祉の増進に重要な役割と責務を果たしてきました。しかしながら、近年の医療制度改革、診療報酬のマイナス改定、医師不足等により、厳しい経営状況に直面しています。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少の影響も大きく、医療収益は悪化いたしました。

常勤医師については、内科5名、外科1名、整形外科2名の8名体制となりました。泌尿器科については高知大学から非常勤医師の派遣を受けることで、毎週水曜日と金曜日の診療を行いました。脳神経外科については、幡多けんみん病院から非常勤医師の派遣を受けることで、毎月第2・第4木曜日の診療を行いました。また、内科外来診療においては、医師の不足を補うため、幡多けんみん病院・国立病院機構高知病院や高知大学・民間医療機関の協力により非常勤医師の派遣を受けて対応いたしました。

病院の経営改善としては、総務省及び地方公共団体金融機構の地方公共団体の経営・財務マ

ネジメント強化事業を活用し、専門的知見を有するアドバイザーにより病院の経営改善について助言を受けました。

また、3D画像解析システムや外科用エックス線テレビシステムなどを更新し、発熱外来用に心電図検査装置を購入するなど、安心・安全な医療提供体制の充実に努めました。

次に、当年度の決算状況については、病院部門で収益15億4,928万円に対し、費用が15億5,757万9,000円であったことから、829万9,000円の純損失を計上することになりました。これは、コロナ禍での入院患者の減少や新型コロナウイルス感染症に関し、活用できる国等の補助金が前年度に比べ減少したこと、また材料費や光熱水費などの高騰による経費の増加などが主な原因と考えられます。

また、中医学部門では、収益834万9,000円、費用も同額で、一般会計からの繰入れにより差引き0円となっております。したがって、病院部門・中医学部門の合計では、総収益15億5,762万9,000円、総費用15億6,592万8,000円、差引き829万9,000円の純損失となりました。

利用された患者の状況は、病院部門においては、延べ入院患者数1万4,930人、延べ外来患者数3万8,587人となり、中医学の鍼灸部門については、延べ外来患者数1,801人となりました。

次に、資本的収支では、収入7,090万6,000円、支出1億2,063万9,000円、差引き4,973万3,000円の不足となり、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上が令和4年度の事業概要でございますが、四万十市が位置する幡多医療圏は、医師が減少している地域であり、加えて看護師や薬剤師等、医療従事者の不足も深刻化しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、医療機関の診療の在り方や運営体制についても変化を求められておりますが、地域医療の中核をなす病院として、市民に信頼される良質な医療を将来に向け安定的かつ継続的に提供していくために、さらなる経営改善に努めてまいります。

それでは、1ページにお戻りください。令和4年度病院事業決算報告書についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、第1款病院事業収益の決算額は15億5,385万1,407円となっております。内訳は、第1項医業収益が11億8,777万38円、第2項医業外収益が3億6,595万1,479円、第3項特別利益が12万9,890円でございます。

次に、第2款附帯事業収益の決算額は886万4,508円となっております。これにより収入合計の決算額は15億6,271万5,915円となりました。

2ページをお開き願います。支出でございます。第1款病院事業費用の決算額は15億6,001万3,704円で、内訳は、第1項医業費用が15億4,620万4,473円、第2項医業外費用が1,375万877円、第3項特別損失が5万8,354円となっております。

次に、第2款附帯事業費用の決算額は886万4,508円となっております。これにより支出合計

の決算額は15億6,887万8,212円となりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出でございます。

まず、収入の第1款資本的収入の決算額は7,090万5,515円で、内訳は、第1項企業債が1,310万円、第2項他会計補助金が5,680万5,515円、第3項寄附金が100万円でございます。

4ページをお開き願います。支出の第1款資本的支出の決算額は1億2,063万8,900円でございます。内訳は、第1項建設改良費が2,515万9,530円、第2項企業債償還金が9,547万9,370円、第3項他会計長期借入金償還金が0円でございます。これは、年度末が返済期限であった一般会計からの長期借入金1億円を1年繰り延べて返済することにしたことによるものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,973万3,385円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額213万7,160円及び過年度分損益勘定留保資金4,759万6,225円で補填いたしました。

6ページをお開き願います。令和4年度四万十市病院事業損益計算書でございます。

まず、1、病院事業の医業収支でございますが、医業収益が11億8,362万7,431円、医業費用が14億9,746万861円でございます。差引き3億1,383万3,430円の医業損失となりました。

医業外収支におきましては、医業外収益が3億6,552万2,325円、医業外費用が6,006万4,682円でございます。差引き3億545万7,643円の医業外利益となりました。

7ページにある特別利益12万9,890円と特別損失5万3,560円を合わせた病院事業純損失は829万9,457円となりました。

次に、附帯事業でございます。収益が834万9,147円で、費用も同額の834万9,147円ございまして、附帯事業の純利益は0円となっております。

以上により、当年度の純損失は829万9,457円となり、前年度からの繰越欠損金が24億740万9,200円ございましたので、当年度末処理欠損金は24億1,570万8,657円となったところでございます。

8ページをお開き願います。剰余金計算書でございます。

まず、資本金でございますが、前年度末残高が22億693万1,642円、当年度分変動額が4,876万4,000円で、当年度末残高は22億5,569万5,642円となっております。資本剰余金につきましては、寄附金は前年度末残高が360万7,759円となっております。当年度分変動額はなく、当年度末残高も同額となっております。補助金の当年度末残高は0円で、資本剰余金当年度末残高は360万7,759円となっております。

次に、利益剰余金でございますが、減債積立金の当年度末残高は0円でございます。未処分利益剰余金につきましては、先ほど損益計算書の当年度分純損失繰越欠損金の説明でも申しましたとおり、当年分変動額がマイナス829万9,457円となりましたので、当年度末残高がマイナス24億1,570万8,657円となっております。資本金と剰余金を合わせました当年度末資本合計残高はマイナス1億5,640万5,256円となりました。

9ページは剰余金処分計算書でございます。当年度末資本剰余金360万7,759円を処分し、資本金に組み入れ、処分後資本金残高を22億5,930万3,401円とするものです。

10ページの貸借対照表については、説明を省略させていただきます。

また、15ページ以降に決算附属書類を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で「第15号議案」の説明を終わらせていただきます。

議長（平野 正） 以上で提案理由の説明を終わります。

~~~~~

議長（平野 正） 日程第4、令和5年6月定例会より継続調査の所管事項調査を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

先に、西尾祐佐総務常任委員長。

総務常任委員長（西尾祐佐） 総務常任委員長報告を行います。

令和5年6月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、7月20日及び8月22日に委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、7月20日に行いました管内視察についてご報告いたします。

まず、午前中は、下田保育所の避難訓練を視察し、避難訓練の方法と避難経路の選択について説明を受け、実際に避難経路を歩きました。

次に、実崎地区において、6月2日の大雨による土砂災害現場を視察し、災害発生時の対応内容と復旧の見通しについて説明を受けました。復旧については、現在、業者に測量及び設計を依頼しており、単独災害復旧事業債を使用し、来年度中の完全復旧を見込んでいるとの説明を受けました。

次に、山路地区にある津波避難タワーを視察し、タワー整備時の経緯と保守管理について説明を受け、階段の利用が難しい方の避難を支援する手動式ゴンドラに搭乗し、使用方法を確認しました。

午後からは、西土佐地域のホテル星羅四万十を視察し、指定管理に係る内容、利用者数の推移、施設の整備及び修繕状況等について説明を受けました。

委員からは、宿泊客が特に目にする場所の修繕については、最優先で対応する必要があるのではないかと意見がありました。

次に、津野川若者住宅を視察し、整備に係る経緯と入居状況について説明を受けました。

次に、同じく津野川地区にある旧公営住宅を視察し、利用が終了した公営住宅の今後の見通しと西土佐地域にあるその他の公営住宅の状況について説明を受けました。

続いて、8月22日に開催した委員会についてご報告いたします。

まず、旧下田中学校及び旧中医学研究所の利活用の進捗について、企画広報課から説明を受

け、調査を行いました。

4月に立ち上げた庁内の旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用プロジェクトチームにおける計4回の会議内容と第1回旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用検討会の概要と検討会において出された主な意見について説明がありました。

委員から、施設整備に係る予算措置の時期が遅いのではないかとの質疑があり、執行部からは、財源の確保と整備計画の策定に要する期間を考慮した結果、令和7年度からの予算措置としたとの答弁がございました。

また、旧下田中学校と旧中医学研究所の利活用方針が、別々に決まることはあり得るのかとの質疑があり、執行部からは、検討内容によってはあり得るとの答弁がございました。

次に、投票率向上に向けての取組と意思決定について、選挙管理委員会から説明を受け、調査を行いました。

若年層の投票率向上のための取組として、高等学校への期日前投票所の設置、高等学校における期日前投票所の投票立会人として当該学校の生徒を選任、生徒会選挙等への資材の貸出し、出前授業の実施といった学校を中心とした取組のほか、啓発ポスターの活用等の取組が行われているとのことでした。

また、投票率向上に関する取組は、四万十市明るい選挙推進協議会での意見を参考としながら、選挙管理委員会での協議により内容を決定しているとのことでした。

委員からは、商業施設への期日前投票所設置について質疑があり、執行部からは、重複投票をチェックできるシステムを活用し、実施を検討したいとの答弁がございました。

また、人口減少による投票区の見直しとして、10月22日執行の参議院議員補欠選挙から、上古尾地区・下古尾地区・竹屋敷地区を一つの投票区とし、76投票区から74投票区へ変更となるとの報告がありました。

投票区の統合により、投票所が遠くなり、投票所まで行くことが困難となった者については、投票所までの移動支援を行うとの説明があり、委員からは、今後の統合についても同様の支援を行うようにとの意見がありました。

次に、「令和5年6月定例会陳情受理番号第1号、旧下田中学校校舎等を中心とした下田地域の防災や活性化策等について」審査を行いました。

本陳情書は、下田三地区区長会から提出され、6月定例会中の委員会において、当委員会への付託案件として審査を行った結果、内容が多岐にわたり、執行部への調査が必要であることから継続審査としたものです。

企画広報課及び学校教育課から執行部の回答内容について説明を受け、審査を行いました。

委員からは、今回の陳情内容は、4人の区長が地区の代表者として提出したものであり、地区の総意として真摯に受け止めて対応すべきである、河川環境の研究施設、大学等のサテライト施設の誘致については賛同してよいのではないかと、下田保育所等の高台移転や小中一貫校の

設置については、実現が難しいかもしれないが、地区の思いとして趣旨を認めてもよいのではないが、スクールバスに地域住民が誰でも乗車可能とした場合、防犯上のリスクとならないか、美術館を設置することは現実的ではないのではないか等様々な意見がありました。

慎重に審議を重ねた結果、実現が難しい内容や旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用検討会による検討状況を見極めることが望ましい内容があるが、地区からの願意については理解できるものと考え、また無堤地域の解消等の地区住民の命を守るための願意についても妥当であるとし、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

次に、四万十市土地開発公社からの帰属財産について、財政課及び企画広報課より報告を受けました。

委員からは、四万十市土地開発公社からの帰属財産のうち、現在貸し出されている土地について質問があり、執行部からは、事業者、または個人に対して有償で貸し出されている土地の面積及び貸付金額の説明のほか、道路工事の搬出土の仮置場としてまちづくり課に使用を許可している土地があるとの説明がありました。

次に、四万十消防署の移転について、地震防災課より報告を受けました。

委員からは、移転先である最終建設候補地の近隣地への影響について意見がございました。

次に、工作物の建築等の不許可処分取消し請求事件について、総務課より報告を受けました。現在も引き続き争点整理をしている状況であるとのことでした。

次に、感謝料請求事件について、総務課より報告を受けました。

6月22日に第6回口頭弁論が行われており、次回は8月25日に第7回口頭弁論が行われる予定とのことでした。

また、その他の案件といたしまして、管外視察について協議を行い、日程を11月中旬頃から下旬の期間から調整することとし、関西地方の自治体への視察を行うことを決定いたしました。以上のとおりご報告いたします。

議長（平野 正） 以上で総務常任委員長の報告を終わります。

続いて、宮崎 努産業建設常任副委員長。

産業建設常任副委員長（宮崎 努） それでは、産業建設常任委員長報告を行います。

令和5年6月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、7月10日及び8月25日に委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、7月10日に行いました管内視察についてご報告いたします。

1か所目に楠島第二排水機場及びマスプロダクツ型排水ポンプ設備を視察いたしました。楠島第二排水機場は、毎秒1.5tの水中ポンプを2基有する設備であり、堤防を乗り越して直接河川へ排水する四国内でも数少ない仕組みの施設であるとのことでした。

また、国が開発を進めるマスプロダクツ型排水ポンプ設備の現地実証実験の実施自治体として、全国で6か所選定されたうち、四国では唯一本市が選定され、全国で最も早く稼働させ、

実証実験を行っている。検証するためには、何回か実験を重ねる必要があることから、実験期間は3年から5年を見込んでいたとのことでした。

次に、具同新水源について視察を行いました。具同水源は給水開始から38年が経過し、施設の老朽化や水源水質の変動等が懸念されている。また、送水管は布設後40年を経過すると耐震管へ布設替え可能となることから、市民へ安定的に水道水を供給することを目的に、新水源の整備を進めている。

委員から、水道水は白濁しなくなるかとの質疑に対し、もともと遊離炭酸という鉄をさびさせる成分が入っていたことが分かり、それを改善するための設備をつくったが、この設備は、遊離炭酸を空気中で飛散除去する構造で、空気を水中に送る仕組みになっているため、気泡が混ざり白濁したようになるものであるが、新水源で取水する水からは、遊離炭酸は出ていないため、水道水が白濁する症状はなくなることとなるとの答弁がございました。

次に、市道衛生センター線及び大名鹿線における土砂崩れ等の災害発生現場を視察いたしました。この災害は、6月初めに発生した大雨による災害で、市全体の公共土木施設災害の被害報告額では4億8,200万円との報告がございました。市道衛生センター線は、斜面の土砂が集中豪雨により飽和状態になって崩れたもので、被害報告額は2億円であるとのことでした。この市道は、衛生センターにつながる重要な道路であるため、至急応急対応を行い、6月3日には通行可能な状態としたとのことでした。

一方、市道大名鹿線では、大名鹿川と兼用護岸擁壁が崩壊したもので、当面の対策として、大型土のうによる仮設護岸を整備して対応している。この被害報告額は6,000万円であるとのことでした。

これらを含む市全体の災害査定を8月末に受けよう準備を進めているとの説明がございました。

次に、スクールミールなかむらみなみにおいて、給食への地元食材の利用状況について視察を行いました。

食材の調達には、無農薬・減農薬野菜等食材の優先購入及び地元産食材の優先使用の2つの方針により実施している。市内産品の調達割合は、米はほぼ100%、野菜類は3分の1程度であるが、果実や肉類等その他の物は、市内で調達することは難しい状況である。また、最近の物価高騰や無農薬・減農薬の物を優先調達するため、どうしても食材に係る費用が高くなっているが、栄養価が足りるよう、また食べ応えがあるように日々工夫しているとのことでした。

次に、川登地区に整備されている残土処理場の視察を行いました。

国道441号の最後の未改良校区である口屋内と中半のバイパス事業を進める中で、今後両バイパストンネルの掘削により発生する残土の処理場とするもので、現在は搬入道路の整備等を行っているとのことでした。

次に、口屋内トンネルにおける久保川工区の工事現場を視察しました。

現在、トンネルの掘削作業の準備中で、貫通予定は令和7年度としており、その後、トンネル内の照明設備や舗装等を行う予定で、今後の予算配分にもよるが、供用開始としては令和の一桁後半を目指しているとのことでした。

次に、国道441号防災事業に係る岩間工区での工事現場を視察しました。

中半バイパス・口屋内バイパスが供用開始になった後、旧道とはなるが、バイパス供用開始までに狭隘、または落石等のおそれがある箇所について、落石防護や山留め擁壁、道路拡幅工事をし、安全性を確保するとのことでした。

次に、西土佐農業公社における地盤沈下の状況及び事業計画について視察を行いました。

西土佐農業公社では、10年以上前から機械倉庫・農機倉庫・育苗ハウス・集出荷貯蔵施設の辺りで著しい地盤沈下が見られるようになり、今もなお動いている。また、西土佐農業公社の事業としては、新規就農者育成のための研修事業・新規作物等施策支援事業・水稻育苗事業などが主な事業であるとのことでした。

委員から、農業フェア等に参加されていると思うが、研修生を呼び込むために必要と感じることは何かとの質疑に対し、一番は住居の問題である。対面で話をする際は、様々な取組や地域の紹介、こちらの思いを伝えるが、住まいを確保できなければ、実際に来ていただけたところまで話が行かないのが正直なところであるとの説明がございました。

次に、四万十ひろばに整備されたカヌー館オートキャンプ場における利用状況の現状について視察を行いました。

令和2年4月にオープンしたものの、コロナ禍で客足が伸びなかったが、最近は増えてきている。令和4年度では、もともとあったフリーサイトに1,068人、整備したオートキャンプ場に1,040人の利用があり、整備したことによりこちらまで来て四万十川沿いで宿泊される観光客が増えているとの説明がございました。

次に、ホテル星羅四万十及び道の駅よって西土佐に整備されたバーベキュースペースについて視察しました。

ホテル星羅四万十に整備されたバーベキュースペースは、ホストが常駐する至れり尽くせりのバーベキューが体験でき、展望も含め、特別な場所としての演出をしていくもので、今後はバーベキュー体験とセットの宿泊商品の造成を行い、誘客につなげていきたい。

一方では、地域の皆さんが記念パーティーなどを開催するなど、非日常の場としてご利用いただくようなことも考えている。

また、道の駅よって西土佐に整備されたバーベキュースペースは、いわゆる焼き肉ではない本物のバーベキューを体験してみたいがハードルが高いという方にマニュアルを常備し、自分で本格的なバーベキューを体験していただく施設としているとの説明がございました。

続いて、8月25日に開催した委員会についてご報告いたします。

まず、所管事項調査として、四万十川学遊館及びトンボ自然公園の指定管理について、観光商工課から説明を受け、調査を行いました。

四万十川学遊館及びトンボ自然公園で構成されるトンボ王国は、世界初かつ日本一のトンボ保護区で、指定管理者として公益社団法人トンボと自然を考える会が管理しており、子供たちの貴重な環境学習、自然体験活動の場となっている。

また、新たな取組として、1点目に、生物多様性保全の具体的な目標として、世界的に検討されている30 by 30目標の鍵となっているOECM、保護地域以外で生物多様性保全に資する区域を目指すために、環境省が公式に認定する自然共生サイト認定の申請に向けた取組を進めていること。2点目に、観光再始動事業を活用したトンボ自然公園での特別な体験コンテンツを造成する取組。3点目に、四万十川学遊館における修学旅行などを対象とした質のよいSDGs教育プログラムの造成の取組を行っているとのことでした。

委員から、入館者の年代やインバウンド等の内訳、また学校が利用した際の市内での宿泊の有無等について質疑があり、入館者の内訳は把握できておらず、また学校が利用した際に市内で宿泊したかは把握してないとの答弁があり、委員から、様々な取組は一定評価するが、収支が厳しい中、指定管理料も含め、今後この施設の先行きを考える際には、例えば入館者の内訳を把握し、ターゲットを絞った形で売り込みをする等、しっかりと検討していく必要がある。また、SDGsプログラムは、修学旅行の宿泊とセットで売り出してはどうかなどの意見が出されました。

次に、河川環境改善に係る取組の現状について、農林水産課から説明を受け、調査を行いました。

河川環境悪化の要因は、河川の環境変化や温暖化等様々な要因が影響していると考えられ、何らかの手だてが必要となるが、本市のみでは成し遂げられない。これまで漁協や本市・四万十町で組織する四万十川漁業振興協議会で対策について協議を重ね、今年度水産部門のほか、国・県の土木・林業・環境部門と有識者による総合的な対策を推進できる組織の設立を目指し、四万十川保全機構と振興協議会の連名で県に要望を行う予定であるとのことでした。

委員から、岩石投入や西部漁協が行っていた河原を掘削し流れをよくする取組の結果について質疑があり、岩石投入に対する影響調査は、振興協議会に委託しているが、取りまとめには至っていない。また、西部漁協の掘削した箇所については、様々な微生物等のよい結果が得られたとの報告を受けたが、これも振興協議会で結果を取りまとめるものであるとの答弁がございました。

また、掘削は河原ではなく、川の中で行わなければ無意味なのではないかとの意見に対し、川の中を掘ることは、許可を取るなどハードルが高いので、まずは河原で実験を行っている。その結果、目で見て分かるほどに水が通るなどの一定の効果があつたのではないかと考えているとの答弁がございました。

続いて、所管事項の報告として、農林水産課から食肉センター整備に係る進捗状況について報告を受けました。

概算事業費は、9月15日に算出されることとなった。7月には、県担当者と共に幡多5市町村を訪問し、整備の経過やスケジュール、事業費の負担等について協議し、各市町村から負担の有無は首長が協議の上、方向性を決定する必要があるなどの意見が出された。

また、豚の湯剥ぎ方式の先進地である株式会社沖縄県食肉センターを視察し、処理頭数やと畜実績の比較、と畜ラインの確認やランニングコストの収支シミュレーションをする上で大変参考になった等の報告がございました。

委員から、視察を踏まえ、本市の概算事業費はどのくらいになりそうかとの質疑に対し、9月15日に概算事業費の算出を受けるまでは分からないとの答弁があったため、委員からは、議会としても予算を審議する必要があるため、事業費が分かり次第、議会にも情報提供していただきたいとの意見があり、分かり次第お知らせするとの答弁がございました。

次に、その他の案件として、管外視察について協議を行い、四国内で視察を行うことに決しました。

また、公益社団法人トンボと自然を考える会からの参考人招致について、次回の委員会で検討することに決しました。

以上のとおりご報告いたします。

議長（平野 正） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

続いて、川淵誠司教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（川淵誠司） 教育民生常任委員長報告を行います。

令和5年6月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、7月11日及び8月18日に委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、7月11日に行いました管内視察についてご報告いたします。

初めに、休・廃校中学校への小学校移転に伴う児童の様子等について、八束小学校及び利岡小学校を視察しました。執行部から説明を受け、学校長等と意見交換を行い、移転後の児童の様子等を確認いたしました。

次に、具同保育所建て替えに伴う木造園舎の事例として、川崎保育所を視察し、園舎や園庭等見学いたしました。

最後に、天体観測施設四万十天文台を視察しました。執行部や星空ガイドの方から、四万十天文台が造られた経緯や利用状況等について説明を受け、観測施設内を見学しました。今年度より鮮明に観測ができる撮影設備を導入予定で、今後電子観望会や女性が安全に楽しめるようなイベント等を計画しているとのことでした。

続いて、8月18日に開催しました委員会についてご報告いたします。

初めに、四万十シルバー教室について、生涯学習課から説明を受け、調査を行いました。

50代以上を対象に、生涯学習のきっかけとなる事業として、中央公民館で実施してきたものであるが、受講者は減少傾向にあり、本年度は8講座で182名が参加している。令和6年春に開館する総合文化センターの運営に伴い、既存事業の見直しを行う中で、参加者が減少し固定化している本事業については、現在の形態では本来の目的を十分に達成できないとの判断から、廃止の方針となった。市としては、今後はサークルとして活動を継続していただけるよう支援していくとのことをございました。

委員から、利用者にとって廃止は理解しづらいところだと思うが、新たな方法で本来の目的に沿う形で開催していただきたい等の意見がございました。

次に、安並運動公園のテニスコートの夜間照明について、生涯学習課から説明を受け、調査を行いました。

令和4年度のリニューアルオープンに併せて、3コートの南側と5コートの北側にLED照明を設置した。設置当初は、これまでのハロゲン照明と比べ、明る過ぎてまぶしいという意見があり、現地確認を行ったが、コートへの照度角度や方向に問題はなく、照明器具にも異常は認められなかった。現在は、利用者からの申出も減少しており、現時点で修繕等の必要があるとは考えていないとのことをございました。

委員から、利用者が慣れてきたということかもしれないが、今後も利用者の声を聞きながら、利用者が一番利用しやすいようにしていただきたいとの意見がございました。

次に、児童生徒の実態と動向について、学校教育課から説明を受け、調査を行いました。

児童生徒数については、令和元年度から5年間に於いて、小学校では1,500人前後、中学校では700人前後で推移している。不登校の児童生徒数については、小学校で20人から30人、中学校では30人台で推移しており、令和5年度1学期末に於いて、ヤングケアラーと思われる人数は、中学校で3名であるとのことをございました。

次に、教職員の実態と動向について、直近5年間の教職員及びその他の職員数、正規職員の休職者数や直近4年間の1日当たりの平均在校時間、現在定数を満たしていない教職員数に関して、学校教育課から説明を受け、調査を行いました。

委員から、働き方改革が行われても教員の勤務時間がそれほど変わっていないことが非常に気になる。本市では、現在教職員が不足している学校はないとのことだが、定数の基準自体を見直す必要があるのではないかと質疑があり、執行部から、教職員の配置数の見直しについては、機会があれば市からも国や県に発信していくことも一つの方法と思う。中学校については、部活動の地域移行を進めることでも教職員の負担は軽減されていくのではないかと考えているとの答弁がございました。

次に、四万十市の保育所入所児童に対する保育士の定数について、子育て支援課から説明を受け、調査を行いました。

1歳児の配置基準については、国はおおむね6人に1人としているが、本市はおおむね5人

に1人とし、国より手厚い基準を設けている。本市の保育士の配置状況に関しては、現状基準に沿った十分な配置がなされているとのことでございました。

委員から、定数については問題ないことを確認したが、児童が多過ぎて違う保育所に回されることはあるのかとの質疑があり、執行部から、年度途中の申込みの場合は、空いている保育所を案内することもあり得るが、年度当初の申込みであれば、基本的には可能な限り希望の保育所に入所できるよう、それに併せて保育士を配置しているとの答弁がございました。

続いて、四万十市地球温暖化対策実行計画・区域施策編について、環境生活課から報告を受けました。

四万十市地球温暖化対策実行計画協議会を中心に策定を進め、本年6月に策定が完了した。省エネルギーの推進や太陽光発電のさらなる導入、森林資源の活用などを重点政策の柱としており、この計画の意義や必要性を市民や事業者等にしっかりと伝え、目標達成に向け継続的に推進していくとのことでございました。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の取組状況について、環境生活課から報告を受けました。

県が佐川町において整備を進めている本処分場の工事に関して、追加の安全対策が必要になり、本年5月の時点で当初の総事業費から4億5,000万円の増となっている。現時点では、国費の割当てが増えたことにより、市町村負担額の増額は少ないが、労務費単価の上昇や国費の交付状況等により市町村負担が必要になることも考えられるとのことでございました。

次に、東山小学校の改築について、学校教育課から報告を受けました。

基本設計が6月末で完了し、現在実施設計に入っている。学校・教職員・保護者や地域の方々からも意見等をいただきながら、使いやすい、地域としても見守りやすい形の建築を進めていく。実施設計の期間は、来年1月いっぱいを目処としており、令和6年度に入ってから新築の工事を行う形になるとのことでございました。

次に、学校再編について、学校教育課から報告を受けました。

大用中学校について、令和5年7月12日の第2回PTA意見交換会において、再編を選択することで意見がまとまり、令和6年4月の再編とすることで合意となった旨の報告をいただいた。これを受け、東富山8地区の区長への説明会を8月10日に開催し、地区にも了承をいただいた。今後は再編に係る回覧を配布させていただき、地区住民への周知を行っていくとのことでございました。

次に、新型コロナワクチン接種について、健康推進課から報告を受けました。

5類移行後の感染状況について、高知県・幡多地域とも7月中旬以降、急激に増加しており、感染拡大の可能性が拭えない状況になっている。重症化の予防には、ワクチンの追加接種が有効であるが、接種率は初回接種に比べ全体的に減少している。今秋開始接種については、初回接種を完了している生後6か月以上の方を対象に通知を行い、9月20日から令和6年3月31日

までの間に、市内医療機関と集団接種会場にて実施する予定であるとのことでした。

次に、総合文化センターしまんとぴあキッズスペースの使用料について、生涯学習課から報告を受けました。

和室を利用する子供主体のイベントを開催する場合に、和室に隣接するキッズスペースを保護者の観覧スペースとして確保したい等の意見があり、必要性や効果を検討し、当該スペースを貸出し可能としたことから、当該スペースを専有して使用する場合の使用料の額を新たに規定するものであるとのことでした。

次に、総合文化センターしまんとぴあの整備状況について、生涯学習課から報告を受けました。

現在は、施設建設工事と周辺市道等について整備を進めており、今後JAの窓口部門である信用課と共済課が入居予定となっているとのことでした。

次に、宿毛市総合運動公園陸上競技場の改修支援について、生涯学習課から報告を受けました。

宿毛市陸上競技場では、定期的に陸上競技大会や記録会が開催され、幡多地域の陸上競技者にとってなくてはならない競技場となっているが、経年によりトラック走路の地盤が一部沈下し、トラック1周の距離が規定を上回り、公認コースを継続するには改修工事が必要な状況となっている。改修工事には多額の費用が必要であることから、幡多陸上競技会や幡多6市町村長が高知県に対し、県が主体となって幡多地域に公認陸上競技場を整備していただきたいという要望を行い、改修に関する協議がスタートし、6月16日の協議において、改修費用及びランニングコスト等に係る負担案が示され、高知県及び幡多6市町村で協力することが確認され、補正予算を計上する運びとなった。また、現在、市内・市外で設定している使用料については、減免も含め、宿毛市が今後検討していくこととなったとのことでした。

最後に、第29回四万十川ウルトラマラソンについて、生涯学習課から報告を受けました。

募集開始1週間で参加者が定員に達し、またボランティアについても募集を上回る応募があったとのことでした。

また、その他の案件といたしまして、管外視察について協議を行い、1泊2日の行程で徳島県及び高知県内にて視察を行うことに決しました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

議長（平野 正） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

これにて各常任委員長の報告を終わります。

小休にいたします。

午後0時2分 小休

午後0時3分 正会

議長（平野 正） 正会にいたします。

ただいま「議員提出議案第1号、四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」が提出されました。

お諮りいたします。

「議員提出議案第1号」を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案第1号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

議長（平野 正） 直ちに提案理由の説明を求めます。

上岡真一議員。

8番（上岡真一） それでは、「議員提出議案第1号」につきまして提案理由の説明を行います。

「議員提出議案第1号、四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」については、議員の在勤地内旅費の支給について議長が別に定めることができるよう改正するものでございます。

現在、議員が自家用車で公務のため市役所等に来る際に、行程8km以上については旅費を支給しておりますが、その支給の方法については、一般職員の例によることとなっております。

その支給日について、効率化等の観点から、定例会ごとに支給するなど柔軟な対応ができるようにするものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。

議長（平野 正） 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月5日から10日までは休会、9月11日午前10時会議を開きます。

9月11日の日程は、一般質問であります。質問者は9月6日水曜日、午前11時までに質問内容を文書により通告をお願いいたします。

念のため質問順位を申し上げます。

1番西尾祐佐議員、2番松浦 伸議員、3番澤良宜由美議員、4番川淵誠司議員、5番鳥谷 恵生議員、6番川村一朗議員、7番前田和哉議員、8番廣瀬正明議員、9番上岡 正議員、10番川村真生議員、11番谷田道子議員、12番上岡真一議員、13番大西友亮議員、14番山下幸子議員、以上質問者は14名でございます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後0時7分 散会

令和5年9月四万十市議会定例会会議録（第8日）

令和5年9月11日（月）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川淵 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 市長 中平 正宏           | 副市長 田能 浩二       |
| 総務課長 岡本 寿明         | 地震防災課長 遠近 由幸    |
| 企画広報課長 武田 安仁       | 財政課長 竹田 哲也      |
| 市民・人権課長 加用 拓也      | 税務課長 山崎 行伸      |
| 環境生活課長 山本 聡        | 子育て支援課長 中脇 弘樹   |
| 健康推進課長 竹本 美佳       | 高齢者支援課長 武内 俊治   |
| 観光商工課長 金子 雅紀       | 農林水産課長 吉田 貴浩    |
| まちづくり課長 佐川 徳和      | 上下水道課長 池田 哲也    |
| 会管理者兼会課長 中田 智子     | 市民病院事務局長 原 憲一   |
| 福祉事務所長 渡辺 和博       | 教育長 久保 良高       |
| 学校教育課長 山崎 寿幸       | 生涯学習課長補佐 安岡 栄治  |
| 総合支所長兼地域企画課長 村上 正彦 | 西土佐診療所事務局長 稲田 修 |
| 産業建設課長 朝比奈 雅人      | 農林水産課副参事 桑原 克能  |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|            |               |
|------------|---------------|
| 事務局長 西澤 和史 | 事務局長補佐 岡村 むつみ |
| 総務係長 土居 和博 |               |

午前10時0分 開議

議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

議長（平野 正） 日程に従い、一般質問を行います。

西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） おはようございます。本日より9月議会の一般質問も始まりでございます。一番手ですが、気負わず自分のペースで質問していきたいと思えます。

今回は項目が多くて、毎回ではあるんですが、最後まで行き着くかどうか、ちょっと心配なところはございますが、進めていきたいと思えます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問していきます。

まずは、学校施設についてということで、中学校のプール・更衣室等についてお伺いいたします。

これは、中学生の保護者の方からご意見をいただきました。中村中学校のプールの女子更衣室ですが、衛生的にも環境が悪いのではないかと、また入り口の扉やプール側の窓を開けば、外から見えやすく開けづらい。しかし、閉め切ると室内の空気も悪くなるというようなご意見をもらい確認をしてきました。きれいに掃除はしているようでしたが、開けると外からは見えやすく、古い様子と湿度から少し居心地の悪さも感じました。それと、トイレは、使用できそうにありませんでしたので、こちらも気になりました。プール自体の傷みは、見た目では分かりにくかったですが、まずはこれらの施設のことについての学校教育課の認識をお伺いいたします。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） おはようございます。それでは、ご答弁をさせていただきます。

各中学校のプールにつきましては、どの学校におきましても老朽化をしてきておきまして、塗装の劣化やプールサイドのタイルの割れ、水漏れ等のプール本体に係るものをはじめ、議員おっしゃったように、更衣室等の附帯設備におきましても、トイレやシャワー、ひさし等の破損などがあり、毎年修繕が必要な箇所であるような状況であるというふうに認識をしております。

中村中学校のほうにおきましても、トイレについて扉が壊れているということやひさしや日よけが欲しいというようなご要望などもいただいているような状況でございます。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 一定認識のほうはしているということですので。

また、中村中学校以外にも、中村西中学校と西土佐中学校も確認をしてきました。中村西中学校は、学生や保護者からのご意見もないとのことでしたし、見た目はそれほど悪くなかったように思えます。ただ、先ほど修繕等もいろいろとあるとは言っておりましたが、プールに水

を入れる管のどこかで水漏れがあるのではないかとのご意見もお伺いいたしました。

次に、西土佐中学校は、結構古さは感じました。というのも、プール両サイドのタイルの部分は、ところどころ剥がれ、学生がけがをする可能性も感じました。

こういった他の中学校のプール施設の現状の認識について、こちらもお伺いしたいと思います。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） 中村西中学校、それから西土佐中学校についての現在の認識のほうにつきましてご答弁させていただきます。

議員おっしゃったように、プール本体自体には大きな修繕箇所というのは今のところ承知しておりませんが、若干水漏れがあるのではないかとということが中村西中学校、それから西土佐中学校のほうにおきましては、タイルが剥がれたり、塗装が傷んだりというようなところがあるので、そういうところの修繕というところの要望は受けているところでございます。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 要望も受けていて認識も受けているということで、取組を少しずつでもしていただきたいと思います。

続きまして、学生はどれくらいプールを使った授業の時間があるのかとプール施設の年間経費についてお伺いしたいと思います。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

中学校のプールの使用時間数及びプールの維持管理経費についてお答えをさせていただきます。

中学校の授業で使用するプールの時間数につきましては、直近、令和5年度の実績でございますが、中学校1年生では8時間から12時間程度、それから2年生では8時間から14時間、3年生では8時間から10時間というふうになっております。過年度におきましても、各学校で毎学年10時間前後となっているような状況でございます。

次に、プールに係る維持管理経費でございますけども、中学校全体のプールに係る水道料、それから水質検査料、薬品に係る経費、保守委託料、修繕料の合計でご答弁をさせていただきます。

コロナ禍の前の令和元年度におきましては、11校で約340万円ほど、令和2年度につきましては、11校で約265万円ほど、令和3年度につきましては、9校で約180万円ほど、令和4年度は、5校で約130万円ほどとなっております。

なお、令和2年度は、コロナ禍により、中村中学校と中村西中学校がプールの使用を中止しており、令和3年度には、同じくコロナ禍により、中村中学校が使用を中止しているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 詳しくご説明いただき、ありがとうございます。

この授業自体のことであったり、それに係る費用対効果じゃないですけど、そういったものについては、後ほどまた上岡議員のほうもやりますので、ここは足早に行って、私がお質問したかったのは、修繕等のお話ですので、進めていきたいと思います。

最初のほうにもありましたとおり、修繕等を少しずつでもあるとは申されておりましたが、今後、また必要な修繕とか改修、こういったところの見通しというか、そういったものが必要なものが今現在あるようでしたら、それについてお伺いしたいと思います。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） お答えいたします。

中学校のプールに関しまして、大規模な改修ということは、直近では予定をされていないという状況でございます。当面は、安全性を最優先に、予算の許す範囲で必要な維持修繕に努めていきたいというふうには考えております。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 分かりました。というのも、高知市では、高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会というものが立ち上がり、在り方について検討されております。このことについては、高知新聞の記事で知りましたが、高知市のホームページにも会の議事録が載っていて、様子をうかがえます。そこでは、プールの施設の更新と公立プール及び民間プールの活用との比較等というタイトルで検討もされているようでした。

そこで、四万十市では、このように今後の施設の改修について考えるときに、安並のプールや近隣の小学校のプールの使用等についても検討するのか、現状何かこういったことに対してお考えがあるようでしたら、お伺いしたいと思います。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） 現段階では、そこまでの検討ということには至っておりません。しかしながら、先ほども申しましたとおり、大規模な改修ということにつきましては、直近では想定はされておりませんが、この大規模な改修やプールそのものの建て替えが必要になった際には、近隣校での併用や市内の代替施設等の活用等の可否も含めて考えていかなければいけないのではないかとこのように考えております。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 分かりました。

近い将来に大規模なプールの改修の案件はないとはっておりますが、今後出てくる可能性は十分にあるということでございます。そうなってからではなくて、やはり先ほども課長も申されたとおり、事前に考えていくこと、そういったことも大事ではないかなあと思っております。

す。時間的な制約もないので、よりアイデアが生まれることもあるかもしれません。また、学生のプール使用だけでなく、災害時や他への有効活用でのプールがあることでのメリットなどについても再確認ができるかもしれません。ぜひ事前の検討をお願いいたします。

元は保護者からの中村中学校の女子更衣室についてのご意見でしたので、最後に、更衣室の状況、着替え等については改善方法はないか、しっかりとご検討もいただきたいことをお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、デジタル化の推進についてです。

初めに、地域電子通貨についてですが、この質問については、令和3年3月議会で質問しております。この2年半の間の取組状況についてお伺いしていきたいと思いますが、再度になるので、あまり詳しくは内容を話しませんが、以前の質問では、コロナ禍ということもあり、非接触での電子決算の推進、市内における経済の活性化、各種の商品券や振興券・クーポン券、給付金等様々な金銭に関わる事業の事務費や労力の低減、また取組途中や終了後でのデータの収集・管理・分析、それらの効率化、そして健康ポイントやボランティアポイントなどを発行する取組をし、健康福祉や社会貢献活動等に生かし、健康増進、コミュニティ形成などにもつながるのではないのでしょうかというような内容の質問でした。

答弁といたしましては、今後は地域電子通貨を導入した他市町村での利用状況、紙から電子に伴う維持管理費用の内容などにつきましても調査であるとか検証をしたいと思っておりますというような答弁でございました。

まずは、この質問以降の取組状況についてお伺いしたいと思います。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） それでは、前回のご質問以降の取組についてお答えいたします。

この地域電子通貨につきましては、オンラインショッピングなどの増加によりまして、地域経済の縮小が懸念されている中、地域外への経済流出を抑え、地域内の消費を促すことができるものでありまして、地域経済の活性化に資するツールになり得るものと認識しております。

また、先進事例では、地域電子通貨と健康事業など他の施策と連携して行うことによりまして、様々な分野に効果を波及させているというような事例も多くございます。

こういったことから、本市としましても、地域電子通貨の導入などについて、庁内で横断的に検討することを目的に、7月にプロジェクトチームを立ち上げまして、まずは県内の地域電子通貨を導入している先進自治体へ聞き取りを行いました。これに加えて、本年7月には、千葉県市川市、それから8月にはこれウェブ視察という形でございましたけれども、木更津市の視察を行いまして、システム構築と運営における課題の把握に現在努めているところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） ありがとうございます。

ここ最近、大分動きが活発になってきているようなご答弁をいただきました。ありがとうございます。

確かに、この2年半の間に新たに始められた自治体や既に取り組みされていた自治体の運用を知ることができ、多くの課題等もより明らかになり、参考になる事例も以前にも増して増えたことと思います。この地域電子通貨ですが、その有効性やメリットなどもあると思いますが、逆に現状での課題やデメリットもあると思っております。先ほども申しましたとおり、多くの参考事例等があると思っておりますので、本市の現状を鑑みてご検討いただきたいと思います。

その中で、進めるに当たって、個人的に肝腎になるのは、利用率をしっかりと上げることができるかということだと思っております。協力・連携してくれる商工業者や事業者の皆さんも重要ですが、始めても利用する人が少なかった場合、この地域電子通貨を導入するメリットは随分と減る、少なくなると思っております。逆に、負の印象を与えてしまう懸念を感じております。他にも導入コストや毎年の運営費など幾つか気になる点もございます。メリット等については、前回の質問時と同様、多くあると思っておりますが、担当課で考えるこの取組で大きな課題等はどのように思われていますか。

また、それを踏まえて、今後についてもお伺いしたいと思います。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 先ほど申しましたように、大きくは2市の視察を行いましたけれども、その中で、まず千葉県市川市につきましては、直営で運営しているというものでございました。それから、木更津市におきましては、民間の金融機関及び団体と連携した仕組みを構築して運営されておりました。そのいずれの市におきましても、制度を維持するためには、大手のQRコード決済でありますとか、そういった既存のキャッシュレスサービスと競争となるため、利用促進キャンペーンなどの情報発信、またポイント付加など、地域ならではのお得感を出すための施策を定期的かつ継続的に実施する必要があると。それによりまして、多くの労力やコスト負担が必要になってきていると。

また、市直営の場合は、特にシステム導入に係るイニシャルコストに加えまして、ランニングコスト、これらも必要となりまして、その財源確保が大きな課題であるというふうに伺っております。

それから、先ほど議員からもありましたように、やはり収益を考えた場合、その収入ということを考えますと、どれだけの店舗に加入していただけるか、あるいはどれだけの方に使っていただけるか、そういったことも今後検討する上での課題であるというふうに考えております。その課題としましては、先ほど言いましたように、いかに地域ならではのインセンティブを構築していくかということになるかと思っておりますので、そういったことを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） ありがとうございます。しっかりと大変多くの課題を認識されているということで、安心しました。一度始めると、すぐに事業をやめるということにはならないと思いますので、しっかりと調査検討していただきたいと思っております。この事業、市民の多くの方が使用してもらえると、地域の様々なことに効果的に活用できるものではないかと期待するところであります。引き続いての前向きなご検討をお願いし、次の質問に移りたいと思います。

次は、公衆無線LANについてです。

この質問も、まずは以前の質問以降の取組についてお伺いいたします。

以前の質問では、窓口業務で有効に使えるのではないかと、災害時の避難場所等で有効ではないかと、ほかにも各課・各階で様々な会や集まりが役所内では日々あり、パソコンやタブレットを持参して来る人も増えてくると想像するので、デジタル社会に向けての取組の一つに、市役所庁舎で使える公衆無線LANの整備を検討してはどうでしょうかというものでした。

答弁は、現時点では、公衆無線LANの必要性を見いだしていないというふうな状況でございます。しかしながら、現在他の自治体で導入事例等がございます。そういった部分の状況にも応じまして、目的並びに必要性が明確となれば、導入については再度検討させていただく必要があるかというふうに思いますというような答弁でございました。

あれから4年近くたちますが、この間、新型コロナウイルス感染症もあり、デジタル化というものは随分進んできていると思いますし、市もプロジェクトチームをつくり、推進しているところであります。また、他の自治体での事例も随分増えたと思いますが、現在の状況についてお伺いいたします。

議長（平野 正） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

本庁舎でありますとか総合支所など、大規模災害時に避難者の避難が見込まれる施設につきましても、避難者が情報収集でございますとか家族との連絡を取る場合など、公衆無線LANを利用可能な状態にする有効性は高いと認識しております。

一方、平常時の庁舎の利用についてでございますけれども、まず市民の方が気軽に集まることのできる本庁舎1階ロビーの利用状況について一定期間調査を行いました。平日・休日共にほぼ常時数人程度の方がテレビを見たり、案内に配布しております広報等を見たりして時間を過ごされておりました。年齢層としては、平日は高齢者の方が多く、休みの日になると生徒・学生の姿も多くなる時間帯もございました。スマートフォンを操作されている方を見ることがありましたが、本庁舎の中では、全てのキャリアの通信が可能ですので、特段通信が遅くなるなどの支障はないのでしょうか、これまで市民の方から公衆無線LANの整備に

つきまして要望や意見をいただいたことはございません。

また、令和3年度に2階にございます図書館に公衆無線LANが整備されたこともその一因ではないかと考えております。

次に、各階の会議室の利用についてでございますけれども、会議や打合せの際、公衆無線LANを利用できれば、より効率的に対応が可能となるケースもあると思います。しかしながら、特に民間企業の方は、独自に通信端末を持参してインターネットに接続することもありますし、また職員は、各会議室に引き込んだ庁内のLANを使用しますので、現状の環境での運用に特に支障はなく、会議室利用時を目的とした整備につきましては、庁内では特に現在のところ、意見・要望等は上がってきてございません。

公衆無線LANの整備につきましては、ニーズの有無でございますとか導入効果、こういったことを考えまして、これまで説明しましたように、現時点では早期整備の必要性は低いのではないかと、そういうふうにご検討いただいております。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 現状、考えられていることについては分かりました。庁舎内でそれほどニーズはないのではないであろうか、会議室等々で使うところも声は聞こえてくるものの、現状の状況でも十分ではないかというような内容だったと思います。ただ、会議をする際に、庁舎内でWi-Fiの使用はできますかと聞かれることは多々あります。そういったときに、各担当課で使えることもできるとはなっておりますが、なかなか職員さんの確認、手間、たまにしっかりとつながってないとか等もありますので、そういったものも簡易的にできるような形、そういったものをつくれたらなあと思っております。先日もある勉強会、講義では、ネット環境は現在は生活インフラの一つですというふうにもおっしゃっておりました。議会のほうでも、タブレットの導入に向けての取組が進んでいますが、その際にも移動可能なWi-Fiルーターの購入を予定しております。フロアではなくても、会議室だけでも使用できるように、このようなやり方も考えられると思っております。先ほど図書館の話も出ましたが、その状況を見ると、好評で、マナーも守られて使われているように見えます。また、この影響かどうかは定かでないですが、来館者も増えているというようなお話もお伺いしております。なかなかこの4年間で進展がないことを考えると、今後も難しいかもしれませんが、導入については再度必要性と有効性等をご検討いただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

議長（平野 正） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） 昨今、公共的、それから民間の施設にかかわらず、様々な施設におきまして公衆無線LANが整備されておる状況でございます。整備するに当たっては、整備費用でありますとか、それから年間の維持費用がそれぞれ必要となりますので、今後に当たっても導入に当たってそのニーズの有無であるとか導入効果、こういったものが一定見込まれることが重要でございますので、今後におきましても、公衆無線LANの整備につきましてはそう

いった必要性でございますとか費用対効果、こういったものを検討しながら進めていきたいと考えております。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 分かりました。また、やり方とか費用の使い方とか、いろいろとご検討いただきながら、必要性については確認していただきながら、会議室だけでも使用可能な状況にしていただければなあというような思いもございますので、それをお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、文化・歴史・伝統等の継承や保存・振興について質問していきます。

まずは、学芸員の採用についてお伺いしていきます。

通告書では、令和2年9月議会と書いてありますが、3月議会にも質問しておりまして、3月議会のほうからどういった質問で、どういった答弁だったというふうなことも含めまして、それ以降の取組についてお伺いしていきたいと思います。

令和2年3月議会の質問では、博物館は、四万十市の歴史や文化・伝統などを記録・保存し、次世代へとつないでいく場所として重要な場所であります。資料館から博物館に多額のお金を入れてリニューアルし、企画・展示や情報発信を強化していくということは、今まで以上に仕事量が増え、内容・対応も多くなってくると思われる。現在の状況では、専門性や人員が足りてないのではないかと考えているが、学芸員の常駐、人員配置の増は検討していないでしょうかというような内容での質問でした。

答弁は、市職員の常駐配置は難しいと考えており、現在、指定管理者制度の導入も視野に入れて、郷土博物館の運営方法の検討をしており、指定管理制度の中で、常駐可能な学芸員の配置ができないかなどの検討をしていきたいというふうに考えておりますとのことでございました。

この指定管理者制度の中で常駐可能な学芸員の配置ができないかの検討については、どのようになったのでしょうか、お伺いいたします。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） お答えいたします。

郷土博物館の活動が、市の歴史・文化を継承するために効果的に生かせるよう、施設に学芸員が常駐し、専門的に業務を行っていくことが望ましいという考え方は変わっておりません。しかしながら、前回ご質問いただきました令和2年以降も類似施設などから情報収集をしながら、指定管理の可能性を探っておりますが、運営経費の面や受皿となる団体の可能性など課題解決には至っておりません。引き続き、指定管理を含め、学芸員を配置する方法について検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 課題解決には至ってなく、引き続きの検討ということですね。現状は確認できましたので、しっかりとご検討いただきたいなあと考えております。

前回からの質問から3年半の間に、寺尾議員も昨年6月議会で質問しております。そこでの答弁でも、指定管理者制度の中での配置について、運営経費や受皿となる団体の可能性などがネックとなっており、実現に至っていないのが現状でございます。他の方法も含め、引き続き検討していくということでございますね。そういったことで、検討はしていただきたいと思いません。

これを踏まえて、今後というところですが、指定管理者制度の中での学芸員の配置だけでなく、今後は採用を含めての質問をして確認をしたいと思いません。

私は、やはり地域の歴史・文化・伝統などのこの地域がこの地域であるゆえんについては特別なことであり、この地域の在り方にもつながってくると思っておりますので、しっかりと取り組んでいただくためにも、学芸員としての採用を増やすべきではないかなあと考えておりますが、現在のお考えをお伺いしたいと思いません。

議長（平野 正） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） それでは、職員の配置について私のほうからお答えさせていただきます。

職員の人事配置につきましては、毎年度各所属長にヒアリングを実施しているところでございます。令和2年の質問以降につきましては、そのヒアリングを踏まえた上で、学芸員を正職員として採用するまでには至っておりませんでした。

以上でございます。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） すみません、慣れておらず。

お答えいたします。

博物館運営の学芸員配置もそうですが、議員おっしゃられるとおり、博物館に限らず、文化財の保護・活用や今後想定される市史の編さん、各種文化財調査の実施といった市の文化行政において、学芸員資格を有するなどの専門性を持った職員の必要性も感じておりますので、学芸員有資格者の雇用や配置については、総務課とも相談しながら、今後も引き続き多様な視点から検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） やはり、採用となるとなかなか簡単なことではないと思いますが、学芸員の採用についてはしっかりと考えていただきたいなあとというふうな思いで質問しております。現状は分かりました。

現在、市では、国際音楽祭やこども演劇祭を隔年で開催しております。これについては、他

市町村より評価もいただいているものと認識しておりますが、歴史・文化等についてはもっと力を入れるべきではないかと思っております。以前も議会で発言させてもらいましたが、小中学校の統廃合に伴い、各学校に保存されていた多くの資料が廃棄されないよう、その地域にあった風習や伝統・歴史についてしっかりと調査・精査して、継承・保存をしてほしいです。

また、一条さんのときのお客文化などについても、この始まりや盛んだったときの逸話や思い出話などもしっかりと残し、継承していくべきと思っております。

細かい具体例を挙げましたが、この地域のこの地域たるゆえん、これがこの地域の強みであり特徴でございます。今回は、時間もないので細かくは触れませんが、総合計画の後期基本計画施策18、地域文化の再発見・保全のところでは、主な施策として項目ごとに施策内容が書かれております。ぜひ地域文化の振興、歴史文化の保存・承継・継承をしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますが、やはり学芸員の採用については難しいでしょうか、総務課長に再度お伺いいたします。

議長（平野 正） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） 学芸員の正職員としての採用でございますけれども、今後も職員の人事配置、採用につきましては、毎年度所属長にヒアリングをしておりますので、その中で本当に学芸員を配置する必要性が出てきた場合、こういった場合には、教育委員会とも十分な協議におきまして、採用については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 分かりました。また、その必要性等々上がってきたら、しっかりとご検討いただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、四万十市総合文化センターの指定管理についてです。

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の指定管理者は、株式会社ケイミックスパブリックビジネスになりました。専門性が必要な人員配置もありますし、全国での実績も多数あるので、運営にたけたところもあると思われます。しかしながら、理想は地域の団体や事業者が管理できるのが望ましいのではないかと考えております。

まずは、この地域の事業者が管理することに対する担当課の考えをお伺いいたします。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） お答えいたします。

指定管理者制度は、民間の持つノウハウを運営に生かすことが目的の一つとなります。安全で適正な施設運営を行っていただくため、本市が示す指定管理の仕様や業務水準を満たす事業者であれば、当然地域の事業者にも可能性はありますし、経済を地域で回すといった視点からは、そういった事業者が出てくることを期待したいというふうに考えております。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 地域の事業者が管理することに対してのご認識をお伺いしましたが、一定ご理解いただけているということで認識いたしました。分かりました。

次回の管理については、どのようになるかは分かりませんが、取りあえず5年間の指定管理が終われば、次の管理方法、管理者を決定することになると思われます。

そこで、私が思うのは、この5年間の間に公的・民間問わず、団体等の設立や育成をすべきと考えますが、現在の市の見解をお伺いいたします。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） こういった大きな施設を長期間安定的に運営していくためには、受け手の本気度が大変重要であります。そういったものは、行政主導で進めたときに醸成されにくいものではありませんし、仮にやる気があったとしても、危機管理を含めた施設運営のノウハウ取得も容易なものではないというふうに考えております。総合文化センターの運営はこれからでございます。まずは総合文化センターが、市民にとってよりよい施設となることに力を注ぎながら、今回の指定管理者の運営を評価していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 分かりました。

確かに、指定管理を受けるだけの地域の事業者があれば望ましいところですが、専門性の高い人員の必要性等により難しいというのは理解しております。

高知市のほうでは、文化振興事業団ということで、公的な法人も立ち上げながら、かるぽーとの運営、各種催物の開催等を行っておりますので、そういったやり方も考えられるのではないかと1点は思っております。

確かに、四万十市での公的な法人等の立ち上げ、難しいとは思っております。ですが、私としては、何とか地域で受皿となり得るような公的な団体・民間の団体・法人・事業所等々を含めて検討していただきたい、可能性をしっかりと担保していただきたいというふうに思っております。今回の質問は、指定管理ということで話をしていますが、民間の場合、私も先ほども申しましたとおり、指定管理を受けるだけの団体・事業所はなかなかないのではないかと、思い当たらないというのが現状でございます。しかし、5年、さらに次の指定管理のときには、地域にそういった団体や事業者が育つ環境づくり、こういったものもしてほしいと思っております。そうすることが、この地域の文化の振興等の底上げにつながっていくと考えます。その先に、地域の団体等が指定管理につながることも期待できると考えますが、このような地域の団体や事業者等が育つ環境づくりを振興する、こういったことについてのお考え、ご見解をお伺いしたいと思います。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） 総合文化センターでは、市民が提案する文化イベントを支

援していく事業や市民自らが一つの作品をつくり上げるイベントなどを計画しております。そういった活動を継続していく中で、将来的に市内で施設の運営を自分たちでやってみたいという方や団体が出てきた場合には、指定管理者に応募するための情報提供等はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 分かりました。情報提供、具体的なところでは、なかなか現状ではお示しはできないかなと思いますが、ぜひしっかりとご検討いただきたいと思います。

地域や歴史の文化・芸術・アートなどの振興を目的に活動する団体等が育つ環境づくりを積極的に進めていただきながら、今後指定管理を受けるぐらいになる団体等が育つことを期待しておりますので、ぜひともこういったことについて積極的な活動・取組・情報発信もしていただきたいなあとと思いますので、よろしく願いして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、子育て支援についてということです。

雨天時も利用可能な子供の遊ぶ場・集う場・居場所についての質問をしていきます。

この質問もですが、まずは令和3年9月議会での質問以降での取組についてお伺いいたします。

そのときの質問では、雨天時に利用できる場所の確保についての質問では、雨天時に遊べる施設を求めるニーズについては十分把握しているところですが、具体的な検討にはまだ至っておりませんとのことと、休校中の体育館の使用、その利活用についての質問では、担当課と連携して検討してまいりたいと考えておりますとの答弁でございました。

このやり取り以降での動きがありましたら、お伺いいたします。

議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、令和3年9月議会での西尾議員の一般質問にご答弁した以降の取組についてご答弁いたします。

まず、屋内の遊び場についてでございますが、市内には子育て支援センターや児童館、四万十川学遊館など公立施設のほか、補助金で運営を支援しておりますとことこやママ＆チルドレンなどがあります。このほか複数の民間商業施設にも遊び場があるというふうに現状を認識しているところでございますが、さらに新たな施設設置の可能性を探るために、子育て支援課で休校中の施設を訪問し、設置の検討を行いました。しかし、既に地元の団体等が利用しており、専有してその利用が難しい校舎や市中心部から遠隔地であって、保護者のニーズに沿えないなど、いずれの校舎にも遊び場等の設置に向けての課題があり、設置企画には至っておりません。

また、当課で所管しており、現在活用をしていない保育施設に関しましては、令和4年度より利活用プロジェクトチームを設置しまして、遊び場の設置を含めた有効活用策について検討を継続しているところでございます。

そういった中、その他の取組といたしまして、既に運営されている親子で遊べる場について引き続き市民の皆様にご気持ちよく利用していただけるよう、施設及び運営体制の改善を行っているところでございます。国や県に対しまして、機会あるごとに新たな支援策の実施について要望を申し上げているところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） ありがとうございます。幾つかご検討いただいているということが確認できました。休校中の施設にも確認に行っていたり、保育施設の活用について検討を継続してやっただいただいているということでございました。

前回質問以降、世間の流れもでございますが、居場所づくりということで、言葉やこういった政策が進み、動きがあるように思っております。支援内容や支援の仕方、こういったものにも変化があると私は感じております。今回は、休校中の体育館だけではなく、休校中の校舎も活用した遊ぶ場・集う場・学ぶ場や居場所など、様々に利活用してはどうかという提案でございます。子育て支援を主に活動している各種団体や集まりがあると思いますが、そういった方々が、教室の各部屋をそれぞれの活動で使ったり、ワークショップをしたり、居場所づくりに使ったり、また公的な活動もできると思っております。晴れたときは校庭も使用し、体育館は雨天時に有効に活用できるものと思います。休校中の学校は、活用の仕方によっては、子供たちにも、子育て中の親にとっても、またその地域にもよい場所になるようなイメージがあります。しかしながら、やはり施設の維持管理、どうやって運営していくか、こういったものが課題だと思っております。誰がどうやって安全を確保しながら、気持ちよく遊ぶ場・居場所をつくっていくか、こういったことが課題にはなってくると思うんですが、先ほど休校中の学校も確認したということでございましたが、休校中の学校の使用について、担当課の見解をお伺いしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、社会情勢の変化に伴い、例えば雨天だけではなくて、酷暑の日などでも屋内の遊び場が欲しいといったような声は全国的に聞かれるようになってきているんじゃないかというふうに思います。そういった屋内遊び場の必要性は、我々も認めるところで、先ほども申し上げたとおり、校舎のほうも昨年度、体育館だけではなく、校舎につきましても利活用のほうを検討したところでございますが、昨年回った休校舎の中では、適地を見いだせなかったところでございます。

そういった中、子育て支援課といたしましては、遊休施設の利活用という観点から、本年度は旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用案の一つとして、子供の遊び場を含む子育て複合施設の案を提案しているところでございます。

今後は、有効活用検討会での検討推移を注視しながら、具体的な実施内容について引き続き課内で検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） ありがとうございます。個人的には、その休校中の検討の中に含まれたのか分からないですけど、蕨岡中学校とかああいったところ、また中筋のほうでは、林業のほうでも使ってはありますが、まだまだ使えるんじゃないかなというふうに考えております。また、下田の中学校・中医学研究所については、また違う視点になるのかなあというような感じも受けましたので、また引き続きのご検討をお願いしたいと思います。

何となくのイメージですが、関係する方々のご意見を聞きながら検討を重ねると、よい活用ができるのではないかなと、この休校中の利活用については、そんなふうに考えておりますので、ぜひ前向きな検討をよろしくお願いいたします。

次に、漫画図書館についてでございます。

これは、市民の方からもご意見をもらいましたが、私も8月に松山であった講義の中で感じるところがあり、今回質問させてもらいます。

私も聞くまでこの漫画図書館については知りませんでした。少しずつ全国的に増えてきているようです。ネットで検索すると、かなり大きな図書館等が出てきますが、ぱっと感じよく見えるのが、京都国際マンガミュージアム、昭和初期建造の元小学校をリノベーションした建物に芝生のグラウンドが広がる開放的な施設で、館内の漫画、外の芝生で寝そべて読んでいるような画像でございます。この漫画図書館、目的や意義については、様々その地域地域によってもあると思います。純粹に、漫画の魅力や楽しさを伝えること、また地域の交流の場、観光施設、漫画を資料として収集・整理・保存し、教養や調査研究を目的にしているところ、テーマに沿って収集・保存した漫画や漫画にする資料を一般に公開し、行事の開催などを通じ、漫画文化の向上を目的としているところなど様々でございます。

まずは、この漫画図書館についての認識をお伺いいたします。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） お答えいたします。

全国的に漫画を専門とした図書館は少なく、我々もあまり情報を持っていませんが、公共図書館の漫画収集につきましては、郷土漫画家の顕彰的なものや評価の定まったもの、研究資料としての活用を目的としたものなど議員の質問でもありましたように、背景や根拠が整ったものが多いというふうに考えております。漫画にも有用な部分はあるとは思いますが、現状では本市でこういった漫画専門の図書館整備というのは難しいと考えております。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 確かに背景や根拠、そういったものがしっかりとない中での進めていく

ということは難しいのではないかなあというふうに私も思うところがあります。ところがありますが、ぜひご検討いただきたいなあというような思いで今回質問しておりますので、引き続きちょっと質問に答えていただきたいなあと思いますが、確かに私もご意見をもらったときはぴんときませんでした。しかし、8月1日に全国若手市議会議員の会OB会の研修会があり参加してきました。その研修は、愛媛県立松山商業高等学校の硬式野球部顧問であられる澤田勝彦氏の42年間の指導者人生というものでございました。内容は省きますが、質疑応答の時間の質問で、少子化や他スポーツの人気もあり、野球人口は随分減っているように感じますが、今後どうやったら野球人気が広がったり野球人口が増えると思われませんかとの問いに對しまして、それは漫画も一つのきっかけになると思いますと澤田先生は答えられました。意外な返答でしたが、先生いわく、自分たちの時代は巨人の星、次の世代はドカベン、その漫画を見て野球をやり出したし、憧れて一生懸命に野球に打ち込んだとのこと。他のスポーツの漫画、例えばサッカーならキャプテン翼やバスケットボールならスラムダンクなど、感動や憧れるような漫画作品が生まれることで、そのスポーツの認知や人気も上がったりする。だから、絶大な人気を博する野球作品が出ることもその一つになるかもしれないとのことでした。何か納得しました。そこで思い出したのがこの漫画図書館。子供たちに夢や憧れ、人生を変えるきっかけにもなり、純粋に楽しめ、新たな職業やスポーツ・芸術や多くの感動もあり、漫画という文化、創作作品に触れることなど、様々に有効性も考えられるのではないかと想像します。

そこで、大きな図書館には及びませんが、先ほども質問にありました休校中の学校を利用することやどこか手頃な大きさの公的な場所から始めるようなことを検討してみてもはどうでしょうかというように思いますが、お伺いいたします。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） お答えいたします。

四万十市立図書館にも漫画を置いております。これは、市民等から寄贈された物で、積極的に収集するという事はしていないために比較的古いものが多いですが、子供の居場所となるツールとして漫画を活用するという視点から申しますと、図書館に来ていただくこともそうですけれども、図書館事業の一つとして図書の団体貸出し、それから巡回文庫など取組をしておりますので、希望に応じて漫画を活用するなど今後工夫できるところを探っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 分かりました。今後工夫できるところで探っていくというご答弁でしたので、また引き続いてこれについては推進というか、進めていければなあというふうにも思っておりますので、お願いしたいと思っております。

というのも、高知は漫画王国とも言われ、まんが甲子園のイベントやかるぽーと内にも横山

隆一記念まんが館もあります。近年では、県を挙げてアニメにも力を入れております。四万十市も地元出身の井上淳哉さんや安倍夜郎さんなどの漫画家さんもいて、大変身近な日本文化であると感じています。現状では、先ほどの答弁のようなことでございましたが、ぜひとも前向きな検討をお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

最後は、環境衛生について質問していきます。

下水・し尿の汚泥処理についてです。

まずは、市内の現状の処理についてどのようにやっているのか、またその経費についてお伺いいたします。

議長（平野 正） 山本環境生活課長。

環境生活課長（山本 聡） 現状の下水・し尿の汚泥の処理方法、それから経費ということでございます。

関係する施設が4施設ございます。中央下水道管理センター、それから衛生センター中村、クリーンセンター西土佐、それから食肉センター、こちらのほうがありますので、それぞれにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、処理方法でございますが、4施設とも発生した汚泥の含水調整、こちらを行った上で、幡多クリーンセンターのほうへ搬入いたしまして溶融処理ということで行っております。

次に、処理経費ですけれども、運搬経費と溶融処理に係ります幡多広域市町村圏事務組合への負担金、これが主なものになってまいります。

それぞれの施設におけます令和4年度の搬入量、それから処理経費の実績でございますけれども、概数で申しますと、中央下水道管理センター、こちらのほうが553t、1,460万円、衛生センター中村のほうが489t、1,300万円、それからクリーンセンター西土佐、こちらのほうが45t、250万円、食肉センターが678t、1,580万円、合計で1,765t、4,590万円というふうになっております。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） ありがとうございます。答弁にあったとおりで、下水汚泥、し尿汚泥、と畜場からの汚泥、西土佐からの汚泥ということで、クリーンセンターで焼却処理をしております。その経費は、年間4,590万円ということでした。

そこで分かるのが、毎年4,590万円、概算ということなんで4,600万円前後ということにしておきましょか、4,600万円の経費がかかっているということでございます。近年、SDGsや循環型社会という言葉が耳にするようになり、CO₂排出量やエコ、循環というものに意識が向いてきていると感じております。この汚泥の処理についても、テレビ等でも堆肥や肥料化し、農家等が使っている自治体があることも知りました。よい取組だと思いましたが、農業では近年の資材や肥料などの高騰は、経営をより厳しいものにしております。よい堆肥・肥料が安価で入手できるようであれば大変助かり、意義のある取組であると思っております。

そこで、質問ですが、市内の汚泥処理について、現状のやり方を変えていこうというような考えはあるのか、何か検討されているものがありましたら、お伺いいたします。

議長（平野 正） 山本環境生活課長。

環境生活課長（山本 聡） 処理経費の削減などに関しまして、他の施設で汚泥処理と、そういったことは検討しておりませんが、議員のご提案のし尿汚泥の堆肥化、こちらにつきましては、循環型社会の実現に向けまして、重要な取組の一つであると認識をしております。本年度から調査研究に取りかかったところでございます。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 本年度から肥料堆肥化ということでの取組にかかってきたということで、ありがとうございます。検討されているということではございますが、もう少し内容についてお伺いしたいと思います。

例えば、処理を外部でやるのがそれはできるのか、できた場合、経費はどれぐらいになるのか、堆肥・肥料は、作ることが実際にできて、その肥料は土に害はないのか、作物によいのか、他の肥料より安価になりそうなのか、またCO₂の排出等々も含めてなんですけど、もっと細かくこの内容について検討されているのか、その検討内容についてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

議長（平野 正） 山本生活環境課長。

環境生活課長（山本 聡） 少し衛生センター中村に関しまして申し上げますと、最近のし尿汚泥につきましては、令和元年度末までは当施設内の自家焼却炉で焼却処理をしていたところでございますけれども、大気汚染法の関係から、2年度以降につきましては、現在のように幡多クリーンセンターでの溶融処理、こちらのほうへ移行した経過がございます。移行した当時にも堆肥化に関する話はあったとこのことでございますけれども、搬入量等データが乏しかったようで、検討は見送られたようでございます。当時から3年が経過をいたしまして、一定のデータの蓄積もできました。満を持してということまでは行きませんが、令和5年度に入りまして本格的に堆肥化に向けた検討、こちらに入ったというのが現状でございます。まだまだ検討を始めたばかりでございますので、環境生活課としての将来構想の域は出ませんが、4施設で年間4,000万円以上、こちらの経費がかかっている処理経費、こちらの削減はもちろんのことでございますけれども、二酸化炭素排出量の抑制、それから良質で安価な堆肥、こちらが安定的に生産されまして、市内の農産物生産者等に還元できると、こういったサイクルが確立できるのであれば、循環型システムの一つの形になるのではないかと、そのように期待をしているところでございます。

現時点におきましては、令和6年度の当初予算のほうに何らかの形で反映できないか、調査研究を進めているところでございます。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） ありがとうございます。

一定理解できました。理想は、処理費用は減り、安価でよりよい堆肥・肥料ができ、CO₂の削減にもつながるとのことだと思いますが、現状の処理の仕方よりも何か一つでも環境や経費、農家等に有益なものにつながるようでしたら、ぜひ進めてほしいと思います。

先ほどの答弁では、具体的な数字、こういったものはなかなか出てこなかったところではございますが、今後調査研究を進めていく、また6年度の予算に何がしか反映できればというような思いも持って活動されているということでございます。さすが山本課長でございます。

また、今後、調査研究が進む中で検討してほしいこともございます。それは、広域での取組も可能なのかということでございます。より効率よく多くの有効性があるのか、こういったことも確認しながら検討してもらえたらと思っております。なかなか広域となると、それぞれの自治体によって考え方も変わり、課題も多くなり、難しい部分も増えるかもしれませんが、メリットも考えられると思いますので、そういった視点も含め、処理の仕方、有益な活用等については引き続きご検討をお願いしたいと思います。何かご答弁があればお伺いしたいと思います。ないでしょうか。お願いします。

議長（平野 正） 山本環境生活課長。

環境生活課長（山本 聡） 私も幡多広域での取組の可能性につきましては、将来的な検討事項の一つというふうに認識を持っております。人口減少が続く中におきまして、幡多地域が一つになって同じ方向を向いて推進していくと、そういったことを今回のし尿汚泥の処理に限りませず、あらゆる施策において検討していくべきことではないかというふうに考えております。ただ、私には残された時間が大分少なくなってまいっておりますので、将来的な検討に向けた取っかかりをつくる、そのくらいしかできないと思っておりますので、後のことは優秀な後輩職員に託しまして、進めていきたいというふうに考えております。

議長（平野 正） 西尾祐佐議員。

12番（西尾祐佐） 後のことまでご心配いただきましてありがとうございました。しっかりとこのことについては取り組んでいただきたいと思います。本当に今循環型社会というようなことも言われておりますので、処理費の削減であったり、農家にとって有益なこと、CO₂の削減、こういったものにつながるような取組にしていきたいと思いますので、よろしくお願いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（平野 正） 以上で西尾祐佐議員の質問を終わります。

11時5分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時5分 再開

議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 議員番号10番政新会の松浦です。

議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めます。

まず、防災についてお伺いをいたします。

先日の9月1日、防災の日ということで、関東大震災100年の節目ということもありまして、様々な防災訓練が行われたと聞いております。また、本市においても、シェイクアウト訓練が実施されております。

まず、このシェイクアウト訓練についてお伺いをいたします。

私がちょうど10時にシェイクアウト訓練の開始の放送、また市のLINEで入ってまいりました。当時は、ちょうど家の家業をやっておりまして、畑の真ん中におりました。うちの従業員もみんな消防団でありますので、頭を低くするとか、そういった行動はしなかったわけですが、本当に地震があった場合にどうすればいいのか、そのような対応を話したところでありました。

それでは、この訓練の参加について、周知については広報等でもやられておりました。どのような周知をされておられたのか、まずはお伺いをいたします。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） それでは、お答えいたします。

まず、シェイクアウト訓練についてですけれども、8月30日から9月5日までを防災週間と定めておりまして、高知県ではこの期間を南海トラフ地震対策推進週間としているところでございます。

本市におきましても、期間中、9月1日にシェイクアウト訓練を実施しております。この訓練は、地震発生時にはまず自らの命を守ることを目的とした訓練で、本市では平成27年から実施をしているところでございます。

周知方法につきましては、市内の小中学校・高校・保育所・病院・福祉介護施設・公的機関・各種事業所など約330団体に訓練の参加チラシを送付して周知を行っております。また、住民の皆様に対しましては、市の広報・地区回覧・防災行政無線・LINEや市のホームページで周知を行っております。参加者数につきましては、現在集計中でございますけれども、昨年は約230団体、約9,800人に参加していただいておりますので、今年も同程度の参加があったものと思われま。

以上でございます。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。昨年ぐらいの参加者が見込めたのではないかとということでありました。分かりました。

それでは次に、市役所の訓練対応についてお伺いをいたします。

この取組、シェイクアウト訓練は、当然市役所も率先してやっておられることだと思いますが、まず全庁的な取組だったのか、また訓練の内容等についてどのような訓練を行ったのか、お聞かせください。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

市役所におきましても、他の事業所と同様に、職員及び来庁者を対象としたシェイクアウト訓練を実施しております。実施に当たりましては、職員向けには、庁内グループウェアの掲示板で周知を行いまして、私を見る限りでは、地震防災課や同じフロアの総務課・企画広報課などでは訓練行動のまず低く、それから頭を守り、それから動かないという行動を取っております。

この訓練は、避難の前には揺れから身を守る行動がまず大切である基本行動を再認識してもらうために、市内一斉に行っているものでありまして、市役所としましても、率先して実施しているところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。これ例えば私の個人のLINEの情報を見ますと、10時ちょうど、00分に緊急地震速報をお知らせする音声流れますので、地震発生の対応行動であるまず低く、頭を守り、動かないを実施してくださいというLINEが入っております。その後、10時5分に揺れが収まりました。以上で四万十市シェイクアウト訓練を終了します。ありがとうございましたというLINEの通知があるんですが、この間、ずっとそういった行動をされていたということによろしいですか。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） 市役所の中でもそういった基本行動を取っておりまして、放送が終わって、市役所のほうでは業務中ですので、職員は机の下に潜るといふような行動を取りまして、放送が終わってまた出てくるというふうな中ではありましたけども、中には行動をしておらなかったよという声も聞いておりますので、今後は職員全員が参加できるような周知などに努めたいとは考えております。

以上です。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。

次に、来庁者への対応についてお伺いをいたします。

来庁者と言いましても、様々な方がおられると思います。平日ですので、市役所は当然通常業務をしております。そして、午前10時ということですので、例えば掃除に来られた事業者の方々、そして窓口等に様々な申請手続に来られた来庁者の方がおられると思いますが、こう

いった方に対しての訓練の依頼等はしたのでしょうか。その来庁者への対応についてお伺いをいたします。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

来庁者につきましては、訓練開始の5分前に庁内放送にて訓練をしております。来庁者には、ご協力いただける方のみでの参加をお願いしておりますが、当日シェイクアウト訓練に参加いただいた方までの数は把握はできておりません。来庁者の皆様も可能な限り参加していただきたいと考えてはおりますけれども、議員もおっしゃられたように、市役所には用務や用事などで来られている方がほとんどであると思いますので、積極的なお声掛けなどはしておりませんが、参加については来庁者の方の意思にお任せしたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。ただ、課長おっしゃいましたこともよく分かるんですが、やはり本当に非常時にどうするのかという問題が起こると思います。ぜひ来庁者の方にもしっかりとした同意等を求めて、この訓練を実施していただきたいなというふうに考えております。

次に、訓練がマンネリ化してきているのではないかという住民の方がおられました。シェイクアウト訓練については、ある程度時間も決められたりとか、一定の動きをしなければいけないというようなことがあると思いますが、今回のシェイクアウト訓練だけでなく、防災訓練等を含めて、マンネリ化してきているのではないかという住民の声に対しまして、課長の答弁を求めます。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

このシェイクアウト訓練についてまずお答えしますけれども、本市では、平成27年度から実施しておりまして、今年で9年目になります。開始当初は、シェイクアウトという言葉自体も皆さん聞き慣れていなかったというようなことでございましたが、今ではシェイクアウトと聞くと基本行動が頭に浮かぶ方が多くなっているのではないかと考えております。これは、特に東日本大震災以降、市民の防災意識が向上したことのひとつだと考えておりますけれども、一方で、防災慣れという言葉も聞かれるようになっております。本市では、令和2年度よりシェイクアウト訓練終了後にプラスワン訓練ということで、災害伝言ダイヤルの利用体験訓練なども実施しておりまして、訓練が単調にならないようには努めておるところでございます。本年度は新たに職場や家庭内での家具・家電の固定確認を実施しております。これもまだ実施の集計ができておりませんが、シェイクアウト訓練の参加同様、多くの企業・住民の方に実施していただけたのではないかなと考えております。

また、議員がおっしゃられましたように、ほかの訓練におきましても、新型コロナウイルスの影響に

よりまして、地区や団体においても防災訓練の実施が難しい状況ではございましたけども、昨年度より各地区などで訓練が再開されつつあるところでございます。シェイクアウト訓練だけでなく、引き続き訓練学習会に新たな視点からも取り組んでいきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。世界的に見ましても、日本全国を見ましても、本当に大小様々な地震というのが近年起こってきております。そんな中、本当に大きな日本の地震、東日本大震災、そして熊本での地震等々から数年経過いたしましてその当時の記憶の風化、そして防災意識の啓発も薄くなってきているように感じております。ぜひ本当にいつ来るか分からないこの南海トラフ巨大地震への対応、そして地震だけではなくて、風災害等のことも考えられます。しっかりとした防災意識の向上をこれからも市として啓発等に努めていっていただきたいなあというふうに考えます。

次に、災害発生時の情報網の確保についてお伺いをいたします。

私たちの住む西土佐地域では、光ケーブルがずっと通っておりまして、日頃生活する上では様々な情報を入手する上で不便なく生活しておりますが、やはり近年、頻繁に起こります自然災害、そしてこの地震等々で例えば電線が切れたり、ケーブルが切れたり、電話線が切れたり、また携帯のアンテナ等が倒壊したりと、そういうふうな危険性・可能性が考えられるわけですが、そういった場合の対応について、市としてどのようにお考えなのか、まずはお聞かせください。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

本市におきましても、停電や回線切断など不測の事態に備えまして、情報伝達手段を多重化することは大変重要であると考えておりまして、これまで様々な取組を行っております。現在、固定電話以外の通信手段としましては、防災行政無線・光ファイバー・携帯電話・衛星電話・高知県防災無線などを整備しておりまして、それぞれの通信手段について、非常時の対策も行っているところです。例えば、議員がおっしゃいました光ファイバーの関係ですけども、中村～西土佐間では、メインの国道441号ルートとは別に竹屋敷・藤ノ川ルートにも光ファイバーを整備しまして、多重化を行っているところでございます。

また、防災行政無線は、市役所にある親局とそれから小西ノ川にある前が森の中継局の間には、無線と有線、両方を備えまして、多重化をしておるところです。さらに、各屋外拡声子局には、バッテリーが備えられておりまして、停電時でも一定放送が可能となっているところでございます。

また、携帯電話や衛星電話につきましても、それぞれの通信業者において対策がされている

とは思いますが、非常時には一つでも多くの情報伝達手段を確保することは重要であると考えておりますので、引き続き新たな情報伝達手段の確保にも努めていきたいと考えているところです。

以上です。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。情報伝達手段の重複化といいますか、そういった対応をされているということで、非常に安心しておりますが、やはり最近、近年想定外という言葉がよく使われております。いついかなるときに電気が不通になったり、電話が通じなくなったり、情報を取得することができなくなったり、そういうことも考えられるわけでありまして。そういったときに例えば情報を入手するということは、ラジオ等が聞こえなくなるということはないと思いますので可能だと思いますが、情報を発信するということがなかなかできなくなるのではないかなあというふうに考えております。また、そういうことをおっしゃっておられる方もおられました。

そんな中で、アマチュア無線というのがあるようでございます。平野議長も現在持っているかどうかは分かりませんが、以前は持っておられたようでございますが、このアマチュア無線の活用について、市としてどのような認識を持っておられるのか、まずは伺いをいたします。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

アマチュア無線につきましては、平成23年に発生した東日本大震災では、多数のアマチュア局が地方自治体に協力などしまして、被害状況の収集や安否情報の伝達等、人命の救助や災害の救助などのために非常通信を行うなど、近年ではその知識や経験を生かした社会貢献活動なども注目されております。監督省庁であります総務省も、非常災害時等のボランティア活動など社会貢献活動でアマチュア無線を活用できることを目的に、令和3年にアマチュア無線の定義を明確化しております。本市では、これまでアマチュア無線については検討したことがありませんので、仕組みや組織、法令等も十分理解できてはならないところもございますけども、先ほども言いましたように、災害時の情報伝達手段の多重化ということは重要であると考えますので、議員の申されるアマチュア無線も活用の一つでないかと今考えておりますので、今後になりますけども、調査研究をしながら、まず市内のアマチュア無線のクラブとかがあるかどうかということも分からない状態ですので、そういったことから調べていきたいなと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） ぜひこれ検討をしていただきたいなというふうに思います。本日に災害に遭ったときに、また情動的にも孤立した場合に、情報を発信できるということは非常

に大事なことだと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいなあというふうに考えております。

そして、例えば消防等の無線等も同じような感じで使えるのかなあとふと思ったんですが、消防については、各地区に1台車両があるわけでもないですし、ぜひその多重化という意味でまた今後検討して、しっかりと調べた上で検討していただきたいなと思います。

次に、2番・3番の教育施策、そして地域に活力をとということの質問に移らせていただきます。

9月5日の高知新聞の1面に、県のほうが中山間の若者増をという見出しで記事が掲載されておりました。この内容を少し読ませていただきますと、県は、9月4日、県内の中山間地域が活力を取り戻す指針となる中山間地域再興ビジョンの骨格案を明らかにしたということで、10年後に中山間地域の全市町村で、34歳以下の若者増を目指すということを示したようでございます。そして、従来の集落拠点づくりや産業振興に加え、県外からの移住や地元定住による人口構造の若返りを打ち出した。年間移住者5,000人以上、地元高校への進学率を50%に引き上げるなど、数値目標を盛り込んだということで記事が載っておりました。県も本当に中山間地域の今後の先行きというのが不安ということで、若者を中山間地域に戻す、残ってもらう、そして呼び込んでくる、そういったことを感じたところでございます。

これを踏まえて、教育施策について、奨学金制度についてお伺いをいたします。

まず、四万十市全域に拡充されてからのこの奨学金の実績について、予算立てした見込み、また利用実績についてお伺いをいたします。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

令和4年度に四万十市全域に対象者を拡充をさせていただいております。そのときには、これまでであった大学生の枠は除外をさせていただきまして、高校生という形で全市的な取組とさせていただきます。

令和4年度の実績でございますけども、高等学校、市外への通学をされる高校生に対して1名貸付けをさせていただいております。ちなみに、令和5年度につきましては、募集をさせていただきましたが、ゼロという状況でございます。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 非常に寂しい結果でございますが、想定として何人ぐらい利用されるということを見込まれたんでしょうか。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

これは、西土佐地域で運用されておりましたときに、大体毎年2名程度という実績がございました。これを全市的に広げたときに、西土佐地域の人口の割合と中村地域の人口の割合、こ

それを単純に比較すると約10倍ほどということになるかと考えておりましたので、中村地域で20名程度というふうな数字を想定をさせていただきました。高校生に広げたときに、基金で運用するに当たって、どれぐらいの基金が必要かというところも算定した中で、1億円ほどの積立てが新たに必要になってくるだろうということで、当初この制度を変えるときに10年間にわたって1,000万円ずつ積み立ててはどうかということをご想定をさせていただいておりましたが、毎年の実績を見ながらその積立てにつきましては考えていくという形で現在のところは運用させていただいております。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。高校生、特に市外に通われる高校生に対してがほぼほぼメインになるのかなあというふうに私は感じておりますが、やはり大学生、本当に物価等も上がって、コロナ等もあって、非常に保護者の皆さんは大変だというふうに感じております。私も4年制大学ではないにしろ、専門学校等今現在2人の子供が行っております、また来年から3人に増えるんですが、非常に家計的にも厳しいなあというふうに非常に実感しております。

そんな中で、やはり大学生も対象に私は広げるべきじゃないかというふうに考えておりますが、それも現在、大学に通われている、そんな方も対象に、ほかの例えば日本学生支援機構さんの奨学金と重複して使えるような本市の奨学金制度を拡充していくべきではないかというふうに考えますが、この点について現状の実際2年で1人ということでございましたが、そこら辺も含めてこの考えについてご所見をお聞きしたいと思います。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） もともとこの本奨学資金の制度につきましては、四万十市合併前の旧西土佐村の基金を基に運用されてきた経過がございまして、合併後も実質的には西土佐地域のみで運用されてきました。これが1市2制度に該当するというご指摘等もいただいたことなどから、これを解消すべく、令和4年度からは対象を中村地域にも広げ、四万十市全域への拡充を図ってきたところでございます。これ先ほどご答弁させていただいたところでございますが。拡充に当たりましては、貸付対象から大学生、それから高等専門学校生を除外して高校生のみを対象といたしましたけども、これら大学生等につきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおり、日本学生支援機構等の奨学金制度を活用することができ、またその貸付条件等につきましても、本市制度より緩和な条件で貸付けを受けることが可能というふうになっております。

よって、このような経過から、現制度において、大学生、それから高等専門学校生への改めでの拡充ということは考えてないわけですが、充実した同様の制度もある中で、現時点において、目的が重複するというものについて、市独自の制度を設ける必要というのは少し足りないのではないかとこの現状のところは認識をしております。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。その点については分かりましたが、次の質問に移ります。奨学金返還支援制度の創設をということでお伺いをいたします。

お隣の宿毛市さんの事例を少し紹介させていただきたいと思うんですが、宿毛市さんは、宿毛市Uターン促進奨学金返還支援助成金ということで制度をつくっておられまして、これは大学等に進学し、貸与を受けた奨学金を返還している方を対象に、宿毛市さんが奨学金の返済を支援しているようでございます。その対象となる奨学金というのは、すみません、正式名称ではないんですが、日本学生機構さんの第1種及び第2種の奨学金、そして土佐育英協会さんの奨学金、そして高知県高等学校等奨学金、そして宿毛市さん独自の奨学金、また最後に、その他市長が認める奨学金ということで、その支援を受けられる対象者というのは、宿毛市さんの住民基本台帳に登録があり、満40歳以下の者、5年を超える期間、市に居住する意思のある者で、近隣市町村において就業、または起業している者、そして個人事業者やまたその専従者を対象とするということで、そういった制度をやられているようでございます。

内容としては、月1万円の最長60か月で合計60万円ということだと思いますが、以前この質問も私はさせていただきました。市のほうも当然調べていただいていたと思います。ただ、なかなか効果が出てないのではないかなというような答弁もあったとございます。金額的には、やはり少ないのかなあというふうに思いますが、冒頭、県の中山間の若者増という記事を紹介させていただきました。そういったことを踏まえ、やはりこういった奨学金の返済、支援制度を新たに創設して、この四万十市に若者を呼び戻す、そして入ってきてもらう、そういった取組をする必要が私はあると考えております。この制度の創設について市の認識をお伺いいたします。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） それでは、奨学金返還支援制度につきましては私のほうからお答えいたします。

この制度につきましては、令和4年6月議会におきましてご質問いただいておりますので、それ以後の関連する取組についてまず申し上げます。

やはり、こういった制度については、先ほどもありましたように、若者の定着、それからもう一つには人材確保というような目的もあるかと思います。そういうこともありまして、昨年10月に人材及び労働力の確保庁内会議というものを関係課を交えて開催しまして、人材・労働力不足が生じている業種、年代の把握、人材不足解消に向けた課題等を整理しました。さらに、業種ごとの現状を把握しまして、今後の取組に生かすことを目的とした調査も本年3月に行ったところでございます。

また、あわせまして、引き続いて奨学金返還支援制度の先行自治体についても追跡調査を行っているところでございます。その調査の結果ですけれども、先ほどご紹介いただきました宿毛市をはじめ、その多くの自治体が、移住・定住の促進や人材の確保を目的として制度を実

施しているところがございますけれども、地域の実情に応じて対象者や要件等が様々でございます。例えば、1次産業は対象外としている事例もございますし、不足する業種に絞り込みを行っているような自治体もございます。また、地元の高校を卒業していることを条件としているものなどございます。

さらに、いろいろ聞き取りを行う中で見えてきた課題としましては、認定終了後に転出してしまうあるいは自治体が希望する業種の人材の確保には至っていない状況、また制度を設計した際に期待した効果にはつながりにくいというような現状、そういったことも伺っているところでございます。

今後についてでございますけれども、特に近年開始した自治体、制度を導入した自治体、これらも含めまして、先行自治体の取組を引き続いて参考にしまして、その効果等について慎重に検証しながら、やはり実効性・持続性があるものかどうか、そういったことを検討してみたいと考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 検討してみたいということでございました。待たなしの問題だと私は思ってます。本当に地域の若者、そして労働力、そういった観点から見ても、早急に取り組みなければいけない問題だと思っておりますので、ぜひ調査をするのであればしっかりと早急に調査をしていただいて、取り組んでいただきたいと思えます。ぜひこれは取り組んでいただきたい事業の一つですので、前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

それでは次に、地域に活力をとということで質問してまいります。

まず、黒尊川流域の振興についてお伺いいたします。

黒尊川流域については、この四万十市においても先行して過疎化が進んでおりまして、人口の減少、そして若者不足・労働力不足・後継者不足、様々な問題が発生しておりまして、そんな中、市も本年から集落支援員の配置を決めて、地域の状況の調査をしていることと思えます。

その中、黒尊川流域の産業について、本市としての現状、可能性についてこういった認識を持っておられるのか、まずはお伺いをいたします。

議長（平野 正） 朝比奈産業建設課長。

産業建設課長（朝比奈雅人） お答えいたします。

まず、黒尊川流域とはどこを指すのかでございますが、松浦議員ご存じですけれども、ほかの方、ご存じでない方がいるかもしれません。西土佐地域の南西部にございまして、集落行政区の中では奥屋内上・奥屋内下・玖木・口屋内の4つの集落で構成をされております。以前は、まさに黒尊という集落、行政区があり5つでございましたが、現在は奥屋内上に統合され4つでございます。

議員がおっしゃいました黒尊川流域の産業の現状、可能性についてのご質問でございますが、

産業と言いましても幅広く、この後、観光についてはご質問がございますので、当該地域の主幹産業でございます林業・農業についてご答弁申し上げますが、4つの集落は、そのなりわい、生活に若干の違いがございます。主に玖木集落から上流域になりますことをご理解いただきたいと思っております。

まず、林業でございますが、当地域は、国有林等が大きく広がり、川崎営林署黒尊事業所が大正時代の初めに開設され、発展し、隆盛を極めました。多くの流域の方々が、林業・木材産業に従事しまして、豊かな暮らしがあったようでございます。この国有林・民有林は変わらずに当地域のシンボルとなるものと思っております。

次に、農業でございますが、国の米の転作政策以降、昭和50年頃から多くの水田にユズを植栽し、各農家が複合経営を行いながら、ユズの産地として発展をしてきた経過がございます。

また、平成25年3月には、農地保全等の目的も併せ持つ黒尊川営農組合を設立、令和4年2月には、農事組合法人として法人化し、再スタートを切り、共同機械利用、集落内外の農作業の受託等の取組を行っております。

このような背景、現状がございます。議員がおっしゃいます可能性の認識でございますが、豊かな自然を背景に、山、また黒尊川等の持つポテンシャルも高く、流域の人材も少ないですが育ってはきております。こういうことから、可能性のある地域だと認識をしております。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。確かに、黒尊川というのは、四万十川水系の支流の中で一番きれい。本当に自然豊かな環境等が残されていて、私もいつも通るわけではないんですが、たまに通るときに、本当に心が澄まされるというか、心が洗われるような景色・景観、そして風土だなあというふうに感じておまして、何とかこの地域を再興したいなという思いがあります。

そして、分かりました、農業・林業についての観点から今お話をいただきましたが、次に観光について市としての現状、可能性の認識をお伺いしたいと思います。

議長（平野 正） 金子観光商工課長。

観光商工課長（金子雅紀） それでは、黒尊川流域の観光についてお答えいたします。

議員もおっしゃられましたとおり、黒尊川は豊かな自然に生まれ、四万十川支流の中でも最も透明度が高いと言われております。そして、春から秋にかけて、山菜や川エビ、天然アユなど多くの自然の恵みを与えてくれる川でもあります。上流部の黒尊溪谷には、カエデ・紅葉等が自生し、全国でも指折りの美しい紅葉が見えるところでもございます。そのほかにも、番州皿屋敷伝説が残るお菊の滝や卵を投げ入れ割れなければ願いがかなと言い伝えがある黒尊神社奥の院など、多くの地域資源があり、毎年紅葉と自然、歴史などそういったものを楽しみに観光客の方に訪れていただいております。

また、昨年、四万十アユの魅力地域内外へ発信し、貴重な地域資源としてその価値を高め

るため開催されました第1回にしとさ四万十利き鮎会では、参加者が西土佐地域を流れる4河川で取れた天然アユを食べ比べた結果、審査項目の香り・食感・味の全ての項目で、黒尊川の天然アユが選ばれており、イベント参加者からは、大変好評をいただいたとお聞きしております。

今後の観光としての可能性ですが、黒尊川流域の豊かな自然の恵みや歴史、特産物を資源として、自然環境を守りながら、地域の自然や文化を生かしたサステイナブルな観光地域として魅力を持っている地域であると考えているところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。確かに課長おっしゃるとおりの可能性というのを秘めていると思います。

それでは、次の質問に移ります。

集落支援員の活動状況についてお伺いをいたします。

この集落支援員制度、今年から始まりましたが、集落点検の実施ですとか、これは地域の現状を様々な観点から状況を把握する、また個々の思いや意見をしっかりと洗い出す、そして集落の在り方としての話合いということで意見を集約して方向性を決める、こういった取組が期待されるわけでありまして。ぜひこの地域が望む姿というのをしっかりと洗い出して方向性を決めていっていただきたいなあと感じているわけでありまして、まずこの支援員の活動状況について、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 村上総合支所長兼地域企画課長。

総合支所長兼地域企画課長（村上正彦） そしたら、集落支援員の活動状況についてご答弁いたします。

集落支援員につきましては、本年度当初予算におきまして、関係予算を議決いただき、当初の計画どおり、本年6月1日から任用しております。

任用から3か月が経過しましたが、黒尊川流域の集落の維持・活性化を図るため、各集落に入り、住民と共に地域の魅力の掘り起こしや産業・観光などの視点から、地域振興策、地域の困り事などの意見をいただき、課題解決に向けて協議を進めております。その協議の中で出た意見では、地域の魅力としましては、先ほど産業建設課・観光商工課から出た黒尊川の魅力に加えて、黒尊川の流域に育まれたアユ・ツガニ・米や紅葉など豊かな自然が上げられました。また、地域の困り事としましては、役員の成り手がいない、高齢化のため、地区の運営が難しい、車に乗れなくなったときの買物が心配などが上げられております。

現在、主な活動といたしましては、昨年度に地域住民からいただいたご意見をフィードバックを順次行っております。そのほか、黒尊川清掃イベントの参加、チラシの作成・配布による情報発信などを行っております。

以上でございます。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。

6月1日からということで、その間3か月少し、それぞれの地域の意見の洗い出し、状況の把握というのはそろそろできているのかなと思いますが、私も奥屋内下の意見を洗い出してまとめる場といたしますか、この意見を踏まえてどうしていこうかねという会のときに少し川村議員と傍聴をさせていただきましたが、やはり個人それぞれ様々な意見があるように感じております。そんな中で、先ほど観光について市の認識をお伺いいたしましたが、やはり流域の、特に後継者と呼ばれる若い方というのは、黒尊川流域の観光について非常に可能性を感じておりますし、また半農半観光みたいな感じで取り組んでいきたい、そのようなこともおっしゃっていただきました。市として、やはり中山間地の生活を守っていく上でモデルとなるような今回の取組だと、この集落支援員の取組だと思っております。意見集約後の取組について、しっかりと取り組んでいってほしいと思いますが、まずそのことについて市の所見をお伺いしたいと思っております。

議長（平野 正） 村上総合所長兼地域企画課長。

総合支所長兼地域企画課長（村上正彦） 今後の取組でございますが、まだ回れてない地域がありますので、そこへの意見のフィードバックを継続して行いまして、地域の将来像、課題や活性化への思いの共有を進めてまいります。

その後、いただいた意見について、課題解決の優先順位、それから事業の実施主体、財源の確保、費用対効果などの検討を行いまして、黒尊川流域の地域振興計画を策定しまして、それから予算の確保を含め、その実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。先ほど支所長、振興計画をつくっていった中で、今後いろいろ進めていくんだという話でございましたが、例えば何かこういった事業をやりたいという、やるべきだというときになった場合に、それはいつから、来年からできるとか、再来年からできるとか、そういうことになるのでしょうか。

議長（平野 正） 村上総合支所長兼地域企画課長。

総合支所長兼地域企画課長（村上正彦） お答えします。

まず、地域振興計画の作成目標自体は、6年中という形になっておりますので、それからさっき言った優先順位とかそういう部分つけながら予算の確保をしていきますんで、予算的な部分については、7年度以降になるのかなと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。ぜひ本当に過疎の先進地、失礼な言葉なんですけど、的なこともありまして、早急に対策、対応、要望に応えていく必要があると思いますので、ぜひ前倒しできるものがあれば、そういったことも考えていていただきたいなあと思います。

この取組自体については、非常に期待しておるところでありますので、ぜひまた市も率先して地域の意向に沿った動きをしていただきたいと思います。

次に、過疎地域に活力をとということでお伺いいたします。

過疎地域の担い手・働き手不足について、市の認識をまずはお伺いしたいと思います。

議長（平野 正） 村上総合支所長兼地域企画課長。

総合支所長兼地域企画課長（村上正彦） お答えさせていただきます。

西土佐地域の部分でお答えさせていただきます。

西土佐地域では、昭和35年には人口約8,500人おりましたが、若者の流出、少子化により、令和5年1月1日現在で2,448人となり、約7割減少しております。特に、子供の減少が著しく、14歳以下の人口は、昭和35年は約3,100人おりましたが、先ほど言いました令和5年1月1日現在では163人となっております。また、地域の高齢化率は50.9%となっております。

このように、少子高齢化が進行する中、人口減少を改善することは容易ではなく、このままでは地域の将来の担い手が不足し、地域が衰退していくことが強く懸念されます。そのため、移住対策など人口減少の抑制に向けて積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。ぜひ積極的な取組していただきたいなあと思うんですが、そんな中で、現在、昨年度のことでしたが、特定地域づくり事業協同組合制度という制度が総務省の事業なんですけど、県を主体として、四万十市西土佐地域でやらないかというようなことがあって、話が進んでいることと思います。これは、高知県では現在、東洋町、そして馬路村さんのほうで先行して2事例あるようでございますが、現状、本当に地域の担い手だったり、働き手不足ということで、簡単に言いますと、季節ごとの労働者をいろんな事業体が協同で組合をつくって雇用していく、そして定住につながるようであれば、その地域の後継者となってもら、そのような事業だと認識しておりますが、まずこの制度について、現状、そして今後のスケジュール等市も側面から応援していただいておりますので、この制度について現在分かることを教えていただければと思います。

議長（平野 正） 村上総合支所長兼地域企画課長。

総合支所長兼地域企画課長（村上正彦） それでは、特定地域づくり事業協同組合制度についてお答えいたします。

本制度は、令和2年6月4日に施行された地域の人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき、地域の雇用を公的に支援する仕組みでございます、人

口規模、それから人口密度、事業者等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断した地域に、季節や時期ごとの人材事業において、人材を派遣する事業協同組合を設立を申請に基づいて知事が認定するものでございます。

過疎地域を抱える人材の確保の課題としまして、事業者にとっては年間を通じた仕事がなく、雇用が難しい、地域にとっては、移住者、Uターンの仕事の受入れが少ないことなどがありますが、組合が労働者を通年雇用し、必要な時期に組合員である事業者へ派遣することで、事業者にとっては人手が欲しい時期に人材が確保でき、地域にとっては安定的な雇用の創出ができるメリットがあります。

組合の運営は、2分の1を組合員である事業者からの利用料金収入、残り2分の1が市町村の負担となりますが、市町村負担の4分の3が、国からの交付金と特別交付税の対象となっております。実質市町村は8分の1という形になります。

移住者にとっても、移住先での仕事が確保できるメリットがありまして、移住を推進する上でも有利な制度であると考えております。

一方、検討の中で組合事務局の場所、それから事務局の事務局長の選任、労働者の確保など、様々な課題も出ております。現在、組合となっていただけ可能性のある事業者へのアンケートを基に、利用料金の収入や労働者の賃金など経営に関わるシミュレーションを行っておりまして、その実現の可能性について検討しているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） 分かりました。私もこの事業の説明会のときに行かせていただきましたが、多くの事業者さんがこの協同組合事業の制度について興味を持っておられます。それは、やはり地域の担い手不足・働き手不足というところが顕著に現れているからだというふうに感じております。ぜひこの事業についてもスピード感を持ってしていただきたいなと思います。

また、移住者だけでなく、地域におられる若者たちもこの事業に参加することが従業員としてなれるというようなことも聞いておりますので、ぜひ地域の、そして移住者の若い方たちの働く場の確保という観点からも早急に進めていっていただきたいなあとと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、空き家の整備をということで質問いたします。

この空き家の整備、空き家活用については、まちづくり課のほうが非常に先進的な活動・取組を行っていただいておりますことは非常に評価しております。ただ、やはり段取りよくといえますか、すぐ入りたいという移住者の方だったり、そういった方がいるのが現状です。そういったチャンスを逃すと、私たちのいる中山間の地域というのは、次のチャンスがいつ来るのか分からない。そんな中で、空き家の整備をしっかりと進めていくべきであるんだというふう

に日頃実感をいたしております。まちづくり課のほうでも、また移住のNPOさんのほうでも、様々な補助事業等もあるわけですが、やはり市が事前に個人の家ではありますが、手を加えて、いつでも住めるような状況にしていく、そういったところが中山間地の移住者の確保、そういったことにつながるのではと思うんですが、こういう思いについては市の所見をお願いいたします。

議長（平野 正） 佐川まちづくり課長。

まちづくり課長（佐川徳和） それでは、お答えいたします。

本市の空き家対策につきましては、平成27年5月に国の空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことを受けまして、平成29年3月に策定しました四万十市空家等対策計画に基づき取組を進めているところです。

この計画では、同法第3条に掲げます空き家等は、所有者等の財産であり、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理を行うことを大前提として、市では所有者等による適切な管理を促進するための調査や管理に関する啓発、また情報提供や必要な支援に努めることとしております。

市では、この計画に基づきまして、各種の支援制度を設けております。

まず1つは、空き家を移住希望者に提供するために、所有者に対して改修費用を補助する事業です。

もう一つは、解体に関するものですが、これは老朽化により倒壊するおそれがあり、道路や家屋の使用に支障があるような危険な空き家に対しまして、取り除きを支援する事業になります。

このように、空き家の支援制度につきましては、それぞれ目的に合ったものを実施しております。基本的な考え方としましては、空き家は所有者等の財産であり、所有者等が適切な管理を行うこととしておりますので、議員ご提案のような事業を実施できる状況には至っておりません。しかしながら、本市としましては、空き家対策は重要な施策と考えて捉えておりますので、本年度よりスタートしました先ほどご紹介いただきましたが、市と民間事業者との連携によります四万十市空き家等利活用促進モデル事業を通じまして、空き家における貸手と借手のニーズの把握に努めるとともに、そのようなニーズに対しまして、市や民間事業者が果たしてどのような対応が可能なのかをモデル事業の勉強会の場などで議論してみたいと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 松浦 伸議員。

10番（松浦 伸） むちゃな質問したなあというふうには感じておりますが、そういった声といいますか実例もあるんだということも一つの片隅に入れていただいて、今後ますますさらに空き家の利活用ということに取り組んでいただきたいなあと思います。

後半は、本当に中山間地の活力を取り戻すという意味で奨学金の問題ですとか、地域の活力ということで質問させていただきました。本当にこのままでは中山間地の生活、そして基盤というのは、ますます疲弊・疲労してまいります。ぜひ市といたしましても、こういった先ほど紹介した県の流れ、こういったところもしっかりと把握しながら、中山間地の生活を守っていくために頑張っていたきたいなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（平野 正） 以上で松浦 伸議員の質問を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時0分 再開

議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

澤良宜由美議員。

3番（澤良宜由美） 議員番号3番公明党の澤良宜由美でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、認知症対策についてお伺いをいたします。

日本国内の認知症患者の人数は、年々増加傾向にあり、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると言われており、その数約700万人と推定されております。そして、その大半が85歳以上の高齢者の方であり、その中でも独り暮らしの高齢者の割合は多くなると言われております。

本市においても、このような状況下で、認知症の方やそのご家族の方が安心して暮らしていける環境整備を構築していくことは急務ではないかと考えられます。

そして、国においては、認知症に対しての必要な施策を進める上で、今年の6月14日に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立いたしました。この認知症基本法は、認知症が正しく理解され、認知症の人が尊厳を保ちつつ、希望を持って暮らせるよう策定されています。この法案の基本理念として、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。そのほかには、当事者の意見表明や社会参画の確保、良質かつ適切な保健・医療・福祉サービスの提供、家族への支援など7項目にわたって掲げられております。この認知症基本法は、今までは認知症の方は何もできないといった考え方を転換し、認知症になっても尊厳と希望を持って暮らせるという人権重視の新しい認知症の考え方を導く画期的な法律ではないかと思っております。そして、この法律で、国には、本人や家族らの意見を反映させた基本計画の策定を義務づけ、各自治体では、計画策定を努力義務とされております。

本市においては、これまでも認知症の方やその家族の方に対して様々な支援策を講じている

かと思えます。認知症に関しましては、私は昨年9月の議会の際にも、認知症の安全対策、取組について質問をさせていただきました。課長のほうからも前向きな答弁をいただき、認知症の方への支援もさらに進むのではないかとと思うところでございます。そして、このたびの新たな認知症基本法の成立に伴い、本市においてはこの基本法をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） 共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し、令和5年6月16日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなりました。そのため、施行日はもう少し先になりますが、この基本法をどのように捉えているかにつきましてお答えいたします。

これまでも認知症に対する様々な取組を行ってきましたが、これは国が策定しました認知症施策推進大綱に基づきまして、具体的な施策を四万十市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画において位置づけ実施してまいりました。

認知症施策推進大綱の基本的な考え方は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすことができる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進するというものです。

今回公布されました共生社会の実現を推進するための認知症基本法は、その目的を、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

そこで、これまでとの大きな違いといたしましては、認知症施策推進大綱が認知症施策推進関係閣僚会議の決定の下で策定されたものであるのに対し、共生社会の実現を推進するための基本的認知症基本法は、法律として成立、公布された点ではないかと考えます。これからの認知症施策は、この基本法の趣旨にのっとり、様々な行政施策として推進させていくものと考えております。

また、今回の基本法により、国は認知症の人及び家族などにより構成される認知症施策推進関係者会議の意見を聞き、認知症施策推進基本計画を策定することとなりました。都道府県及び市町村におきましては、認知症の人及び家族等の意見を聞き、それぞれの都道府県及び市町村認知症施策推進計画を策定することが努力義務となりました。

このような点におきまして、非常に画期的な法律であると認識しております。

以上でございます。

議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

先ほど課長の答弁でもありましたように、今回の認知症基本法は、国や地方を挙げて施策を進める上で、認知症の人やまたその家族の意見を聞くということを明記したことが重要ではな

いかと思います。認知症に関しても、他人事ではないということを踏まえて、まずは認知症について知る、考えるきっかけづくりを本市から発信していただければと思います。

では次に、認知症基本法に掲げられている共生社会の実現についてお伺いいたします。

今回の基本法の名前が、共生社会の実現を推進するための認知症基本法とされております。共生とは、認知症フレンドリー社会の考え方に沿うもので、認知症になっても、意欲や自信を持ち、そして自立して社会や地域で活躍できる環境を実現させることです。認知症の症状や病気のみを見るのではなく、当事者本人を大切に思い、共に支え合う活力ある共生社会へ取り組んでいくことが名称にも込められていると言われております。認知症の方が、社会に参画し、希望を持って暮らしていける取組をしている事例を1つここで紹介をさせていただきます。

これは、今年の8月3日に新聞に掲載された記事を参照に紹介させていただきます。

高知県香南市でデイサービスはっぴいを設立された山中代表。デイサービスと言えば、高齢者や認知症の方が入浴や機能訓練などサービスを受けるイメージがありますが、ここのデイサービスはっぴいは、仕事の一環としてサービスを受ける側の利用者が希望に応じて働くことができるシステムを構築されております。

代表の山中さんは、2019年に若年性認知症と診断された当事者であります。山中代表は、認知症の人にとって、できないことよりもできることを一つ一つ増やしていきたいとの思いで、自らを含む認知症の方の居場所づくりをとの思いでデイサービスを設立されたそうです。

現在この施設には、認知症の方も含め、要介護1以上の高齢者が17人登録しており、その利用者は、マンションの掃除やミカン畑での収穫作業などの仕事を担っております。また、仕事を依頼する企業側も、最初は不安でしたが、きちんと掃除をしてくれているので助かっていますと述べられています。

山中代表は、認知症になっても住み慣れた町で安心して暮らせるよう、今後も働けるデイサービスを広げたいと言われております。

これは、香南市での一事例の紹介ではございましたが、まさに認知症の方と共生し合い、社会の在り方や考え方のよい事例ではないかと思います。今回紹介した事業所の取組は、ある意味ちょっと特殊な事例ではございましたが、本市においても、認知症の方やその家族の方が、社会に参加できる場やまた地域で活躍できる環境づくりや地域の皆様で認知症の方を見守る取組を本市のほうでもされているかとは思いますが、具体的にどのような取組をしているのか、また今後共生社会の実現に向けて、どのような取組をされようとしているのか、お伺いいたします。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁いたします。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法における認知症施策は、国民が共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識を深めることや、全ての認知症の人が社

会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じて、その個性と能力を十分に発揮することなど7つの基本理念を掲げております。

当市におきましても、これまでも共生についての取組を行ってまいりました。先ほどご紹介いただいた香南市のような事例はございませんけれども、四万十市の取組について5つほどご紹介させていただきます。

まず、1つ目は、認知症に関する正しい知識と理解を持った認知症サポーターを養成するための講座を開催しております。

2つ目は、各地区の健康福祉委員会での認知症講座の開催を行っております。

3つ目は、高齢者支援課内の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、関係機関と連携した支援体制の構築を行っております。

4番目は、認知症の方やその家族の方が参加できる集いの場である認知症カフェを行っておりますが、これに対する支援を行っております。

5つ目は、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを記載した認知症のしおりの作成・配布などに取り組んでまいりました。こちらにつきましては、昨年9月議会でご答弁したものととなっておりますけれども、これが現在の取組でございます。

また、今年度は見守りシール事業に取り組むこととしております。これは、認知症の方の見守り対策として、行方不明となる可能性のある方に対して、QRコードのついたシールを服や靴につけていただくものです。行方不明になった場合は、発見した人がそのQRコードを読み取ることで、速やかな保護につながることとなります。

同時に、この事業は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念の一つであります認知症の人にとって日常生活、または社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるという部分にも合致するものと考えております。この事業につきまして、今年度より開始していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

3番（澤良宜由美） ありがとうございます。様々な取組内容、承知いたしました。

先ほど言われました見守りシールの事業も、認知症の方やまたその家族の命と生活を守る大切な取組だと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

今回の認知症基本法の最大のポイントは、その共生社会を実現させていくことではないでしょうか。認知症になってもよい環境、よい生活があれば、希望と尊厳を持って暮らしていけるという新しい考え方を本市においても具体化し、そして実現していく、さらなる取組をお願いいたしまして、共生社会の実現を推進するための認知症基本法についての質問は終了いたします。

では次に、認知症サポーターについてお伺いいたします。

先ほどの質問にもちょっと付随をいたしますが、その共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立に伴い、認知症サポーターの存在も大変重要になってくるのではないかと思います。

認知症サポーターとは、2005年に厚生労働省が設立したボランティア制度で、地域や職場、学校などで養成講座を受講すれば資格を得ることができるとされております。

本市においても、ホームページ等では、認知症サポーターやその養成講座の案内もしており、認知症サポーターの存在を幅広く市民の皆様にも周知している現状ではないかと思っております。今の高齢社会において、本当に認知症は誰がなってもおかしくない病気です。もし自分の家族や友人、また地域の方が認知症を発症しても、自分を含め理解の輪が広がっていく、その一つの手段として認知症サポーターの拡大も重要になってくるのではないかと思っております。

それらのことを踏まえまして、まず初めに、本市における認知症サポーターの人数をお伺いいたします。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁いたします。

認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けすることができる方のことです。

本市におきましては、平成21年度より10年以上にわたって認知症サポーター養成講座を事業所・団体・学校などで開催してまいりました。

認知症サポーターの受講者数でございますけれども、令和4年度末現在で、累積4,701名となっております。この中には、転出された方等も含まれますけれども、この受講者数が4,701名となっております。

以上でございます。

議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

3番（澤良宜由美） ありがとうございます。累積で4,701名ということで承知いたしました。

では次に、本市の認知症サポーターの目標人数は掲げているのでしょうか。もしあればその目標人数等、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） 認知症サポーター養成講座の開催回数、参加人数の目標値につきましては、四万十市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画において設定しております。こちらの数字を目標としておりますけれども、令和3年度から令和5年度の各年度の目標値につきましては、開催回数を毎年度10回、参加人数を毎年度200人を目標値としております。

実績値でございますが、令和3年度が、開催回数は13回、参加人数288人、令和4年度が、

開催回数が7回、参加人数が248名ということで、人数につきましては目標を達成している状況でございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

3番（澤良宜由美） ありがとうございます。目標値として開催数と人数ということで把握をさせていただきました。参加人数も目標を達成されているということで、大変すばらしいと思いました。

では次に、認知症サポーター養成講座の開催状況についてお伺いいたします。

先ほども申しましたが、認知症サポーターになるためには、養成講座の受講が必要になるかと思えます。本市では、近年、認知症サポーター養成講座の開催状況について、市民に対しての開催状況や学校教育向けの開催状況など分かりましたらお答えのほうお願いいたします。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） 認知症サポーター養成講座につきまして、令和4年度の実績をお答えいたします。

令和4年度は、JA女性部・ライフサポートセンター・看護学校・小学校などで、先ほども答弁しましたが7回開催し、248名の方に受講していただきました。

これまでも、銀行・保険会社・スーパー・市役所・市議会・小中学校など、希望のあった団体で開催をしております。市内の小中学校には、年度初めに案内を出しているところがございます。

また、各地区で支援が必要な高齢者に対して見守りや声かけができるような共生の地域づくりを目指し、地区の健康福祉委員会に出向いての認知症講座も開催しており、令和4年度は3地区で31名の方にご参加いただきました。

以上でございます。

議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

3番（澤良宜由美） ありがとうございます。養成講座の開催状況は、承知のほうをいたしました。

また、各地区での認知症講座の開催も、地域の見守り体制を推進していく上で、本当に大変な、重要な取組ではないかと思えます。

また、学校教育のほうでは、小中学校向けにテキストとか紙芝居など分かりやすく学ぶことができるかとホームページのほうにも書いてありましたので、今学校教育のほうでは、がん教育というのも積極的に進んでいるかとは思いますが、その一環として、認知症の教育についても、また本市のほうでも力を入れていただければと思います。

では次に、認知症サポーターの支援活動についてお伺いをいたします。

先ほど認知症サポーター養成講座を受講しまして、本市でも認知症サポーターになった方と

というのが多数いらっしゃるということでご答弁をいただきました。

本市では、その認知症サポーターになった方に対して、どのような活動の場があるのか、またどのような活動の支援、取組等あるのか、分かりましたらお答えのほう願います。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） 認知症サポーター養成講座を受講していただいた方には、このオレンジのリングを配布しております。オレンジのリングは、認知症について勉強をしたという一つの印になっております。

認知症サポーターとして期待されることは、まず認知症に対して正しく理解し、偏見を持たないこと、認知症の人や家族に対して、温かい目で見守ることなどではないかと考えております。その上で、それぞれの方が、ご自分で認知症の方や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践していくことが大切であると考えております。

認知症サポーター養成講座を受講した一般の方、企業にお勤めの方、小中学生などが日々生活していく中で、身近にいる人、近隣にいる人の認知面での変化をキャッチし、地域包括支援センターに情報提供していただければと考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

3番（澤良宜由美） ありがとうございます。本市においても、様々な活動内容のほう、確認のほうさせていただきます。

まず、課長のほうからもありましたように、自分ができることを実践していく。そして、温かい目で見守っていくということが大切であるということ、私自身も確認のほうをさせていただきます。

では次に、認知症サポーター育成に向けての取組についてお伺いをいたします。

本市においても、認知症サポーターのその重要性を理解した上で、これから市民の皆様、認知症サポーターの必要性を周知し、そしてサポーターを増やしていく取組として、本市ではどのように考えられているのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） 今後の取組についてご答弁いたします。

先ほどもご説明しましたが、見守りシール事業につきまして今年度から開始する予定でございますけれども、認知症サポーターの方々にご協力いただくことを考えております。この事業の周知を図るために、認知症サポーター養成講座を受講した事業所を見守り協力店として登録し、チラシやステッカーを配布することで、認知症の普及啓発と高齢者の見守りネットワークにつなげていく計画です。

このため、認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、事業所をはじめ、一人でも多くの方に認知症サポーターになっていただきたいと考えております。

講座を受講した方が、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けしていただく、そのような見守りネットワークが構築されることで、見守りシール事業も成果を発揮するものと考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

3番（澤良宜由美） ありがとうございます。ぜひこれからも本市が主体となって、認知症サポーターの存在を広めていただき、そして認知症サポーターの育成にも力を入れていただければと思います。そして、共に安心して暮らしていく地域を目指していきたいとの願いを込めまして、認知症サポーターの質問を終了させていただきます。

では次に、就活支援サポートについてお伺いをいたします。

やがて訪れる多死社会に対して、事前に自分の最期の迎え方を決める取組や人生の終わりのための活動を総合して終活と呼びます。ここ近年、単身高齢者の方は倍増しており、2020年では約670万人、2040年には約900万人に達すると言われております。各自治体では、エンディングノートを独自で作成し、活用している自治体も多くあります。

また、現在問題視されているのが、頼れる家族がおらず、亡くなった後、遺体を引き取る人がいない、いわゆる無縁遺骨が急増しているということです。

神奈川県横須賀市の自治体では、こうした課題に向き合い、本人の尊厳を守る終えん活動に取り組んでおります。ここの横須賀市は、終活に対してすごく先進的な取組をされているということでかなり有名な自治体でございます。簡単にちょっと紹介させていただきますと、エンディングプラン・サポート事業、通称E S事業と終活登録伝達事業を行っております。このE S事業は、登録した利用者は、市の協力葬儀社と生前契約をして費用を預け、亡くなった際は市と協力葬儀社が連携をして葬儀や納骨を行う。また、終活情報登録伝達事業は、緊急連絡先やエンディングノートの保管場所やお墓の所在地など11項目の情報を市に登録ができ、万が一の際に警察や医療機関からの問合せに市が対応し、本人に代わって登録情報を伝えるということです。

また、終活に関する問題は、これ以外にも亡くなった後の家の問題、またその家の中にある荷物・家具の問題、また相続の問題、お墓の問題など多岐にわたることが多いかとは思いますが。

そこで、現状、本市では、終活に関する相談事項を依頼された場合、どのような対応・支援をされているのかお伺いいたします。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁させていただきます。

ご質問いただきましたように、終活に関しましては、特に高齢者の方々が身近に感じておられる問題かと思っております。

終活をはじめ、介護・認知症・金銭管理に関することなど高齢者の方がどこに相談したらよ

いか分からない心配事や悩みなどをまずご相談いただく広報窓口といたしましては、高齢者支援課内に地域包括支援センターがございます。

令和4年度に地域包括支援センターが新規に受けた主な相談としましては、介護保険に関する相談が518件、医療・介護に関する相談が119件、認知症に関する相談が70件、金銭・財産管理に関する相談が34件となっております。

終活という形で相談の件数は把握しておりませんが、相談者の様々なお話を伺う中で、議員が申されましたような財産の処分など終活に関する事案をお聞きすることもございます。その際には、関係機関と協働しながら、適切なサービスや地域の活動、支え合いの取組などにつなげる支援を行っているところでございます。

令和4年度における終活に関する市の取組をご紹介しますと、まず12月に在宅での暮らしを考えるをテーマに、緩和ケア認定看護師の方に地域で医療や介護を支える中で、みとりを行うに当たり必要なことや本人・家族の心構えについての講演会を実施いたしました。

また、3月には、認知症市民講座を開催しましたが、その講師として、老い支度クリエイターの方に講演をいただき、上手に老いるための自己点検ノートのご紹介もいただきました。

そのほか11月には、もしものときのために大切にしていることやどのような医療やケアを望んでいるかを前もって考え、信頼する人たちと話し合う、いわゆる人生会議についての講座を県と共同開催で行っております。

市ではございませんが、社会福祉協会におきましては、令和4年度より未来のあんしんサポート事業という事業を行っております。これにつきましては、見守りや日頃の生活支援を基本に、入院や入所が必要なときには、保証人に準じたサポートを行い、もしも亡くなった場合には、葬儀・埋葬や家財処分に関する手続などを行うものでございます。

以上のように、地域包括支援センターが中心となって、幅広く市民の方を対象とした講座などを実施するとともに、一人一人の方がお持ちの終活に関する相談事をお聞きし、適切なサービスにつなげるなどの支援を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

3番（澤良宜由美） ありがとうございます。様々な取組内容を承知させていただきました。先ほど課長のほうからも言われました社会福祉協議会が行う未来のあんしんサポート事業、先ほどちょっと紹介しました横須賀の事業ともちょっと関連するのではないかと思います。本市のほうでもこういう事業がされているということは、本当に多くの高齢者の方には安心につながる事業ではないかと思います。ぜひ社会福祉協議会の事業ではありますが、本市と連携して、多くの高齢者の方に知っていただいて使っていただける取組を今後はまたしていただければと思います。

では次に、その総合的な終活窓口の開設ができないかについてお伺いをいたします。

高齢者の方が元気なうちに終活を行おうとしても、先ほど課長も言われましたが、正直何から始めればよいのか分からない、またどこに聞けばいいのか分からないというお声のほうよくお聞きいたします。先ほど言われましたが、本市では、高齢者の総合相談窓口である四万十市地域包括センターがその役割を担っていると思います。しかし、まだまだその地域包括支援センターの存在を知らない高齢者の方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。今回私終活をされている方から、その終活にまつわることでトラブルが起こったらしく、相談のほうをされました。その際、市役所に高齢者の方のためのその相談窓口、地域包括支援センターがあるよという話をしたところ、その方はもう全くそういう窓口があることすら知らなかったし、また終活の問題で市役所に訪れるという認識もなかったと言われました。

今回、そこで、高齢者の方も分かりやすい終活の相談ができる窓口を開設することができないかお伺いをいたします。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁いたします。

地域包括支援センターが、終活なども含め、高齢者の方の心配事・悩み事の最初の相談窓口でなければならないと考えております。

四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定を現在行っておりますが、これに併せてニーズ調査を昨年度行いました。この際に、四万十市高齢者支援ガイドブックというものを作成しまして、1万400人の高齢者の方々にこちらのガイドブックを郵送しております。こちらのガイドブックには、様々な高齢者福祉の制度などが載せておりますが、この中で末尾に、地域包括支援センターのご紹介もさせていただいておりますけれども、まだまだ周知が不十分であるということ为先ほどからご指摘いただいております。

四万十市にお住まいの高齢者の方々が、どこに相談していいか分からない心配事や悩みを、まずは地域包括支援センターにご相談いただけるようになるには、包括支援センターの認知度を一層高めていかなければならないと考えております。あらゆる機会にチラシやパンフレットを配布、広報等への掲載を通じて、まずは地域包括支援センターに相談をすれば、相談窓口であるということを知っていただくように、名前と電話番号を知っていただける努力を今後も続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

3番（澤良宜由美） ありがとうございます。承知いたしました。

また、高齢化社会の現在、本市においてもその終活問題というのはもう避けられない問題ではないかと思います。高齢者の方が安心して終活のことやそれ以外のことで気軽に相談できる本市の地域包括支援センターのさらなる周知をお願いいたしまして、終活支援サポートの質問を終了させていただきます。

では、次の質問に移ります。

市民の健康を守る対策として、生活習慣病に対して本市の取組をお伺いいたします。

生活習慣病とは、一般的に食事や運動・休息・禁煙・飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の原因としてなる疾患の総称と言われております。主に糖尿病や高血圧症など様々な病気があるとされております。特に、働き盛りの世代の方は、仕事中心の生活から食事が不規則になりがちでも、高カロリー食品の摂取、また野菜不足、塩分の取り過ぎ、アルコール飲料や甘味飲料の飲み過ぎ、そしてストレス、運動不足などが生活習慣病を誘発する原因と言われております。

また、高齢者が生活習慣病を発した場合は、ADL、日常生活動作の低下などといった老年症候群を起こしやすくなります。そうすると、その家族や介護の負担も増えてしまい、治療の継続が難しくなるという悪循環になる可能性も出てきます。そうならないためにも、食事や運動などの生活習慣を見直し、そして生活習慣病を予防していくことが大切ではないかと思えます。

そこで、本市では、市民に対してどのような生活習慣病に対する取組や啓発活動など行っているのか、お伺いいたします。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） 生活習慣病に対する本市の取組と啓発活動についてお答えします。

まず、生活習慣病の早期発見への取組として、本市では、職場などで健診を受ける機会のない30歳以上の国民健康保険被保険者や後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病の早期発見、予防のための健康診査を実施しております。また、同様に、職場などでがん検診を受ける機会のない方を対象に、各種がん検診を実施しております。

健診、がん検診ともに地域を巡回する集団健診方式と病院で受診する個別健診方式にて多くの方が受診しやすいよう、幅広く健診を行っているところです。

また、健診結果の見方や生活改善のポイントを伝える健診結果説明会の開催、健診の結果で異常が見られた方や生活習慣病の治療を放置、中断されている方、糖尿病の予備群の方に対しての保健指導や医療機関への受診勧奨など、また食生活改善推進員と連携し、学校や職場において生活習慣病予防のための講習を行っております。

このほか、糖尿病などの生活習慣病と関連が深い歯周病の早期発見・早期治療につなげる取組として、成人歯科健診も実施しております。

啓発活動としましては、健康福祉委員会での健康教育をはじめ、広報や市役所ロビーでの生活習慣病に関するパネルの掲示などの啓発活動に加え、健康的な生活習慣を受診するきっかけづくりとなるよう、健康づくりに関する取組を実施した方に特典を授与する健康づくりポイント事業を行い、一人一人が主体的に健康づくり活動を継続できるよう啓発を行い、生活習慣病

予防に取り組んでいるところです。

以上です。

議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

3番（澤良宜由美） ありがとうございます。本当に様々な取組をされていることを確認させていただきました。

では、次の質問に移ります。

生活習慣病の多くが、発病してかなり進行するまで自覚症状がほとんど現れないと言われております。しかし、自覚症状が現れないとは言っても、健康的とは言えない生活習慣の影響は確実に体の負担として蓄積されていくものです。先ほど課長のほうからも様々な生活習慣病に対しての本市の取組や啓発活動の状況をお伺いさせていただきました。

そして、その一つの一環として、こちらのほうでご提案をさせていただけたらなと思ひまして、国立がん研究センターや国立国際医療研究センターが配信しております各種がんや糖尿病のリスク予想ツールなどがございます。私も試しにやってみました。簡単な生活習慣情報を入力するだけで、その後の発症リスクを見やすく表示してくれました。本当に私もやってみて、えっと思ったぐらいだったんですけど、それでもうかなり生活習慣に対する意識っていうのをこれ気をつけないといけないなというふうに思わせてくれたものでした。本市のホームページ等にも、このような国際医療センターとかがん研究センターのようなサイトのツールを掲載して、健康を意識すれば、また生活習慣を改善するきっかけのためのツールとして掲載していただくことは可能でしょうか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） 市のホームページに健康チェックができるサイトを掲載することについてお答えします。

ご提案いただいたサイトについては、市のホームページから閲覧できるようリンクを張ることは可能であると考えております。健康のセルフチェックという点や自身の健康状態を客観的に見詰め直すことができるという点においても、非常に有効であると考えます。

議員がおっしゃられたサイト以外にも、厚生労働省が作成しています生活習慣病予防のための健康情報サイトには、脳卒中や糖尿病に関するセルフチェックや歯や口腔に関するセルフチェックのサイトもございました。

今後は、信頼性やセキュリティの確保、プライバシーの配慮など、十分に考慮した上で、適切なサイトやアプリを選定し、市のホームページの掲載や広く市民の皆様へ情報提供できるように進めてまいります。市民の皆様が、簡単にアクセスし、健康に関する情報をより簡単に幅広く入手できるよう、今後も努めてまいりたいと思ひます。

議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

3番（澤良宜由美） ありがとうございます。前向きなご答弁いただきましてありがとう

ございました。今回、特定健診案内書の中に、1日の塩分摂取量を計るとか、健康年齢を知らせるといった取組なども今されているかとは思いますが、本当にどれも健康を意識してもらうための面白い取組だなと私は思いました。先ほどの予測ツールもそうなんですが、気軽にできるというのが、健康になるための一歩、ステップアップではないかと思っておりますので、これからも生活習慣病の改善に向けた取組をお願いいたしまして、これで私の一般質問を終了させていただきます。

議長（平野 正） 以上で澤良宜由美議員の質問を終わります。

13時55分まで休憩いたします。

午後 1 時43分 休憩

午後 1 時55分 再開

議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、川淵誠司議員。

9 番（川淵誠司） 日本共産党の川淵誠司です。

一般質問を行います。

通告の順番を少し変えさせていただいて、1番を最後に、2、3、4、5、1という順番でさせていただきます。申し訳ありませんが、どうかよろしく願いをいたします。

大項目2、旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用について、そこから質問を始めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、検討会についてお尋ねします。

8月8日に第1回検討会が開かれました。私も傍聴させていただきました。会長・副会長も決定をし、今後検討会委員による精力的な検討が始まっていくものと期待をし、しっかり見守っていきたいと思っています。

第1回目については、市のほうで日程・会場・議題・資料等全て準備をされて会が行われたと思います。市としてどのように評価をしていますか。成果や問題点等整理していればお答えをください。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） お答えいたします。

第1回目の検討会につきましては、8月8日に旧中医学研究所におきまして開催をいたしました。委員15名全員の方にご出席いただきまして、検討会の概要やスケジュールの説明、それから会長・副会長の選出、現場視察、有効活用基本方針案の確認、有効活用に関する意見交換会を行ったところです。初めての会であったこともありまして、有効活用についての具体的な話合いというところまではできておりませんが、委員の皆さん全員からお一人ずつご意見をいただいたところでございます。その内容につきましては、下田地域の防災対策や介護専門学校

としての活用、学校等の高台移転、経済的な効果をもたらす仕組みづくりなど、様々な多くのご意見を聞くことができましたことは、意義があったというふうに感じております。

今後につきましては、それら多くのご意見をいただく中で、それぞれの活用案の課題・問題点を迅速に整理し、実現性を検証していくこと、これが課題といたしますか、今後重要であろうと考えているところであります。

以上でございます。

議長（平野 正） 川渕誠司議員。

9番（川渕誠司） ありがとうございます。

1回目ということもあったのかもしれませんが、少し時間設定が短かったかな、参加をされた傍聴の方も、あの時間では十分な議論できないんじゃないかというような声もありました。それから、私も傍聴していきまして、傍聴席が十分聞き取れないんですね。音響が悪かったんでしょうか、何を言っているのか十分聞き取れない場面がありました。それについてもぜひ改善をしてもらいたいというふうに思っています。この点、この2ついかがですか。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） その時間につきましては、2時間が短いということでございましたら、その点については再度検討してみたいと考えて、次回の開催までに検討してみたいと考えております。

それから、音響の関係ですけれども、確かに当日マイクの調子が悪うございまして、ご迷惑をおかけしたところ です。そういった準備につきましても、万全を期して2回目臨みたいと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 川渕誠司議員。

9番（川渕誠司） ぜひよろしくお願いをいたします。

続きまして、旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用基本方針案というものが示されて、その会議でも配られたと思います。よくまとめられているとは思っていますけれども、ただ気になったことが1つあります。それは、配慮事項、その中に、地域防災等への配慮ということが書かれているわけですが、これは会議の中でも地域の区長さんからも意見が出されたとおり、配慮というようなレベルでいいのかと私も思います。つまり、配慮はして検討したんだけど、結果的に地域防災という点ではちょっと不十分なものになったねとか、防災面では心配が残りますねということでは駄目なんですよ。地域にとってかけがえのない防災拠点です。命のとりでなわけです。したがって、この基本方針案の最初に示されてます策定の背景と目的というところに、災害時の避難場所として大きな役割を担っていることもあり、特に慎重な検討が必要だと、このとおりだと思うんですね。そういうことから考えますと、指定避難所としての機能確保というのは、単なる配慮ではなくて、前提条件として進められなけれ

ばならないと考えますが、いかがでしょうか。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 1回目の検討会では、この基本方針の案としてご意見をいただいたところがございます。その中で、先ほど議員がおっしゃったようなご意見もいただいたところがございます。それを踏まえまして、地域防災等への配慮から地域防災機能の確保に表現を変更しまして、施設等の利活用に当たっては、地域防災の拠点施設としての機能を確保するというので改めたいと考えております。具体には、当初では、施設活用等の基本的な考え方、大項目、中項目として、配慮事項としておりました。その項目の名称を留意事項としまして、また小項目、地域防災等への配慮を地域防災機能の確保といたしまして、また文言につきましても、施設等の利活用は、これらの機能の確保について配慮しながら検討しますというものを、施設等の利活用は、これらの機能を確保しますというふうに改めているところがございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） すごく前進したと思います。安心いたしました。よろしく願いをします。

次ですけれども、有効活用基本方針案の中に、市の重要施策等との整合というのが書かれています。それを見ますと、市の上位計画で掲げるまちづくりの方向性との整合を図るということですね。その重要施策の一つに、四万十市立小中学校再編計画第2次というのが示されています。そこにはこう書かれています。学校再編に伴い発生する休廃校舎等施設の活用については、地域振興、住民福利等のために積極的な活用を図るものとし、その用途については、地元との協議等を通じ、その意向をできる限り反映するよう努めるものとしていますということで、旧下田中学校施設の利活用については、やはり地域の意向というのが最大限尊重されなければならないというふうに考えますが、そのように確認してよろしいでしょうか。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 有効活用基本方針におきまして、施設の有効活用の検討に当たっては、市の他の重要施策との整合性を図ることとしております。その一つである四万十市立小中学校再編計画第2次、先ほどご紹介いただきましたけれども、そこにありますように、施設の活用につきましても、地域振興、住民福利等のため、積極的な活用を図るものとして、地域の意向をできる限り反映するよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） その文章を読まれただけのように思うんですけども、内容として地域の意向をしっかりと反映するということですので、そこは確認をしたいと思います。よろしく願いをいたします。

続いて、学校教育について質問いたします。

保幼小中連携教育の推進についてお尋ねをします。

本市の現在の教育大綱であります第2期四万十市教育振興基本計画の中に、保幼小中連携教育の推進が掲げられています。その方策として、保幼小中連携教育のモデル地域を指定し、その取組を市内に普及させていくことが示されていますが、現状どのようになっていますでしょうか、進捗をお聞きします。

議長（平野 正） 久保教育長。

教育長（久保良高） ご答弁いたします。

本市では、全ての小中学校に研究指定して取り組む四万十市一校一役教育研究の中で、令和2年度と3年度は八束小、八束中学校、旧ですけれど、また中筋小学校、中筋中学校、そして西土佐小学校、西土佐中学校を指定校として取り組んでもらいました。再編後は、令和4年度と令和5年度は、西土佐小学校と西土佐中学校に小中連携の指定校と位置づけ、取組を進めてきました。

また、取組の普及につきましては、1月にオール四万十実践交流発表会を実施し、各学校の取組をお互いに共有するとともに、他の学校の取組を自分の学校に実践に生かしてもらうようにしております。

また、令和3年度から中村小学校、中村中学校においての3年間、高知の授業の未来をつくる推進プロジェクトという県の指定校ながですけれど、その事業に取り組んでもらい、小中が連携・協働しながら、9年間の学びをつなぐ資質・能力を育む授業づくりについて研究を進めており、年に4回、教材研究公開授業を行い、市内小中学校の教員も多く参加してくれていますので、全小中学校に普及されていると考えております。

また、指定校以外でも、各学校・保育所等の実態に応じて、子供同士の交流会や教員同士の連絡会、また研究会を実施し、小学校教員が保育の様子を参観したり、また小中学校が合同研修を設定し、授業参観等を通して、協議や情報交換などを行っております。その中で、教職員の連携も深まっていると感じております。

また、校長会と保育所長会を合同開催とし、保幼小中連携の研修を実施したり、今年度は保育の実態を把握するために、教育委員会としても保育所の訪問も考えております。

このように、保幼小中の連携というのは、子供たちが戸惑いなく上の段階に進めるように非常に大切なことだと考えておりますので、これからもより一層連携を深めていこうと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） 初めの説明では、小中連携が中心になっていて、後で保幼というところが出てきたように思うんですけども、保幼小中連携教育のモデル地域というのは設定されてな

いんですか。

議長（平野 正） 久保教育長。

教育長（久保良高） お答えしたいと思います。

現在のところ、保幼小中の連携のモデルというのは、取り組んでおりません。ただ、子育て支援課と保育所については子育て支援課の管理ですので、お互いに子育て支援課と教育委員会が連携し、これからは子供たちが生まれてから18歳まで、そうすると高校も含むがですけど、その連携の重要性を意識しながら、これから取り組んでいく、その準備を進めているところで

以上です。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） この第2期四万十市教育振興基本計画は、来年度までだと思います。ですから、その中にモデル地域を指定するというふうに書いてあるわけですので、これは指定しないといけないと思うんですね。そういうことから言いますと、子育て支援課とも協力をしながら、もうあと一年しか残っていませんが、私は本当に個人的には、これから検討会で話されていくことだろうと思いますけれども、下田地域が本当に保小中という連携をするのにすばらしい地域ではないかなあと思っているんです。これはまだ検討会での中身で、それから高台移転も実現させなければなりませんから、今すぐここにどうこうできるものではありませんけれども、そういうことも含めて、ぜひモデル地域ということについては来年度以降、必ず指定をして、取組をしていただきたいというふうに思います。そのことをお願いしまして、次に移りたいと思います。

下田中学校の再編についてお尋ねします。

教育長は、いつも学校再編については、生徒のよりよい教育環境を求めてやっていることであって、大学誘致とは関係ないんだというふうにずっとお話をされてきてましたけども、最初は確かにそうだったかもしれませんが、下田中学校について言えば、途中から分けては考えられない状況が生まれたわけですね。その中でずっと進められてきて、今中学生が小学校へ移っているという状況も生まれています。その中で、今回、大学誘致が断念されたということで、大きな状況の変化があります。当然、保護者が今どういう思いになっているのかあるいは地域の方々がどういう思いを持っているのか、やはりアンケートなり意向確認ということをする必要があるのではないかと思います、その点いかがですか。

議長（平野 正） 久保教育長。

教育長（久保良高） ご答弁いたします。

下田中学校の再編につきましては、今議員が言われましたとおり、第2次四万十市小中学校再編計画に基づき、望ましい学校規模や子供たちにとって望ましい教育環境、その確保等を目的に進めてきましたので、大学誘致のために進めてきたものではありません。大学誘致を断念

することで、望ましい学校規模やよりよい教育環境の確保ができる状況に変化したわけでは
ありませんので、再度保護者のアンケートを実施したり、地域の意向を確認するということは今
のところ考えておりません。

以上です。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） アンケートは今まで何回も取られてきたわけですが。最初は、アンケート
を受ける側もどういう教育環境がということで、小規模なのか、大規模なのかということで検
討されてアンケートを答えられたかもしれません。しかし、途中からは、大学が入ってきて、
そういう状況じゃなくなった。大学、これ来るなら仕方がないかといって反対に回られた方も
たくさんいらっしゃると思うんですよ。そういう中で、その大学そのものがなくなったわけ
ですから、地域では地元は元へ戻せという意見も随分あります。そんなことも考えれば、今後検
討会を通じてでもいいですけども、地域の方の意見、保護者の意見ということを酌み取る作
業というのが絶対必要だろうと私は考えますが、もう一度ご答弁いただきます。

議長（平野 正） 久保教育長。

教育長（久保良高） 教育委員会といたしましては、ずっと自分たち教育委員会として大学
誘致と学校再編を関連づけて説明会等でもお話ししたことはありませんので、常に自分たちと
しては、子供たちにどういう環境が一番適しているのか、どういう学校規模が子供たちの学力
向上や生活の面で適切かということを考慮に入れながら、この学校再編については進めてきま
したので、自分たちとしては、もう一度アンケートを取ったりとか、地域の方の意向を調査す
るとか、そういうことは考えておりません。

以上です。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） そしたら、ちょっと市長にお伺いしたいです。

市長は、令和2年3月の定例会でこのように言われています。中学校存続を望んでいらっ
しゃる保護者や地域の方から見れば、二律背反する問題でもあり、ご負担をおかけすることは
大変申し訳なく思っております。そして、令和4年の6月定例会でも、中学校の再編につき
ましては、まだ理解していただけない段階で大学の誘致という話を打ち出しましたので、若
干強引なやり方であったかなあという思いをしていますというふうに言われているんですね。
だから、このことについては、市長自身も決して滑らかな、穏やかな解決ではなかったとい
うふうに考えておられるんじゃないか思うんですけど、もう一度地域の意見を聞くということに
ついては市長どのようにお考えですか。

議長（平野 正） 中平市長。

市長（中平正宏） もう一度地域のご意見を拝聴するということにつきましては、それはど
んな意味で言われているのか、ちょっと簡潔に教えていただきましたら、私はそれに対してご

答弁を申し上げます。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） ちょっと私のほうがよく分からないんですけど、今お話をしたように、状況が大きく変わりましたと。大学というものとセットになっていたために諦めた方もたくさんいらっしゃる、そういう中で今までアンケート結果も出てきたわけですね。その大学が外れましたと。大きな状況の変化がありましたと。そしたら、もう一度、地域の方あるいは保護者の意見を聞くべきではないですか、そういうことなんですけど、いかがですか。

議長（平野 正） 中平市長。

市長（中平正宏） 分かりました。中学校の統合問題につきましては、途中でいろいろ紆余曲折ありまして、最終的に私のほうに判断を委ねるという言葉をいただきましたので、私のほうは、当時の中学校再編計画に沿った中で進めるというご返答をしたと思います。ただ、その中でも、地元の保護者、また生徒の方々が、下田中学校に対する思いがすごいあると思われましたので、私はそのときに在学の子供たちは、下田小学校のほうに下ろして、そこで下田中学校の生徒として卒業さすという形を私は取ったところでございます。その下ろすことにつきましては、議員さんのほうからもいろんなご意見があったと思います。当然、それに対して予算を伴うものでありましたので、再編をする学校にその予算を使うべきではないとか、いろんなご意見がございましたけれども、理解をいただきまして、下田小学校を改築をして、その中で来年の3月には下田中学校の生徒として卒業するようになっておりますので、私といたしましては、中学校の統合問題につきましては、いろいろありましたけれども、精いっぱい寄り添ってしてみたいつもりでございます。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） それでは、ちょっと質問を変えます。

次の項目ですが、今行われてます検討会、これに対して、具体的な提案が幾つも出されています。下田の三区長会からは、下田保育所・下田小学校・中学校を高台移転し、多様な子供が学べる小中一貫教育校や義務教育学校を造ってはという提案があります。類似の案がほかのところからも出されています。地元の意向を尊重するというのであれば、検討会がこの高台に小中学校を造るという案を採用する可能性も十分あると私は思っています。しかし、教育委員会の方針であれば、来年4月からは下田中学校は中村中学校に統廃合される。地元で学校ができる可能性を残しながらも、中村中学校へ行かなければならないという事態になります。ここは、検討会の議論をしっかりと見守る中で、結論が出るまで下田中学校の統廃合を1年延期する、あるいは凍結すると、そういうことはできないでしょうか。お答えください。

議長（平野 正） 久保教育長。

教育長（久保良高） ご答弁したいと思います。

先ほどの答弁でもお答えしましたように、下田中学校については、令和6年3月31日をもっ

て休校とし、中村中学校へ統合することはもう既にこれまでの経過を踏まえてきての決定事項ですので、自分としては検討会、旧下田中学校の利活用についての検討会の中で、下田中学校を高台に移転するという事は、そういう議論をする検討会ではないと考えておりますし、この検討会の中で、小中一貫校についてということも議論するのは自分としては会の趣旨と違うんじゃないかなというふうに考えております。そういうことから考えても、検討会の決定を待って、下田中学校を来年度も残すとか、そういうことは教育委員会としては一切考えておりません。

以上です。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） 地域の方から、区長会から、高台に上げて、義務教育学校を造ってほしいという提案が一つの大きなものとして出されている、ほかの市民団体からも出されている。それは議論すべき内容じゃないというふうに教育長が判断されるのはおかしいと思いますが、担当課どうですか、そのあたり。そういうことも含めて議論しなくちゃいけないんじゃないですか、検討会では。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 有効活用を担当する課としてお答えいたします。

まず、この有効活用につきましては、今ある2つの遊休化している施設を、その施設をどういった目的で活用するかを検討するものでございます。例えば難しいんですけども、その手法としては、その施設で新たな機能を設けるのか、今ある市のいろんな施策の機能、そういったものを老朽化とかそういったことによってあそこに移すのかとか、そういうような観点が主になってこようかと思っておりますけれども、その新しい機能を今後検討するということであれば、当然いろんな意見が今も出てますし、今後事業者公募も行います。そういう中に出てくるかと思えます。今の機能を移すという観点で申しますと、今教育長のほうからもありましたように、下田中学校、これにつきましては令和6年4月から休校となるんですね。そういった休校というものをあそこの活用ということに同じテーブルに上げて検討することにはならないだろうというふうに考えてはおります。そこをまたその再編について統合をどうするかについては、有効活用の検討会と違うまた機会、テーブルで検討していただくべきであろうと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） せっかく検討会がつくられて、その中で皆さんで議論をしようという中で、最初からこれはいかにと排除されるような中身があるとすれば、これは検討会としていかなものかな、このように思います。ぜひ再度検討していただいて、これ例えば1年凍結ということをしていただければ、その間に話ができるでしょう、そういうことだと思うんですよ。

中学校が小学校に下りるときも、教育委員会はほとんど中村中学校統合というふうに決めておられました。しかし、市長が判断で2年間あそこに持っていくというその話をされたんですよね。そういうことであれば、本来これ学校の問題については教育委員会が決めるべきことです。しかし、一度そういうことがありましたんで、市長の判断でそこはもう一回1年凍結して、この検討会の議論がまとまった段階で決めてはどうかということも言えるのではないかなあと私は思うんですけどね。次のことも含めまして、市長に答弁いただきたいと思うんです。

8月29日、下田の子供たちが、高台に自分たちの学校を造ってほしいという署名を市長に提出をしましたね。市長や市の幹部に思いを伝えたと思います。それに対して、市長は、各課と協議をした上で、よりよい方法を探っていきたいというふうに答弁をされています。よりよい方法ですよ。市長は、子供たちの思いに応える方法、今どのように探っておられるのか。先ほどの話だと、どうもそこに全然希望が見えてこないんですけど、そのことも含めましてお答えください。

議長（平野 正） 中平市長。

市長（中平正宏） 8月29日に下田小学校、また下田中学校の児童、また生徒の皆様が来られました。下田の保育所・小学校・中学校の高台移転と小中一貫校化を求める子供35人分の署名を私と教育長への提出がございました。下田の子供たちの学校に対する思いというのは、この署名のほか、その後の意見交換会でも子供さん一人一人がしっかりと話をさせていただきましたので、私も思いを決して軽んじることなく真摯に受け止めなければならないと思ったところでございます。ただ、今回提出していただいた署名の内容につきましては、これまでの市や教育委員会の方針や対策といったものと大きく変えてまで対応するということは現時点では考えておりません。子供たちの思いを決して否定するものではありませんし、子供たちには思いを酌めず大変申し訳ないとは思っております。ただ、当日出席した子供様から、避難路が通りづらいという子供の目線で気づいたご意見もいただきましたので、これにつきましては、所管課へ現地へ確認するように伝えたとところでございます。

また、県外で不登校で初めて下田に来られて学校に通っているというお子さんもいたと思います。やはり、そういうふうな小規模校といえますか、そういうところで一定対応ができるということもございますので、やはりこれから先にはいろんなことを考えながら、つい8月29日には、子供さんからいろんなご意見をいただきましたので、それが全てかなえられることはできませんけれども、できる限りということになってしまいますけれども、その中で特にいろんなことにつきましては対応してまいりたいと改めて思ったところでございます。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） いろんなことには対応していきたいと言いながら、一番肝腎なところは、どうも対応していただけない、非常に残念です。それで、今の議論を検討会の会長・副会長をはじめ、委員の方見ておられると思うんですけど、大丈夫なのかと、私たちこのまま検討会で

これ続けていいのかという思いを持たれた方がいるかもしれませんね。ちょっと心配をします。前回は市長、参加されてませんでしたので、ぜひ検討会、2回目市長参加をされて、きちんと方針というか、どういうことなのかということをお伝えして始めていただきたい、そのように思います。市長、次、大丈夫ですか。

議長（平野 正） 中平市長。

市長（中平正宏） 特に大学の問題では、私のトップダウンという形をかなり議員の皆様からご批判も受けましたので、この検討会につきましても、自分がそこで出席をし、意見を言うことになると、またトップダウンというような話も出てくるのではないかなあと想着いて、私は先般の会から出席はしておりませんでしたけれども、今ほど川渚議員のご意見もございましたので、いま一度検討はしてみたいと思います。ただ、今回は、私のトップダウンではなく、ぜひその検討会の委員の皆様の中で方向性を決めていただきたいという思いがありましたので、私は第1回目の検討会から出席はしておりませんでした。

議長（平野 正） 久保教育長。

教育長（久保良高） すみません、誤解を生じてもいけませんので、自分、旧下田中学校の跡地を小学校と保育園を高台移転をすると、これは津波対策として考えられる余地はあると思うのですが。それは十分議論していただいて構んと思うのですが、中学校については、もう令和6年3月31日をもって休校するという事ですので、中学校を含めての高台移転はあり得ないという意味です。小学校と保育所を高台に移転する可能性は、これは検討会議でも議論する余地はあると思いますけれど、中学校についてはもう再編決まっておりますので、中学校も含めて、高台に移転ということはあり得ないだろうと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 川渚誠司議員。

9番（川渚誠司） これも残念なお答えなんですけれど、教育長は前も言われてましたけど、一回再編、第2次の計画が全部終わった段階で、次に義務教育学校が必要であればそれは検討をしますよということでした。ということであれば、仮に下田中学校が中村中学校になったとしても、残った下田小学校の場所を小中一貫校にしようという意見が出てきて、それが採用されれば、またそこへは子供たち来れますよね。そういうことも含めて、今それが同時進行で行われているので、1年間は延期しないか、延期・凍結できないかという話なんです。どうもこれ以上進まないと思いますので、もう次の話に移りますけれど、ぜひもう一度協議いただきたいし、検討会の方に本当にちょっと心配にしています。きちんとどういう会なのかをお伝えしないと、検討会は勝手に話をしてくれと。決めるのは市が勝手に決めますよということでは、本当に駄目だと思いますので、そのあたりはしっかりお願いをしたいな、そのように思います。

続いて、子供の権利について質問をしたいと思います。

これも大いに関係をします。こども基本法が施行されました。昨年6月に成立をし、今

年4月より施行をされております。1989年に国連総会で子どもの権利条約が採択されてから実に33年が経過して、ようやく日本でも子供の権利を守る国内法が整備されました。今、これを受けまして、全国の自治体で様々な動きがあります。本市は、全国の動向や事例というものを把握しておられるでしょうか、調査研究をしているでしょうか、お答えください。

議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、ご答弁申し上げます。

こども基本法では、地方公共団体は、こども基本法の基本理念にのっとり、子供施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子供の状況に応じた施策を策定し、実施する責任を有するというふうにされております。

そこで、全国の動向や取組事例を把握しているかというご質問でございますが、8月に開催されましたこの新こども基本法に対応するための県内市町村担当者会議、こちらのほうでは、どの市町村も現時点では具体的な動きはないということでございました。また、当日参加いただいておりましたこども家庭庁の担当者の方によりますと、全国的にも同じような状況であるとの説明でございました。現状としましては、国が子供施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるこども大綱、こちらが12月までに制定される見込みとなっております、どの自治体もそれを待っている状況になっていると見受けられます。

なお、四万十市としましては、そういう状況下ではございますが、こども基本法の施行に併せて、国が推し進める少子化対策施策、それから子育て支援施策と同一の方向性を持って各種事業に取り組んでいくために、まずは本市が取り組むべきこども施策の基本的方針や重要事項を定める四万十市こども計画を策定するべく、準備を行っているところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） どうも県下的にもこども大綱ができるまでは進んでいないということのようですけども、今市がつくろうとしているこども大綱は、いつ完成できる予定ですか。

議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） 国はこども大綱、市町村はこれを参考にしたこども計画ということになってまいります。既に四万十市には子ども・子育て支援事業計画、こちら第2期というものが来年度までという期間を持って定められております。この次の計画をこども計画に統合していきたいというふうに考えておりますので、令和6年度に策定作業を行いまして、令和7年度施行のこども計画、こういうものができればというふうに考えて取り組んでいるところでございます。

なお、このスケジュール等につきましても、今後こども計画策定に対するガイドライン等が国から示されることになっておりますので、そちらのほうを見ながら調整を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） このこども基本法というのは、随分前から議論をされてきました。そういう中で、成立あるいは施行を待つのではなくて、それ以前にその動きを見ながら、各市町村で準備をして、例えば自分の市にも、自分の町にも子ども基本条例をつくろうとかあるいは子ども議会を発足させようとか、いろんな動きがあるんですね。そういう中で、次の質問に移りますけども、ぜひ子ども議会ということを検討していただけないかな、そのように考えています。子ども議会については、議会のほうも昨年実施をいたしました。中村青年会議所からの要請もありまして、職業体験ということの一環でやりまして、また政治や四万十市のことについて興味を持ってもらおうということでも成果があったように思っています。そういうものがあるんな形で必ずしも子ども議会という名前にこだわるわけではありませんが、いろんな名前で、いろんな形で実施をされているものがあります。そういうもの、全国の動向、先進事例などは把握をされているでしょうか、お答えください。

議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） 子ども議会の先進事例についてご質問いただきましたのでご答弁いたします。

まず、先ほど少し触れられましたが、こども基本法では、児童の権利に関する条約の精神の下、子供が直接自分に関する事項に関して意見を表明する機会が確保されることと定めておりまして、市町村に子供たちが意見表明できる場を確保する責任を課せられたというふうに我々のほうでも解釈しているところでございます。

その中で、全国の子ども議会の事例としましては、全国市議会議長会によります調査によりますと、令和4年度において東京23区、特別区を含む全国815市のうち、133市で子ども議会に相当する職場体験等が実施されたというふうに報告されておりますが、これは意見表明の場としてではなく、職場体験としてのみ開催されたようなケースも含まれているところでございます。

そういった中、子供の意見を聞く場の先進事例、こちらに特化した先進事例ということになりますが、こちらは昨年度当時、内閣官房こども家庭庁設立準備室により調査研究が行われておりまして、その調査研究報告書におきまして、全国16の先進事例、うち子ども議会の形を取ったものは3事例でございますが、この詳細が掲載、公表されておりますので、これを四万十市における取組方法の参考にすべく勉強させていただいているところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） 今最後にお答え、すばらしいものを研究されていると思います。私もそれ随分見ましたけども、すごい内容がたくさん入ってます。ぜひそれを参考にしながら、四万

十市でも子ども議会、名前は別としまして、こういうものをつくっていただきたい、そのように思います。検討実施を考えられるということでよろしいですね。ありがとうございます。

私一つ問題を飛ばしていましたが、質問を。この法律によって、子供自身の声を聞くことが義務づけられたと。本市では具体的な手だてを検討しているかということで、もう既に今支援課長のほうからそのことについてもお答えいただきましたので、この件はよしとしたいと思います。

本当に様々子ども議会ありまして、お金を1,000万円も出しているところあるんですね。これは子供といってもちょっと幅が広いんですけども、中高生から大人の青年まで入っているんですが、市が1,000万円のお金をつけているんですよ。自由にそれを使えるようにする。それをどうやって使うかをそのメンバーが考えるんですよ。すごい取組です。ほかにももう20年くらい続いている山形県の遊佐町というところも、これ45万円とって額が少ないですけども、子供たちにお金を与えて、これをどう使う、自分たちで自由に決めなさいというようなこともやっている。そういう様々な子ども議会あるいはそういう類似したものがありますので、ぜひ参考にしていただきながら、四万十市のことを検討していただきたい、そのように思います。

続いて、生涯学習について移ります。

シルバー教室について伺います。

8月18日に教育民生常任委員会でシルバー教室の調査を行いました。そこで、担当課からは、今年度末で廃止の方針がその理由とともに示されたわけです。それに対して、委員からは、シルバー教室の利用者から直接声を受けている、要望をもらっている、そういう委員もたくさんいまして、いろんな意見が出されました。私もこれは高齢者の生きがいとなっている大変有意義な事業なので、ぜひ継続をしてほしいというふうにお伝えをいたしました。その後、少し検討されて、今年度打ち切りという方針が変更されたというふうに伝え聞いておりますが、実際どのようなことになっているのでしょうか。廃止の検討から今日までの経過についてご答弁を求めます。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） お答えいたします。

シルバー教室は、公民館事業として長年実施をしてきました。書道や生け花・詩吟・踊りなど、毎年度広報で受講生を募集し、月2回のペースで講師の下、学んでいただき、年度末に発表会でその成果を披露していただくという内容で行っております。シルバー教室は、毎年ほぼ同じ内容で開催しておりまして、受講生につきましても、繰り返し受講していただく方が多い状況の中で、受講生の数が減少するという傾向にありました。

このような状況は、公民館と運営審議会において、後継者育成や市民の学習機会の確保という観点から改善すべき課題として指摘をされていたこともあり、シルバー教室の在り方については、見直し、再検討が必要な状態となっております。

そこで、改めてシルバー教室の在り方を考えたときに、参加者の皆さんは大変喜んでいただいている事業であることは理解した上で、そういう方々をもっと増やしたい、これまでシルバー教室に参加されなかった方々にも目を向けたいとの思いから、できるだけ多様な講座を開催し、より広く生涯学習のきっかけとなる機会を提供していくべきではないかと考えました。

加えて、総合文化センターの運営開始に向けて、各種事業の在り方を検討する中で、指定管理者の提案事業として予定されております文化教室やボランティア養成講座が、シルバー教室の新しい形態になり得るものであること、また現在の参加者がこれまでの習い事を継続したいとなったときに、サークルとして活動できる場所の候補となり得る休校舎の一般開放に向けた準備を進めていること、サークル活動への移行については、可能な限り支援をしていくことなどを踏まえ、これまでの形態でのシルバー教室を廃止という方針に至ったものでございます。

今年度の初めにこのような方向性を確認いたしまして、令和5年度のシルバー教室の各学級長が決まる時期をもちまして、6月31日に学級長会を行い、ご説明をいたしましたところ、参加者からは理解を得ることができず、7月20日付市長宛てにシルバー教室全学級長の連名による教室継続の要望書の提出を受けました。これを受け、再度庁内で協議を行いまして、説明が急であったこと、新施設のオープンが控えていることなどを踏まえ、サークル化に向けての移行期間という位置づけで、令和6年度に限り、総合文化センターにおいて現在の内容から縮小する形で継続することとして、8月22日に要望回答をしたところでございます。

なお、これにつきましては、改めて学級長会を開き、講座生に説明を行う予定としております。

以上でございます。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） せっかく1年延ばされたということなので、その間、1年後はもうやめてしまうということではなくて、その1年間の間にしっかり皆さんの声を聞いていただきながら、どうするかという方向性もつくっていただきたいなあというふうに思っています。この件に関しましては、後日、大西議員のほう詳しくまた質問することになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ちょっと時間が少なくなってまいりましたが、大学誘致の検証に移りたいと思います。

6月定例会でも大学誘致の検証については質問いたしました。市長からは、大学誘致断念に伴い生じている各事案については、個別に検証しながら対応していきたいと、そういう答弁を得ていますので、幾つか質問したいと思います。

まず、学校法人への補助金の返還請求についての進捗、これはどうなっていますでしょうか、お答えください。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） お答えします。

学校法人に係る補助金の取扱いにつきましては、顧問弁護士より、要綱上の交付の条件のみを理由に判断するのではなく、補助事業の全過程を通じて総合的に判断する必要があるとの助言を受けているところをごさいます、そのための根拠資料等を作成しまして、7月24日に弁護士事務所にて協議を行っております。その際に、弁護士からは、さらに追加資料の作成を依頼されたところをごさいます、現在、その資料の作成を進めているところをごさいます。その資料ができましたら、これ予定ではごさいますけれども、今月中に再度弁護士が同協議を行う予定としております。

以上でございます。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） 初めて具体的なものが出てきました。7月24日に協議をされた。追加資料を要求されたので、今それを作っていて、今月中にまた次の会を開きたいということです、ぜひ精力的に会を開いてお願いをしたいと思います。ずっと前から、もう何か月もたっているわけですので、もう結論を出さなくちゃいけないのではないかなあというふうに思います。よろしく願いをいたします。

続いて、行政手続についてお尋ねをします。

令和4年9月定例会で、令和4年8月12日に行われた入札についての上岡 正議員の質問に対し、財政課長は、交付決定前の工事着手については、事業着手となるのが支出負担行為であるということです、契約に向けた入札などの準備は構わないという確認も取った上でっておりますと答弁をしています。課長も基本的には交付決定あるいは内示を受けてからの入札になるというふうに思われながらも、こういう確認を取ってこうしたんだということなんですが、いつ、誰に、どのような確認を取ったのか、具体的にお答えください。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 具体的な確認方法ということをごさいますけれども、令和4年1月26日に内閣府地方創生推進事務局担当者に対しまして電話で問合せを行っております。その内容ですけれども、事業着手は、契約締結からという、そういうような理解に基づいて、入札についてはその準備として交付決定までに行っても構わないかというような問合せをしております。担当者からは、お見込みのとおりという回答をいただいたところをごさいます。

以上です。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） 内閣府のほうから、1月26日にそういう答弁をいただいたということのようです。国が言っているんだからということになりますけれど、私の把握では、総務省は、入札に関して、入札の執行は、支出負担行為の一連の手続であって、予算執行に含まれると解

すべきであるという見解を持っていると思います。そういった点でいうと、同じ国の機関でありながら、把握がちょっと違うのではないかなというふうにも思うんです。この点については、ぜひ私自身も確認を取ってみたい、そんなように思います。間違いなく国から確認を取ったということですね。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 国の担当者から確認を取ったということでございます。

議長（平野 正） 川渕誠司議員。

9番（川渕誠司） 分かりました。これも確認したいと思います。

続いて、危機管理について質問いたします。

この大学誘致に関して、国や県に支援を交渉していくというふうにしたのは、学校法人から市が上限と決めていた10億円を超える額を求められたからという認識でいいですか、確認です。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 学校法人との協議の中では、学校法人からは、補助金10億円では厳しいとの、そういった意見が出たことは事実でございますけれども、市のほうが国や県への補助事業の交渉を行うことといたしましたのは、事業の財源確保のためでございます、法人からのそういった要請に基づくものではございません。

以上でございます。

議長（平野 正） 川渕誠司議員。

9番（川渕誠司） 大学法人から実際にそういう話はあったけども、それが直接の動機ではないよということなんですかね。それも入ったのことでですか、もう一度。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 事業を行う上では、その財源確保というものが前提となるわけでございます、通常の検討事項として交渉を検討したものでございますので、大学からの要請に基づくものではないということでございます。

議長（平野 正） 川渕誠司議員。

9番（川渕誠司） それでは、次の質問に移ります。

県からの紹介で申請を進めました空き家対策総合支援事業、これは10年以上活用されるものという縛りがあったと思います。これ学校法人に関して、やはり10年以上の長期計画を求めるように県から助言はあったのではないですか。確認です。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 県からのそういった助言はございません。

以上です。

議長（平野 正） 川渕誠司議員。

9番（川渕誠司） そしたら、同様に、地方創生拠点整備交付金、これも検討されていたと

思いますけども、この対象事業も継続性というのが求められています。この事業を仲介された国会議員あるいは内閣府の担当者から、やはり学校法人に対して長期計画を求めるように助言等はありませんでしたか。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） こちらにつきましても、そういった助言等はありません。

以上です。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） 残念ながら、県や国からはそういう助言がなかったということなんですけれども、長期的・安定的な学生確保という観点から、学校法人に対してやはり長期計画を求めるということは必要だったのではないかな。しかし、市は、4年分しか求めておりませんでしたね。こういうことがやはり基本的にまずかったんじゃないかというような総括というのは庁内ではされておられませんか。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） これにつきましては、以前もご答弁させていただいているかと思いますが、4年間で定員は充足するというところでございまして、その後の収支計画等につきましては、一定その定員をもって安定するというもの、そういうふうに考えますので、10年とかそういうふうな計画は必要ではないというふうに判断したものでございます。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） やっぱり10年ぐらいの見通しがないので、長期的・安定的な学生確保ができないというふうに文科省からも判断されて、認可にならなかったというふうに思うんですよ。そういう点からいうと、やはり長期計画というのは絶対必要だったと私は考えています。また、検討する場所があれば、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

次へ行きますけれども、地方創生拠点整備交付金の申請について、国の担当者と何度もやり取りをしながら、事前の認定が必要となる地域再生計画をそれこそ何度も作り直して、もう認可の期限が切迫していた、そういう状況が生まれていたと思います。これ補助金に地方創生拠点整備交付金を充てようとしたことが、結果的に認可までたどり着けなかった一つの要因になっているのではないかというふうに思えるんですけども、この点、市長はどのようにお考えですか。

議長（平野 正） 中平市長。

市長（中平正宏） 地方創生拠点整備交付金の要件となる地域再生計画につきましては、令和4年6月21日に申請をし、令和4年8月31日に認定をされております。また、大学の学則変更認可申請は、令和4年6月24日に申請をし、8月24日に申請内容の是正項目ありの連絡を受けた後、9月12日に補正申請を行い、10月17日に文科省からの認定が難しい見込みであると連絡を受けたところでございます。不可となる見込みの理由といたしましては、学校法人が提出

した申請書の内容が、長期的かつ安定的な学生確保の見通しを説明するには不十分であるということであり、地方創生拠点整備交付金の手続が要因となったものではありませんけれども、私はこの長期的かつ安定的な学生確保の見通しというものにつきまして、認可が難しいということにつきまして大変疑問を持っております。と申しますのは、今地方再生、地方創生ということで、国のほうは地方をいま一度元気にしないといけないという取組の中で、例えばこのような長期的・安定的な学生確保の見通しが無いということでは何も認めてもらわないのであれば、地方は何にもできないということでございますので、大変この決定には自分としては憤りがございます。ただ、市が申請したものではありませんので、市が申請したのであれば、文科省に徹底的に聞きたいわけでありますけれども、残念ながら認可申請は法人が行っておりますので、私が幾ら言っても文科省は答えてくれることはありませんので、残念ながら、自分の思いとしては大変この長期的・安定的な学生確保の見通しが見込めないということにつきましては、若干疑問を持っております。これを言われますと、地方は何にもできませんので、ぜひそこらあたりをしっかりと国の地方創生、地方をもう一回元気にする、今日の質問にもありましたように、中山間地をもう一回元気にするというような取組も今行っておりますけれども、どんどん人口減少がしていく中で、それを言われましたら、地方は全くできませんので、ぜひそれは議員にもご理解を賜りたいと思います。

なお、これ地方創生整備申請とこの認可につきましては、私は全く関係がないと考えております。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） 今のお答えの中で、補正のことについても少し触れられましたので、次の質問をしますけれども、令和4年8月23日に文科省が学校法人の提出資料に対し補正を求めたことが学校法人が市に提出をした実績報告書の開示で分かりました。市は、その件について、先ほど言われたのでしたら8月24日に分かったのでしょうか。もう一回確認です。その件について、いつどのように把握をされたのでしょうか、お答えください。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） いつどのようにということですが、文科省から法人のほうに連絡があった日の令和4年8月24日に、法人より市長室にて報告を受けております。

以上でございます。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） 8月24日にも話があったということであれば、その補正の中身も聞いてみますか、どういうことであったか。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 補正の中身、詳細までは聞いておりません。

以上でございます。

議長（平野 正） 川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） これ大変な時期ですよ。8月にこれ補正がかかったということは、まだずっと認可が先になるわけですよ。認可が下りなければ、学生募集もできません。当然、入試もできません。もうぎりぎりですよ、間に合わんでしょ、基本的に。そういう状況にあっ
て、補正がかかったと。その補正の中身も十分聞かないで、市として対応していったんですか。これは危機管理としてあまりに問題がありやしませんか。やはり、最低どういう内容で、それが本当に解決できるものなのかどうなのかということをしっかり把握すべきだったんじゃないかというふうに思いますよ。そして、9月5日を迎えるわけでしょう。私たち9月5日に入札のことで先議をしましたよね。その時点でこういうことであれば、本当にこれあの先議の内容、我々の議員の判断も変わってきたかもしれない、前も言いましたけど。そういう状況ですよ。このあたりのところでいろんなことが集中してあったんですけれど、やはりそういうことをきちん
と精査をして、どういうところが問題だったのかということについては、我々にも明らかにしてもらいたいなと、そのように思っております。

次へ移りたいと思います。

議長（平野 正） 川淵誠司議員、質問途中でありますが、所定の時間が参りました。議会運営の申合せにより、質問を打ち切りさせていただきます。

以上で川淵誠司議員の質問を終わります。

3時10分まで休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、鳥谷恵生議員。

1番（鳥谷恵生） 議長のお許しをいただきましたので、議員番号1番鳥谷恵生、一般質問を始めさせていただきます。

今回のテーマはたった一つです。新食肉センターの整備についてでございます。

非常に50年以上の歴史があって、長く、また大きな事業であるため、事実確認、また様々な経過等々お話をさせていただきますので、多少長くなるかもしれませんが、たった一つのテーマですので、ご容赦いただけたらと思います。

まず、皆様、お手元の資料、ご確認ください。

こちらの下にあるページ数3をご覧ください。

現在の食肉センターは、年間10万3,000頭ほどの豚をと畜しており、四国内でも3番目に多い頭数でございます。内訳は、県内産が約3万頭、県外産、これはほとんど愛媛県でございますが、7万頭をと畜しております。

次のページ、いやもう一個先ですね、6ページ、6ページご確認ください。

食肉センターでは、150名の雇用を生み、2018年の工業統計調査によりますと、食肉センター内から生み出される生産年額は54.8億円、また食肉関連事業から生まれる経済波及効果は33.6億円、合計88億円の大きな経済効果があると試算されております。

現在、稼働から50年以上経過した今、老築化により建て替えの必要性が出てきており、その費用も当初51億円ほどで想定していたものが、資材費や人件費の増加などによって、予想以上にかかる想定され、今月その概算事業費が出ると聞いております。また、現在、県や他市町村で建て替えにかかる整備費をどのように負担していくのかを協議中であるとも伺っております。

この事業は、本市にとってだけではなく、高知県・愛媛県を巻き込んだ非常に重要な事業のため、建て替えに至るまでの経緯を把握し、どんな課題があるのか、私のほうから調査をいたしましたので紹介とともに後ほど補足も兼ねて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、本センターは、昭和42年に設置され、先ほどから申しているように、50年以上たちました。現在では、稼働率がほぼ100%であり、処理頭数が限界に来ているため、関係事業者が事業拡大に対応できないこと、またH A C C P対応が義務づけられておりますが、現施設では対応ができないなどの上記のことが主要な理由として建て替えに向け検討を始められたと聞いております。

また、この建て替えに当たって、県としてもできる限りの支援を行うとの考えが示されたことから、平成29年度に国の交付金や県の支援を受けることを前提に、四万十市新食肉センター基本計画策定に着手したと伺っております。

この計画は、当初、国の交付金強い農業づくり交付金を活用していこうとしていたので、と畜場と部分肉カット場を一つの建物とした食肉センターとして整備する方向で、施設規模も国の交付金の最低ラインである1日の処理数700頭処理できる施設としておりました。

しかしながら、交付金の前提となる食肉流通合理化計画、いわゆる増頭計画の豚1日700頭の245日稼働で年間約17万頭のと畜計画を策定し、国に承認をいただくことが困難であると判断したこと及び仮に交付金を活用した場合、採択目標の一つである豚の移出の取組について、豚熱の発生などによりハードルが高く、目標の達成が乏しいことから、強い農業づくり交付金を目指す取組を断念したと聞いております。

また、その後、強い農業づくり交付金を断念したことに伴い、施設整備費の大幅な縮減が必要なことから、関係事業者と協議を行い、令和4年3月にと畜の種類は豚のみ、施設種類はと畜場のみ、事業スキームは民設民営、施設規模は1日当たり最大600頭、と畜方式は湯剥ぎ方式、また実施要件として、建設費用について市の負担可能額を超える部分については、関係事業者から支援を得られること、運営費用については、公社経営が持続可能となる経営シミュレーションが作れること、また財源としては、有利な起債である地域活性化事業債充当率90%、

地方交付税措置30%を活用する見込みであるとお聞きしております。

以上が主な経過及び取組だと思いますが、高知県内に2つの食肉センターを整備することとなった経緯を含めて、ほかにありましたらご答弁お願いいたします。

議長（平野 正） 桑原農業水産課副参事。

農林水産課副参事（桑原克能） ありがとうございます。ただいま議員説明していただいたとおり、勉強されているということで、そのとおりであります。

ただ、私のほうからは、高知県内に2つのと畜場を整備することになった経過をメインに答弁させていただきます。

高知県内には、高知市に高知県広域食肉センター、本市の食肉センターの2つございまして、高知市にあります食肉センターは、四万十町から東の28市町村により設置され、一部事務組合で高知県広域食肉センター事務組合で設置をされておりましたが、運営赤字の面からも、高知県広域食肉センター在り方検討委員会の事業廃止の答申を受け、設置者にて廃止を決定され、その後高知県が設置した高知県新食肉センター整備検討会において、高知県を中心に現在の食肉センターが整備されてきたと認識しております。

本市の食肉センターは、市単独で昭和42年に整備されたもので、50年以上が経過し、老朽化が進んでおりましたので、新施設の整備に向けては、建て替えの必要性や高知県内で統合した施設も踏まえた整備の検討経過もございましたが、高知県新食肉センター整備検討委員会において、食肉センターは、産地や消費地に近い県内2か所で共存共栄することが求められる必要不可欠な施設として1県2と場の方向性が示されたことも踏まえ、高知市では牛、四万十市では豚をメインとした食肉センターの共存共栄を目指し整備計画を進め、現在に至っているところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

高知市と四万十市の設立の経緯が違うことは理解できましたが、高知県の食肉センター整備に対しては28市町村、四万十市食肉センターは、四万十市を含め幡多6市町村で負担することと伺っておりますが、これはかなり四万十市の負担が大き過ぎるため、枠組みを見直すことはできませんでしょうか。

議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

県内2か所の食肉センターは、いわゆる川上、川中、川下の取組を好循環させ、拡大生産性につなげていく重要な役割を担っており、畜産振興及び食肉の安全な供給の観点から、全市町村が恩恵を享受しております。

これまで高知県広域食肉センターに対し、28市町村が運営費や赤字を負担し、幡多市町村及

び本市は、高知市の食肉センターに対して負担をしていませんでした。高知県としましては、両センターの建て替えを機に、県内の全市町村が、いずれかの整備に応分の負担を行うことが必要であるとの考えから、高知県食肉センターについては、これまでの枠組みの28市町村で、四万十市は、幡多地域に豚の生産地があることから、幡多5市町村が本市食肉センターの整備を負担する方針をお願いをしていました。

この枠組みの下、高知県食肉センターが整備されておりますが、28市町村との協議負担も相当難航したと聞いております。これまで本市は、直営で他の自治体にも負担を求めず運営したこともございまして、今回の枠組みを超えて、28市町村に負担を求めることは、なかなか理解が得られるものではなく、難航が想定され、相当困難であると考えております。ただ、高知市とは、整備環境が違い過ぎるのも事実で、本市としても相当な財政負担となりますし、畜産振興の観点からも、高知県をはじめ、受益のある自治体との協議は必要であると考えております。

以上です。

議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

1番（鳥谷恵生） 枠組みの変更が難しいことは理解いたしましたが、それでは県内の豚の最大の産地である四万十町に負担を求めることはできないかと。と畜場の利用も四万十町がかなりの割合を占めております。四万十町は約2万頭、近隣の宿毛は約6,000頭、大月町で2,000頭、やはり四万十町が断トツで多いので、そのあたりの協議の状況を教えていただきたいと思えます。

議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

養豚農家のない本市としては、今回の整備の意義は、雇用の維持と経済効果になってきます。そもそも誰のためにと畜場かと言えば、養豚の生産者のための施設であることが第一義的な話であり、その施設を設置・運営することで雇用が生まれるものです。

そのような観点から、豚の県内最大産地である四万十町への整備負担の打診をしたところ、負担について前向きな話をさせていただいております。これまで、幡多5市町村で整備負担で試算等を行ってりましたが、四万十町を含めた中での検討を現在行っているところです。

以上です。

議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。四万十町が今大変前向きだということはありがたいことだと思いますし、これは整備に向かって前進するところだとは思いますが、他の自治体、高知県を含めた他の自治体との負担協議はどのようになっているか、教えてください。

議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

まず、高知県や関係市町村の負担割合でございますが、このことは高知県と設置しておりま

す四万十市新食肉センター整備推進協議会にて協議をしております。整備負担については、ここ何年も協議しておりますが、資材高騰や円安の影響を受け、整備費用の高騰が見込まれる中、基本設計での概算費用が見通せないことから時間も要しておりますが、現在も高知県と負担割合の協議を続けているところでございます。

幡多5市町村との協議ですが、7月に訪問させていただき、今回の進め方など意見をお聞きしたりしてはいますが、幡多の市町村からは、事業費が未確定であっても、一定負担割合だけの協議も必要というご意見もいただいておりますので、併せて負担割合の協議を進めていきたいと考えております。よって、現段階では、高知県や幡多5市町村との具体的な負担割合の数値につきましては控えさせていただきますので、ご理解をお願いします。

以上です。

議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。具体的な数字などはこれから詰めていくということなんだと思うんですけども、やはり今この食肉センター、どのような条件が整えれば整備が可能か、改めて教えてください。

議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

本市の食肉センターがあることにより、約150名の雇用があり、経済効果も高いものでございます。

しかしながら、と畜場は、生産者のための第1次産業のための施設あることが第一義的な価値であり、その後加工など第2次産業、販売などの第3次産業への相乗効果が生まれてくるものであります。

本市には、養豚農家がない中で、この資材高騰の中、事業費が幾らでも整備を行うことはできないと考えています。本市の施設の建て替えて、本市が実施主体であることは確かなことですけども、広域的に生産者が利用する施設を本市のみが過大な財源負担をして建て替えを行うことは、市民の理解を得ることは難しいと考えています。

実現に向けては、徹底して事業費を削減することはもちろんですけども、本市といたしましては、高知県には県内の豚の畜産業の維持の発展のため、最低でも事業費の50%を負担していただきたいと考えています。また、幡多5市町村や四万十町、特に受益のある市町村が、この整備の意義や役割を十分にご理解いただき、相応の負担をしていただくことが整備実現のポイントだと考えています。整備ができないことになると、本市としては、重要な雇用の場を失うことになり、県内の豚の生産者にとっては、経営的に大きな影響を与えるものと考えられます。今後の関係市町村との協議におきまして、そのような観点を踏まえた上で、本市と高知県、関係市町村がそれぞれ住民に対して説明できる負担割合を決めていくことが必要であると考えており、現在、実現に向け調整をしているところでございます。

また、ご承知のとおり、最近では燃料価格など多くの原材料価格が値上がりをしている状況です。整備をしても運営ができないということにならないよう、しっかりとした経営シミュレーションを作成することも実現に向けて大きなポイントだと考えています。この点につきましては、処理頭数の増加が必要であり、生産者や加工業者などの関係者が共倒れにならないためにも、頭数やと畜料金等の設定などについてご理解と連携が大変重要であると考えています。

以上です。

議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。食肉センターの安定経営の話がありました。本市にはまだ養豚場はないと。今後、これをもし養豚場ができれば、と畜場の収入というのは、値段掛ける頭数ということで売上げも上がってくることだと思います。今まで様々チャレンジをしたと聞いておりますが、臭いなどの課題解決が重要であると、また住民のイメージもあるということで難航していると聞いておりますが、今現在の技術等々でこの臭い問題というのは解決できるところにきているのでしょうか。

議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

農林水産課副参事（桑原克能） お答えします。

と畜場の収入は、先ほど議員さんが申されますように、と畜料金等がメインとなりますので、処理頭数を増やしていくことが安定経営につながる唯一の方法であります。一つの方法であります。

このように、安定的な頭数を確保するために、市内や近隣に養豚場が必要です。養豚なり畜産は、臭うというイメージがあります。現実的には、臭いはあるものと考えておりますが、現在市内に養豚場の建設を希望している事業者では、臭気対策を行って、現在他県において、住宅地の近くで操業されている事例がございます。その方法としましては、好気性バクテリアを活用し、豚が居住する床で発酵を促し、臭いの原因となる物を分解して臭いを抑えています。また、臭いの主な原因である豚舎のほこりは、細霧機により抑制し、換気扇で豚舎外に排出されていないなどの事例もございます。何度か視察させていただきましたが、人それぞれ感じ方もありますけども、一般的にイメージされるような臭いではなかったと私は感じております。

以上です。

議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。住宅地の近くで操業というのは、具体的どれぐらい離れたところで操業されているのでしょうか。

議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

農林水産課副参事（桑原克能） 推測になりますけども、100mも離れていなかったんじゃないかというふうに見ております。

以上です。

議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。100m、結構近い印象がございませう。また、この養豚場、市内に1つ、2つできたらいいなあと思うんですけども、一体どれぐらいの面積が例えば必要になるんでしょうか。

議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

養豚場の施設規模でございませうけども、建設を希望している事業者は、敷地面積約2ha、建物面積は約1.2ha、肥育頭数は約2,500頭、年間出荷頭数も約6,000頭を想定しており、堆肥舎の建設も考えられております。この規模の養豚場が実現し、出荷されることになり、さらなる増大が見込めれば、経営面としましても安定するものであり、本市の産業振興面では新たな展開が期待できるものでございませう。

以上です。

議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。臭いも大分クリアしているということで、引き続き養豚場、誘致ができたらいいなと思っておりますので、進めていってもらえたらと思いません。

続きまして、午前中西尾議員からも汚泥のことに関しては質問がございましたが、新食肉センターから出る汚泥などは、発酵させてきちんと四万十市産の堆肥として活用することで、高騰する化学肥料の代替として使用できる可能性はあるか、食肉センター側からのご意見、お聞きしたいと思います。

議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

農林水産課副参事（桑原克能） お答えします。

本市の食肉センターといたしましては、先ほどの答弁のとおり、と畜料金等がメインの収入ですので、何らかの副収入を得ることも安定経営につながります。豚は、鳴き声しか捨てるどころがないと言われており、内臓や豚足、皮など全てが事業者の所有となりますので、と畜場として副産物で収入を得ることは難しい面がございませう。

このような中で、何か活用できる物を考えたとき、現在焼却処分している食肉汚泥を堆肥化して販売し、副収入とすることは可能であると考えられます。

また、と畜場は、多くの燃料を使用し、二酸化炭素の排出も多いため、社会的な役割の面からも意義はあるものと考えられます。

しかし、現実的には、食肉センター分の堆肥の販売量のみでは、収支は厳しく、また初期投資や運営体制、堆肥の成分分析、出口戦略など数多くの課題が想定され、現段階では調査研究の段階であると考えており、市内の農家に、安価に安定的に供給することができるかどうかお

答えできる段階ではございませんので、そこら辺ご了承をお願いします。

以上です。

議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

1 番（鳥谷恵生） 食肉センターだけの汚泥ではなかなか収支が厳しいということは分かりました。ただ、今、農林水産省でもみどりの食料システム戦略が示され、堆肥場の建設などにも一定の補助が出ている、また山本課長にもご答弁いただいた汚泥のほう、下水汚泥もしっかり堆肥化していくということも推進されています。この件、やはり前向きに進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（平野 正） 山本環境生活課長。

環境生活課長（山本 聡） 汚泥全般、午前中にもご答弁させていただきましたけども、関連施設が4施設あるということで、まずは衛生センター中村から調査研究、取っかかり始めますけれども、全体として考えるべきですので、下水の管理センター、それから西土佐のクリーンセンター、食肉センターももちろんですけども、私が旗振り役になりまして、関係各課と連携を密にしながら、しっかりと調査研究を進めてまいりますので、ご期待ください。よろしくをお願いします。

議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

1 番（鳥谷恵生） すばらしい答弁をいただきましたので、非常に期待が高まっております。よろしくお願いいいたします。

では、続きまして、中平市長にお伺いしたいと思います。

現在、新食肉センターの整備は、事業費、社会情勢、また関係市町村の賛同など多くのハードルがあって、事業の難易度が高いことは今回の質問で改めて認識をさせていただきました。

しかし、仮にこの整備が実現せず、食肉センターがもし閉鎖となった場合、本市で言えばたちまち約150人の雇用が失われることとなります。このご家族もいるはずですので、この何倍もの市民が路頭に迷うことになるかもしれません。これは大変なことです。県内の養豚農家も、飼料代の高騰、燃料代の高騰の中、また思ったように価格への転嫁が難しい中、これを県外へ、高松や徳島へ出荷するとなると、本当に経営が維持できるかどうか、廃業を選択する農家も出てくるかもしれません。そうすると、生産量も減少し、販売競争力も低下していくことも考えられ、負の連鎖から高知県の畜産業は大きく衰退していくことが想定されます。高知市においては、牛のと畜場が完成し、牛に関しては安定した基盤ができ、高知市の多くの雇用も守られました。このときは、高知県が強いリーダーシップを取られたと聞いております。確かに、四万十市のと畜場の整備ではありますが、あまりに整備環境が違い過ぎることは今回の質問で分かりましたので、四万十市の新食肉センターの整備を実現させるためには、やはり今回も高知県の役割が重要だと思います。雇用や畜産業を守るために必要な施設ですので、中平市長におかれましては、何とかこの施設を実現させるべくリーダーシップを取って取組を前に進めてい

ただきたいと思っておりますが、その思い、決意ございましたら教えてください。

議長（平野 正） 中平市長。

市長（中平正宏） お答えをいたします。

今ほど鳥谷議員が申されましたように、仮にこの食肉センターがなかなか建て替えが難しく、一定年度で閉めるという形になりますと、四万十市内、また幡多近辺から働いている方々の雇用は失われます。当然、それは一番でありますけれども、それ以上に私は大きいのは、高知県の豚がもう全く終わりなるのではないかなという思いをしておりますので、やはり高知県土佐あかうしを中心とした牛と、そして豚という観点から考えますと、当然この四万十市食肉センターの建て替えはどうかして実現をしたいと考えております。ただ、その中でも、ご存じのように、市内には一頭の養豚農家もございません。私はこれ養豚農家が何軒もあるのであれば、もう少々無理でも建て替えをするという形の中で、また議員の皆様にもお願いをし進めるわけでございますけれど、そこらとの兼ね合いが現在大変ちょっと自分としてはジレンマになっております。ただ、これ無尽蔵に幾らかかっても建て替えをするということでございませぬので、今精査をして、できるだけ事業費を抑えるようにしておりますので、その結果が間もなく出てくると思いますので、それをもって県と協議をし、その中で進めていく必要があるのではないかなと思います。特に、この食肉センターについて私思い出がありますのは、市町村合併をした平成17年4月10日の段階で四万十市できたわけでありましてけれども、なかなか頭数が足りないので、当時の澤田五十六市長から、営業のできる職員はおらんかということで自分相談を受けまして、実は西土佐にぴったしの方がいますよということで、その食肉センターの所長になっていただきました。それから、私副市長の4年間、愛媛の業者、そして香川の業者に年に1回もしくは2回お願いに行き、頭数を増やしてくれという形の中で頭数を増やしていただいて、これが今の10万3,000頭につながっておりますので、特に愛媛県、そして香川県の業者の方々には大変お世話になっておりますので、どうかしてこれを実現し、会社のほうの維持継続をするような形で進めていかなければいけないのではないかなと思います。

また、同時に、幡多の5市町村プラス四万十町につきましては、桑原副参事からもご答弁申し上げましたように、もともと高知の市営食肉センターについては、窪川から東のところは全て負担金を出し、運営費についてもやってるようございまして、当初、この中村市営食肉センターから現在の四万十市営食肉センターになった過去の経過につきましても、私はいろいろ調べてみましたけれども、当時、昭和の時代には、幡多でも清水とか宿毛とか何か所があったようございまして。当然、広域でやったのかと思いましたが、中村市単独でやっておりましたので、なかなか幡多の5市町村に負担を出してくれということについては、当初ちょっと言いづらかったわけでありましてけれども、やはりその中ではいろいろ理解をいただきまして、今では一定の負担はするという話をいただいておりますので、今後総事業費が確定をした中で負担割合については進めていきたいと思っておりますし、特に四万十町につきましては、先般も生産

者の方々、またそのときには町長もおったわけでありまして、生産者の方々からも強い後押しというか、それがあまして、どうしても四万十市のほうへ豚、お世話になりよるんで、一定の負担をするという強いお話をいただいておりますので、あと要は総事業費が幾らになるか、もうそれ一つにかかっているのではないかなと思います。県も一定の総事業費であれば、応分の負担はしていただくということになっておりますので、いずれにいたしましても、四万十市の雇用の方々、そして高知県の豚を守るためには、この四万十市営食肉センターはどうしても建て替えるべき施設であろうと思いますので、このことにつきましては、特にかなりの事業費がかかりますので、その都度その都度、議員の皆様には情報をしっかりと伝えた中で進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

1番（鳥谷恵生） 中平市長、ありがとうございました。はい、どうぞ。

議長（平野 正） 中平市長。

市長（中平正宏） これをやると選定をした段階で、もう絶対しなくてはいけないのは、私は養豚場の誘致であろうと考えております。特に数回行かせていただきましたけれども、もう臭いもちょっと離れると全くありません。堆肥は自分が手で触っても全然違和感がないくらいきれいな堆肥です。と申しますのは、昭和の時代には、隣近所の残飯をもらってきて、それを豚にやって、あとし尿は川へ垂れ流しということでございまして、現在は全て飼料でやっておりますので、トウモロコシであるとか、そういう形の臭いも全く解消されておりますし、一つの中でし尿を外に出すことは全くなく、その中で全て堆肥化をするという施設でございますので、それについては全く心配しておりません。

そしてまた、2050年には、国のほうが有機農法を25%まで広げるということでございまして、特にここ1年間に化成肥料、物すごい上がってますので、窒素リン酸カリ、それが今後やはり日本に入ってくる可能性についても大変厳しいものがあると考えておりますので、その代替となるような堆肥をどうしても作らなくてはなりませんので、堆肥については山本課長が力強い答弁をいただきましたけれども、それと並行し、やはり養豚農家の作った畜産の中で堆肥を作る、それが一番現実的ではないかなと考えておりますので、やはり同時に並行してやらなくてはいけないのは、この四万十市の中に養豚場をやはり誘致する、それがより一層必要ではないかと考えておりますので、ぜひ議員も農家の立場から応援のほうをよろしく願いいたします。

議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

1番（鳥谷恵生） 中平市長から大変力強い答弁をいただきまして、推進に関しても、また養豚場誘致に関しても、私も頑張れということで動いてまいりたいと思います。頑張ります。

ちょっと早いですが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（平野 正） 以上で鳥谷恵生議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平野 正) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦労さまでございました。

午後3時44分 延会

令和5年9月四万十市議会定例会会議録（第9日）

令和5年9月12日（火）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川淵 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 岡本 寿明	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 金子 雅紀	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 原 憲一
福祉事務所長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 山崎 寿幸	生涯学習課長補佐 安岡 栄治
総合支所長兼地域企画課長 村上 正彦	西土佐診療所事務局長 稲田 修
産業建設課長 朝比奈 雅人	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 西澤 和史	事務局長補佐 岡村 むつみ
総務係長 土居 和博	

午前10時0分 開議

議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

議長（平野 正） 日程に従い、一般質問を行います。

川村一朗議員。

17番（川村一朗） おはようございます。

お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

市民の健康維持について、まず保健師の任務について質問をいたします。

行政の保健師は、地域に住む住民の保健指導や健康管理、乳幼児の健診等を担い、市民の健康維持や医療相談、難病の方のサポートや同じ地域で働く公務員に対する保健管理等に関わるとされています。例えば、健康診断を受けた後で、日々の暮らしに不便はないか、体のことで心配はないかといった相談に乗ったり、生活改善のためのアドバイスやサポートをしたりしてくださっています。個人相談のほか、地域住民といったコミュニティ全体の健康推進にも関わり、市民が健康的な生活を送れるように尽力をされています。その任務範囲が広範であるために、各部署との連携も必要不可欠かと思えます。現在の保健師の配置状況について質問をいたします。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） 現在の保健師の配置状況について答弁させていただきます。

現在、保健師については、健康推進課のほうに、地域を担当する保健師を9名、高齢者支援課のほうに4名配置をしております。

以上です。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） それでは次に、来年度についてですけれども、お話によりますと、来年度からは西土佐分室への配置がゼロになると聞きましたが、来年度の配置について質問をいたします。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） 令和6年度は、西土佐保健分室への保健師の常駐配置は行いませんが、現在行っていますように西土佐地域を3つの地区に分担し、本庁配置の3人の保健師をそれぞれ地区担当とし、支援が必要な家庭への訪問や相談支援だけでなく、地区の健康福祉委員会での健康相談や健康教育などの保健活動も全て対応していく体制を考えております。

また、健診など複数の保健師が必要な事業や管理栄養士が必要な事業についても、今年度同様の体制で健康推進課の保健師または管理栄養士が西土佐の地域にも行き、実施をしていく体制としていきます。

以上です。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） 次に、西土佐分室の充実について質問をいたします。

これまで西土佐保健分室も地域住民と結びつきながら、健康の維持増進の窓口として取り組んでくださっています。保健師は、地区を分けて担当し、地区担当保健師としては、西土佐地域も網羅し、年齢、疾病、障害、制度で区切ることなく、世帯単位、地域単位でその地域に暮らす住民の健康問題を予防できるよう、解決できるよう相談、支援を行うとしています。

しかし、西土佐地区の担当の方は、中村地域の地区も担当しており、西土佐地域に常駐できる状況ではありません。これまで西土佐保健分室においては、業務担当ではありますが、西土佐地域の相談に対し、それを地区担当に引き継ぐ任務を果たされてきました。世帯単位、地域単位での対応や情報については、有効だったのではないのでしょうか。

また、保健福祉委員会の事業は、分室の方が担当しています。地域コミュニティー全体の健康維持では、医療機関が一つしかない西土佐地域にとっては、保健師さんの配置は住民の安心につながります。来年度以降につきましても、ぜひ西土佐分室への保健師配置を1名でもお願いしたいと思います。何らかの手だてはないのか、質問をいたします。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） 西土佐保健分室への保健師の常駐配置は行いませんが、今年度どおり、3人の保健師を西土佐地域の地区担当保健師として本庁へ配置し、活動体制を整えていく見込みです。

地区担当保健師は、議員がおっしゃられたように、市としてその地区の年齢や障害や制度で区切ることなく、全ての住民を担当するものでありますが、ほかの地区のことは対応しないというものではありません。複数の保健師で西土佐地域を担当することで情報を共有でき、地区担当保健師が不在の場合でも、ほかの担当地区の保健師が対応することが可能となります。

また、複数の保健師で連携しながら対応することが可能となることから、複数の見立てによるアプローチが可能となることや複数の保健師が地域に入ることによって、西土佐地域の健康に関する課題の共有や解決に向けた取組の検討などが強化できると考えております。

これらのことから、西土佐保健分室に保健師1名を配置するのではなく、複数の地区担当保健師による活動体制を強化することで、少子化・高齢化などにより、継続することが難しくなっている保健事業への対応も図りながら、充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） 複数の人数でということでしたけれども、その人全員が地区を指定されてますので、それ以外にもそしたら全体で、3人で対応するということですか。例えば、西土佐地域だったら3名で全西土佐地区を担当すると、そうじゃないでしょう。担当は担当で決まってるし、そしてしかも中村地域も当然兼ねてますので、その地区としたら、多い人になる

と20も30も地区を受け持ってるわけで、その上に他の地区へも行くとか、そういうことはなかなかできないのではないかなというふうに私は思っております。

そして、西土佐地域が1名減になった反面、中村では1名増になってるんじゃないかなと配置が。国保高齢者保健事業担当という形の中で増えてるんじゃないかなというふうに思いますが、結局西土佐地域を減して、中村地域を増やしたということは、常駐も中村地区だけです。その点、どうしてこういうふうになったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） 令和4年度の機構改革において、保健課という体制から保健分室の体制となった際に、これまで保健課で担ってきた事業は、それぞれ本庁の担当部署が市全体の取組として取り組む体制となっております。多様な健康課題に対応するには、地区担当としての活動から把握した地域の健康状態や健診結果などのデータなどから健康課題を整理し、解決するための事業や体制を一つの市として取組を組立て、対応する体制が必要となります。そのため、地域の特性に応じた保健活動を地区担当として対応し、市全体で健康づくりを担っていく体制で充実を図っていきたいと考えております。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） 1市2制度じゃないですけども、それはある程度納得はしますけれども、あまりにも西土佐地域っていったら、四万十市全体の占める割合というのは、人数の割には広いわけで、やはりその意見を集約して横へつなげるという中では、1名はおってもいいんじゃないかなと、保健師の配置があってもいいんじゃないかなというふうに思いますが、再度そしたら質問をいたします。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） これまで西土佐保健分室には、西土佐出身のベテランの保健師が配置されていたことから、支援の必要性や事業の実施内容などの判断を1人配置であっても一定任せることができておりました。保健師は、健康相談や健康教育で地区に出向いた後、家庭訪問をした後など、そこで聞かせてもらったことや気づいたことなどを事務所に帰って、同僚や先輩と情報共有をすることで、解決の糸口を見だし、適切な対応を行うことができるようになります。この積み重ねが地域の健康づくりにつながり、また保健師の人材育成にもつながります。そのため、経験年数の少ない保健師を1人配置した場合、保健師業務において適切な判断ができていないかの確認が難しいことや、人材育成の面において難しい環境となると考えております。そのため、1名の常駐配置は難しいと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） 次に、ひまわり健診について、健診会場の安全性の確保について質問をいたしたいと思います。

保健師さんにもお世話になっております健診ですが、保健センターなどから離れた場所にある地域では、閉校となった小学校や中学校の体育館を会場として使用する場合があります。特に何年も前に閉校となった場所では、健診の準備のために健診開始前には、会場やトイレの掃除にも当たってくださっていることと思います。今年の健診の際は、雨が降った影響もあって、会場直前の階段がぬれていて、青カビが生え、滑って危険を感じたという声を聞きました。健診に来てけがをするようなことがあっては大変です。駐車場から会場までの通路の安全確認が何とかできないでしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） ひまわり健診は、市と幡多健診センターが合同で健診を行っており、健診来場者が一定人数収容できるある程度広いスペースが確保できる施設が必要であることから、西土佐地域のひまわり健診の会場は、西土佐保健センターのほか、旧小学校の体育館などで行っております。これまで健診日前日までに各会場の清掃は行っておりましたが、施設外部の階段や手すりなどまで十分な点検はできておりませんでした。次回からは、外部の点検、清掃も行っていきたいと思います。

また、雨などで滑りやすい状況であれば、貼り紙などで安全な移動を呼びかけるなど、安全対策に努めてまいります。

以上です。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） 次に、遠距離通院について質問をいたします。

皆さんも年を重ねるにつれ、病院にお世話になることも増えていることと思います。私も8週間に一回の診察・治療を続けて数年になります。近所には、腎臓疾病のために週3回の透析通院が必要な方が複数おいでます。行政としていろいろな支援が必要ですが、命に直接関わる、しかも人生の終末期に当たるかもしれない人々への支援こそ急ぐべきだと思います。

他県では、医療自体に、お金がなくても診療できる無料低額診療事業が行われています。東京では56の医療機関で、北海道では30の医療機関が実施しています。しかし、高知県ではゼロです。ゼロの県は、高知のほかでは秋田県、愛知県だけです。命を守る取組こそ、何よりも優先されるべきだと思います。医療費自体への支援も重要ですが、当面高額となる通院交通費への支援を検討いただきたいと思います、質問をさせていただきます。

まず、透析で頻繁に通院が必要な方への支援について質問をいたします。

透析を受ける方は各地においでます。私の居住地の場合は、西土佐から宇和島の病院に週3回程の通院をされています。高齢者の方が多く、ご本人が運転される方もいますが、運転ができて体調が優れず、自動車やバスを乗り継いで病院まで行かれることが多くなっています。自家用車でも片道40分以上、自動車などでは1時間以上かかります。自動車やバス路線があるところはまだいいほうですけれども、それでも遠い場合等、また車を運転されない方は、家族が送

迎されている方もいますが、週3回ですので、家族の負担も大変です。月5,000円の補助があるように伺いましたが、5,000円では交通費は賅えません。透析などで頻繁に通院が必要な方への通院支援についてお伺いをいたします。

議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

福祉事務所長（渡辺和博） 私は、腎臓通院に係る通院の補助について答弁させていただきます。

腎臓機能の障害に基づく症状の軽減または除去する目的を持って透析療法を受けている方を対象として、通院に要する費用の一部を扶助費として支給しているところでございます。令和5年3月末の時点で7名の方に支給をしており、1名は中村地域、6名は西土佐地域の方となっております。

以上です。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） 一つは、お金の支給というか、それも必要なことですが、やはり病院に行ける状態にというか、安心して行ける、そういう手だてを模索してもらいたいと考えております。

次に、けんみん病院への通院についても質問をいたします。

公共交通機関が身近になく、幡多けんみん病院まで遠距離に当たる地域では、車の運転ができない人は、毎回の通院には大変苦慮されています。独居老人の場合はなおさらです。近くの病院から病状に応じて幡多けんみん病院を紹介されるケースが実際あります。こうした遠距離の通院への支援はないのか。

また、幡多6市町村と共同で送迎バスや通院支援について検討していただけないのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） それでは、私のほうからは、公共交通機関での通院支援という観点からお答えさせていただきます。

本市では、市民の皆様の移動手段確保に向けましてデマンドバスの運行、それから民間事業者が運行する路線バス、さらには、土佐くろしお鉄道中村宿毛線の運営支援を行いまして、市内全域で公共交通機関をご利用いただける体制を整えているところでございます。

ご質問にありました通院における支援についてですけれども、西土佐地域におきましては、診療所を受診する方が自家用有償旅客運送バスとデマンドバスを利用した際の使用料を無料としているところでございます。そういう中で、ご指摘のとおり、通院等に公共交通機関をご利用いただく際、特に遠距離になりますと、乗り継ぎも必要になってまいりますし、そういった現状がございます。ただご承知のとおり地方では、利用者の数、費用対効果など様々な要因から都市部と比べまして、公共交通が充実しているとは決して言えない状況にありますので、乗

り継ぎでの待ち時間の問題など、利用者の方にご不便をおかけする面も一定あるかと思えます。その対策としましては、鉄道とバスまたは路線バスとデマンドバスの乗り継ぎについては、運行事業者の間で調整を行っていただきまして、公共交通ネットワークの核となる鉄道を軸に、可能な限り利用者に負担がかからないダイヤ編成に取り組んでいますので、ご理解いただければと思います。

また、幡多市町村との連携した取組、これにつきましては、また今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） 例えば、奥屋内からのバスの便が1日1便で、口屋内で乗り継がなければならぬ。口屋内から今度中村駅まで行く。中村駅では今度汽車に、時間帯はちょっと分かりませんが、そこでまた待ち合わせがあって、それから宿毛まで行く。宿毛からはまたバスに乗り継がなければならぬ、行くのに何時間もかかるというか、そして透析するにも3時間、4時間かかり、それでまた帰らなきゃいけないけど、帰るのに実際にそしたらどのぐらいの時間がかかるのか、私もその人が利用する時間帯っていうか、バスの時間帯、汽車の時間帯、それは分かりませんが、朝から晩まで、しかも透析するというと、体力をすごく費やす状況なんです。そういった状況の中で少しでも患者さんが安心して通えるというような、ただ透析だけのことではありませんけれども、どうしてもそこを利用せんといかんという人にとってみたら、大変苦痛になると思います。通院のために交通費の補助の意味では、デマンドバスの活用が一つの案として考えられますけれども、現在国道など、そしてまた路線バスが走ってる地域では、デマンドバスの利用ができない状況です。しかし、国道に出るまでには、距離が遠距離でもあります。安並地区では、デマンドバスの路線拡大が実現したとの話を聞きます。路線を拡大していただくためにはどのような手だてがあるのか、質問をいたしたいと思えます。

また、例えば病院が通院のために送迎バスを行っているところがあれば、送迎の距離範囲を拡大していただくなど、それに対して市として支援をするなど、検討するお考えはないのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 公共交通の立場からお答えいたしますけれども、まずエリアの拡大、これについての考え方ですけれども、現在市内全域で公共交通機関をご利用いただける体制を整えているところがございます、確かに先ほど議員からもありましたように、それぞれお住まいの家からのバスが通る幹線までの距離が、一定ある地域があることは承知しておりますけれども、これまで利用者や地域の声を踏まえ、運行体制を構築してきた経過もございますので、デマンドバスの運行エリアを拡大する計画というものは、今のところ持ち合わせておりません。

しかしながら、社会情勢に応じた運行体系の見直しは、当然検討していく必要がありますので、今後ですけれども、利用者等へのアンケート調査なども行いながら、利用状況や財政面、その他公共交通機関との兼ね合いなども踏まえまして、必要に応じて総合的に今後判断していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） ぜひ安心して使えるというか、利用しやすい交通網にしていきたいと思えます。

次に移ります。

次に、マイナ保険証について質問をいたします。

マイナ保険証をめぐるのは、全国的に混乱の声が上がっています。FNNフジテレビ系の情報番組ですけれども、7月中旬の世論調査では、健康保険証を廃止する方針を撤回すべきが40.7%と最多で、廃止する時期を延期するべきは36.2%、健康保険証廃止の撤回や延期を求める声を合わせると76.9%と高い状況です。各業務の円滑化を求めてマイナ保険証の推進はやむなしと思われる方もいろいろあるかと思いますが、日本政府は、海外の状況について学ぶべきだと思っております。例えば、日本も加盟しているG7、今年5月に広島でサミットが開催され、記憶にも新しいところです。そのG7主要国首脳会議には、日本のほかに6か国ありますけれども、健康保険証と一体化して身分証明書としている国はただの一つもありません。ドイツでは、連邦会議というのが共通番号の導入は憲法に違反であるとの見解を示しており、行政分野ごとに異なる個人番号を使用しています。フランスも1972年に政府が個人情報の一括管理を提起しましたが、国民の反対に遭い撤回しています。現在は行政分野ごとに異なる個人番号を使用しています。イギリスでは、これまでに2回IDカードが導入されましたけれども、2010年に監視社会に対する危機感や個人情報流出の懸念からIDカード法は廃止されています。アメリカでは、社会保障カードはありますが、IDカード化はされておらず、発行形態は紙ペーパーです。氏名、番号のみが記載され、身分証明書としては使えません。個人情報の流出やなりすましなどの犯罪が社会問題化し、2021年には、連邦データプライバシー法案が提出され、個人情報保護の動きが進んでいます。カナダでは、社会保障番号が個人番号として利用されてきましたけれども、2014年にはプラスチック製のカードは廃止され、登録時には社会保険番号が記載された書類だけとなっています。しかもあなたの社会保険番号は機密です。身分証明書として使用しないように、社会保険番号を財布に入れて持ち運ばず、安全な場所に保管することと厳しく指示しています。このような各国の状況に学ばず、政府はマイナ保険証を強制的に実施しようとしています。健康保険証は、国民・市民の命や健康に直結しており、強引な変更は、市民への影響が心配されます。

そこでまず、本市には、マイナ保険証が活用可能な医療機関がどの程度あるのか、質問をい

たします。

議長（平野 正） 加用市民・人権課長。

市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

マイナンバーの保険証が利用できる医療機関ということでございます。

8月27日時点で、四万十市内の医療機関のうち、医科19件、歯科18件、薬局21件でマイナ保険証の利用が可能になっておりまして、厚生労働省のホームページに医療機関等の詳細が公開をされておるところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） これまでにマイナンバーカードと保険証との連動が不十分で、医療費3割負担の人が10割請求されたり、人違いによる病歴等の個人情報が出たりすることがありました。服薬の間違いに至っては、命に関わる重大な危険につながります。

そこで、本市においてマイナ保険証をめぐる混乱の状況はなかったのか、質問をいたします。

議長（平野 正） 加用市民・人権課長。

市民・人権課長（加用拓也） マイナ保険証による混乱につきましては、資格確認が正確に行えなかった事例やその結果、健康保険の適用を受けられず医療費が全額自己負担となった事例があること等は、報道等で把握しているところでございます。本市におきましては、医療機関や被保険者からそのような報告は受けたことはございませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） 本市でそういう事例がないということは、本当によいことだと思います。

じゃあ、次に移ります。

さきの6月議会の谷田道子議員の質問に対して市の答弁として、四万十市内の特別養護老人ホーム、障害者施設の計7施設に問い合わせた結果、現在は入所者の健康保険証を施設が管理しているが、マイナ保険証に統一された場合、施設での管理は、7施設中5施設が管理は難しいと回答し、残りの2施設は困難との申出があったと報告されています。その後、身体的な状況によっては、暗証番号がなくてもいいように検討すると政府はしていますが、個人の財産に及ぶ情報を施設管理者が保管することは大きな負担となります。マイナ保険証では、暗証番号か本人の顔認証が必要ですが、高齢者等で具合が悪く、顔色に変化したり痩せたりすると認証が困難になることもあるようです。現在でも顔認証では、50%近い人たちが不具合やトラブルが発生していると言われております。

また、カードを持たない人に対しては、資格認定書の発行も言われていますが、個人においても行政においても手間がかかり、混乱することが予想されます。

また、書換えも5年ごとに必要です。このような心配の渦中にある中、施設入居者のマイナ保険証の管理に関してどのように対処していくのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 加用市民・人権課長。

市民・人権課長（加用拓也） 先ほど議員おっしゃられましたとおり、施設入所者のマイナ保険証の管理につきましては、令和5年6月議会におきまして谷田議員のご質問に答弁いたしましたとおりでございます。市内の特別養護老人ホーム及び障害者の入所施設に確認しましたところ、施設においてマイナ保険証の管理を行うことは、困難ということではございました。

また、現在もそのような状況は変わってないものと承知をしているところでございます。このことにつきましては、先月厚生労働省がマイナンバーカードの取得及び管理に関するマニュアルを作成し、全国の施設に通知を行っているほか、現行のマイナンバーカードと比較して管理がしやすい、これは議員が先ほどおっしゃられたものになりますが、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付等、具体的な改善策の検討が国のほうで行われているようでございますので、今後、施設においても管理がしやすいよう改善が図られるものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） オンライン資格確認の義務化については、東京保険医協会の医師たち約270人が、費用がかさみ医療サービスの低下につながるとして撤回を求めた訴訟を起こしていますが、本市の医療機関としたら、どういう考えを持っているのか、把握してるのかということでお伺いをします。

議長（平野 正） 加用市民・人権課長。

市民・人権課長（加用拓也） 申し訳ございません。その件に関しては、私のほうで把握しておりませんので、ご答弁申し上げることができませんので、よろしく申し上げます。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） 政府は、現在の保険証の廃止を決定していますが、マイナ保険証をめぐる心配はまだあります。つい最近8月26日ですけれども、マイナ保険証を作成したにもかかわらず、77万人がマイナンバーカードと保険証がつながっていないことが報道されてきました。その原因としては、個人が加入している健康保険組合などの保険者が保有する会員のデータとマイナンバーカードのひもつけ作業が進んでいないこと、そして保険組合も管理を嫌がる事業所が多いこと、また個人がコンビニ、ATMや医療機関に設置されたカードリーダーなどでマイナ保険証の利用登録ができていないことが原因だとしています。このような作業が、高齢化率の高い本市の市民全体にできるのでしょうか。

また、子供が歯医者等に一人で行く場合も、各種の情報が入ったマイナ保険証を持っていくこととなります。紛失した場合には再発行できますけれども、再発行までの期間が1週間程度

かかるとも言われています。一般市民にとっても医療機関にとっても、性急な健康保険証の廃止は、不安や混乱をもたらします。健康保険証は、国民・市民の命や健康に直結しています。現在の市民生活の実態に応じた支援、対応を求めます。今後予想される混乱を回避するための対策、それについて質問をいたします。

また、マイナ保険証に対するトラブルや手続等の相談窓口はあるのか、質問をいたします。

議長（平野 正） 加用市民・人権課長。

市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

本市の国民健康保険に関しまして申しますと、住民基本台帳と国民健康保険台帳がシステム上で連携しており、被保険者情報とマイナンバーカードが正確にひもづけられている仕組みとなっておりますので、マイナンバーのひもづけ誤りにより資格情報等が確認できず、健康保険の適用が受けられないトラブルが発生することはございません。

また、医療機関のカードリーダーの不都合等により資格確認ができない事例も報道されておりますが、本市では、以前から本人の同意に基づく資格情報に関する医療機関からの照会には即日回答をしております。同様にマイナ保険証による資格確認ができない場合でも、診療が受けられるよう柔軟な対応を取っておるところでございます。

また、相談窓口につきましては、マイナンバーカード全般に関する相談、お問合せ先としまして、国がフリーダイヤルによる総合窓口を開設しております。

また、市民・人権課におきましても、国保の被保険者の資格情報とマイナンバーのひもづけに係るお問合せやマイナ保険証に関する一般的な事項に係る問合せや相談等には随時対応を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） そしたら、次に移ります。

合併浄化槽の維持管理について質問をいたします。

まず、市内の許可事業者数と中村地区と西土佐地区の合併浄化槽の数量について質問いたします。

また、公共の施設の委託先はどうなっているのか、お伺いをいたします。

合併浄化槽は、大小様々あり、維持管理費用についても違いがあるとは思いますが、併せて市内の各事業所が管理されている数、おおむねの数についてお伺いをいたします。

議長（平野 正） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） 合併浄化槽の設置に係る届出や設置後の維持管理に関する指導をはじめとする各種手続などについては、本市では高知県が事務を行っておりますので、ご質問の項目についてお聞きしたところ、令和5年9月現在の四万十市内で登録されている合併浄化槽の保守点検業者は、中村地域で27事業者、うち市内の業者は4業者、西土佐地域で9事業

者、うち市内業者は3事業者となっております。

合併浄化槽数につきましては、高知県が公表しております直近の令和2年度までの設置届出数が四万十市で4,406基となっております。中村・西土佐地域別の設置数は、集計していないとお聞きをしております。

次に、四万十市が管理している公共施設の保守点検業者の委託先についてですが、施設を所管する各課で委託をしていることから、集計はしておりませんが、中村・西土佐地区の市内業者が委託先となっております。

次に、各事業所の管理数につきまして、浄化槽の保守点検回数ですが、環境省関係浄化槽法施行規則第6条で保守点検の回数が規定をされておまして、一般的な家庭で使用の合併浄化槽の場合で4か月に一回以上となっており、年間3回以上の保守点検が必要なこととなります。各事業所におかれましても、それぞれ浄化槽の規模などに応じて定められた回数で管理を行うこととなります。

以上でございます。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） 公共施設の合併浄化槽の管理配分の決定はどのようになっているのか、ちょっとお伺いをいたします。

議長（平野 正） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） 先ほども申しましたように、公共施設につきましては、施設を所管する各課で委託をしております。

以上でございます。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） それでは、中村地区の4業者、清掃などをする、大体4,406のうちどのぐらいの数をくみ取り、清掃しているのか、分かるようでしたらお伺いをいたします。

議長（平野 正） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） すみません、そこは把握をしておりません。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） そしたら、維持管理をしている27業者が4,406基の浄化槽のうちどのぐらいをしているのか、それについては分かりませんか。

議長（平野 正） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） 先ほど申しましたが、令和2年度末での浄化槽の設置届出数、これは4,406基とご答弁させていただきましたが、そのうちの保守点検事業者につきましては、27業者ありますので、この27事業者が保守点検をしております。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） だから、その27事業者が何基の浄化槽を保守点検しているのかというこ

とを尋ねたわけです。

議長（平野 正） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） 27事業者が4,406基の保守点検をしていることは分かりますが、そのうちの事業者が何件ということは、把握しておりません。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） そしたら、西土佐の事業者は、4,406基のうちの1基も保守点検をしてないということになりますよね、27ということですので。27と西土佐は9ということで僕は認識しているわけですが。

議長（平野 正） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） その27業者というのは、すみません、中村地域での保守点検事業者の数でございます、西土佐地域では9事業者あります。その割り振り、4,406基のうち中村地域の27事業者、西土佐地域での9事業者、合計36事業者でございますが、36事業者が何件受け持っているのかということについては、把握しておりません。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） そしたら、中村地区で4,406、そして西土佐地区は把握してないというふうに捉えていいですね。

議長（平野 正） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） すみません。四万十市の令和2年度末での浄化槽の設置届出数は合計いたしまして4,406基、中村地域と西土佐地域を合わせた4,406基でございます。そこで保守点検事業者は中村地域で27事業者、西土佐地域で9事業者の36事業者でございます。4,406基の合併浄化槽の届出がありますので、36事業者が保守点検をやっているということとなります。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） そのことは聞いておりません。同じことを何度も言ってもらったんですけども、だから中村地区の27業者もしくは西土佐の9業者がどれだけの保守点検をやっているのか、どちらかを言うてもらったら、それから引き算できますので分かりますが、もうそしたら分からなかったら分からんで結構です。

議長（平野 正） 小休にいたします。

午前10時49分 小休

午前10時50分 正会

議長（平野 正） 正会にいたします。

川村一朗議員。

17番（川村一朗） 次に行きます。

中村地区と西土佐地域の事業に対する許可地域の指定を分けている根拠、処理方法に関する1市2制度について質問をしたいと思います。

現在、中村地区と西土佐地域の地域指定があり、業者の乗り入れは行われていないと思えますけども、地域指定の根拠について、まず質問をいたします。

議長（平野 正） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） 浄化槽の維持管理事業者に対する地域の指定根拠につきましては、浄化槽法及び高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定に基づき、浄化槽保守点検業者登録申請により、高知県知事が浄化槽の保守点検業者の登録を行うこととなっておりますが、その申請書に営業地域の名称を記入することとなっているため、事業者が営業地域を自ら申請することとなっております。

以上でございます。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） そしたら、あくまでも業者が申請したためにこういう状態になっていると。市が指定したわけではないということですね。一つは、中村地域と西土佐地域の合併浄化槽の数ははっきりしておりませんでしたので、人口割で計算いたしますと、浄化槽の清掃、し尿の運搬の業者は、中村が4で西土佐が2というふうに僕は思っているところですが、西土佐の業者は、中村の業者の3分の1か4分の1しか営業対象者がいないと、そういうことになります。維持管理にしても中村地域は27業者、西土佐が9業者ですので、3分の1程度の営業対象者しかいない。地域指定というのは、個人業者が出すということですけども、例えば自分の親戚が、西土佐の人やったら中村にある。そして中村の人で、西土佐地域に親戚とか知り合いがおる。そこで営業はできない。何かちょっと、ほかの業種だったらできるのに、なぜくみ取りやら何やらはできないのか。その仕組みそのものが、県が指定していることということでしたら、この場で質問するというのは場違いかなというふうに思っておりますので、もうここは割愛し、次の4番の川漁の活性化について、漁業法改正に伴うシラスウナギの漁獲枠拡大について質問に移りたいと思います。

養鰻業の歴史とシラスウナギの採捕量の推移について質問をいたします。

漁をしない方は、コロバシと言ってもぴんどこない方もいるかもしれませんが、竹筒にミミズ等の餌を入れてウナギを捕る道具のことです。私ごとですが、中学校の頃が一番コロバシをつけていたと思います。その頃はコロバシの中にぎゅぎゅう詰めになるほどウナギが入っておることも珍しくありませんでした。1本のコロバシに平均2、3匹は捕れていました。

しかし、最近は全く捕れない日が多い状況となっております。それで、四万十市では養鰻業がいつから行われ、シラスウナギの採捕量はどのように推移しているのか、まずちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

まず、本市における養鰻業の歴史についてでございます。

関係者にお聞きしましたところ、本市における養鰻業は、昭和40年代前半頃から始まり、当時は、現在のような施設養殖ではなく、露地池での養殖であったとのことでございます。

また、その後は、高知県が発祥と言われております農業用ビニールハウスを転用した養殖が急速に広がり、市内でも安並、間など、数か所で操業していたものの、中国産ウナギが輸入されるようになり、単価が暴落したことから、一気に衰退したとのことでございます。

なお、現在市内では、深木地区と藤地区で2者が操業しておりまして、それぞれ年間20tから40tを出荷しているとお聞きをしております。

次に、採捕量の推移についてでございます。

県に確認しましたところ、平成25年度からの過去の10年間で見ますと、おおむね100kgから400kgの間で推移をしておりますが、令和4年度につきましては、80kgと少なくなっているとのことでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） ニホンウナギは、自然状況の悪化から絶滅可能性が高まっているとして、2013年からは環境省が絶滅危惧種に指定しています。科学的な根拠に基づくニホンウナギ資源の維持可能な採捕可能な量は、国からも示されてはいませんが、取り返しがつかない状態にならないように高知県は、シラスウナギ採捕量の上限を350kgとしてこれまで維持してきたものを、突然倍近い600kgに拡大する方針を決めています。シラスウナギの採捕量自体、また上流でウナギの捕獲量共に悪化している中での県の方針についていかが受け止められているのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

本県におけるシラスウナギの採捕許可数量は、平成17年度には1.5tでしたが、天然ウナギの資源量の減少傾向に配慮し、以降1.2t、1t、0.5tと減少し、平成26年度からは0.35t、350kgで現在に至っております。

しかし、本年度は採捕許可数量が、今議員が言われましたとおり0.6t、600kgと0.25t増やされているほか、操業期間もこれまで1月11日から3月末までであったものが、1月1日から3月末までと10日間延長されることとなっております。シラスウナギの採捕量の減少は、養鰻業にとって大きな打撃となりますが、一方では、天然ウナギの資源確保の問題もあり、海面漁協、内水面漁協それぞれ見解が異なる状況を考えますと、今回の捕獲許可枠の拡大決定に当たっては、非常に難しい判断がなされたものと認識をしております。したがって、この件につきまして市としての見解を述べることは、差し控えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） ちょっと割愛して、四万十川と言えば自然豊かなところで、ウナギも天然ウナギでアピールしていかないと、観光面からも川漁面からもマイナスになると思います。四万十市のキャラクター「アチチうなぎ」、「しまッチ」共々、四万十市の天然ウナギを守る取組をお願いしたいと考えます。四万十市としての今後の取組の考えをお伺いをいたします。

議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

農林水産課長（吉田貴浩） 天然ウナギにつきましては、本市でも有力な水産物でありますので、それを生かしていく取組は、当然必要だと思っておりますが、シラスウナギの採捕量につきましては、先ほど申し上げましたとおり、内水面・海水面双方の立場の見解がございますので、またその辺については、繰り返しになりますが、見解のほうは差し控えさせていただくということでございます。

なお、天然ウナギの取組については、これまでもやっていると思っておりますが、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 川村一朗議員。

17番（川村一朗） もう時間がないので終わります。

議長（平野 正） 以上で川村一朗議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩をいたします。

午前11時0分 休憩

午前11時10分 再開

議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、前田和哉議員。

4番（前田和哉） 議席番号4番、清流クラブ前田和哉です。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私の母校でもあります東山小学校の建て替えについてお聞きいたします。

ご存じのとおり東山小学校は、令和7年度1学期いっぱいには現場所に新築し、2学期から授業が開始される予定でございます。このためこの10月末頃には、安並運動公園内に、現在建築しております仮校舎へ引っ越しとなります。昨年12月議会に、古津賀方面より通学路が延びることについて谷田議員から質問されていましたが、いよいよ引っ越しが迫っておりますので、細かい部分で少し質問をさせていただきたいと思っております。

まず、スクールバスについてお聞きいたします。

自転車通学ができない1・2年生について、通学距離が4kmを超える下田分岐より東に住む児童67名について、バスがどのような時間にどんなコースで走るのか、まず教えていただきたい

いと思います。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） お答えさせていただきます。

スクールバスにつきましては、運行を業者に委託をして、事業者が所有いたします中型バス2台で運行する予定といたしております。

路線につきましては、2路線考えておりまして、現在逢坂トンネル方面からを出発、起点といたします路線を1本、それから古津賀第2団地の奥、雅ヶ丘団地を起点にします路線を1本という形で、それぞれ56号線を経由して古津賀2丁目それから3丁目にそれぞれ入っていくという路線を2本考えておりますが、今現在学校を通じてスクールバスの利用調査を行っておりまして、各バス停での乗降人数を確認した上で、ルートにつきましては最終的に決定をしたいというふうに考えております。どちらの路線につきましても、朝7時20分頃、起点となります出発地点を出て、大体所要時間を20分程度と考えておりまして、7時40分頃には安並運動公園の温水プールの駐車場に到着する予定というふうに現在のところ考えております。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。

事業者に委託するという形でございますか、市のバスではなくて。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） 現在の中学校のほうにおきましても、バス会社のほうに運行委託をいたしております。それとは違う業者にはなるかもしれませんが、スクールバスの運行につきましては、市の直営ではなくて、業者のほうに委託をして運行をお願いするという形になろうかと考えております。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 先ほど課長のご答弁の中に、古津賀2丁目、3丁目付近に入っていたかというところで、大変うれしい限りといいますが、そのように思っております。私が懸念しているところは、やはり国道56号線沿いに普通のバス停がありますが、その辺からの乗車となりますと、1・2年生はちょっと危ないところがあるかと思いましたので、その辺も心配をしていたところでございます。ありがとうございます。

帰りのバスにつきましても、同じように運行されるということでよろしいでしょうか、ちょっと確認だけですけど。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） 現在、利用調査をしておりますけども、行き便は2便準備をしなければいけないかなというふうには考えております。ただ帰りの便につきましては、学童保育を利用される方も結構おられるのではないかなというふうに考えておりますので、1便といいますが、2本出さなければいけないのか、1本で回っていくようになるのかというところは、最

終的な判断はこれからになるかと思ひます。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひますが、古津賀2丁目、3丁目は新築のお家かなり増えておりますけれども、来年度の1・2年生、何人くらいを見込んでおるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思ひます。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） 東山小学校区につきましては、児童数の大幅な減少は見込まれないというように考えておりますので、令和6年度につきましても、現時点では同数程度の児童を見込んでおります。今後の転出入の状況等もありますので、年明け頃に来年度の1・2年生の人数につきましては精査をさせていただいて、学校を含め運行事業者とも運行内容についても確認、協議をしていきたいというふうにかけております。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。ありがとうございます。

1・2年生、現在も歩いていかれている児童もおりますけれども、大変まだまだ幼いというか、そういうところがありますので、スクールバスを運行していただけることは、大変ありがたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

次に、1・2年生以外の児童も利用できる西南交通の路線バスについてお伺ひをいたします。

黒潮町の入野駅を朝7時6分に出発し、出口を經由、雅ヶ丘、田野浦分岐を通り、佐岡集会所まで来てくれるバスがあります。そのバスが安並運動公園まで入ってくれるようお願ひをしていると聞いておりますが、その後どのような結果となっておりますか、進捗状況をお聞かせください。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） お答えさせていただきます。

路線バスを担当いたします企画広報課にも協力をいただきまして、運行事業者であります高知西南交通へ相談させていただいた結果、路線バスにつきましても、これまでと同様、朝・夕の各1便を安並運動公園入り口まで路線延長していただけるお話をいただいております。

なお、路線延長につきましては、仮設校舎に移転をいたします11月上旬に間に合うように、高知西南交通に行って手続を進めていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。

1・2年生以外の高学年につきましても、やはり雨が降ったときなど、急遽自転車通学をやめて西南交通の路線バスを利用するという児童もおりますので、運動公園まで入ってくれるということで大変安心をいたしました。よろしくお願ひいたします。

次に、通学全般についてお伺いします。

安並の仮設校舎には、全部で305人の児童が徒歩や自転車、また親御さんの送り迎えなどで通うこととなりますが、それぞれ安全は確保されていますか。例えば、徒歩による横断や自転車通行の危険箇所、また保護者の送り迎えに伴う待合場所など、十分に確保されているのか、その辺をお聞かせください。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

仮設校舎の移転に際しましては、警察や県それから市の道路管理者とともに、他の学校よりも前倒しをして6月の時点で通学路の安全点検を実施をしております。

現東山小学校の下にあります県道につきましては、歩道が整備をされておりますので、自転車での通学に際しては、一定大きな影響はないものと判断をしております。

一方、安並運動公園入り口のロータリー付近の市道と県道が合流する変則の交差点につきましては、一定の対策が必要と考えられ、道路管理者に協力依頼をして、一部歩道の段差解消や南側の路側帯及び横断歩道へのグリーンベルト等を設置する予定としております。

また、運動公園内の動線につきましても、徒歩や自転車通学での児童につきましては、ロータリー南側の横断歩道を渡り、公園内の通路を通るようにしております。保護者の自動車送迎につきましては、武道館の駐車場を利用させていただき、先ほどお答えをしたスクールバスについては、乗降場所を温水プール南側駐車場とするなど、可能な限り安全に通学できるように振り分けを行っているところでございます。

また、通学方法等につきましては、学校や関係者とも共有をしてくれておりまして、今後警察等の協力を得ながら、児童に対しての安全教育も併せて行っていきたいというふうに考えております。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） ありがとうございます。

グリーンベルトそれから段差の解消、親御さんの送り迎えの武道館への進入も可能ということで、安心したところでございますが、やはり子供たち、現在通っているところより1.6km北へ移るということですので、やはりその分が自転車通学等、集中力が切れるというか、そういうようなことも起こりかねますので、十分にその辺を注意をして、通学をしてもらえるようにお願いをしたいと思います。

次に、学校の運営についてでございます。

令和7年度の1学期いっぱい、1年10か月、2年近く仮設校舎での授業となりますが、その間スポーツセンターの補助グラウンドや体育館、温水プールなどを一般の方と譲り合って使うこととなります。校庭もないというようなところで、それから体育館も供用ということで、その辺心配なところがありますが、学校教育課の認識、その辺うまく譲り合っていけるのか、そ

の辺お聞きをいたします。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） 学校運営につきましては、議員がおっしゃるとおりの運用になるかと思えます。校庭や屋内運動場、プール等が当然必要となってきますけれども、仮設校舎の期間中につきましては、グラウンドにつきましては、運動公園内の補助グラウンドの南半面、屋内運動場、体育館につきましては、スポーツセンターの全面を曜日と時間ごとに、またプールにつきましては、本年度はございませんけれども、来年度それから再来年度、水泳の授業の時期に合わせまして、1・2年生は小プール、3から6年生につきましては大プールのコースのうち、足がつく7から8コース、7コースと8コースを午前中貸し切る予定として、現在のところ調整をさせていただいており、学校の授業時間の設定に工夫は必要とはなりますけれども、授業時数に影響のないよう、施設の確保は可能であるということを確認しております。

なお、仮設校舎での学校運営期間におきまして、これらの施設については、一般の方々の利用につきましてもご不便、ご迷惑をおかけすることとなりますが、事前の周知等に努め、ご理解をいただきたいというふうに考えておきまして、生涯学習課それからスポーツ協会等の協力もいただきながら、運営に努めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。その辺やはり一般の皆さんと譲り合うというところで、やってみないと分からないところもあると思えますけれども、その辺を十分連絡を取り合って情報を共有して使用して、学校を運営していただきたいと思えます。

次は、現在の場所に新築する新校舎について少し質問をしたいと思えます。

東山の校区は広く、保護者の送迎が多いことから、校舎北側に50台以上の駐車場を設け、一方通行のロータリー式としているようですが、下校時に急に雨が降った場合など、かなり混雑することが予想されます。現在は、校舎前の堤防上を利用しておりますが、保護者の迎えに関しましては、新校舎では、堤防は利用しなくても現在の場所へ、現在の小学校、スクールミールの辺りへ入ってくるというようなことで全て解消されると見込んでおりますか、その辺をお願いいたします。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） 現校舎につきましては、敷地内での十分な車の回し場所がないなどの課題がありまして、それらの課題を解決するために、議員おっしゃったようにロータリーを設置するなど、校舎や駐車場等の配置を計画をしているところでございます。ただし、敷地が狭隘で、出入口が1か所しかないという敷地条件につきましては、変わりはありません。その上に自動車で送迎するご家庭も多いということは、議員のおっしゃるとおりでございます。そういう認識をしております。送迎の方法や乗降場所等につきましては、学校と保護者の

間で協議をいただきながら、送迎のルールを決めていただきたいというふうに考えております。物理的には、上まで上がってこれるという整備はさせていただきたいと思いますが、1か所しかない出入口になりますので、子供たちの安全を考えた場合に、現在の手前で乗り降りをする場所を構えてやるという方法も継続をするということは考えられると思います。このあたりにつきましては、学校側とそれから保護者の間で、どういうことが一番子供たちの安全にとっていいのかということ考えた中で、運用の方法ということは考えていただきたいと、これからの協議になろうかというふうに思っております。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。

併用というか、今後も堤防上を利用する可能性も出てくるというように認識をいたしました。

新築してからのことになるとは思いますけれども、現在もその堤防上の場所は、かなり混雑をしておると、急な雨のときに親御さんの迎え、ルールなんか決めておるとは聞いておりますけれども、かなり混雑をしておると聞いております。その場所は堤防上ですけれども、10台ほどの駐車スペースがありまして、先ほど言いましたように一方通行で行けますが、そこはかなり前から、周辺の方だと思いますけれども、一部長時間の駐車があります。違法駐車というのかどうか分かりませんが、それが常態しておるといようなこともあります。その場所は、東山小学校が占有をしておると聞いておりましたけれども、駐車禁止等の立て看板をつけることは可能でしょうか、お聞きいたします。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） 今のご質問の場所につきましては、占用しているということは承知しております。ただ占用条件の中でどういうものがあるのかという詳細なところは、現在把握をしておりませんので、その部分についてどういう条件で占用しているのかということを確認した上で、そういう看板を立てることが可能なのか、また保護者のほうがどういうふうな対応をこれまでもしてきたのかということなんかにつきましても、また学校側それから保護者のほうとも聞き取りをさせていただいて、もしそういう看板が必要であるということであり、国交省なりをお願いをしなければいけないということになるようであれば、行政側としてもその部分について、保護者の意見を聞いた中でお願いをしなければいけないことがあればお願いさせていただきたいというふうに思っています。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。

急いでというか、もう今となっては、仮校舎のほうとなりますので、その辺、2年ぐらい猶予期間があります。その辺学校それからPTAと学校教育課のほうがよく話をさせていただきまして、その占有についてもご検討をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次に、今度改築します体育館についてお伺いをします。

現在の場所にある体育館ですけれども、鉄骨の骨格部分を残して改築すると聞いております。この体育館は、指定避難所も兼ねております。夏場や冬場の体調不良者用にエアコンのついた個室を作っただけのように希望はしておるとは聞いておりますが、全体にエアコンを設置するというようなことにはなっていないと理解しております。

しかしながら、近年の異常気象による暑さは尋常ではありません。そこで、今回の改築工事で断熱材を入れて断熱性、遮熱性を高めていくことを提案したいと思います。

現在の体育館は、気温のみならず、夏場の太陽光の照りつけによる天井の高温や冬場に講堂として使用する場合も足元が寒く、使い勝手が非常に悪いと思います。将来エアコンを設置しなくなったとしても、断熱性が確保されていない場合、光熱費が過大となり整備できないということだそうです。

また、一旦造ってしまうと、すぐにはこのような工事には着手できないのも事実でございます。文部科学省も本年4月に体育館の断熱性確保工事について補助対象としております。今回の改築工事で断熱性、遮熱性を高めておくことは、とても有用だと思います。ぜひご検討できないか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） 断熱性の確保につきましては、現在の体育館では、壁面に断熱材が入っておりますが、屋根や床に入っていないという状況でございます。体育館につきましては、今年度から大規模改修につきましてはの設計をする予定としておりますので、設計の中で断熱材の整備効果や費用等の検討を行い、断熱性の確保の必要性も踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

また、全体へのエアコンということは、今のところ予定はしておりませんが、先ほど議員もおっしゃったように、指定避難所となっている中で、個別の部屋にエアコンを設置する必要があるのではないかというようなお話いただきました。そのあたりにつきましては、学校側の体育館としての整備の条件といいますか、そういうところなども精査をした中で、指定避難所にするに当たってどのような整備が必要なのかというようなところも含めて地震防災課のほうとも協議をしながら、設計等につきましては進めていきたいというふうに考えております。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。ぜひご検討をいただきたいと思います。現在は、まだ全体のエアコンというところまではちょっと希望が高過ぎるところもあるとは思いますが、やはり全国的に見てもエアコン設置をしている体育館も今後増えてくると見込まれますので、その場合に、やはり断熱性を先に保っておくということは有用だと思いますので、よろしくご検討をお願いいたします。

私ごとではございますけれども、私の孫も来年には東山小学校1年生となります。バスも利用させていただきます。私も東山小学校でございますけれども、私の子供3人もやはり東山で

お世話になっております。現在一番上の娘が37歳でございますけれども、3人が3人共東山に通うときに、学校が遠かったと。低学年のときは特につらかったと今でも言っております。佐岡橋から下田分岐の間は、また交通量も多くて歩道も狭い、こういうところに危険も感じます。古津賀方面下校時に佐岡橋のほうから自転車で、そのままスピードが出ていくようなこともありますので、子供の通学でございます。将来的には歩道を広げるなり、別の場所を通るなり、その辺のご検討もぜひお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、南海トラフ地震対策で、住宅の耐震補強についてでございます。

いつも私、防災対策、こういうようなことの質問をさせてもらっておりますけれども、今回は住宅の耐震補強についてお伺いをしたいと思います。

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅は、地震の揺れにより倒壊する可能性が非常に高いと言われております。住宅が倒壊すると、命の危険があるだけでなく、津波や火災等から避難ができなくなったり、近隣の住宅や避難路へも被害が及ぶ可能性があります。このため本市では、住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事についてそれぞれ補助制度を設けています。耐震診断から複数年かかって改修設計や工事となったり、診断のみを行い、後取りやめた、そういうようなこともあるようでございますが、まずどのように進められているのか、診断、設計、工事について、事業の大まかな内容を教えていただきたいと思っております。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） それでは、耐震化の事業につきましてお答えいたします。

本市では、南海トラフ大地震に備えまして、市民が安心して住むことができるよう、既存住宅の耐震改修等の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等における被害の軽減を目的に、既存住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修を行う補助を設けておるところでございます。

まず、補助金額ですが、耐震診断は、診断を一般社団法人高知県建築士事務所協会に委託するため、基本的に申請者の負担はございません。耐震設計は、補助上限が33万円で、一部上限を超過する方もいますが、ほとんどの場合、補助上限内で実施できているところでございます。耐震改修につきましては、補助上限が92万5,000円で、割合では補助上限を超える場合が多く、補助上限を超える場合は、自己負担となっております。

事業の流れとしましては、耐震診断は、県に登録された耐震診断士が住宅耐震診断を実施するもので、先ほど言いました委託先であります高知県建築士事務所協会が対象住宅に診断士を派遣しまして、耐震度を調査しておるところでございます。その受付は、地震防災課で年間を通じて受け付けしているところでございます。

また、耐震設計、耐震改修工事につきましては、耐震診断の結果に基づきまして、倒壊の可能性があると判定された住宅につきまして、地震に対する安全性の向上を目的として、補強工事の設計図書の作成及び耐震補強工事を含む改修工事を行うもので、例年5月の広報で受付開

始の周知を行いまして、5月上旬から6月上旬まで約1か月間を受付期間としているところでございます。その中で受付件数が申請可能枠内であれば、申請どおり事業を実施することとなりますけれども、申請可能枠を超えた場合は、設計・工事ごとに抽せんを行いまして、順位の上位から実施することとしております。

先ほど議員が申されましたように、これまで申請件数が多く、耐震診断、耐震設計、耐震改修工事を行う際には、1年ごとの申請としておりまして、最低でも事業完了まで3年間の期間を要しておりましたけれども、昨年度から一定申込件数も落ち着きましたことから、今年度からは、申請可能枠内であれば、耐震診断から耐震工事までを同一年で行うことも可能として、一定事業期間の短縮を図っているところでございます。今後も申請者が申請しやすいような方法を検証しながら、住宅耐震化について推進していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。今のご答弁で分かりました。

私、診断からかなり時間がたって設計それから工事となっていくようで、その間もやはり踏み切れてないような、1年置き、2、3年置きというような耐震診断後、そういうようなことも起きているようでございまして、今回短縮というか、その申請によってそのまま3年間ではなくていけるというところで納得はいたしましたけれども、ちょっと診断、設計等について、申請の数とかが非常にばらつきがありましたので、少しお伺いをしたいと思います。

耐震診断は、先ほど申されたように無料でやられておるということでございますけれども、令和2年から4年、3年間の実施数を教えていただけませんかでしょうか。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

耐震診断を行った実施数は、令和2年度が65件、令和3年度が121件、令和4年度が53件となっております。

以上です。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。

令和3年度が、2年度、4年度と比べて倍の数字が上がっておりますが、これはどういう関係でしょうか、分かれば教えていただきたいと思います。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） すみません、はっきり今私のほうであれですけども、耐震の相談とかを実施したりして、そのときの診断の申込みが増えたということが過去ありましたので、そういった状況ではないかと承知をしております。

以上です。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。相談等をよく行ったと、数行ったというような認識でよろしいかと思いますが、すみません。数のところをもうちょっと教えてください。

耐震診断の結果、倒壊の可能性があるということになったときに、改修設計を行います、その設計も2年から3年、4年の間の件数、その金額をできたら教えていただきたいと思います。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） 耐震改修設計の件数と補助額につきましては、令和2年度が142件で補助額は4,684万8,000円、令和3年度が96件で補助額が3,168万円、令和4年度が109件で補助額は3,537万6,000円となっております。

以上です。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。

続いて、設計の後に実際に耐震工事を行うわけでございますけれども、そちらの実際の件数をまた2年から3年、4年とその金額を教えていただきたいと思います。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） 耐震改修工事の件数と補助額についてですけれども、令和2年度が97件で補助額は8,651万1,440円、それから令和3年度が122件で補助額は1億981万740円、令和4年度が84件で補助額は7,646万7,600円となっております。

以上です。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。

先ほどの質問のときに、3年間ずっと診断、設計、工事と続いていくということで、令和3年度に121件やったものが、令和4年度に設計として109件、この数になっておるように思います。工事については、令和3年に122件ということでございますけれども、こちらのほうも令和2年に142件が122件となったというふうに解釈しておりますが、少しそこ確認をお願いいたします。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） 議員のおっしゃるとおりです。診断から設計に向かって、設計から改修に向かっていきますので、おおむねそういった流れになる、議員がおっしゃったとおりでよいと思います。

以上です。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。そういう流れでこれまで工事が進んでいったというよう

なことでございます。

耐震工事ですが、私の認識ですと、先ほど申されておりましたように、大変人気もありまして、希望もあったと、これまでは、3、4年待ちと聞いておりましたが、今年の状況は、市のホームページでは、耐震補助事業の抽せん会は6月16日に予定していましたが、募集件数に達しなかったため実施しませんとのことでした。募集を予定していた件数は一体何件で、本年です。なぜ件数が本年度は減ったのか、原因が分かれば教えていただきたいと思います。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

令和5年度につきましては、5月9日から1か月間受付期間を設けまして、耐震設計が90件、耐震改修工事が90件の募集に対しまして、6月9日受付終了時点での申込みは、耐震設計が52件、耐震改修工事が77件で、募集件数に達していない状況でございました。

その理由としましては、先ほど議員も申されましたけども、耐震設計は、昨年度の耐震診断が53件と診断件数が伸びなかったこと、耐震工事につきましては、昨年度の設計件数が109件でありまして、例年設計から工事に進む割合が大体7割前後ということですので、これらが影響していると考えております。ただし、受付期間終了後、先ほど言いましたように、耐震診断から耐震工事までを同一年で行うことも可能としまして、再度受付をしましたところ、予算枠までの申請をいただいております。現在、耐震診断を除きましては、受付終了となっております。

以上です。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。

それでは、そこだけ確認なのですが、90件になったということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） そのとおりでございます。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。一定納得をいたしまして、数も増えてきたとは思いますが、その辺はよろしいんですが、数字だけ聞くと、耐震工事の件数、ここ1、2年で希望が非常に減ったというように感じます。希望が少なくなったために、募集件数も90件と減らした、そういうようなことになっているようにも思います。その辺を踏まえて、次に質問をしたいと思っております。

黒潮町さんのことですが、津波災害ばかり目につきますが、住宅耐震にも力を入れております、黒潮町のほうも。令和4年3月で耐震性ありの戸数は4,073戸、耐震されていない住宅は3,392戸、耐震化率は約55%、年間目標ですが、150件を目標に掲げておるよう

です。そのうち150戸の目標のうち106戸を令和4年度に耐震改修をしたということで、四万十市よりも少し多くなった、そういうようなこともあります。そういうところでご質問をさせていただきますが、本市においていまだ耐震されていない戸数、耐震化率を教えてくださいたいと思います。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） 耐震化率の前に、先ほどちょっと募集の件で補足をさせていただきたいと思いますが、募集件数のほうは、繰越分ということもございますので、予算では設計が100件、改修が110件の予算を取っているところがございますので、補足をさせていただきます。

それでは、耐震化率の部分ですけども、これは本市地震防災課で集計している推計値にはなりませんけども、令和4年度末時点で耐震化されていない戸数は3,240戸、全戸は1万4,434戸になりますので、耐震化率が77.5%となっているところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。

そしたら、やはり黒潮町と比べてかなり耐震化率は高いと。まちの規模や世帯数など、はっきりしたことは言えませんが、耐震化率は四万十市が77.5%ですか、その辺で高いようです。

しかしながら、耐震化されていない戸数は3,240戸、黒潮町のほうは3,392戸と、令和4年度末でございますけれども、ほぼ同数でございます。年間の耐震戸数を考慮しますと、年に100件ぐらいやっても、3,000何ぼということは10年ぐらいかかるというような、そういうような単純計算にはなりますけれども、何年かでやるうちに、本市のほうで耐震されていない戸数が増えてしまうというような懸念もありますが、そこで少しお聞きしたいことがあります。

名古屋工業大学高度防災工学センターが進める低コスト工法というのがあるようですが、工事費が130万円くらいまでに抑えられると聞いております。どのような工法か、簡単に教えてください。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

低コスト工法とは、既存の天井や床を壊さずに補強できる工法や家の外から補強できる工法で、これらの工法を採用することによりまして、既存の天井や床の修復工事が不要となりまして、工事に当たって家の中を片づけなくてもよいことで、工期を短縮できることなど、工事費を抑えることが可能となるものです。

本市の耐震工事もこの低コスト工法を用いて行われているところで、屋根のみの改修など、特定の部分のみの改修を除きまして、ほとんどがこの工法を採用されているということです。

以上です。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。ほとんどこの方法でやられておるといふふうに認識いたしました。既存の天井や床を壊さず、工期が短縮できて工事費が抑えられるという画期的な工法だということがよく分かりました。

本市の耐震工事費の補助額は92万5,000円でございます。県下では宿毛市、大川村とともに一番低い金額でございます。黒潮町は、ちなみに125万円です。低コスト工法で行った場合、半数の方が自己負担なしで工事を行ったと聞いております。最近では物価高騰で資材も上がっております。本市もここは黒潮町並みに補助金を上げれば、高齢者世帯や低所得者世帯も工事ができると思います。実際やりたいと思っても、手が回らない世帯が相当数あると思います。この補助金の負担額は、国、県からも相当額出ていると思います。市の持ち出しは4分の1程度だと思いますが、改修補助金を増額するお考えはないのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） それでは、耐震化工事の補助金につきましてお答えします。

近年の新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻などによる影響によりまして、世界的に木材価格が高騰しておりましたが、現在価格は減少に転じ、一定落ち着きを見せているものの、耐震補強工事では、特に合板を使用することが多いことから、以前と比べ工事費が上昇傾向にあることは、市としても認識をしておるところでございます。先ほど議員が申されましたように、本市の耐震工事に係る補助金は92万5,000円で、県下でも低い水準となっております。これまでは申込申請の件数も多く、限られた予算の中で業務を行っていたため、補助金の増額は行っておりませんでした。近年の工事費の上昇等の影響から見ましても、補助金増額の検討はすべきものと考えておりますので、他市町村の状況も参考にしながら、予算折衝にもよりまずけども、補助金の見直しに取り組み、住宅耐震化の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。本当、前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。ぜひ、診断から工事へとつなげ、途中でやめるというようなことがないようにお願いをしたいと思っております。

また、この補助金制度、これまでも様々な啓発活動を実施してきたと思っておりますが、東日本震災より12年が経過したことや熊本地震の被害も喉元過ぎれば熱さを忘れるで、災害を忘れかけているようなところも感じるところでございます。

また、分かってはいても、年を取ったのでもういいというような声とか、まだ地震は来ないだろうとか、正常性バイアスが働き、あまり考えない方もいると思っております。いま一度説明会や

個別相談を実施し、強く進めるべきと思いますが、いかがでしょうか、お考えがありましたらよろしく申し上げます。

議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） 耐震化の制度につきましては、市の広報では毎年5月に耐震診断全体に係る補助制度の周知を行いまして、8月号では、耐震診断受付の記事を掲載しておりますが、耐震診断の件数が伸び悩むこともございまして、本年は10月に市役所の本庁舎におきまして、11月には西土佐産業祭のブースに出展しまして、パネル展と耐震相談会を開催する予定としておりまして、10月号の広報で周知することとしております。

さらに、耐震相談会は、来年3月にも実施する予定で、広報以外にもダイレクトメールで未耐震住宅所有者の方に案内することで、新規申込みの開拓を図りたいと考えております。これまでも耐震相談会では、制度の紹介や直接設計士との話ができるなど、即座に耐震申込みをする方も多く、耐震事業をご理解いただく非常によい機会となっていると考えております。そのほかにも今年度は、中村河川国道事務所主催の防災パネル展がありまして、本市もフジグラン四万十で9月15日から21日までの間、市内の災害写真展を中心に展示する予定としております。

また、既に終了しましたけども、8月にも同様にアピアさつきで展示したところでございます。

また、過去には、平成27年から31年まで5年間、市内全域で補助制度の説明会を行う戸別訪問を行っておりまして、訪問後の申込件数が大幅に増加しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響によりまして、令和2年から4年度までは戸別訪問が実施できておりませず、先ほど申しましたダイレクトメールのみの案内となっている状況でございます。戸別訪問等で個人の方に働きかけの重要性は認識しているため、今後も未耐震者の住宅所有者への直接働きかけを行う場を増やす取組など、行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 前田和哉議員。

4番（前田和哉） 分かりました。かなりの回数、パネル展等を計画されておると、それからコロナで中止してありました戸別訪問もしていただけるということで、数も伸びていけると思っております。ぜひ、それに来年の工事は、負担金はほとんどなしで行えますよう、そういうようなコマーシャルといいますか、そういうものができれば、もっと件数も伸びていくのではないのでしょうか。昭和南海地震では、旧中村町内では倒壊家屋の下敷きになり、火災に巻き込まれて200人近くの方が亡くなっております。この数は、県下で亡くなった方の4分の1に当たります。次の南海トラフ大地震は、四万十市では地震の揺れに対して、まずは倒壊しない家であることが優先されると思います。ぜひその辺をよろしく願いをいたしまして、少し時間は余りましたけれども、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（平野 正） 以上で前田和哉議員の質問を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時0分 再開

副議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） お許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。社民党の廣瀬正明でございます。どうかよろしく願いをいたします。

今回は、まず熱中症対策について質問をいたします。

年々気温の上昇が続き、命に危険を及ぼすほどの暑さの日が多くなっております。これまでのような小まめな水分補給や早めの休憩をするだけでは、職員の健康を守ることが困難になっていくのではないかと心配をいたしております。建設関係の会社では、8年ほど前から試行的に上着にファンのついた、いわゆる空調服と呼ばれるものを導入し、現在では他の業種にも広がりを見えています。以前は職員の福利厚生延長のように考えられていた夏の暑さ対策が、現在では職員の生命・健康を守る取組になっていると考えております。

そこで質問です。

年々気温が上昇する中で、市として職員の熱中症対策をどのように考えておいでなのか、まずお答えをいただきたいと思っております。

議長（平野 正） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

職員の熱中症対策についてのご質問でございますけれども、熱中症対策の実施についてでございますけれども、例えば暑さを感じにくかったり、水分補給に呼びかけが必要だったりする高齢者でありますとか、小中学生、保育園児等につきましては、これまで議会答弁にもございましたように、各課それぞれ対策、取組を進めているところでございます。

一方、本市の職員、特に現場作業を行う職員についてでございますが、こういった職員につきましては、こちらからわざわざ水分補給を呼びかけたり、暑い時間帯には外出や屋外の作業を控えましょうと言ったりはしておりません。それぞれの業務でありますとか、相手方の都合があって、時間をずらせないこともあると思っておりますし、そもそも高齢者等とは違って、個人個人で水分補給の是非などが必要な判断ができますので、各課において取り組まれておるような細やかな対策を講じることは考えておりません。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） 特に新たな熱中症対策については考えていないというご答弁であったよ

うにお聞きしました。

しかし、年々気温が上がっていることは間違いないです。今日は特に気温が高いから、外での作業は行いません、そういうふうに言える職場は、市にはないのではないかと、そういうふうを考えております。私が頭に浮かびましたのは、地震防災課や農林水産課、現場に出ることが多いと聞いております。水道課なども緊急性が高い外での作業等もあるだろう。そして、学校教育課、これはふだんは出ないのかなと思ってましたが、いろいろ聞いてみたら、夏休みにしなければいけない仕事もある、そういうふうに市の職員ってというのは、必要があって外に出なければいけない。時には炎天下での作業をしなければならぬ、そういう状況が起こり得る。暑いからあしたにしてくれとか、何日か後には対応します、そうは言えない場合があるだろうと思っております。

質問を続けたいと思います。

市としては、具体的な熱中症対策に取り組む、もしくは準備を始める、そういう時期に来ている、そういうふうに私は判断をしております。熱中症対策としては、いろいろな商品が販売されております。首だけを冷やす物だけでも、ぬらした布を首につける物、電気を使って冷やす物などがございます。上半身を冷やす物としては、空調服のほかに背中部分に氷を入れて冷水を循環させる物、他にズボンにファンがついた物なども最近はお出回っております。私の個人的な意見ですが、首だけを冷やしても十分な効果があるとは感じません。氷を入れて冷水を循環させる物は、非常に涼しいのですが、数時間ごとに氷の入替え等をしなければなりませんし、たくさん入れると重くなる、そういう欠点がございます。ズボンにファンのついた物は、残念ながら私はまだ一度も使用したことがございませんので、はっきりと効果は分かりません。一長一短はあろうかと思いますが、試行的な導入をして、使用した職員の意見等を聞きながら、作業に適したものをまず探していく、そういう取組は早期に始めるべきではないか、そういうふうを考えております。警備保障会社の方に7、8年前にお話を伺いました。炎天下の作業は大変でしょうと聞きましたら、いや最初は大変だとみんな言ってるけども、だんだんと体が慣れていく。だから皆さんが思うほど大変ではない、そういうお答えをいただいております。

しかし、現在ではどうでしょう。道で交通整理をされている方の多くが、熱中症対策の上着を着ております。スペースがある場所では、休憩用のテント等を張って日よけ対策も行われている、これは皆さん方も道を走ったときにお気づきのことであろうと思います。何かあってからでは遅い、そういう面もあります。職員の健康・生命を守るというのは、やはり雇用者の責務であろうと思います。労働条件の向上にも、また労働安全にも関わる部分であろう、そういうふうを考えております。そう考えると、今のところこれで大丈夫だ、来年も多分大丈夫だろうとそういう話にはならない、そういうふうを考えております。やはり職員の健康・生命を守るために今から準備をし、よりよい物はないだろうか、費用対効果が認められる物が見つければ、その購入についても検討する。全てが今日思い立って、あした行えることではない、そ

う考えると、事前に準備をし、今から来年に向け、そして再来年に向け、大変な状態になる前に準備を始める必要があるかと考えておりますが、これについてご答弁をお願いいたします。

副議長（山崎 司） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

近年は極端に暑い日が増加したり、猛暑日や熱帯夜の日が増えておりますので、熱中症対策をこれまで以上に必要であると思っております。

対策の一つといたしまして、各種の熱中症対策グッズ、議員もご指摘いたしましたけれども、ネッククーラーでございますとか、ファン付きの空調服でありますとか、それから冷感タオルとか、こういった様々なものがあると思っておりますけれども、そういったグッズを配布する方法もでございますけれども、個人の趣味でございますとか嗜好、こういったこともございますので、現在は市が購入して配布をすることは考えておりません。

しかしながら、職員の体調管理、こういったことは非常に重要な部分でございますので、今後各所属長のヒアリングの際でございますとか、あと近隣の市町村、こういったところに状況の調査をしていきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） 近年は気温の上昇が激しく、だんだんと危険な状態になりつつあるという認識はお持ちいただいていると認識しております。個々によって必要な物が変わるかもしれない、そういうお話もございました。確かに一つの物を買って、みんながみんな気に入るかどうかが、それは分かりません。こんな物は必要ないという方もおいでるだろう、そういうふうには思います。だからこそ、ただ市で購入して全員に配る、そういう行動を取る、そういう取組をする前に、試行的にいろいろな物を試してみることは検討できないのか、そういう質問でございます。これ以上くどくならないようにしたいと思います。やはりそういう検討だけはすべきではないかと考えておりますので、もう一度だけご答弁をお願いいたします。

副議長（山崎 司） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、各所属長、各課に対するヒアリングでご意見をお伺いするだとか、それから近隣の市町村の熱中症対策の状況調査でありますとか、そういったことで進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） 分かりました。状況を確認して取組を検討していただけるのではないかとこの部分で、次の質問に移ってまいりたいと思っております。

次の質問は、産後パパ育休という形で、育児休業の中で産後パパ育休と呼ばれるもの、出生

育児休業という名前もあるようですが、私は産後パパ育休のほうが気に入っておりますので、産後パパ育休と呼ばせていただいて、質問をしたいと思います。

出産直後の新人ママを一人にしてはいけないとの話は、皆様ご承知のとおりだと思います。出産後は情緒不安定になることもあり、子育ての不安から危険な状態になることもあると聞いております。誰かが付き添っていけばよいと考える方もおいでとは思いますが、新人のパパがなるべくそばにすることが理想ではないか、そういうふうを考えております。新生児、生まれたばかりの子供というのは、本当に小さくて、弱くて、私ごとになりますけれども、すぐには抱き上げられなかった記憶がございます。最近になって子育て支援、育児の分担、そういう話も聞かれるようになりましたが、これも私の場合ですけれども、そばにいるときでもあまり役には立てなかった、妻の負担、育児の軽減をすることもできなかった、そういう反省もございます。誰かがそれを代わってくだされば、それでもいいのかもしれません。でも女性に偏りがちな子育ての負担を軽減するには、やはり配偶者であり、子供の父親である新人パパがより多く貢献すべき、そういうものであると考えるようになりました。産後パパ育休は、産後8週間のうち、4週間休みを取ることができます。最初は何もできなかった新人パパが、てきぱきと新生児の身の回りの世話ができるようになるよい機会にもなる、そして出産直後の新人ママの負担軽減にもなる、そしてそれ以降の子育てに関しても負担の役割分担をしながら、女性に偏りがちな育児の負担というものを軽減できるのではないかと、そういうふうを考えております。この制度ができてもう2年以上たつと思っておりますが、あまり広がりはないです。希望者が取れるという制度でございますので、希望しない方をどうこうすることもできません。ただせっかくできた制度、他の事業所に先駆けて市として取ったらどうだ、そういう話ならできるのではないかと、そういうふうにも考えております。まず、市の職員が積極的に利用して、利用してよかった、そういう話が広まれば、他の事業所にも広がりを見せるのではないかと、そういうふうを考えております。

そこで質問です。

産後パパ育休を市としてどのように考えておいでなのか、まずお答えをお願いいたします。

副議長（山崎 司） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

産後パパ育休、これは、本市では子の出生の日から50日間以内にする育児休業を呼んでおりますが、この産後パパ育休も含めまして育児休業は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援し、ワーク・ライフ・バランスの向上を図るとともに、男性による育児参加の促進でございますとか、女性職員の活躍促進をさらに進めるための方策として重要な施策の一つであると考えております。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） 重要な施策であるという認識をお持ちであるということで、質問を続けたいと考えております。

現在、子育ては女性の役目、そういうふうな考えを持っている方はいないと思っておりますが、長期間休みを取ってまで自分が付き添う必要はないと考えている人は、まだまだおいでるように思います。私の知人の中には、子供が小さいときは、自分は面倒は見られなかった、そういう話をされる方もおいでます。父親は大きくなってから子供に接して、そのことが父親の役目だと言い切った方もおいでます。奥さんが縁で苦笑いしていた、そんな記憶もございます。個別のことは個々いろいろあるかと思いますが、やはりまずは制度を利用させていただく、そういうことが必要だろうと考えております。制度を利用しやすい職場というのは、単に職場の仕事面だけではなく、意識改革も必要ではないか、そういうふうと考えております。決して強制しろ、そういう意味で質問をしているわけではございません。職場の意識改革を含めた制度を利用しやすい職場、そういう取組を考えていただくべきではないか、そういうふうと考えております。これについてお考えをお聞かせいただきたいと考えております。よろしく願います。

副議長（山崎 司） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

育児休暇が取りやすい職場ということでございますけれども、令和4年10月1日に地方公務員の育児休業等に関する法律等が一部改正されたことに併せまして、本市職員の育児休業等に関する条例等を昨年9月議会において改正をしております。この改正に併せまして、産後パパ育休について全職員に対し周知し、取得を促進しているところでございます。

また、取得を希望する職員から相談がある場合につきましては、制度の説明等を個別に対応するとともに、場合によっては、上司等に説明を行っております。職員が育休を取得することにより、業務に支障が出ると判断した場合には、会計年度任用職員の配置も検討しているところでございます。今後、このような取組を継続し、積極的な育休取得を支援していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） よく分かりました。取組が広がるまでには、まだまだ時間がかかる、そういうふうと考えております。これからも努力をしていただけるものと判断いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、上水道についてくくらせていただきました。

まず、お聞きしたいのは、水道料金が間違っていたとの話を市民の方から伺いました。金額の間違だけでなく、間違えたことに対して四万十市に対して大きな不信感を持たれているようで、いろんな方に話をされているようなことも伺いましたので、どんどん不信感が広

がっていくのではないかと、何かそんな心配もいたしました。間違いについては、人が行うことですので、注意していてもまれには起こる、そういうふうを考えています。間違いを絶対にしないとの目標を持つことよりも、間違えたときにどのような対応をするかが重要になると考えております。早期の対応、誠実な対応はもちろん必要ですが、時には責任ある者が直接市民宅に伺い話をする、そういうことも必要になってくると考えております。そんな中で、今回は早期の対応ができていなかったのではないかと考えております。いろいろと事情もあったと考えておりますけれども、そこらは短く、そしてできれば過去のことよりも、これからのことを中心にお答えをいただければと考えております。

副議長（山崎 司） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） お答えをいたします。

令和5年7月検針において、西土佐津野川地区で誤検針があり、対象の水道使用者及びご家族の方に大変ご心配をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

まず初めに、検針業務全体の流れについてご説明をさせていただきます。

検針は毎月11日から20日までの10日間で行うこととしており、検針初日の前日までに検針人に上下水道課まで検針に使用する携帯端末を取りに来てもらい、現地で検針を行い、検針結果を示す水道使用量のお知らせを各使用場所の、主にはポストに投函をいたします。ここで記載する使用量及び使用期間に応じた金額は、予定額としております。検針業務が終了後、上下水道課まで検針結果を入力した携帯端末を返却してもらい、検針最終日である20日から休日を除いた1日から2日後に全ての端末が返却され次第、水道料金システムにデータを取り込みます。取り込んだ内容の異常数値等の確認を行った上で、検針月の翌月10日頃に請求書の発送または口座振替の場合は、振替データの作成を行っております。基本的に検針データの確認が、実際の検針日から数日間空くこと、請求までに上下水道課で検針内容の確認をした上で翌月に請求することとしております。

続きまして、今回の誤検針の経過についてご説明をさせていただきます。

当該検針については、令和5年7月18日火曜日に実施をしております。6月の検針値が60<sup>m</sup>で、今回の検針値が実際のところは70<sup>m</sup>でありました。前回検針値との差10<sup>m</sup>が7月分の使用水量とすべきところを誤って今回の検針値を0<sup>m</sup>と入力をしてしまい、9,999<sup>m</sup>までしか測定できない量水器のため、検針用の携帯端末が今回の指針を1万<sup>m</sup>とみなしてしまいました。よって、1万<sup>m</sup>マイナス6月の検針値60<sup>m</sup>で差引き使用水量が9,940<sup>m</sup>、請求予定額が131万1,829円と誤った水道使用量のお知らせを水道使用者のポストに投函したものであります。今回の検針値70<sup>m</sup>と入力すべきところ、検針人は携帯端末に70<sup>m</sup>と入力したかもしれませんが、その7の部分が発振せず0だけ入力できたものではないかと思われます。いずれにしても携帯端末から打ち出された水道使用量のお知らせを確認すれば、入力ミスは防げたものであります。その後、検針日から3日後の7月21日金曜日に水道使用者のご親族から上下水道課に連絡があ

り、同日に西土佐支所の職員が現地のメーターを確認したところ、水道使用量のお知らせに記載されていた数値に誤りがあることが分かりました。ご親族には、現地で確認した旨と端末からの検針結果の取り込みが翌週の24日の月曜日になることを伝え、正式な修正内容のご報告はそれまで待っていただくことでした。そして、7月24日の月曜日に上下水道課へ返却のあった端末から料金システムに取り込んだ上で、誤検針を正式に確認をいたしました。同日中に、連絡をいただいた使用者のご親族に対しまして、誤ったお知らせによりご心配をおかけしてしまったことを謝罪いたしまして、正式な使用量10m<sup>3</sup>、請求予定額1,069円をお知らせし直し、その上で修正内容の了承を得たものでございます。

今後の再発防止策といたしましては、毎年年度初めに開催する検針人を対象とした業務説明会でも触れておりますが、改めて今回発生した事例について、検針業務の受託者であります水道工業協同組合及び全検針人、11人になりますが、周知を行い、検針値の入力後、お知らせに印字される水量、金額の数値を必ず確認した上で投函することを徹底いたしました。

また、上下水道課といたしましても、検針人からの報告や前月比である一定以上の数値になったものを抽出するなどして、料金の請求前に異常検針値の確認をしており、必要に応じて上下水道課職員で再検針を行うなどの対応をしております。誤りがあった場合は修正した上で請求を行っております。今回の誤検針分につきましても、請求前に修正を行ったものでございます。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） 精いっぱい対応をしている、そういうご答弁であったと思います。私が聞いたときには、市からは何もないというふうに聞いてしまいました。多分誤検針があって2日目ぐらいに私のところに連絡が入ったのではないかと思います。めったにないことのように、再発防止にも努められているということで納得をいたしました。

次の質問に移りたいと考えております。

続いては、検針手数料について質問をいたします。

現在、水道の検針手数料は1件79円と聞いております。昨年来の物価高騰による生活費の向上、それに加えて燃料費の高騰は、直接検針に関わる費用の上昇にもつながります。水道の検針をしていただいている多くの皆さんから、検針手数料の増額についての要望があることも聞いておりますし、物価高騰に対しては、物価スライド的に料金の改定もしくは検討が必要と考えております。

そこで質問です。

検針手数料の算定基準をなるべく分かりやすくお答えをいただきたいと思います。

副議長（山崎 司） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） まず、検針業務についてでございますが、令和5年度につきま

しては、四万十市水道工業協同組合に委託をしております、検針1件当たり79円となっております。

算定につきましては、四万十市水道事業等検針事務委託規定で単価を定めており、当初予算編成前に四万十市水道工業協同組合と協議を行い、双方合意の上で予算計上し、業務委託を行っているものでございます。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） 決め方については、お答えをいただきました。

私が知りたかったのは、そして算定基準と申し上げたのは、経費、人件費の計算などによってこの話合いに係る、今年で言えば1件79円が適正と判断するそのための幾つかの要素があるかと考えております。全てを言われても私も判断できませんけれども、何か分かりやすく、こういう状況というものがあれば、それもお聞かせいただきたいと考えております。何も無いのに79円という数字は出てこないであろうとそういうふうに考えておりますので、何かヒントをいただけたらと思います。

副議長（山崎 司） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） 検針1件当たり79円の単価の中に人件費が例えばどれくらい入っているか、積算する場合にどれだけ入っているかということは、はっきり言って79円の中に人件費が幾らということは積算しておりません。ただ他市町村の状況等を考慮しても、例えば幡多管内の他市町村の検針の単価と見比べても一番安いところが79円、一番高いところで100円ということになっております。ただ家と家との間が離れている、過疎化が進んでいるところは若干高いのかなというところはあります。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） 根拠についてはよく分かりませんでした。他の市町村の状況、一つだけただ話としては、家のつんでいるところは79円で、家の離れているところは100円のところもある、それを聞きますと、場所によって金額変更も必要ではないか、そういう疑問も浮かんでくるということになるわけですけども、どこがどれだけ距離があるか、これを基に算定基準を出すということも難しいであろうと思います。算定基準をなぜ私が聞いたかと言いますと、その中に燃料費の考慮が入っているのであれば、それによって物価スライドも検討していただけるのではないかと、そういうふうに考えたからでございます。その根拠が曖昧であるようにも思います。次の質問をせざるを得ませんけれども、やはり燃料費の高騰というのは、燃料を使って検針に行っている方がほとんどである以上、少なくともこれに対する金額変更、適正な金額は幾らなのか、これはやはり検討していただく必要がある。決して私が幾らにしると、そういう話をしているわけではなくて、要望は物価が上がれば、検針料も上がってしかる

べきではないか、そういう疑問、質問をお持ちの方もおいでますので、再度この件についてご答弁をいただければと思います。

副議長（山崎 司） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） 燃料費の高騰につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻や世界的な需要の回復などによる原油価格の高止まり、円安の影響などで、しばらくの間はガソリン代の高騰が続くことが予想されますが、長期的な変動については、見通しが難しいところでございます。燃料費高騰の検針業務単価への反映につきましては、あくまでも検針業務受託者の意見を考慮し、近隣市町村の状況等も見ながら、予算編成のたびに検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） 検針手数料については、これ以上の質問は控えたいと思います。よく話し合っ、次回よりよい検討に進めていただければと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

続いて、旧簡易水道の維持についてという質問をさせていただきます。

ずっと簡易水道だと思っておりましたが、今は簡易水道という呼び名さえなくなっていることに、私が勉強不足であったことを気づかされましたが、今回の質問は、自家発電設備を持たない水道についての質問でございます。以降は水道と言わせていただきたいと思います。

停電した場合の話でございますが、停電が長時間になることが予想される場合は、発電機を運んできて機能の維持を行う、そういうふう聞いております。ただ地域によっては、水道用のポンプの近くに災害用の発電機が設置されているところもでございます。災害用発電機で水道用ポンプを動かすことができれば、発電機を運ぶ必要もなく、また迅速な対応ができると考えております。

そこで質問です。

災害用発電機から水道用のポンプに電気を供給して水道の維持を行う、そういうお考えはないのか、お答えをお願いいたします。

副議長（山崎 司） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） 上下水道課で管理をしております水道施設は31施設あり、このうち旧簡易水道施設は20施設となっております。そのうち電力を必要とする施設は12施設となります。この12施設のうち、非常用電源設備が整備されている施設が1施設、未整備施設は大用、川登などの11施設になります。この11施設のうち、川登の1施設は、近隣の避難所である旧大川筋中学校に災害用発電機が設置されておりましたので、災害用発電機を所管している地震防災課に規格について確認を行ったところ、川登施設の取水ポンプ等に必要となる発電機規格が、13KV Aに対し災害用発電機の規格は9.8KV Aでしたので、現状での使用は不可能であ

ることが判明しました。

また、残り10施設についても、近隣の災害用発電機を活用できないか確認を行いました。ポンプ室近隣に災害用発電機を設置している施設はありませんでした。このため、旧簡易水道施設における停電発生時の市の対応といたしましては、まずは電力事業者への復旧見通しの確認を行った上で、必要に応じ給水車で応急給水活動を実施するほか、長期化する場合は、建設機械レンタル会社からリースによる発電機の設置や令和5年度から県より新たに創設された高知県災害時応急給水体制整備事業費補助金制度を活用し、令和6年度より非常用電源設備の整備を進める計画として、今後県へ要望を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） 答弁の中で、現状では新たに動かすことはできない、そういうご答弁であったであろうと考えております。私が本当に聞きたいのは、取水用のポンプのそばに災害用の発電機を設置する、もちろん水道用のポンプは上下水道課で、発電機は地震防災課の所管になろうと思うわけです。ただそれをトータルとして考えたときは、市民の安心をどう確保するか、そう考えたときに、発電機は避難所用の物ですよ、それでいいのかなと。つまり電気はあるけども水が止まってしまう避難所より、電気も水もある避難所のほうがいい。ただ現在設置されているポンプでは動かせないということでございますので、質問でもう一つだけ聞かせてほしいのは、これから先、ポンプというのは、30年、50年使えるものではないですし、発電機も同様であろうと考えております。これから将来に向けてどちらも更新の時期が来ると思うわけですが、そのときには水道用ポンプを動かせる災害用の発電機等は検討いただけないのか、その点についてお答えをお願いいたします。

副議長（山崎 司） 池田上下水道課長。

上下水道課長（池田哲也） 水道用のポンプを動かせる災害用の発電機の設置についてでございますが、やっぱり取水する場所と避難してくる場所のその距離の問題があると思います。通常、水道の取水施設から避難所については、数百m離れたところが多くございますので、そこを例えばリール、太鼓でつなぐとか、そういうのは適切じゃないのではないかと。例えば車で踏んでしまうとかというようなことがありますので、そこは近ければいいですが、その避難所との距離を考えて、また設置については考えていきたいと考えております。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） これ以上の答弁はいただけそうにないですが、災害用の発電機について上下水道課からお答えをいただけたとは思っておりませんでした。できない理由はいろいろあるかと思えます。話をしているのは、一つでも多くの水道用のポンプが災害用の発電機で動かせる、そういうことに取り組めないのかとそういうことでございます。これについてお答えがいただければ。

副議長（山崎 司） 遠近地震防災課長。

地震防災課長（遠近由幸） 避難所用の発電機の関係ですね、実際今避難所とか、そういったことをやる中で上下水道課と耐水用の貯水槽なんかは連携してやっているところもございますので、議員がおっしゃるとおり、災害用の発電機が近くの給水施設に対応できるようにしたら、そういうことも考えながら、更新のときには協力してやっていきたいと思っておりますけども、どうしても給水施設に電気を送ると、避難所の電力が減ってもいけませんので、そういった大きい規格のものを整備できるかどうかということも含めまして今後検討課題になるのじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） もう十分に答弁をいただいたということで、次へ移りたいと思っております。

次は、四万十市の市民表彰式、正式な名前はこれでよかったですと思いますが、四万十市の市民表彰式について、定期的な開催をするべきではないか、そういう質問でございます。

四万十市表彰条例によりますと、市勢振興に寄与し、または市民の模範と認められる行為があった者を表彰し、云々でございます。市内には、市民の模範となる行いを長期間行っている方が数多くおいでだと思います。全ての方を表彰することはできませんが、表彰される方というのは、同様の活動をされている方の代表のように私は考えております。20年ほど前になりますけれども、市民表彰の選考委員をさせていただいたことがあります。表彰式の後だったと思いますが、受賞された方が、自分の行ってきた地道な活動が多くの方に認められたことが本当にうれしい、これからも頑張っていきたいと涙ぐんでおっしゃっていたその顔が今も記憶に残っております。模範となる方の功績をたたえることは、同様の活動を続けている方の励みにもなり、後継者を育てることにもなる、そういうふうに私は考えております。そういった意味で、市民表彰は、四万十市にとって重要な行事であると考えております。定期的な開催、できれば毎年、諸事情により困難であれば隔年で開催することが望ましいと考えています。このことについてお考えをお聞かせください。

副議長（山崎 司） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

四万十市表彰条例に基づきまして、本市が行います表彰は、市勢の発展、産業の振興、文化の向上、その他市民の福祉の増進のため、多大な功労があった方でございますとか、市民の模範となるべき善行を行った方に対しまして市民表彰、功労表彰、善行表彰並びに市制施行周年記念表彰を行っているところでございます。

現在、3年から4年の間隔で実施しておりますして、市制施行記念式典などと併せて実施することもございます。一部を除いてではございますが、表彰条例に規定する条件に該当する者のうち、功績顕著な方に対して表彰を行うこととなっておりますして、表彰の判断基準としまして、実績でございますとか、年数については大変重要なものでございます。過去被推薦者につきま

して活動年数が短いため、表彰を見送ったこともございました。毎年もしくは隔年での開催となりますと、条件に該当する方が少数となり、一定数の推薦が難しくなるといった状況も懸念されます。このため、一定の期間を設けることによりまして、多方面より一定数の推薦が期待できることから、現在行っております3年から4年間隔での開催が望ましいものと考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） これ以上言って、急に毎年やりますという答弁が返ってくるとは考えておりません。ただ、少し市民の方から聞かれたとき、次はいつあるのか分からないと答えなければならない状況というのは、これは改善する必要があると考えております。もう既に次の開催を今年決めているということでもいいですし、もしくは3年ごとなら可能だと判断されるんなら、3年に一度日を決めて、これも定期的に行う方がいいのではないかとこのように考えます。地域で推薦したいという話も時折は聞かれます。やはりそこらあたり少し検討いただいて、次はいつ頃、それが分かるように開催の時期を決めていただければと考えております。この部分についてだけご答弁をお願いいたします。

副議長（山崎 司） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

今回の開催につきましては、令和7年度の市制施行20周年記念に合わせて実施する予定でございます。

それから、時期が明確じゃないというご質問でございましたけれども、今後におきましては、表彰式実施についての広報等でお知らせする際などにつきまして、今回の開催時期、こういったことにつきましてもお伝えできるように今後取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 廣瀬正明議員。

6番（廣瀬正明） 十分にお答えをいただきました。

今回の私の質問、ここまでにさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（山崎 司） 以上で廣瀬正明議員の質問を終わります。

14時5分まで休憩をいたします。

午後1時56分 休憩

午後2時5分 再開

副議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、上岡 正議員。

15番（上岡 正） それでは、お許しをいただきましたので、38回目の一般質問をいたしま

す。

通告は、鳥谷議員は1個でしたが、私は2個でございます。順番を替えさせていただきます。2番目の質問から入りたいと思います。

6月議会に、県下一高いごみ袋代を、市長下げてくださいという質問をいたしました。市長からる答弁をいただきました。その答弁をよく読んでみますと、どうも私と市長の考えが違うということが分かりました。県下一高く1枚60円ですが、大袋は。私は単価にこだわっとるわけじゃないんですが、50円がええとか45円がええとか。県下一高いというのは、どうも移住者に対しても市民に対してもよくないと。市長の政治的なカラーについてもよくないんじゃないかとそういう思いがあって質問をしよるわけです。それも高知新聞でいつかトップで1面で一番高いということが報道されました。その報道を見た県内からの移住者も、四万十市はよいよ水道代はあまり高くないが、ごみ袋代は高いと、こうなるとあまりよくないという思いで質問しました。

市長の答弁の中で、市長の趣旨は、全国で四万十市より高いところがあると。一番高いのは200円のところもあると。3倍になったところもあると。そして市長の政策としては、生ごみを堆肥化してごみを少なくしたら、ごみ袋も少なくて済むわけです。そういうことでの考えのようなご答弁をいただきました。

そこでお聞きします。

全国で3倍になった地域があるというご答弁がありました。一番高い200円は北海道のえりも町だということは質問の後に市長から教えていただきまして分かっているが、3倍になった地域はどこでしょうか。

副議長（山崎 司） 中平市長。

市長（中平正宏） まず、令和5年6月議会の私の答弁でございますけれども、今地域によったらごみ袋を3倍にするとか、あるいは1袋200円で売るといようなところも出ていますよでございますとお答えをいたしました。その答弁の趣旨につきましては、ごみ袋の料金は、ごみ減量化の取組を進めていく中で考えていくべきことであり、大きな行政課題の一つであるごみの減量化は、各自治体に様々な課題がある中で試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいることの一例を挙げたものでございます。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 一例でしたら、どこですか、3倍に上げた市はどこですか。

副議長（山崎 司） 中平市長。

市長（中平正宏） そのことにつきましては、当時は覚えておりましたけれども、今は記憶にございません。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 答弁した市長が覚えていなかったら、私のほうからお教えすると言った

ら語弊があるかもしれませんが、愛知県の瀬戸市でございます。人口12万8,000人の市でございます。市長が答えたときには、3倍弱になってます。私、答弁になってないと思うんです。3倍弱になったことは合うとんです。そこは1袋18円やったんです。それが50円になったんです。うちより安いんです、3倍上がっても。何ら答弁になってない、整合性がないご答弁をいただきました。そこは、市長、何回もNHKの全国版のニュースにもなっております。もうインターネットでは、何枚も出ます。市長が答えた6月議会のときは、確かに18円から50円になる条例が、前の年の3月議会に可決しております。

しかし、4月に新しい市長さんがごみ袋を元に戻すという公約を上げて、条例を守るという相手候補自公の候補者に、ごみ袋を戻すという公約をした方が勝たれて市長になった。そして市長が答えてる最中の今年の6月議会に、元にも戻ったんです、18円に。そういうことですが、事実は。市長それを感じて、18円を50円に上げた条例の中身も知らなくてそういうご答弁したんですか、お聞かせください。

副議長（山崎 司） 中平市長。

市長（中平正宏） 18円を50円に3倍弱に上げたそういう自治体もあるという確かに私はご答弁をいたしました。その中で、今ほど言われましたけれども、例えば選挙で公約の中で元にも戻たという話もお聞きをいたしました。あと2年以内には、確実に市長選挙がありますので、そのときにごみの無料化、もしくは安くするのを公約で選挙をやる人が出てきたらよいのではないかなと今思っております。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 私はそんなことを言ってるんじゃないです。市長にもう一つお聞きします、6月議会の答弁の中での。先ほど私が冒頭に触れましたように、生ごみをコンポストを使って堆肥化して減らそうじゃないかというご答弁もいただきました。私はそのことについては賛成でございますが、前市長はコンポスト3年ほど補助を出してうちは実施しました。市長の前の市長さんである田中 全市長のときに、平成24年から市長3年目のときに新しい政策としてコンポストの補助金をつけました。そして田中 全市長と中平市長が選挙して、中平市長が初陣を飾ったわけです。飾ったのは平成25年5月から、そしたら中平市長は、1回だけコンポストの予算をつけて、2回目の予算をつけるときは、中平市長がコンポストの予算を切ったんです、あなたが。切っちゃって、そのときはだんだん平成24年には39件あったと、26年には19件になったからという担当課の答弁もありますが、中平市長自身が切っちゃって、今度はごみ袋を下げるという質問には、そういう考えもあると。私は使い分けを市長がしよんじゃないか、答弁のたんびにと。自分が切っちゃって、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

副議長（山崎 司） 中平市長。

市長（中平正宏） 私は、ごみの減量化の一つの例えとして言ったつもりでありまして、コンポストを導入するといったような記憶はございません。そのほかにも四万十市の中では、例

えば生ごみを電気で分解をしてやると、そういう事業も結構やっておりましたので、今までかなり多くのことに取り組んでいるのではないかなと考えているところでございます。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） そういうつもりで言うたつもりはないと言うたけど、私はやっぱり整合性がないと思うんです。答弁では、自分が切っちゃって、それも一つの方法やとかという答弁の仕方をしてます。6月議会で市長が答弁して意見が合うてない。しかし、やはり6月議会で担当課のほうからは、生ごみ等含めてごみが、ごみ袋代が安いところは、ゼロのところはごみが増えるかと一人頭の、それから高いところは量が少なくなるかという因果関係は、私はあまりないよう気がします。確かに平均的には安いほうが少し多くなる可能性も理屈的にはないわけではありません。その証拠が、担当課からも6月議会で、南国市が45円から30円に下げたと。しかしながら、下げた1年目は量が減ったという答弁もある。それから考えると、要は県下一高い、幡多郡でも一番高い、人口は高知市に次いで南国市、うちと3番目、そういうことで一人頭のごみの税金の使い方は、やはり県下では高いほうではないんです、県下では。そういう意味から含めても、袋代が一番高いということには、私はやはり市民も大部分の市民、半分以上の市民がおかしいと思っていると思います。私が問うた中では、そのような市民が多かったわけでございます。私は、そういうことを考えても、市長は先ほどの答弁の中でも、次の選挙で問うたらええと、次の選挙まで2年ありますので、やはり市長が常に言われるように、行政はスピードがなくちゃいかんと、こういう話で、2年待って、次の市長選まで待てやと、こういうことにはならんと思います。私が今言うたように、大部分の市民は、10円でも安くしてくれと。10円安くすると、6月議会の担当課長の話では1,000万円ほど入が減るということですが、後ほどそのことにも触れたいと思いますが、1,000万円です。プール一つ壊したら960万円、中学校から小学いうたら540万円ですから、それ足したぐらいの金です。プールも小学校上がってももう使えんがですけど、みだしちょうけん。そのことも配慮しながら、私は市民のためにもう一度料金のことを次の市長選まで待たんと、今市長ですのでひとつ、下げていただくような検討はしていただけないでしょうか。というのも、私5回目です、この質問。審議会にも1年かけざったから、かけるという前の課長さんのときに、審議会、料金、審議会まで出ちゃった問題です。県下一高いのも、私は名誉なことやないと。議員としても名誉なことやない。執行権を任された市長にとっても名誉なことやないと私はそのように思っておりますので、どうか市長の考えをもう一度、料金を少しでも下げていただきたいという質問でございますので、よろしく申し上げます。

副議長（山崎 司） 中平市長。

市長（中平正宏） 確かに高知県下でも、例えば高知市は無料やったと思います。四万十市が確かに60円で高知県一高いわけでありましてけれども、私はもしするのであれば、高知市と同じように無料にしたらええのやないかなと。中途半端に5円とか10円下げるといようなこと

をするよりも、しっかりとやっぱりそこは政策の中でやったらええのではないかなと思いますので、私の任期中に5円とか10円とかそういう形で下げるつもりはありませんし、また委員会のほうの提案もいただいておりますし、もしこれを下げるとするのであれば、議員提案の中でやれば、それはできるのではないかなとは思いますが。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） よく分かりました。

市長、時々面白い答弁をします。5円や10円、例えば15円、60円の3分の1の20円と下げることは、そんなけちくさいことやなしに高知市みたいに0円、0円のところはいっぱいあるんです。岐阜市、今の18円から3倍に上がった近く愛知県の、津市県庁所在地です。0円のところはいっぱいあるんです。0円からいうと60倍ですかということは私は言いませんけど、何がいいのかというのは、なかなか方程式がありません。私は0円がええとは思っておりません。高知市の岡崎市長も、度々議会会派のほうに何とか上げれんろうかという相談は、私の友達の議員のところに、中々政治的な配慮があり、市民の抵抗もあり、上げれんのが事実なんです。市長自らは0円はよくないと思ってるんですね、岡崎市長は。しかし、そういう事情で上げれないと。市長、本当に0円がええというふうにしての答弁ですか、もう一度お答えください。

副議長（山崎 司） 中平市長。

市長（中平正宏） 私は、ただより悪いものはないと思っております。それは一つの例えとして言いましたので、もしごみの安うにするというのであれば、究極は0円やないかという形で申し上げさせていただきました。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 私は先ほどから午前中の質問を聞いても、四万十市の公共補助の仕方、例えば前田議員が耐震性の補助92万円、ちょっと数字は忘れましたが、黒潮町は120何万円と、幡多の中でも一番補助が安いと、こういう話、また午前中、先ほど元会派が一緒だった廣瀬議員が、検針人のお金を問いました、上げるべきやないかと。それも幡多では一番安い。払うもんが一番安くて、売るものは一番高いと。あまりゼロがよければ、自分のおるときにゼロにしてくださいや、市民喜ぶますよ。議員提案も言われますけど、それは当然条例事項ですので、あります。しかし、執行権を持ってませんので、契約等その裏にはいろいろありまして、なかなか議員提案で出せる話でもないようなことでありますので、私は執行権の市長に5回目問いよんです。時間もないなりますので、そこら辺において、市長は次の選挙に委ねたいということですので、そういう理解の下で、大変不満な答弁でございますが、次の質問に移りたいと思います。

次は、42分残っておりますので、質問をしたいと思っております。

大学誘致の失敗について、私は市長の責任はどうかと、こういうことを検証を兼ねて主なテーマで今回は質問をしたいと思っております。

私は、市長にやはり責任を取るべきやという質問を何回もしました。市長は、その都度繰り返すように、政治家の責任はきっぱり辞めるか、もう一つは仕事で取り返すか、この2つです。私は仕事で取り返すという答弁を繰り返しているわけですが、市長覚えてますか。市長が3期目に当選した、今から2年ちょっと前になるでしょうか、お互い同じ人から濃厚接触者になって、名前は控えますけど、その方も選挙に出る方ですから、控えますが、私は2週間、市長は11日間か12日間だったと思います。家から一步も出れない状態がありました。そのときに、早く濃厚接触者になりましたので、この付近でも。また、市長という立場、私も議員という立場で報道もされました。それから市長は記者会見も行いました。いろいろと役所にも苦情の電話がかなりかかってきました。そのときも市長は、同じように仕事で責任を取ると、2年ちょっと前です。そういうふうに答えられました。私も問いました。私は仕事で取るとか辞めるとかという問題じゃないと。しかし、けじめとしてそのときは、1か月でも2か月でも10%ぐらいの減給をすべきじゃないろうかと思って私は問うたわけですけど、そういう答えでした。そのときに市長の答弁の中で、そういうことがやりぬくかったのは、ほかの方も役所の関係者でしたので、処分をせないかんと。自らせないかん立場になるからということも議事録に残ってますが、私はその2つの同じような責任の取り方、市長は2年半前に、仕事で責任を取ると。その後大学の失敗、私は仕事で取ってない、また輪をかけて大きくなったと。私は2回使うのは、ちょっといかなもんかと、まず冒頭そのことを指摘しておきます。

詳細に質問の核心に、本題に入りますが、京都看護大学に約3億2,000万円補助金を出したと。昨日の川淵議員の質問では、弁護士に今相談して書類を持っていったが不備やと。10月ぐらいに再度持って行って弁護士さんと相談すると、こういうところまでは取り持つためにはしとんです、そういうことになってる。私は、今までの弁護士には相談しようが、執行部の答弁を聞いてみますと、解説してみると、非常に通りにくいと思っております。なぜ通りにくいのか。昨日川淵議員が、8月23日に文科省から申請の手直しがあったと。市が知ったのは、昨年次の日8月24日でしたと、そういうご答弁がありました。市長はそのときに、8月24日そのときには、6月議会では8月の末に認可が下りるんだと。今度9月議会では10月の末だと、こういうふうな延び延びしよったときに、8月23日に文科省から大学側に手直しがあったと、ほんで24日に知ったと、こういうときには、少しも文科省の認可について、ひょっとしたらという心の隅にでもなったでしょうか、そのことをまずお答えください。

副議長（山崎 司） 中平市長。

市長（中平正宏） この認可につきましては、議員もご存じのように、元文科省のOBの方が育英館のほうに入りまして、その育英館の職員の方が、2年前から四万十市に常駐をし、そして中で文科省といろんなやり取りをして資料も集めて進めておりました。特にその中では、例えば稚内あるいは苫小牧の大学を変更したのもその方がやったようにお聞きをいたしておりますし、また1年前には、次期学長候補の方が来て、高知県内の実習病院とか、あるいはそれ

らも全て高知県内で賄えたという話の報告も受けておりましたし、また同時に、教授あるいは講師等についても全てできたということを知っておりましたので、自分といたしましては、当初は8月に認可で下りるであろうという思いをしておりましたけれども、呼ばれたときに補正の資料を出さないといけないという話をいただきましたので、補正の資料を出してそれで確定だろうと思っておりましたので、私としては、認可にならないという想定は全くしておりませんでした。認可にならない理由につきましても、長期的に安定的に学生の確保が認められるという具体的な説明がないという理由でありましたので、確かに自分としては、大変疑問にも思ったところでございます。例えば、長期的に安定的にと言われますと、地方のほうは何もできませんので、果たしてそんな理由があるのかなという思いがありましたけれども、四万十市が認可申請をしたわけではございませんので、文科省に確認をすることはできませんでしたけれども、私としては、当時は認可にならないという想定は全くしておりませんでした。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 想定してなかったら想定しないで言ってもらったらいいんですが、私は、やはりその時点のときに、中学校を建てる、地方創生事業のうちから出した計画書、11名四万十市から入るんだという計画書にも何度もそれはおかしいと、その計画書が、そんな11人入るわけがない。なぜ入るわけないんだと、中村高校と幡多農校の生徒の5年間の平均が8.5人しか行きよらんと、4年制の大学に、公立、私立含めて。そういうなか11人行くわけがないと。私は市長でありませんけど、この4月に本当は開校しとんです。11人、2年間入ったら、任期を1年残して私は辞めますよとこの議場ではっきり言ってます。しかし、入らんことが分かりませんでした。その結果、私は辞めんち構んになりましたが、私はそのときも開校すると思うとったんですよ、私自身も。しかし、8月のこの段階のときに、私は怪しいと、半分半分やねと。私の知り合い、議員仲間にも言っておりました、半分半分やと。

そこでお聞きします。

約3億2,000万円、大学に払いました。補助金として払いました。そこで再度担当課長にお聞きします。当時は企画課の推進室でしたが、副参事のほうにこの補助金の支払いをしたと、2回。それは補助要綱に違反しちゃうんじゃないですかと質問しました。当時の副参事は、違反しちゃうと思いますと、思いですからいろいろあるんです、解釈によっては。私は補助要綱に認可もないのに、出したのは違反やと、要綱ももらって持ってますけど。そのことについて確認しときます。今はどう思ってますか。

副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） それではお答えします。

当補助金の関係規定であります京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金交付要綱第5条に規定しております交付の条件につきましては、最終的に補助金額を確定する際の条件でございまして、概算払いを行う際に適用するものではございません。したがって、補助金の概

算払いにつきましては、要綱に違反するものではないと判断してます。

以上です。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） それがそういうご回答ですが、まずほしたら、補助金の流れを復習しときたいと思います。

補助金額は3億1,870万9,919円です。それを2回にわたって払ってます。1回目は支払い日、令和4年4月21日7,292万5,919円です。2回目、これが問題です。今概算払いと言いましたが、2回目2億4,578万4,000円、それは補助金額の全てで、このほかに大学に払ったものはありません。普通日本語では、全て払ったら概算とは言いません。全て払って、概算や概算や、概算やけん問題ないんだと、こういう執行部の今までの答弁ですが、全て満額払って概算ということはない。それから、8月25日に払ったというのが、私はいかがなものかと。私は、8月23日に文科省から再提出を修正をかけられた次の日です。知った次の日に払っとる、こうなってます。そのことも大変問題と。しかし、それは工期はいつやったのかと。8月25日に払っとんですよ。工期は、終わりは10月6日、そして最終的にはこのことも以前の議会で言いましたが、業者にそのうちの2億3,969万円を地元の尾上工務店さんに払ったのは、その年の11月30日、全て補助金を出してしもうた後の3か月後に払うとんです。

そこでお聞きします。事務方でも結構です。なぜ25日に払わないかざったのか。仕事は済んでない。最終的に検査をして実績報告書も出てない、5条に書いとるのに何も出てない。そのときになぜ払わないかだったのか。工期も来てない、私はそこに何らかの不思議な臭いがします。なぜ払わないかだったのか。実際は、うちが最終的に引き取ったというよりか、大学がやりましたので、令和5年3月に現場で確認したと、でき上がっちゃうことをという資料を企画からいただいたんです。これは書きちよるとおり読み上げましたので、間違っていないと、過去もそのように質問で言われました。その一連の流れを見ても、市長、仕事で責任を取った結果がこれですか。2年半前、5月に、仕事ですと。また、このときの責任を私が問いました、仕事ですと。これが結果的には、これは補助金です。もう一つ地方創生の事業で中学校も5億5,000万円で受けらして、合わせてですけど、これも3億2,000万円の補助金も含めてですけど7億6,000万円、全て駄目になったとは言いませんよ、あと新品のものもできてますので。全て駄目になったとは言いませんが、今後利用の委員会もつくって一生懸命やりようことも知ってます。分かってます。

しかし、市長、7億6,000万円のお金というのは、市民3万3,000人が税金みんなが払う、赤ちゃんは払いませんけど、市税の何%に当たると思ってますか。私ちょっと計算しました。約22%です。うちの一般会計で言んですけど、36億円ぐらいなんです。その7億6,000万円22%、補助金だけでも3億2,000万円は8.8%、ほしたら36億円というたら、1人が大体、赤ちゃんから3億3,000万円を割ったら11万円ぐらい市に税金払いよるんです、平均すると。固

定資産税、市民税、たばこ、入浴等税も含めて11万円払いよる、一人頭。その22%ですよ、このあれが。とてもお金で換算したら、市長がスーパーマンでも仕事では返せません。3億2,000万円、8.8%だって、このことを半額でも取り戻すなら、それは一生懸命やったという結果が出るかもしれませんけど、そんなお金です。36億円のうちの税金、いろいろ国からはいるんなことがありますから、それで決算でも250億円以上の仕事ができよんです。22%ですから、このお金、あと50億円まだ足しても財政は大丈夫やと、こうなる話なんです。市長、私が今説明せんでも分かり切った話ですので十分ですが、それでも仕事で責任を取ると今でも思っていますか。

副議長（山崎 司） 中平市長。

市長（中平正宏） 先ほどから補助金の3億円とかあと大学の旧中学校の改修費約5億円やったですか、それを言われるわけでありましてけれども、例えば補助金の3億円の中には、設計費とあと中医学研究所を使えるようにしたというのが入っておりますし、特に中医学研究所につきましては、議員もご承知のように、旧中村市時代、平成14年か15年か忘れましたが、そのときオープンして、5年足らずで閉鎖をいたしました。この後全く十何年間使ってなかった施設でございますので、それに命をもう一回吹き込もうとしたことでございますので、私は全くそれが全て捨て銭になったのであれば、当然議員が申されますように、私の責任は大きいものがあると思いますけれども、当然これは、その後のいかにして活用するか、それにかかっていると思いますので、どうかしてそれを活用したいという思いでございますので、よろしく願います。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 私も冒頭、そのこと全て3億2,000万円がいかなかったとは思ってません。ぴかぴかになってますので、使い道によっては2億円ぐらい復活するんじゃないだろうかという思いはしてます。ただ中学校の場合、途中でやめました。中学校の場合、途中でやめた。あの工事、大体5億5,000万円ぐらいの予定の事業でした。しかし、やめて、賠償金も2,000万円払って、今度同じように、例えば小学校にするなり中学校にするなりすると、5億5,000万円やなくて6億5,000万円、1億円よけ要るんです、逆に言うたら。途中でやめましたから。そのことも市長も理解できると思いますが、私は、使いようによっては7億6,000万円、プールなんかゼロになってますので。小学校においても500万円近い490万円の中学校バージョンで作ったもんは、あまり使えんと思うんです。下田小学校にある中学校バージョンです。それから、蕨岡に持っていった、大学が備品に要するというて、今それでまた持ってもんちょうけど、40万円も飛んだんです。いろんな無駄金が出とるんです。今も言うように職員も2人つけて、3年間管理職もつけて、それをもろもろ言うと、失敗作が市民のお金でどればあとは言いませんけど、あるということだけは市長に肝に銘じておっていただきたいと思っております。

そこで、ちょっと本題に入ります。中学校の工事を中止しました。どういうことで中止した

かということ、認可が下りなかったから中止したんですが、どういう役所のルールで、誰が中止を決めて、どうしたのか。というのは、中止を決めてから議会にも報告がありました。決めたのは11月初めだと思います。10月の終わりの記者会見でやめて、すぐ決めたんですから。

しかし、次の年の2月24日まで材料がどんどん入ってきたと、1億円以上の材料が入ってきたと。だから、材料がそればあ入ってくるがやったら、全部やらせて済ませたほうがよかったとも思ったりもします。だから誰が決めてどういう命令を出して何に基づいて、そのことについてご答弁願います。

副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 工事の中断等に伴います市の対応ですけれども、大学誘致断念に伴いまして、以後の工事の取扱い等について検討する必要が生じたわけでございますけれども、庁内で必要に応じて、メンバーそれぞれ違いますけれども、協議を経まして、市長の決裁が必要であるものは市長の決裁を受けた後、対応に基づいて処理をしております。

なお、工事の一部中止につきましては、市長の決裁の下、中止の通知等を行っているところでございます。その後のいろいろ取扱いにつきましても、担当課と密に話し合いを持ちまして、また庁内の意見交換会というもの、これは市長も入って行いましたけれども、そういったことも通じまして、資材の取扱いとか追加工事等の内容についても協議検討を行ってきたところでございます。

以上です。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 中止決定は市長の決裁を取ったと。決裁日はいつでしょうか。小休してくれ。

副議長（山崎 司） 小休にいたします。

午後2時46分 小休

午後2時47分 正会

副議長（山崎 司） 正会にいたします。

上岡 正議員。

15番（上岡 正） 今手元がないようですので、それは恐らく記者会見してあったから11月の初めだと思うんです、決裁取ったのは。そういうふうに思って質問を続けます。

それでは、工事が中止になったと。それは契約上、どういうことかと、財政課長が契約担当の課長ですので、その決裁が中止になったと、中止になったにもかかわらず、どんどんどんどん品物は2月まで入ってきたと。10月の終わりに決裁になっとるかもしれんし、11月の初めかもしれん、決裁日が分かりませんので、ずっと入ってきた。中止というのはどういうことなのか、契約上。担当課長にお聞きします。契約書にはちゃんと書いてます。

副議長（山崎 司） 竹田財政課長。

財政課長（竹田哲也） すみません、ちょっと私も今契約書持っておりませんので、把握し兼ねます。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 私は、事業課におりましたので、災害工事、改良工事を中心に500ほどの施行伺いを書きました。それぞれの金額によって市長決裁のときもあるし課長決裁のときもあるし財政課長決裁のときもありました。中止した工事もあります。中止したら中止です。一切材料も入れません。今回の対応と随分違うと。川淵議員も昨日の質問で、いろいろと違いを言っておりました。私はこんな例は聞いたことがない。特別扱いやと、この仕事は。というのは、国庫の補助の決定も来てないのに入札をする。内示も来てない。ましてや内示も来てないのに議長に頼んで先議をする。その結果、工事は進むわけですので、たまたま議会中に来たんですけど。ほやけん私は、入札も国庫の事業で、県の補助事業でもいいんですが、内示もしくは決定されてないのに入札したことがありますか、財政課長にお聞きします。

私が担当の課長に聞いたときには、ありませんと答えられましたが、財政課長に議場で聞きたいと思います。どうぞお答えください。

副議長（山崎 司） 竹田財政課長。

財政課長（竹田哲也） その質問については、たしか一般質問の中でも私もお答えしたと思います。基本的には、交付決定あるいは内示を受けてから入札に入というのが通常であるというふうにお答えしたと思います。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 課長、通常のことを聞きよるんじゃない。うちはこのほかにあったかなかったか、ないと私は思ってますが、そういうふうに調べた結果出てますが、通常のことやなくて、通常はそうなんですよ、課長が言うたとおり。これ以外にあったかなかったかということを質問しよりますから、どうだったですかとお答えください。

副議長（山崎 司） 竹田財政課長。

財政課長（竹田哲也） 私も全ての工事まで確認しておりませんが、私の知ってる限りではないのではないかと思います。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 本当にこれ異常なんです。安倍一強のときに、私はこの話も取り上げましたけど、森友学園、悪いもんは森友学園のあの夫婦が補助金の詐欺をして、あの人らが悪くて、お友達の奥さんは何でもないと。そこにお付きの公務員の女の方はどこへ、私もそんなに表舞台からは姿を消したと。それは忖度したんです。当時、市長がトップダウンを認めて、私もそう言いよう中での政策だった。どうも議会の執行部のそれぞれの担当の皆さんが、過去に例がない入札をしたんです。それはなぜできたかと。市長のトップダウンの政策であったから、みんなが忖度したんじゃないかと、私はそのように疑っております。そのことがこう

いう結果を生み出して、先ほども言いましたが7億6,000万円、一人頭11万円、20%でも2万2,000円、22%ですから2万4,000円何がし、赤ちゃんからお年寄りまで、そういう市民のお金が投入されたんです。それは全部とは言いません。先ほど私も認めちょうように、後で使えるもんもありますので。しかし、市長、そういうことを踏まえて、市長は極端だから辞めるか仕事するか2つしかない。あるんですよ、選択は。一般の人はいろんなことを知ってます。ボーナスを全て返還になった人もおります。この間も高知県のどっか職員が万引きしたことによって減給した長もおります。いろんな方がおります。2つじゃないんです。少なくとも仕事というのは、評価によっていろいろ分かります、市民も。なかなか物差しで測れません。そういう中で、私は辞める必要もないと思います。ないが、少なくとも半年のボーナスを返上するか、20%3か月やるか、それは市長の腹ですので、私はそういうことでけじめをつけて、残りの任期を一生懸命これのあれにしてもらいたいがです。どうですか、2つに一つじゃないんです、責任の取り方は。どうですか、再度お伺いします。

副議長（山崎 司） 中平市長。

市長（中平正宏） 私が責任の取り方と言いましたのは、例えば酒を飲んで人をたたいたとか、あるいは何かあったとか、あるいはパワハラ、セクハラ、その場合には、もう無条件退場であろうと思います。ただこういう仕事の中で失敗をしたことにつきましては、これはチャレンジの結果、こういう形でございますので、私は、中医学研究所そして旧下田中学校の跡地活用がしっかりとできなかつたときには、当然私の責任問題は出てくるとは思いますけれども、今その検討委員会をつくってやってる最中でございますので、今の段階でそういう形は考えておりません。

そしてもう一つ、先ほど議員が申されましたけれども、私も以前給料カットを何回かやらせていただきました。そのときには、休みの日に高知へ行って、たしか職員がちょうど梶原町と一緒にいたと思いますけれども、そのときに何でそこまでせんといけんがぞという正直な思いがありました。公務中にやったのであれば、当然上司である私の責任でもございますけれども、休みの日に行ったときに、そこまで責任を取れということであれば、首長でやれるものはおりませんし、例えば今回、教育問題のいろんな形が出ておりますけれども、土佐清水市、あと高知県かな、そういう形につきましても、全てその上司の責任問題になろうと思いますので、一定そこらは分けて考える必要があるのではないかなと思うのが自分の考え方でございます。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 私も市長の答弁、一定理解はできるんです。

しかし、そうでもないです。市長の話というのは、そのときのあれによって、過去の、例えば日曜日やったからうちの場合は、いやいや、市長はそういう今言いました。ほやけんそこまで責任はどうかと思うというふうに、いやいや今も言われました。私も誰かが飲酒運転だと、部下が、誰でもええんですけんど、よく取られますけんど、なかなか5時過ぎて勤務時間やな

いときに、私はそこまでの責任が市長には、私も実は部下が飲酒運転して逃げた、警察を振り切って。逃げて片一方は大けがしたと、死ぬるばあの。南小学校の上向いて突っ込んだと。私のちょうど部下やった。運転手は幸い、うちの部下はすぐ辞めましたけど、けがしてなかったと。脊髄傷めて、同乗者が。すごいけがでした。当然市長から管理責任を問われて、私は。処分を受けたんです。市長や副市長やなかったですけど、一緒に市長、副市長と澤田五十六さん前々市長に受けました。だからいろんな考えが、そのときそのときで、この部分は上の責任というのはいろいろあります。どっかでもありましたけど、うちの中でも上司の判を勝手について、使われた上司は叱られました、処分受けました、嚴重注意をとということもあったりします、中では。それは私と非常に仲のいい後輩の退職した職員ですけど、だからいろんな責任の取り方があると思います、考え方が。市民にもいろいろあるんです、市長。市長の考えは分かりましたけど、市民の代表で市民から負託を受けて市長になりました、3期。そのときに自分の考えはこうやけんということをあまり言うと、やはり市民から、まだ任期もありますし、4期目もやられるかもしれません。岡崎市長は6期目もやりますので、立候補します。だから、やはりこちら辺でもう一回問います。私ははじめをつけたほうがいいと。さっきから言うように、仕事ではなかなか分からないと市民にも、という思いがあって、このことについては、ここで市長が何か少しでも答えてくれると、もう責任取れと言いませんが、どうでしょうか。もう一回聞きます。

副議長（山崎 司） 中平市長。

市長（中平正宏） 先ほどご答弁申し上げましたように、旧中医学研究所とそして下田中学校につきまして、しっかりとした跡地活用ができなければ、当然そのときには私は責任を取らざるつもりでございます。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 市長、その答弁は4期目立候補するということでしょうか。きっちり言うたら、市長の任期中に決まらんがですよ、今の工程表では。決まらんにきっちりはやれんがです。それをやるがやったら、もう一期出てやるというがやったら、理屈分かります。あと一年半なんです。決まらんがです。もし出んかったら、その予算さえ新しい市長、誰かになりますのでつけにくいんですね、辞める市長は。そういうときにその答弁は、私がいつも言うように整合性が合わんです。理屈が合うてない。ナンセンスな答弁に聞こえるんです。それまで合わんですから、今回の議会の説明でも工程表と合わんです。できない、今期中には。ということで、私はそのことを指摘して、意見が合いませんので、12月議会にもこのことを問うようにします。

私は、今回何人かの市民の方も傍聴に来ております。大学誘致については、大変残念でたまりません。それは私は当初から反対したものではありません。賛成をとりました。この最後の4年の当初予算から10億円超えるということから反対をし始めました。6月には超えること

が確定して、市長には大変失礼ではありましたが、問責を出しました。そしてずっとこの間、質問もしましたが、やはり市長は、今回認可がいただけなかった、永久的に子供が入らんという文科省の決定にご不満なようですけど、私は初めから、2年半前から生徒が集まらんのかな、非常に厳しいという指摘は、この議会の中では何回もしました。

しかし、議員の私よりか、京都看護大学の理事長のことを心から信じとったというふうにも市長は答えられました。しかし市長、責任は造るのはうちで、この結果アウトになったのは、大学のせいやというふうに市長はずっと答弁の中でそのように言ってます。私はそうでもないと思うんです。補助事業でうちからも行かさないかん、11人。ましてや市長は、補助金も出すわけですので、執行するんで、当然執行者は、一番私の心配する生徒が集まるかどうかということは任して間違いないろうと、文科省にも行ってた人やったと、来ちよった人は。私は、やっぱりそこは法人が行いよる3つの4年制大学、本校は定員割れではないんで、北海道の2校は定員の半分も入ってないという現実がある法人です。そのことを四国の端で、今市長知ってますか。もう一言、市長の認識を問いたいと思いますが、今年、600ある私立大学で、定員割れはおよそどれくらいと思ってますか、教えてください。

副議長（山崎 司） 中平市長。

市長（中平正宏） 今急に言われましたので、確実な数字は分かりませんが、かなりの学校が定員割れをしているのではないかなと思います。

そして、先ほど京都看護大学のお話が出ましたので、実は先般、京都看護大学の理事長から私のほうにメールが入りまして、と申しますのは、京都看護大学で博士課程の認可が文科省から下りて、やっとこれで京都看護大学が完成をしたということでした。そういう形でございますので、私は今でも何でこれが認可にならなかったのかというのは不思議でたまらなわけですが、これだけはもう過去のことですので、どうしようもありません。

副議長（山崎 司） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 定員割れというのは、どこの新聞もトップで出よんです。もう50%を大きく上回っとなんです。半数以上の大学が定員割れなんです。そういう時代ですので、私も何回も言いましたけど、特に北海道、中四国、九州、田舎ほどの大学、私の大学も校名も変わってきます。下田中学校がなくなると、卒業生もある。私は大学の校名が変わっただけでも非常に寂しい思いがするんです。

また、改めて教育委員会のほうにはご質問をさせていただきますが、私は、やはり地域の思いだとか、文化だとか、ただ統合に反対のもんではありません、教育環境の上からも。しかし、その思いというものは、酌んでやらなならんと。私は政治家として議員バッジをつけてここでしゃべらせてもらいますが、その思いはぜひとも執行する皆さんには、市民の思いを酌んでいただいての温かい行政執行に努めていただきたい。心からお願いして、私の一般質問を終わります。

副議長（山崎 司） 以上で上岡 正議員の質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩をいたします。

午後3時5分 休憩

午後3時20分 再開

副議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、川村真生議員。

2番（川村真生） 新風クラブの川村真生でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は夏休みの長期期間中であるとか、そういった夏場で遊ぶ関係上、様々なご意見をいただきまして、それに中心となった質問をさせていただきたいと思っております。こういうふうな要望、意見等をいただきましたので、なかなか現地では難しいこと等もあるかと思っておりますが、できるだけ前向きなご答弁をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、子供たちの夏場の遊び場についてご質問いたしまして、まずは本市のご認識のほうをお伺いしたいと思います。

夏場の遊び場と言えば、川や海またはプールが定番かと思っております。本市でも過去には安並には流水プールがございまして、私も幼い頃に家族や親戚等に連れられてよく遊びに行き、すごく楽しかった思い出が残っております。残念ながら、今では当時の安並プール等はなくなったわけでありまして、子供たちが遊びに特化したプールは、本市にはなくなっているのが現状でございます。持家がある家ではですが、庭がある家庭では、家でプール遊びをしているようでございますが、マンションやアパートで暮らしている子育て世代にとっては、川や海で遊ぶというのが現状であります。本市では、県外からも訪れてくれる人気のサーフビーチ等がありますけれども、子供が安全に遊べるような海水浴場はないと認識をしておりますが、一方で、自然豊かで美しい川がありまして、海とは違って海水ではありませんので、シャワー等不要で、着替えも楽であるから川で遊ぶのが好きという家庭は多いですし、私も個人的に川遊びが好きであります。その川遊びはできるんですが、特に幼児や小学校でも低学年の子供がいる家庭にとっては、自然の状況で流れの速さ等に変化がある川では、十分に監視の目が行き届くか不安という家庭がありますので、本市の子育て世代は、特に愛南町のプールに行かれる家庭が多くございます。実際に行った人に話を聞きますと、特に夏場の土日の間は駐車場が常に満車になるほど人気だそうでして、多いときにはプールの敷地内で、地元の人10名ぐらいと会ったこともあると話を聞いております。本市にこのような、また大型のプール等を造るのは非常にハードルが高いということは理解しておりますけれども、本市にプールがないことで、安全面を考慮して川ではなく、遠く離れたプールに連れていっている現状につきまして、本市ではどのようなご見解をお持ちなのか、まずはお伺いしたいと思います。

副議長（山崎 司） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） お答えいたします。

お答えになるかは分かりませんが、本市には、安並運動公園内に市営の温水プールがございます。子供に特化したものではありませんので、遊びの利用はしづらい状況にはあると思いますが、子供向けのプールもございます。この施設を運営しながら、子供の遊びに特化したプールを公営で整備をするということは、財政的にも難しいと考えております。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） ご見解については理解できました。

私としてもプールの整備は、現実的ではないと思います。ですが、本市にはきれいな川がありますので、それはそれで生かすべきであると考えておりました、その川に連れていきたいんですが、不安な保護者がいるということで、不安を一定払拭できるように、また子供たちがより安全に川遊びができる対策が必要と考えておりました、川への監視員の配置等の検討ができないかと考えております。子供たちにとっても美しい川で自然の魚やエビと触れ合って遊ぶことは、生態系を正しく学ぶ場であるとも考えております。何よりもやはり子供の安全面が一番重要なのかなと考えております。全ての泳げるような川に設置するのは、非常に困難とは思いますので、私の個人的見解も含まれますが、本市でも人気のあるような川、例えば伊才原エリアでありますとか、口鴨川エリアに家族連れが多いと認識しておりますので、そういった特に人気のあるような川への監視員の配置につきましてどのようにお考えか、ご見解をお伺いいたします。

副議長（山崎 司） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） お答えいたします。

川遊びができる場所への監視員の配置の検討ということですが、生涯学習課では、以前PTAが夏休みに川に監視員を配置する費用の補助を行ってございました。

しかしながら、監視員の確保が難しくなってきたことや、より安全な学校プールの開放にシフトするなど、近年は実績がないという状況でございます。

市が直接自然河川に監視員を置くことについて、これまで具体的に検討したことはありませんが、議員おっしゃるとおり、安全の確保というのが大きな課題です。全国的に水辺の事故が起きています中で、安全な場所の選定や監視体制の確立、常に変わる自然への対応など、クリアしなければならない課題が多いと考えております。もちろん幼少期に遊びも含めて多様な経験をすることは大事なことでと考えております。市としては、かわらっこやカヌー館など、川を身近に感じられる施設も整備しておりますし、四万十川楽舎では、河原遊びや沢歩き、それから国土交通省の事務局をしております水難防止等連絡会の主催ではありますけれども、子供たちを対象としたシュノーケリング教室など、川を体験できる機会も設けております。

また、川遊びを安全に楽しむために観光商工課では、ライフジャケットの貸出しもしておりますので、そういった物をぜひご利用いただけたらと考えております。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） オーケーです。分かりました。確かにライフジャケットの貸出しということで、今結構やはり安全面を考慮して保護者の方もライフジャケットを着用して川遊びを楽しんでいるように見かけます。私も子供を連れていく際には、ライフジャケットを必ず着用するようにしております。中には、やはりライフジャケットを着用してない家族もありまして、実際8月に川に連れていった際に、ちょっと知り合いの子供がいまして、その子がちょっと溺れかけたとかで、私がそれを助けた経緯もあるんですけど、やはりライフジャケットの周知等、そういった形、貸出し等を知らない方もいらっしゃるかと思いますので、その後の周知等もまた徹底していただければと思います。オーケーです、分かりました。

次は、河川プールの整備についてのご質問に移りたいと思います。個人的にこれはぜひ整備を進めていただきたいなと思っております。

ご承知の方も多いと思いますが、黒潮町では、蜷川に河川プールが整備をされておまして、川の流れを利用した自然のウォータースライダーもあります。少し深いところもあるんですが、浅くてほんの少しだけ流れがあるような子供向けのスペースもあることから、幼児から小中学生のみならず、大人でも安全に遊ぶことができる素晴らしい場所であるなと感じております。

しかしながらその一方で、仮設トイレが一つないことや、特に駐車場が少ないことが課題ではないかとの声を聞いておりましたので、実際私も現場を見に行きまして、確かめに行ったんですが、確かに止めたら駄目だろうなというようなところに止めてある車がありました。その車は県外ナンバーでしたので、そもそも車を止めて大丈夫な場所がちょっと分からなかったのではとも考えました。これを本市が整備するに当たりまして、これは私の個人的な例え話も含まれるんですが、入田地区の河川敷で考えますと、仮設トイレも期間限定で増やせるスペースは十分にあると思いますし、駐車場、車を止める場所も多数ありますので、黒潮町であるような課題はクリアできるのではと考えております。

また、市内中心部の立地ということもありますので、家族間での移動も容易でありますし、また県内外からの帰省者等の利用数も一定見込めるものではないかと考えております。四万十川は一級河川でありますので、本市独自ではなかなか取り組めない事業かと思いますが、四万十川だけではなく、その他の川での整備の検討等も含めまして、同じ川遊びでもより安全であり、誰もが楽しめる河川プールの整備について本市のご見解のほうはいかがでしょうか。

副議長（山崎 司） 佐川まちづくり課長。

まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

議員のご質問の中でご紹介がありました黒潮町の蜷川河川プールですが、これは平成4年頃

に高知県が整備したものであります。現在、夏場を涼を求めまして、多くの家族連れでにぎわっており、今では幡多を代表するレジャースポットとなっております。近年は、川ガキと例えられますような川へ飛び込んだり、川で魚を捕られたりして、自然のままの川と触れ合う子供たちの姿を見かけることもほぼなくなりましたが、河川プールの利用は、一般的なプールでは体験することができない自然との触れ合いや川との関わり合いを深めるよい機会であると捉えております。河川との触れ合いにつきましては、先ほど生涯学習課長補佐の答弁にもありましたように、まずは川遊びでの安全性の確保、そして子供たちの夏場の遊び場の創出というのが非常に重要な課題であると考えております。

ご質問の子供たちが安全に泳げる河川プールの整備につきましては、現在国土交通省と市が策定を進めております四万十川かわまちづくり計画の中で、川と触れ合う水辺空間の創出ということで検討を行っているところでございます。この計画に基づく支援制度、それから計画づくりの体制につきましては、令和3年9月議会での西尾議員、それから昨年6月議会での上岡真一議員からのご質問があり、当時のまちづくり課長が答弁を行っておりますが、改めまして四万十川かわまちづくり計画についての現在の検討状況をご説明いたします。

まず、基本方針としまして、川でつながるひと・まち・未来の創生を掲げ、この方針に基づき、3つの目標を設定しております。

まず1つは、安全・安心に川と触れ合える水辺空間の創出、2つ目は、地域や事業者などが河川空間を活用したさらなる取組の推進、そして3つ目は、中心市街地と四万十川の魅力向上を図るとともに、回遊性を高め、交流人口の拡大を図る、この3つでございます。

また、計画づくりにおいて市民アンケートを実施した結果、四万十川の魅力向上のためには、川で触れ合える水辺空間の創出が必要という意見を回答者の約8割の方からいただいております。

ご質問の河川プールにつきましては、目標の一つであります安全・安心に川と触れ合える水辺空間の創出を実現するための一つ的手段としまして検討を行っているところでございます。現段階では、治水安全度への影響の確認ですとか、河川増水後にたまった土砂、木くず等の撤去を含む維持管理の方法等、解決しなければならない問題がありますので、今後も基本方針に基づいた目標達成を目指し、協議会やワークショップを通じまして、市民ニーズに沿った計画づくりに努めるとともに、四万十川の魅力向上につながるハード整備、ソフト対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） よく分かりました。前向きにやはり取り組んでいただけているようで、これは本当によいご答弁をいただきました。

確かに一方で、土砂等が、台風等もあって増水するところでもありますので、様々な課題はあ

るかと思えますけれども、前向きに取り組んでいただければと思っております。本当に今日も夏場の猛暑がすさまじいという声がありましたけれども、やはり近年の夏は、本当に暑いので、子供は元気かもしれませんが、保護者の体力がもたない場合もあります。私も夏場の公園は、ちょっとなかなかきついものがありますので、今後、本当に夏場の遊び場というところは、特に重要なものじゃないかと考えております。屋内で遊べる施設の検討もされているようでありまして、もし河川プールの整備が進めば、様々な面で保護者の負担も減るかと思えますし、子供たちが楽しく遊べる場所が増えることにもつながっていくかと思っておりますので、ぜひいろんな課題があるかと思えますが、前向きに取り組んでいただきたくよろしく願いをいたしまして、次の質問に移ります。

それでは、次の質問に移ります。

子供を育てながらでも働きやすい環境整備について、まずは本市の取組についてご質問したいと思えます。

人口の減少は、今の日本が抱える最重要課題でありまして、子育て支援策は、国だけではなく、地方自治体でも特に出ておりますが、やはり人口の減少の一定の歯止めや出生率の向上のためには、やはり子育て支援というだけではなく、保護者が子供を育てながらでも働きやすい環境整備というものが必要であると考えております。コロナ禍になってからは、やはり出張や出社の制限等もありまして、リモートワークにより、自宅で仕事をされている方も多くあったようではありますが、今はアフターコロナの真ただ中ではございますが、子供が発熱をして保育所を休ませなければいけない場合においても、コロナ禍で定着したりリモートワークにて対応が可能な会社もある一方で、どうしても出社しなければ対応ができない会社もありますので、まずは本市の現時点でのお考えや取組状況等がありましたら、その辺をお伺いしたいと思えます。

副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、本市の現時点の考え方や取組状況ということでございますので、答弁させていただきます。

子育て支援策につきまして、保護者からのニーズが多様化する中で、保護者が安心して子育てができるようにするためには、やはり直接的に子供を預かる保育系のサービスの充実が必要であると考えているところでございます。

そういった中、本市における現在の取組状況としましては、土曜午後保育、休日保育、延長保育、病児保育、これは体調不良児保育も含みます。それから医療的ケア児の受入れ、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、こういった事業を実施して、子供の保育サービスの充実を図っているところでございます。

以上です。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） 分かりました。病児保育というのを後々聞こうかなと思ったんですが、今ちょっとちらっと出ましたが、また後で詳しく聞かせていただきたいと思います。分かりました。ありがとうございます。

次の質問ですが、子供が急な発熱や風邪を引いてる場合において、特に幼児や小学校の低学年では、子供が家で一人で過ごすことは困難ですので、基本的には保護者が仕事を休み、一緒に過ごす必要があります。本市の民間保育所では、病児保育って言い方があれだか分からないんですけど、発熱等があった場合に、公立保育所では、実施していない取組があるとお聞きをしておりますが、それはどのような取組内容であるのか、教えていただきたくよろしく願いいたします。

副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、ご答弁いたします。

市内の民間保育施設で現在実施しております病児保育は、園児が保育中に発熱等で体調不良となった際、この体調不良は、救急を要さない程度と判断されるものでございますが、この体調不良となった際に、保育施設で雇用した看護師が、保護者がお迎えに来るまでの経過観察を医務室等の専用スペースで行うという形のものでございます。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。

公立の保育所でも熱が出た場合に、保護者が急に迎えに来なければいけない場合も当然あるかと思います。私も経験したときは、職員室の横の先生が休めるスペースのところに寝かせておいたんですけれども、民間保育所の場合は、看護師さんがおられるという理解でよかったですか。分かりました。

それじゃあ、次に移ります。

次が、本市の民間事業者の取組については、分かる範囲になるかと思いますが、お聞きしたいと思います。

先ほどリモートワークができるところで、子供を見ながら仕事もできるという環境があるところもあるというお話をさせていただきましたが、これは全ての会社でできるものではないと思います。本市の民間事業者等におきまして、自分の子供が入院の必要があるような重症である場合を除いた病気となった場合でも、仕事を休むことなく、職場に子供を預けることができる環境整備が整ってあるところはあるのか、市内にもかなりの事業者数はあると思いますので、なかなか網羅するのは難しいと思いますが、分かる範囲で構いませんので、そのあたりも教えていただけますか。

副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） ご質問にありましたとおり、民間事業者における病児保育の受入れ環境につきましては、市の掌握事項ではありませんが、子育て支援策を我々が推進する

上で、当該環境を整備した事業者情報を耳にしたことがありませんので、市内で該当する職場、こういった環境を整えている職場はないものと考えられます。

一方、保護者が安心して子育てができるよう、病児保育を含む保育サービスの充実を図る施策は必要であるとの認識から、本市においては、令和元年7月より四万十市ファミリーサポートセンターを開設し、その中で一時預かり事業を行っておりますが、病児の受入れ体制も整えているというところでございます。

以上です。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） 分かりました。

幼児の話を先に具体的にいただいたので、なかなか質問しにくいところはあるんですが、ちょっとそれを踏まえて一応私の思いも含めて進めていきたいと思えます。

当然休むとなると、正社員の方もパートの方も含めて会社には迷惑がかかり、当然本市の場合は病児保育をやられているという、さきにもいただきましたけれども、特にパートの方は、休めばその分給料が下がってしまうという問題がやっぱりあるかと思ひまして、特に小さい子供の場合は、3日から5日と長期にわたって休まなければいけない場合もあるかと思ひます。現時点での高知県の最低賃金の853円で計算しまして、1日6時間働いている場合の1日の給料は5,118円ですので、もし3日休んだ場合は1万5,354円となりますので、これは家計への影響は少なくないのかなと思っております。

また、正社員の場合でも、給与の面では心配はないかもしれませんが、やはり特に大事な商談がある日や重要な会議がある場合に仕事に穴を空けるということで、迷惑をかけてしまうというような気持ちになるかと思ひますので、やはり整った環境、先ほどいろいろおっしゃったんで言いにくいんですが、環境整備を四万十市はやられているようではございます。なかなか今病児保育の預かりもやられているということで、どのくらいの程度の受入れが可能か等も、試行錯誤はされてると思うんですが、これは民間医療施設さん等と連携されてやっておられるのでしょうか、ちょっとそのあたりでお聞かせいただけますか。

副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） すみません、ファミリーサポートセンターにおける病児受入れの仕組みでございますけれども、まず依頼会員、預けたい方が、ファミリーサポートセンターに登録した上で、例えばふだん預かり事業を利用している中で、子供さんが発熱された場合、これは医療機関と連携しているというよりは、そのお子さんのかかりつけ医の受診をまずしていただくという形になっております。この中で医師の許可で出れば、ファミリーサポートセンターが援助会員、これは預かる方、ボランティアの方に依頼をして、自宅もしくは我々のほうで用意しております子供を預かる場所、部屋で児童を預かるといったような形になっているところでございます。

以上です。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。実際に本市で取組をされているということは、もう何度も言っていたいただきましたので、すごくいい取組をされているのではないかなと思っております。

実際、私6月議会が終わってから、保護者要望でお話をいただいて今回一般質問をさせていただいているんですが、やはりちょっとまだ知らない方が多いんじゃないかなと思ってます。本市でも子育て支援アプリですか、それも導入されましたし、そのあたりの発信を大々的にさせていただいて、子育て世代に知っていただけるように取組をしていただければと思いますし、これからまだ本格的に進めていかなければいけない事業であるかと思います。

今実際やれているということなんですけども、現時点で病児保育ということで、何か一定課題とか何か今後の検討材料ですとか、そういった感じの認識等がありますか。

副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） 今ご質問の中でもおっしゃられたとおり、やはり周知の部分が課題であろうかというふうに考えております。現在の取組につきまして、引き続きSNS等を活用して周知することにより、子育て世代への認知度を上げていく必要があるということで、定期的な発信に心がけているところでございます。

ただ発信と言いましても、利用者の方からすれば、ふだんから使っていて、お子さんが体調不良になられた場合には、流れというものが把握できる場所があるかと思うんですけど、ふだん預けたことがなくて、預けることになったときに、やはり事前に登録しているというような環境がない場合もありますので、こういったときのための周知の仕方というのは、考えていかなければならないとは思っております。まだそこにつきましては、具体的な手法というのは考えてはおりませんが、今課題ということで質問いただいた内容では、そういったところを所管として持っているところでございます。

以上です。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。本当にこれから実際の需要と供給ですとか、そういった点をより調査しまして、本当によりよい形にアップデートできればと思っておりますので、また引き続きご対応のほういただければと思います。よろしく願いいたします。

じゃあ、次の質問に移りまして、学童保育の質問に移らせていただきます。

私の子供と同じ保育所に通っている複数の保護者で、今年から小学校へ通い始めた兄弟の方がいらっやいまして、初めての子供の夏休みの対応や初めての学童保育の利用ということで、そこでいろんな相談ですとか、ちょっと受けましたので、今回取り上げさせていただいており

ます。

まずは、利用料金について質問させていただきます。

これは私が個人的に調べた料金になりますので、間違いがあればご訂正いただきたいと思います。ところで、私は市内中心部に住んでおりますので、友人の多くが市内中心部の小学校に通わせております関係上、その友人に聞くと、学童保育の利用料金は月額5,000円と聞いておりましたので、私勝手にその5,000円という認識をしておりましたが、大用に住んでいる友人と先日ちょっと話をしておりますと、大用は月額1,500円という話を聞きまして、金額にあまりにも差があることから、どういう理由でこのような料金設定になるのだろうかというのを単純にちょっと疑問に思ったところがあります。一くりに学童保育と言いましても、放課後児童クラブとか放課後子ども教室ですか、があるかと思いますが、そういった運用の仕方でも料金を変えているのか、それとも純粋にその地区により利用料金を変えているのかとか、またあとは具体的な料金の設定の算定方法があるのかとか、いろんなことを想像しておるんですけども、実際には学童保育の利用料金というのはどのように定めているのか、ご答弁をお願いいたします。

副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） ご答弁申し上げます。

端的に言いますと、質問の中でありましたとおり、運営形態によって金額が変わるところになってまいります。少し説明をさせていただきます。

放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所として放課後児童クラブと放課後子ども教室、この2種類が四万十市では運用されておりますが、それぞれの事業の補助金を有効的に活用するため、市内では小学校ごとに放課後児童クラブもしくは放課後子ども教室をそれぞれいずれかを採用し、保護者から成る運営委員会に運営を委託し、事業を実施しているところでございます。

放課後児童クラブを実施しているのは、中村地域では5校、これは中村小、中村南小、東山小、具同小、東中筋小、この5校でございます。放課後子ども教室を実施しているのは、中村地域では7校、八束小学校、竹島小学校、中筋小学校、利岡小学校、蕨岡小学校、大用小学校、下田小学校という形になっております。

なお、西土佐小学校は、ちょっと例外的でございますけど、両事業を実施しているところでございます。

こういった中、利用に関しては、市で運営基準を定めておりまして、その中で利用料を設定しておりまして、放課後児童クラブの場合、児童1名につき月額5,000円、これはこの5校どこであっても児童1名につき月額5,000円ということになります。

なお、利用児童が一家庭に複数名いる場合は、それぞれ月額4,000円ということで少し安くなる形になってます。この金額は、どこも変わりません。

一方、放課後子ども教室の利用料は、無料ということになっております。ただし、児童に直接係る保険料やおやつ代等、実費を徴収させていただいておりますので、先ほど質問の中でありました一部の小規模校に設置されている放課後子ども教室のほうでは1,500円とかそういった実費部分が徴収されているというところになってまいります。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） よく分かりました。詳細にご説明いただきましてありがとうございます。

じゃあ、次は定員の質問に移ります。

いろいろと調べておりますと、基本的に定員はおおむね40名程度でありまして、

各地区で学童保育を利用される方は、いろいろ理由があるかと思いますが、学童保育、通常は利用されない方もいらっしゃるかと思うんですけれども、定員がある程度定められている中で、例えば長期期間中だけに利用したい家庭もいるんじゃないかなと考えております。例えば、保護者のどちらかが通常の場合、子供が学校に通っている時間に合わせてふだんは働いておりますので、学童保育の利用は必要ない家庭もあるかと思いますが、学校が休みになって、長期期間になった場合、そのような対応ができないので、学童保育を利用せざるを得ない状況になってくるかと思えます。このように実際に長期期間のみ利用ができる対応は可能であるのか、その対応が可能であるならば、その場合の利用料金の設定はどのようなものになっているのか、これについてちょっとお答えをいただきたいと思えます。

副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、ご答弁申し上げます。

長期休暇期間中でのみの利用定員といったものは、定めがございません。ですので、通常の定員と、一般のときの定員のみが定められている状況でございます。

また、仮に長期期間中だけ利用したいといった希望があった場合も、長期休暇以外の利用と同様、利用申込みをした後、定員の余裕があれば利用できるものでございまして、これに基づく利用であれば、利用料金は一般の利用と同額ということになってまいります。

以上でございます。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） 分かりました。ある程度理解はできました。ありがとうございます。

今後は少子高齢化ということもありますので、今の形で維持していけるのか等の課題もあるんじゃないかと思えますので、今後も保護者や関係者の方からいろんな要望や提案があるかと思えますので、そのあたりを把握いたしまして、今後どのよ

うな体制が望ましいのかとか、そういったさらに検討を進めていただければありがたいと思います。

じゃあ、次の質問に移ります。

またこれも学童の長期休暇期間中の子供の昼食についてちょっと確認をしたいと思います。

長期休暇期間中は、給食の提供は当然ありませんので、必ず保護者が作ったお弁当であるとか、そういったものを持参することが前提であるかと思えます。ですが、やはり夫婦共働きということもありまして、なかなか朝の時間に作るのが難しい状況等もありまして、中にはインスタントラーメン、いわゆるカップラーメンであるとか菓子パンだけ、例えば夏ばてしたら毎日のようにそうめんを持ってくるとか、そういったちょっと子供がいると聞いてます、正直毎日ではないかもしれませんが。このような食べ物、私も正直おいしいですし、個人的にカップラーメンもすごく食べたくなるんですが、ちょっとぐっと我慢しているところはありまして、たまになら私もいいとは思っているんですけども、やはり毎日食べてるようでありましたら、どうしても栄養面に偏りが生じてしまうというところは、少し問題であるのかなと考えております。先ほど放課後児童クラブと放課後子ども教室の数もおっしゃっていただきまして、また西土佐もあるかと思えますので、数がなかなか多いので状況把握はなかなか難しいかとは思っているんですが、実際の状況はどのような感じでありますのか、答えられる範囲で構いませんので、よろしくをお願いします。

副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、ご答弁申し上げます。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の長期期間中の児童の昼食でございますけども、各学級の実情に応じておのおのルールを定めていただいているところでございます。

そういった中、中村地域の児童クラブ及び子ども教室14教室では、手作りだけでなく市販の弁当等も持込みは可能ということにしております。うち5教室では、安全面の理由から、インスタントラーメンの持参を禁止しているところでございますが、こういった制限のない学級において今回聞き合わせたところ、毎日続いてインスタントラーメンや菓子パンのみを持参する児童は、今のところいないというふうに聞いているところでございます。

以上です。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。なかなか把握が難しい中、ご答弁いただきましてありがとうございます。

たまたま保護者が見たときに、重なってたらで、もう毎日のような捉え方をもしかしたらされているのかもしれませんが、そういった事例はないということは、非常に安心もできましたし、地区によっては、インスタントラーメンとかそういう持込禁止があるということで、理解をさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、最後の学童保育関係の質問になります。これもちょっと複数の保護者から、もし可能であるならばということでご提案をいただきましたので、この場で述べさせていただきたいと思います。

先ほども少しちょっと触れましたが、現在は夫婦共働きという家庭がほとんどでありますし、カップラーメン等はなかなかないと言ってたんですけど、実情カップラーメンですとか、そういった物に頼らざるを得ない、買ったお弁当も持込みオーケーということもお聞きしましたが、これはもう現実的にある問題なのかなと思います。本当は、栄養面を考慮したお弁当を毎日食べるのが、給食はいいのを出していただいていますので、理想かと思いますが、やはりこういったお弁当を毎日作るというのは、このご時世、なかなか並大抵なものじゃないかと想像がつきます。これは、お弁当の持込みもオーケーというお話が先ほどありましたが、本市にも民間のお弁当をやられている事業者さんの中には、コンビニとかではなく、栄養面を考慮したメニューは多数あるかと思えますし、可能な限りのアレルギー対応等もしてくれる事業者もあるかと思えます。もちろんお弁当代というのは保護者負担が前提であると思えますが、こういった事業者等と連携をしまして、例えば学童保育所の中までお弁当を宅配してくれるようなサービスでありますとか、例えば本庁市役所の1階でお弁当の販売等をしていますので、そういったような形で学童保育所でのお弁当の販売ができないかという希望する声がありますので、現時点でどのように考えているのか、ご見解をお伺いさせていただきます。

副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

子育て支援課長（中脇弘樹） ご答弁申し上げます。

この件につきましては、全国的にもこういった要望が出てくる中、令和5年今年6月にこども家庭庁より、放課後児童クラブにおける食事提供について、地域の実情に応じた対応を求める旨の通知が出されたところです。こちらはお願いのような形で出されたものでございまして、必ずしも努力義務というような形で、努力するように求められたものではありませんが、全国の事例等もある中で、こういったことも考えてくださいというようなところが示されたところでございます。

これに対し、仮に本市において、放課後児童クラブや放課後子ども教室での食事提供を始める場合、課題となるのが、例えば代金の集金や弁当の注文、受け取り等に当たる人員が必要なため、支援員の新たな雇用が必要となることなどが考えられます。

加えて、保護者の費用負担や日々の利用スケジュールの管理、児童のアレルギーに関することや児童の食べ切れる量のばらつき等、児童に合わせた食事の対応ができる事業所があるか、またそういった対応を全域に同じ対応ができるかといった点も課題となってくるかと考えます。これらの課題のため、本市で現時点では、早期に全域へ食事提供を開始することは考えておりませんが、今後放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営体制の見直しを進める中で、これらの課題が解決されかつニーズがある場合は、委託している運営委員会と、また保護者、関

係者の意見を聞きながら、個別に実情に応じた対応をするといった形になろうかと考えているところでございます。

以上です。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。本当にこども基本法にも関わってくることで、こども大綱はまだ出ていない。子供の声もまだ聞けていないという状況であることは十分理解をしていますので、今後そのような声が、子供の声も通じて保護者からもそういった要望があるかと思いますので、さっき課長も、集金だとか、支援員の新たな配置ですとか、確かにアレルギー対応、今アレルギーを持ってる子供が多いですので、そういったところの対応は、確かなかなか難しいものもあるかと思いますが、そういった声の要望が多い場合は、やはり前向きに進めていっていただければ本当にありがたい話だと思いますので、早急に取り組めることではないと思いますが、時間をかけてそのあたりを調整して、検討のほうをしていただければと思います。

本当にこれを聞くと、昔私も保育所、小学校、中学校、高校と給食を食べたことがない人間で、親にお弁当を作ってもらったものを食べてました。やはり長期休暇中でも、作り置きのもので冷蔵庫に入っていたことを思い出しますが、今親になってみると、大変さやありがたさに本当に気づくところであります。私が小さい頃の2、30年前から見ても、様々な面で便利に世の中はなってきた一方ではありますが、保護者負担が増えている側面等もありますので、今後様々な取組を通じて、子供から大人でも安心して暮らしていけるような本市になるようにご尽力をいただきたく、よろしく願いいたします。

じゃあ、次の質問に移ります。

それでは、最後の質問項目に移りまして、学校給食についてお伺いをいたします。

まずは、食材費の現状についてお伺いをいたします。

今でもロシアによりますウクライナ侵攻が続いておりますが、ご承知のとおり、輸入品の価格は今でもどんどんと高騰し続けております。ウクライナショックというものは、やはり全世界に影響を及ぼしておりますけれども、特に我々が住む日本にとっては、20年以上続いておりますデフレ不況に加えましてウクライナショックから始まりました輸入品価格の高騰が、今でも勢いを落とすことなく継続をしております。現在、高知県でも最低賃金の見直しの話、早ければ10月からやるみたいな話は聞いておりますが、現段階では良質なインフレーションではございません。もう物価だけが本当に上昇し続けておりまして、コストプッシュ型のインフレーションということで、本当に家計負担が多いと思っております。こうした状況下の中ではありますが、今年度より本格的に保育所のほうでは、給食費が完全に無償化されたということで、このご時世、本当に保護者にとってありがたいお話である一方で、やはり物価高騰による影響は、給食等に使用する食材にも当然影響が出ているものであります。保育所の場合ですと、

地元の野菜の価格を据置きにさせていただいたり、揚げ物を減らすとか、メニューの工夫を一定することで何とか対応できているということ、昨年12月議会のほうで子育て支援課からいただいているところでもあります。これは、小中学生や先生が食べる学校給食でも当然影響しているものと考えておりますし、昨年子育て支援課からご答弁をいただいたときよりも、食材費はかなり高騰しているのではないかと想像しております。まずは、ウクライナショック前との比較で、今年度給食に使用している食材費はどれほど上昇しているのか、そのあたりちょっとご答弁いただきたく、よろしくお願いします。

副議長（山崎 司） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） お答えさせていただきます。

ロシアがウクライナに侵攻したことをきっかけに、原油や小麦などの価格が高騰いたしまして、円安や原油生産量の抑制の影響もあり、今日に至るまで様々なものの値段が上昇している状況ということは、議員おっしゃるとおりでもあると思います。

ウクライナ侵攻前との比較ということですので、令和2年度の1学期と本年度令和5年度の1学期の主な食材の価格の比較についてご答弁をさせていただきます。

まず最初に、四万十ふるさと給食の中心であります米、野菜の価格につきましては、無農薬、減農薬のものにつきましては、価格の変動はございません。

次に、牛乳につきましては、令和2年度から約14%の上昇となっております、1本当たりで換算いたしますと8円の価格上昇となっております、2学期からさらに2円の値上げとなっております。

続きまして、肉類についてですが、豚肉は価格の変動がないものの、鳥もも肉が13.8%、胸肉など他の部位が4%ほど上昇しております。また、卵につきましては28.6%の上昇、そのほかに目立つものとして、サラダ油が約2倍、カレー粉が36.7%、サケの切り身が約30%上昇しているというような状況を把握をいたしております。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） 詳細に教えていただいてありがとうございます。とんでもない額が上がっているなと認識できました。もう本当に相当価格が上昇しております。牛乳とかもそうですけれども、うちの子供もよく好きで牛乳を飲んでまして、ハムやソーセージも好きなんですが、やはりそれもかなり高くなっています。ウクライナ戦争というものがいつ終わるか見通しが本当に立っておりませんけれども、いつまで続くか分からない物価上昇ですが、消費者目線で見ても改善する見通しがやはり立っていない状況です。

内閣府が行っております消費動向調査の8月の直近の物価見通しの結果を確認しましたが、令和5年8月、先月ですが、基準としまして1年後、つまり令和6年8月の物価に関する見通しにつきましては、最も回答が多かったのが5%以上上昇するだろうと回答した人が全体の51.1%おりました。回答数の全体で見ても、消費者の物価予測については、2%とか3%も含

んでるんですけど、上昇すると見込んだ割合は90%を超えております。これは、やはり消費者としても今後さらにずっと物価が上がっていくと見通しているという予測になってます。このような結果も出ておまして、今後の食材価格の持続的な値上げが懸念されている中で、今でも大変ご苦労されて給食を作っていただいていると思っておりますが、このまま物価上昇が続くと考えますと、その場合は、給食の現行の1食当たりの単価をもし維持するとなると、本市で提供している学校給食の味や品質、さらにはボリューム等にもかなり影響が出るため、1食当たりの単価の維持というものが、非常に厳しいものではないかと考えておりますが、本市のお考えのほうはいかがでしょう。

副議長（山崎 司） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） 今後も食材の価格高騰が続いた場合ですけれども、本市の特徴ある給食として取り組んでおります四万十ふるさと給食の維持それから継続が、現在の食材や献立の工夫だけでは厳しくなるものというふうに考えています。その場合には、給食の質を確保し、特徴ある四万十ふるさと給食を継続するため、1食当たりの単価を上げざるを得ないのではないかとこのように考えていますが、教員や保護者の代表者等で構成いたします学校給食センター運営委員会という組織もありますので、その中で意見等も聞くとともに、現状での課題、それから近隣市町村の状況等も参考にしながら、今後の方向性を検討していきたいというふうに考えております。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） 分かりました。やはり1食当たりの単価の維持は、非常に厳しいというご答弁がありました。あとは近隣市町村等の状況も鑑みて考えるということなんですけれども、今のところ単価負担というものは、行政負担とするのか、あるいは保護者の負担とするのかというところで、現時点でのお考えがあれば、ちょっとそのあたりご答弁をいただけないでしょうか。

副議長（山崎 司） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） 値上げ分をどうするのかというところでございますけれども、ここにつきましては、まだ検討には至っておりません。ただ四万十市の特徴ある給食ということを維持継続をしていくためには、やはり少し1食当たりの単価ってということは、考えなければいけないのかなというふうに考えておりますので、そのあたりの兼ね合いも含めまして検討していきたいというふうに考えております。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。かなり答えにくい質問だったと思いますけれども、すみません、現時点でのご見解につきましては、理解をいたしました。

それでは、じゃあ最後の質問となりますが、これは子育て支援策という考え方にもなってくるかと思いますが、少しご了承をいただきまして、学校給食費の値下げについてお考えをお聞

きしたいと思います。

一応国の少子化対策ということで、現時点で検討されているものを含めまして、児童手当の給付の所得制限の撤廃や支給対象を高校生までとして、第3子は3万円にするということで来年度中に実施の検討がされているほか、本年4月から始まった出産一時金の増額であるとか、出産子育て応援交付金の交付など、出産時の負担軽減、これらのことはある程度固まっております、すみません、長くなるので残りは割愛しますが、そのほか5つほど子育て支援策、ある程度筋が立っているような感じになっております。これらのほかにも学校給食費の完全無償化の実現に向けて一応検討が進められているようです。いろいろ一般質問もありましたけれども、やはり本市単独では、完全無償化というものはやはり財源的に厳しいというご答弁を過去にもいただいておりますが、これはもう本当に国の政策としまして実現できれば、今のデフレとコストプッシュ型のインフレの影響が多い本市も含めた日本にとってよい影響があるものと考えております。ですが、中には一部にはなるかと思いますが、学校給食を取り入れていない自治体もあるということで、本市の場合でも、来年度から給食を提供するようになりましたが、実際に県立中村中学校も実施しておりませんでしたので、学校給食の無償化というものが、自治体によっては不公平感があるとの意見も出ていと聞いてはおります。国の政策としまして、学校給食の完全の無償化実現というものは、ちょっと今のところ未知数ではあると思いますが、まだその可能性というものは残っているのではと考えております。先ほど何度も言ってるんであれなんです、物価上昇というところで、当然給食費も食材費がかなり上がっているというのは認識しております、当然財政負担が生じることになるんですけれども、国による無償化がもし本格的にされるのであれば、される前の本市独自の取組として、やはり物価上昇をしている中での少しでも子育て世帯の家計負担の軽減策としまして、私はもう時限策でも構わないと思っております。現行、本市でも大変つらいとは思いますが、少しでも現行の給食費の値下げ、そういったものは検討できないでしょうか、そのあたりのご見解をお聞きしたいと思います。

副議長（山崎 司） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） お答えさせていただきます。

昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、物価高騰に伴う保護者の負担軽減を図るために、7月分から年度末までの8期分を無償といたしました。子育て世代に係る家計負担の軽減策といたしまして、給食費を議員おっしゃるとおり、時限的でも値下げすることにつきましては、さきの質問でもお答えしましたように、食材高騰への対応といたしまして、値上げを検討しなければいけない現在の状況下におきましては、有効な施策であるのではないかとこのように考えます。

しかしながら、これまでもご答弁してきておりますとおり、財源の問題があるのも事実でございます。国のほうでは、給食費の無償化の動きもあるようですけれども、そのほかにも活用

できる財源等が措置されれば、様々考えられます物価高騰対策や子育て支援策と比較検討しながら、市の中においても有効な施策となるならば、考えてみたいというふうを考えてます。

副議長（山崎 司） 川村真生議員。

2番（川村真生） 分かりました、現時点でのご見解についてはよく分かりました。

なかなかこれも答えづらかったかと思うんですが、少しでも可能であるならば、そういった検討は今後進めていっていただきたいと思います。

一方で、やはり国の動向も今後注視していかなければならないのかなとも考えている中ではありますけれども、本当に本市では四万十ふるさと給食、これは本市の豊かな自然が育てた安心・安全な無農薬米とか減農薬米の、地元食材を多く使用していることで、保護者の方が非常に安心して子供に食べさせられるすばらしい取組であると思いますので、この物価高の中で非常に地元の農家さん等も厳しい中ではありますが、何とか値下げはできないかもしれませんが、現行価格を何とか維持していただいて、家計負担の軽減等は、いろいろと検討を今後また進めて、また農家さんとかの協力も要るかとも思いますが、そのあたりの関係も含めて今後また検討材料に上げていただければと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。執行部の皆様、ご答弁ありがとうございました。

副議長（山崎 司） 以上で川村真生議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山崎 司） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦労さまでございました。

午後4時15分 延会

令和5年9月四万十市議会定例会会議録（第10日）

令和5年9月13日（水）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川淵 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 市長 中平 正宏        | 総務課長 岡本 寿明         |
| 地震防災課長 遠近 由幸    | 企画広報課長 武田 安仁       |
| 財政課長 竹田 哲也      | 市民・人権課長 加用 拓也      |
| 税務課長 山崎 行伸      | 環境生活課長 山本 聡        |
| 子育て支援課長 中脇 弘樹   | 健康推進課長 竹本 美佳       |
| 高齢者支援課長 武内 俊治   | 観光商工課長 金子 雅紀       |
| 農林水産課長 吉田 貴浩    | まちづくり課長 佐川 徳和      |
| 上下水道課長 池田 哲也    | 会館管理者兼会館課長 中田 智子   |
| 市民病院事務局長 原 憲一   | 福祉事務局長 渡辺 和博       |
| 教育長 久保 良高       | 学校教育課長 山崎 寿幸       |
| 生涯学習課長補佐 安岡 栄治  | 総合支所長兼地域企画課長 村上 正彦 |
| 西土佐診療所事務局長 稲田 修 | 産業建設課長 朝比奈 雅人      |
| 農林水産課副参事 桑原 克能  |                    |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|            |               |
|------------|---------------|
| 事務局長 西澤 和史 | 事務局長補佐 岡村 むつみ |
| 総務係長 土居 和博 |               |

午前10時0分 開議

議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

川村真生議員から、昨日の一般質問中の発言について、一部取消しの申出があります。お聞き取りをお願いいたします。

川村真生議員。

2番（川村真生） おはようございます。発言の取消しをお願いいたします。

昨日の一般質問の放課後児童クラブについての発言中、「  
」と勘違いした自らの意見を前提として述べておりましたが、後ほど所管課に確認いたしましたら、「  
」ではないことが判明しましたので、「  
」という私の発言の取消しをお願いしたいものです。誤った認識で発言をいたしまして、申し訳ございませんでした。次回からは、正確な情報に基づく発言に努めますので、よろしくをお願いいたします。

議長（平野 正） 以上で発言の取消しの説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま発言の取消しの申出がありました川村真生議員の「  
」という部分の発言を取り消すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、発言取消しの申出部分の発言は取り消すことに決しました。

~~~~~

議長（平野 正） 日程に従い、一般質問を行います。

谷田道子議員。

13番（谷田道子） おはようございます。日本共産党の谷田道子です。

通告に従い質問をさせていただきます。執行部の皆さん、よろしくお願いをいたします。

最初に、加齢性難聴者への補聴器購入助成制度についてお伺いをします。

市民の皆さんから、補聴器の補助については、以前から要望の声がありました。これまでも取り上げてきましたが、切実な問題ですので、再度質問をさせていただきます。

近年、加齢による難聴と認知症の関係について研究がされています。加齢性難聴による聞こえにくさがある場合に、周囲との意思疎通に困難を生じて、社会生活に不自由を感じることで、生活の質の低下につながると言われています。これを補うのが補聴器です。加齢性難聴の方々に補聴器が普及することで、生活の質の改善につながります。これまで市民の皆さん、医療生協の皆さんたちが署名を提出するなど、市長や担当課とも意見交換も行ったと思います。

そこで、お聞きをします。

9期介護保険事業計画の作成が今なされています。各市のニーズ調査も実施されてきていま

す。聞こえの問題について、調査の項目に挙がっていました。本市のニーズ調査での聞こえに対するアンケート結果について、どのようにまとめられているのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） 耳の聞こえに関するニーズ調査の結果についてお答えいたします。

現在、本市では、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に向け、取り組んでいるところです。この計画の策定に当たり、高齢者の状態、自立した生活を送る上での課題、今後の意向などをよりの確に把握することを目的として、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査などを昨年度実施いたしました。これらの調査では、国が例示する調査項目を基本に、市独自の調査項目として、聞こえに関する調査などを追加しております。既に調査は終了しておりますので、その集計結果についてお答えいたします。

この介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ですが、令和4年12月1日現在で、四万十市に在住の要介護1から5の方を除く65歳以上の方を対象に実施しました。要介護状態の方を除いておりますので、比較のお元気な高齢者の方を対象とした調査になります。1万400の方に配布を行い、7,779名の方からお答えをいただいております。

そこで、聞こえに関する調査についての結果ですが、まず耳の聞こえの状態に本人が課題を抱えていると、何らかの課題を抱えていると回答した方が20.3%おられました。そのうち、補聴器を持っていないと回答した方が一番多く、65.7%、持っているが使用していないと回答した方が10.4%となりました。また、補聴器を持っていないと答えた方の補聴器などの補助用具を使用していない理由を複数回答していただいたところ、補聴器でどのぐらい改善されるかわからないと回答した方が37.8%、次いで補聴器を使用することが煩わしいからが30.1%、次いで補聴器が高額だからが27.8%という結果でした。

以上でございます。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） ありがとうございます。

それぞれ聞こえの課題が見えてきたんじゃないかというふうに思います。比較的元素な65歳以上の方ということで、私のところにもアンケート用紙が届きましたので、アンケート結果を返したところです。その中で、聞こえの問題を丁寧に聞いていただいていたというふうに思います。

昨年の6月議会ですけど、市としても、国に対して、聞こえの問題について、助成制度創設については要望していきたいという答弁をいただきました。その後、国や県に対しての要望の経過についてお聞きをいたします。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） 補聴器購入に関する公的補助制度の創設についての国などへの要望についてお答えいたします。

当該補助制度の要望につきましては、令和元年度と本年度の計2回、高知県市長会議を通じ、県・国へ要望を行ってまいりました。要望の要旨といたしましては、補聴器の購入に対する国の補助は、障害者手帳の対象とならない中・軽度の難聴者に対しては、国の支援措置が講じられておらず、高齢の低所得者等にとっては、高額な補聴器を全額自費で購入することは非常に困難な状況であること。当市においては、令和4年度、当該補助制度の創設について、1,515筆に上る署名が提出されたこと。しかしながら、対象者が多いことから、市の単独事業として実施するには、財源等の観点から慎重にならざるを得ないことなどを挙げ、国において、加齢性難聴者の補聴器購入補助について、該当要件や支給額等の基準を示し、公的補助制度の創設を求めるものでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） 国のほうも、各自治体からの要請もありますし、国のほうとしても、高齢者の加齢性難聴に対する補聴器の利用に対する実施のアンケート調査をしています。その中で、国のほうとしては、5つについて指摘をしているわけです。1つ目に、難聴を早期発見する仕組みを構築すること、そして難聴が疑われたときに、医療機関への受診勧奨ができるように、耳鼻科医との連携の仕組みなども、この中で表れています。加齢性難聴対策として、5つの課題が国から示されていますが、何よりも早期に発見をして治療につなげていくというのが非常に大事だというふうに思って、以前、簡易なチェックシートの活用はできないかということをご提案させていただきました。それと、今、特定健診をされているんですけど、その特定健診のときに、聞こえの状態が悪い人、ちょっと不安がある人を対象に、簡易な機械で検査する方法はできないかということをお聞きをしたいと思います。この2点についてお答えください。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） ご提案いただいた特定健診における簡易的な聞こえの検査の機械を使っての検査の導入については、令和3年12月の議会において谷田議員からご提案いただいた後、検討を進めておりましたが、導入は難しい状況です。

まず、特定健診は、生活習慣病の早期発見を目的とした検査が中心となっており、労働安全衛生法に基づく事業所健診のように、聴覚検査は含まれておりません。

また、特定健診は、地域を巡回する集団健診方式と病院で受診する個別健診方式で行っており、集団健診では、幡多健診センターへの委託により各地域を巡回し、体育館や集会施設で実施しております。簡易な聞こえの検査であっても、静かな環境は必要であると思われませんが、集団健診の会場では、聴力検査を実施できるような環境が常時整っているわけではありません。

また、個別健診においては、聴覚検査を実施していない医療機関もございます。新たに検査機器の導入費用が必要であったり、検査を追加するに当たり、現在無料で行っている健診ですが、追加の費用が必要となるなど、個人負担が増える可能性があります。

以上のことから、現時点では特定健診の会場での機器を使つての聞こえの検査の導入をすることは、設備の面や費用の面において実施が難しいと考えております。

聞こえのチェックシートの活用についてですが、まずは地域を巡回する集団健診において、後期高齢者を中心に聞こえの自己チェックシートを配布し、ご自身の聞こえの状態について知る機会とし、また聞こえにくさを自覚した場合は、耳鼻科受診し、必要時は補聴器装着につながるような促しができるような取組を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） 特定健診の中に入れるというのは、やはり少し無理があるかというの理解をできました。早期に発見するという意味で、私も調べてみたんですけど、ある自治体では、聴能力チェックということで、5分間で自分の聞き取る能力をチェックするアプリを使用してやられている自治体があるようです。簡易なスクリーニングをして、そういうことなんかも検討してもらって、何らかの形で早い受診につながるように、また家族の人がちょっと聞こえが悪いんじゃないって言っても、聞こえる、大丈夫というふうに言われて、なかなか言うことを聞いてくれないとかという声もあります。きちっと検査につなげていって、そういうふうには補聴器につなげていけるようお願いをしたいと思います。

全国的にも、18歳以上を対象にした補聴器購入助成制度の動きは、昨年114自治体でしたが、今年4月17日現在で143自治体と、少しずつ広がってきています。高知県内でも、実施市町村は4自治体です。お隣の土佐清水市でも、今年から実施がされるようになりました。土佐清水市の補聴器の年間の予算は150万円です。本市でも、その割合でいくと300万円ほどの予算で実施が可能ではないかというふうに思われます。県下の中では、市町村の介護保険者機能強化推進交付金という交付金を活用して、補聴器助成を実施している自治体もあります。この交付金の活用で、本市の場合、実施ができないかどうか、その検討はされたのかどうか、お願いをいたします。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） 加齢性難聴に対する国の支援策についてお答えいたします。

介護保険事業には、谷田議員がご質問していただきましたが、保険者機能強化推進交付金という国庫補助金がございます。これは、一定の評価指標に基づき、国より交付されるもので、地域支援事業や保健福祉事業などの取組に対する財源として、現在本市におきましては、介護予防生活支援サービス事業費、介護予防把握事業費、介護予防普及啓発事業費、地域介護予防活動支援事業費などに充当しております。補聴器の購入補助の取組を高齢者の予防・健康づく

りに資する取組の一つとして位置づけ、この財源を充当することは、制度としては可能であると考えております。

以上です。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） ありがとうございました。

制度としては可能だということで、担当課長から答弁をもらいました。

最後に、市長に質問をいたします。

この間も、市民のそういう要望に対して懇談もする中で、市長も聞こえの問題は大事な問題だという認識に立っておられたと思います。ぜひ、補聴器の助成制度、一歩進めていただけるように提案をしていただきたいというふうに思いますが。

議長（平野 正） 中平市長。

市長（中平正宏） この聞こえの問題につきましては、谷田議員から幾度かご質問をお受けをいたしました。それを受けまして、例えば県の市長会とか、当然、今年度につきましても、聞こえの問題というのは、四万十市だけではなく、日本全体、全国の自治体の1つの課題であろうと思いますので、ここからはしっかりと国が政策を立てた中でやっていくのが一番よいのではないかなという思いを今も持っているところでございます。

同時にまた、四万十市からは、岡本県議も8年ぶりに復活をいたしましたので、また高知県議会、6人、日本共産党の議員さんがいらっしゃいますので、そこらあたりからも声を上げていただきましたら、高知県、そして国等とももっともっと早く動くような形になるのではないかなと思います。

私のほうも、この問題につきましては、また四国の市長会であるとかそういうところでいろんな話はして、またまいりますので、ぜひいろんな面からやっていきたいと思っておりますし、今ほど高齢者支援課長のほうから、介護保険保険者努力支援交付金等々のお話がありましたが、確かにそれを充当すると、ほかの事業そのものに若干支障が出てまいりますので、これは総合的に考えなくてはいけないのではないかなと思います。いずれにいたしましても、1,500人以上の署名をいただいたことにつきましては、重く受け止めておりますので、私、これにつきましては、先ほど申しましたように、しっかりと国の政策として進めるべきであろうと思っております。

また、自分の個人的なことを申しますと、自分のほうも高齢者の仲間入りをしましたので、例えば家でテレビを見ているときに、自分1人で見ているときの声は、結構大きい声になると思います。ただ、奥さんが見ているときには大分声が小さくなっていますので、やはり若干そこの聞こえの問題があるのかなという思いをしておりますので、またそこらも踏まえまして、この問題につきましては、決して止まることなく、ぜひ前に進めていただいて、国の政策としてしっかりと位置づけていただくように、自分のほうからも声を発信してまいりますので、また議員さんのほうも、また県議会議員の方々あるいは国会議員の方々にも声をかけていただ

いて、いろんな面から進めていただきますようによろしく願いいたします。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） もちろん、県議にも国会でも要望していきたいというふうに思っているわけですが、限られた予算でどこにどう充てていくのか。今まで使った予算を聞こえの問題に使ったら、そこが穴が開くというところもありますが、何に重点を置いて、そしてやるかということについては、課長は実施は可能だということです。だから、市長の政治判断として、そのことを中心に考えていただきたいというふうに思います。聞こえの問題については、これからも市長がやっていただけるというような答弁をいただけるまで諦めないで質問をし続けていきたいと思いますので、よろしく願いします。

そしたら次に、市長の政治姿勢、市の政策決定実施についてお伺いをいたします。

令和2年3月議会でも、市長の政策決定の在り方、政治姿勢については質問をいたしました。その後の3年間、政策決定のプロセスは変わらず、市民と共に政策決定をするという姿勢が見られないし、従来やり方を検証して改める必要があるのではないかという思いで再度質問をいたします。

これまで政策の決定というのは、誰がどこでどう決めたのかという質問がよく出ます。答弁の中では、庁内の政策会議の中で、教育課長とか財政課長・企画広報課長・総務課長に加えて関係課それぞれの課題に応じた課長を招集して、庁内で政策会議をやって決めていると答弁をされています。政策会議は、市の執行部による意思決定だけでは、市民の声が反映された政策にはならないのではないかというふうに思います。市の主要な政策の当事者だった方からは、関係する市民の方からは、行政は、決めてからご理解くださいとよく言ってくる。つまり、結論を押しってくる、そういった声が聞かれます。この間の文化複合施設などの行政の取組を見ても、市民の意見は丁寧によく聞く、パブリックコメントなどを求めてきました。しかし、市民は、決定の場に参加していなかったのではないかと思います。市民も決定に参加して、行政と一緒に決める。そして、市民と行政が一緒になって政策実現をしていく。そういうふうにした決めた政策で、市民も責任を持っていくという、そんな政策決定が必要ではないかというふうに思います。市民も決める政策づくりが市政運営の鍵になるのではないのでしょうか。

今、市民も政策決定に参加していくということで、もちろん様々な審議会委員に入っている、設置されてやられていることも承知をしています。市民も参加して政策決定の一端を担ってもらい、行政と一緒に施策を実現を目指していく、協働の責任を負っていくというところで、共に作り上げていく姿勢が大事だというふうに思うんですけど、そういった方向を目指すべきではないかということで、市長にその考え方についてお伺いをいたします。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） それでは考え方についてお答えいたします。

議員が先ほど申されましたように、市民の声を市政運営に反映していく、これは大変重要な

ことでございます。政策決定の過程では、現在、審議会等の会議の委員として、市民または住民代表として、区長会等の団体に参画していただいたり、内容に応じて、先ほども申されましたけれども、パブリックコメント等も実施し、市民の市政への参画を促進しながら、市政における公平性及び透明性の確保に取り組んでいるところでございます。

今後ですけれども、そういった現状の仕様のほか、後でまたご質問でも出てまいりますけれども、そういった市民の参画を促進するためのさらなる工夫、それから他の自治体の事例も参考にしながら、さらに検討はしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） 市長に聞いたかったですけど、担当課が答えていただきました。

様々に審議会等で市民の意見は聞いてきたけど、ただ当事者だったり市民の中からは、結果を決めて押しつけてくるという意見があるということは、深く受け止めていただきたいというふうに思います。

そしたら、市長も前回の私の質問の中で、十分反対意見にも耳を傾けて、最終的には私が決定すると答弁されました。もちろん行政の責任者として、最終決定は市長の責任です。私も、決定に参加したと思える当事者意識は大切ではないかというふうに思いますので、そのことも併せてお願いをいたします。

次に、市政に対する様々な意見を反映させるために、審議会等の公募委員候補者登録募集の取組がされています。審議会等の公募委員候補者登録制度、令和5年から7年度にかけて施行になっていますが、この制度に至った経過そして目的についてお聞かせください。

議長（平野 正） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

まず、審議会等の公募委員候補者名簿登録制度、これをつくった背景でございますけれども、少子高齢化社会の進展でありますとか、人口減少による市税の減収や社会保障費の増加によって、本市の財政状況が今後一層厳しくなることが見込まれております。そういった状況の中、持続可能なまちづくりを推進していくためには、行政だけでなく、市の施策や取組に関わる市民の皆さんがそれぞれの強みを生かし、自らできることに主体的に取り組んでいただくことが重要でございます。そのためには様々な分野における市民の皆さんとの協働体制の構築・強化を推進することが重要と考えております。このため、今年度から5年間を計画期間といたします第3次四万十市行政改革大綱におきまして、市民とのパートナーシップの推進を一つの基本方針として掲げ、各種コミュニティーの組織力の強化等に向けた支援や市との連携強化を推進するとともに、市政への市民参加機会を拡充するなど、市民とのパートナーシップの強化推進に取り組んでいくこととしております。

この取組の一つといたしまして、審議会等の公募委員候補者名簿登録制度を、今年度から3

年間、施行期間として運用を開始しております。この制度の内容でございますが、今回先進自治体の取組を参考といたしまして、まずは500人を市民から無作為に抽出し、制度の概要でありますとか説明文書、登録申請書などを郵送し、登録を希望する方には申請書を提出いただきます。その際には、今年度、委員の更新が予定されている5つの審議会のうち、登録を希望するものを選択していただきます。また、今回はできるだけ多くの方に応募していただくため、一般公募も併せて行いまして、市の公式ホームページやLINEにて周知を行いました。その結果、500人の抽出者のうち20名の応募があり、また3名の方が一般公募として応募がございました。

この制度は、市の全ての審議会等を対象としたものではなく、特定の立場や専門の学識経験を有する者を選任することが予想されている場合などは対象外としておりまして、現時点では24の審議会等を対象とすることとしております。今年度は5つの審議会、来年度は8つ、令和7年度は5つの審議会等において公募委員を選任することとしております。

以上でございます。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） 分かりました。

それと併せて、市民が政策提案をする市民の政策提案制度というの、同時に検討できないかということで質問をさせていただきます。

様々市民の声を反映させる方法として、市民が政策提案を実施しているところが全国的にはたくさんあります。市民協働の事業の提案制度ということです。尼崎では、かなり前からやられているようですが、市民がA4ペーパー1枚にいろいろなこういう提案をしたいというふうな形で書いて、その後、行政と一緒に精査していくというような形で、新たな課題解決の場にもなっています。そういった取組というの併せて検討していただきたいと思って質問に入れましたが、市民のそういう提案については、どのようにお考えでしょうか。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 議員からご提案のありました公募型政策提案制度、これについてでございますが、地域の活性化や行政課題の解決に向けた公益的な事業について、団体等から提案をしていただくものと認識しております。全国的に同様の制度を導入している自治体が見受けられます。その中では、提案団体への補助制度を創設しているもの、それから委託事業として実施しているもの、また自治体の直接事業として採用を実施しているものなど、自治体によって様々な状況でございます。

この制度につきましては、市政運営に市民の意見を広く取り入れるには、大変有効な手段であると思っておりますが、導入自治体にお話を伺ったところでは、行政側が求める内容と提案された内容がマッチしにくい、そのようなケースも多々あるということでございまして、有意義な制度として運用していくためには、行政課題に対する認識を市民の皆様にしっかり共有していた

だくこと、こういうことが必要になってくるだろうと考えております。

また、先ほど総務課長から答弁もありましたけれども、今年度から施行しております公募委員候補者名簿登録制度、その実施状況と効果、そして先ほど申しましたような課題、そういったことを踏まえて、全国で導入している自治体の取組も参考にしながら、制度導入は検討してみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） 私たちも、今度、総務委員会の行政視察の中で、市民が提案している尼崎市に視察の申込みをしています。その中で、どういうふうな形でやっているのか、その課題もあると思いますが、勉強してきたいというふうに思います。

行政が思っている課題と市民が思っている課題とが違うのは、もうそれは当たり前のことで、そこをどう縮めていくのか、共通のものにしていくのかということが大事な点だというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいし、またそういう積極的な市民からの提案も聞いていただきたいというふうに思います。

そしたら、この項は終わりまして、指定管理制度に移ります。

2003年6月、地方自治法の一部改正によって創設をされました公の施設の指定管理制度は、施行されて20年近くがたちました。公の施設の指定管理の目的というのが、公の施設の効果が市民のために必要であると認められたときということを前提にして、指定管理制度が始まったというふうに思っています。指定管理導入後、本市も60を超える施設が指定管理で運営をされています。指定管理制度そのものに対する基本的な考えと、そしてこの間やってこられて、本市の指定管理制度の課題について、あればお聞きをします。

議長（平野 正） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

本市の指定管理者制度につきましては、平成17年度から開始をいたしております。平成29年度までは、各課において指定管理者を選定しておりましたが、より適正に指定管理者の候補者を選定するため、平成30年度に指定管理者候補者の選定委員会を新たに設置をいたしまして、またそれまで市として指定管理者の指定に係る統一した指針がございませんでしたことから、委員会の設置と併せまして、新たに運用指針を取りまとめしております。

また、指定管理施設の管理運営に係る課題等を把握し、その後の運営における改善に生かすことを目的とした管理運営の状況の評価制度が存在していなかったことから、当該運用指針に評価制度を追加いたしまして、今年度よりその評価を開始したところでございます。

先ほどご質問にありました制度上の課題といたしましては、この評価制度がなかったことがこれまでの課題であったと認識しておりまして、今後も新たな課題が見つかっていけば、それに対する改善を随時図っていくこととしております。

以上でございます。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） 国のほうでも、総務省が指定管理制度の導入に関する調査ということで、ホームページに載せています。導入の状況とか指定期間だとか評価リスクの分担、労働条件、指定取消し等がホームページに公表されて一覧表になっているわけです。導入状況については、2018年4月1日現在のものなんですけど、全国で7万6,268施設にその制度が導入されています。市町村の指定管理制度の導入状況は、年々増加しているようです。評価についても、様々な評価がありまして、取消し状況などもその一覧表の中に出てきます。指定管理制度自体の評価ということについては、本市の場合も、昨年から評価制度を取り入れたという理解でよろしいですか。

議長（平野 正） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） 指定管理施設の評価につきましては、今年度から評価しています。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） よりよい施設を目指して、利用団体とか市民が運営状況を調査して、その意見を反映できる体制も必要ではないかというふうに思います。専門の評価委員だけじゃなくて、そこを利用している人たちが、利用の状況に応じて、いろんな気づきの点もあると思いますので、評価については、特に利用している人が評価に入るようお願いしたいことと、それから市民にも分かりやすい公表が必要ではないかというふうに考えますので、その点について、行政の見解をお聞きします。

議長（平野 正） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

まず、この評価制度、今年度から評価を開始いたしましたけれども、全ての市の施設を対象とするのではなく、防災コミュニティーセンターのような住民主体の地区組織が管理運営するような施設については、対象外としておるところでございます。

その評価方法につきましては、まず指定管理者と評価シートの内容につきまして、翌年度の管理運営を開始するまでに協議を行います。評価項目でありますとか内容を例示いたしますと、例えば利用者対応の区分におきましては、職員の言葉遣い、態度、服装等の接遇は適切かであったり、利用者の苦情、要望等への対応は適切であるかといった項目となります。

施設の内容によって評価の内容も異なりますので、総務課が作成した標準シートを基に、各担当課において、その修正を行うこととしております。修正したシートに基づきまして、まずは指定管理者による自己評価を行っていただきます。その後、指定管理者の作成した評価内容や事業報告書などを基に、市としての評価を行い、その結果を通知することとしているものでございます。

なお、今年度開始したばかりでございますので、今後見直すべき点は出てこようかと思っておりますので、その運用状況でありますとか、各担当課の意見などを参考として、今議員のご質問に

あったことなども、今後よりよい制度となるように検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） よろしく申し上げます。

市の市民の財産をどう活用していくかということですので、改めて全国的にも、指定管理制度、集会所の管理とか、そういうことではなくて、公の施設の管理、そういった中で様々な問題点とか課題も出てきているようです。指定管理制度そのものの目的は、公の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに活用できる制度であるということで、総務省がそういう運用について通達も出しています。そういうことを念頭に、管理運営に当たっていただきたいというふうに思います。

次に、四万十市の文化複合施設、しまんとびあについてお聞きをします。

特に今回、念願の文化複合施設が来年会館になります。これまで文化活動を支えてきた方にとっては、本当に待ちに待った施設となりました。四万十市民にとっても、まさに文化活動の拠点となる施設です。その施設の運営が指定管理制度としてスタートしております。

最初に、新しくなった総合文化センターしまんとびあの新施設の果たすべき役割と機能についてお聞きをします。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） お答えいたします。

四万十市総合文化センターしまんとびあは、本市の文化・芸術活動及び生涯学習の拠点施設としての役割を持っておりまして、皆様が気軽に立ち寄ることができ、世代や立場を超えて多くの方が集い、交流が図られることによって、豊かな心を育む社会の実現に寄与することを目的とした施設でございます。

施設の機能といたしましては、市民からプロまでが活用できる高性能な大ホールや市民の様々な活動を誘発する開かれた小ホール、調理実習室や創作室、和室、軽運動が可能な練習室やリハーサル室、音楽スタジオ、目的に応じて利用可能な会議室、来館者の目に広く触れる展示スペース、ホールやホワイエなどには気軽に休憩のできるスペースなど、多目的に利用が可能な機能を備えています。この施設を有効に活用することで、本市の文化・芸術や生涯学習の振興をはじめ、中心市街地の活性化やにぎわいの創出にもつなげていきたいというふうに考えております。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） ありがとうございます。

今言われたように、本当に大変大きな任務を持ってスタートしていますし、そして文化活動の拠点として、公民館活動も、生涯学習活動ですかね、そういったこともきちっと引き継いでいく大切な役割を持っているというふうに思います。今言われたように、公民館活動や社会教

育活動、新しくなったしまんとびあ、指定管理制度の中でどのように位置づけてやられるのか、まずお聞きをします。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） お答えいたします。

公民館に求められる市民大学や文化教室など、多様な学習機会の提供や地域づくりに関わる活動の支援などは、指定管理者もしくは生涯学習課において行うこととなります。なお、総合文化センターにおいては、利用者に応分の負担をいただくこととして、旧公民館等で行っていた市内団体の利用料減免は原則行わないこととしておりますが、例えば費用面において、総合文化センターの使用料の負担が難しい場合には、来年4月から運用を計画しております旧校舎空き教室の一般開放の活用など、総合文化センターだけではなく、市の多様な取組、仕組みの中で支援をしていきたいというふうに考えております。公民館活動をはじめとする生涯学習の振興につきましては、総合文化センターの指定管理者に丸投げするものではなく、生涯学習課と総合文化センターが役割分担しながら進めてまいりますし、定期的に事業の評価や見直しを行いながら、市民にとってよりよい施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） 指定管理者と担当課のほうで役割分担をしながら進めていくということですが、その中で、今までやられた公民館活動をどのように引き継いで、どういうふうに分担していくかと、具体的な役割分担についてお聞かせください。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） 新しい総合文化センターでは、今、事業計画といたしまして、様々なものを計画しております。これまで実施してきた事業を引き継ぐ形として、市民大学の実施をお願いしておりますし、各種文化教室の開催もお願いしております。そういったもの以外にも、新しく提案をいただきながら、文化事業を実施をしていくということになります。それ以外にも、文化センター等で今活動していただいております国際音楽祭であったりとか、こども演劇祭、そういったものは、市のほうがこれまでどおり関わっていきたいというふうに考えておりますし、美術展なんかについても、市のほうで実施をしていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） 複合施設整備に関する提言書、ずっとまとめられてきて、その中で、提言書の中で、複合施設の運営母体が指定管理者とする場合には、生涯学習活動の公民館機能において、市の方針に沿った適切な取組ができるのか、市と指定管理者との意思疎通が十分なのかというような提言もあります。指定管理者の場合は、市民の意見が届きにくくなるのではな

いかという、そういう心配の声も寄せられています。具体的に、そういったことについてはどのように改善、改善って言うたらいかんですね、どのようにやられるのでしょうか。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） 総合文化センターの運営における行政の役割というふうなご質問だったかと思います。

総合文化センターは、四万十市の公の施設でございます。指定管理者制度により指定管理者が運営することとなりますが、その目的の達成に向けて取り組んでいくよう、市のほうで監視・指導していくことが大きな使命というふうに考えております。施設の運営方針や実施事業につきましては、市が示す業務水準に基づきまして、市と指定管理者が協議をしながら詳細を決定していくこととなります。運営に関しては、指定管理者が持つ専門的なノウハウ等を活用していくとともに、市が実施したほうが望ましい部分がある場合は、市が行うというふうにしていきたいと思っております。

また、市として定期的な評価を行うとともに、運営に関して不十分な点があれば、随時指摘し、協議・調整しながら、よりよい運営に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） 公民館活動を指定管理者が引き継いでいくということは、分かりました。

それで、公民館活動を引き継いで、生涯学習も含めて引き継いでいくという、その基になるのは、公民館だったら公民館主事というんですか、社会教育主事ですか。そういう専門性を持ったそういう人たちの配置というのは必要じゃないかなというふうに考えるんですけど、今もうスタッフも決まっているようで、どういう指定管理者がどういう雇用をするのかというのは、今指定管理者がやられているんじゃないかというふうに思いますが、専門性を持った人たちが入ることは可能なのでしょうか。そういう……。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） 指定管理をお願いしています事業者さんには、先ほども申しました業務水準に基づいて市の示す業務を遂行していただくということになります。それに必要なスタッフであれば、当然会社のほうで雇用してということになるかと思えます。

それと、先ほども申しましたように、公民館事業、生涯学習事業につきましては、指定管理者だけではなく、市の生涯学習課も一緒に取り組んでいくというふうに考えております。市の職員、これは異動もありますので、いろいろ人は替わるわけですが、当然その配置の下、役割を果たしていくというふうなことが基本だと思っておりますので、これからも引き続き、市として、公民館事業のほうについては、振興していきたいというふうに考えております。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） 具体的な会館の運用やシルバー教室のことについては、大西議員が質問

されると思いますので、私は、文化複合施設については、これで終わらせていただきます。

次に、インボイス制度についての質問に移ります。

いよいよインボイス制度開始直前になりました。インボイス制度導入後は、課税業者との取引において、仕入税額控除のために税額を記したインボイスと呼ばれる適格請求書を求められる場合が多くなるのではないかと。そして、インボイス、適格請求書、これを発行するために、課税事業者として登録する事業者も増えるのではないかと考えられます。関係する業者の皆さんは、課税事業者に登録すれば、事務作業が増え、消費税を納めなければならなくなる。かといって登録しなければ、インボイスが発行できず、取引から外されるのではないかと不安の声も聞きます。課税売上げが1,000万円以下の免税業者、昨年9月の答弁では、市内の80.7%の事業者が1,000万円以下の免税業者と答弁されています。事業継続に不安を抱えたまま、インボイスの制度が始まろうとしています。インボイス制度の廃止を求めては、様々な全国で延期や中止を求める声も相次いでいます。地方自治体にも、インボイス制度が求められています。そして、本市の場合、インボイス制度への対応、行政としての対応、どのようにされているのか、お聞きをします。

議長（平野 正） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

インボイス制度の開始に伴う市の対応といたしましては、市の一般会計、それから企業会計、それからインボイスの交付が必要となる特別会計におきまして、それぞれインボイス発行事業者としての登録を行い、インボイスの交付に必要なシステム改修の対応を行っております。

以上でございます。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） この制度については、業者の皆さんから、官公庁との取引はどうなるのかという不安の声もありました。

そこで、インボイス制度が行政と取引するにおいて、インボイス制度が始まることによって、消費税の免税業者が排除されるようなことになったら、大変だと思います。行政において、免税業者との取引はどのように考えられていますか。

議長（平野 正） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

まず、市の一般会計につきましては、インボイス制度開始後も消費税の申告義務は従来どおり発生せず、免税業者との取引を継続するデメリットはないことから、従来どおりの取引を継続することとしております。

それから、企業会計、またインボイスの交付が必要となる特別会計につきましては、インボイス制度開始後、免税業者との取引に係る消費税額が消費税の申告上の控除として取り扱うことができなくなりますので、一定の影響は避けられないと考えております。

しかしながら、当面6年間は経過措置が設けられ、免税業者との取引に係る消費税額の全額が、制度開始直後、直ちに控除できるわけではございません。また、特定の事業者にはしか対応できない取引もある状況でございますとか、会計全体の取引額における免税業者との取引額の割合なども考慮いたしまして、当面はインボイス制度開始後に免税業者との取引を排除するような対応はしないこととしております。

以上でございます。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） そしたら、最後の質問に移ります。

国保の値上げについてです。必要な医療の提供を維持するために、やむを得ず令和5年から税率を変更したということで、議会でも説明がありました。国保の改正条例によって、市民全体に影響が出ています。私の周りでも、例年よりも3万円から7万円上がったという声を多く聞きます。確かに、この間、四万十市としては、値上げをしないで、基金を崩して運営してきたこともよく分かりますが、様々な物価高騰が続く中で、市民にとっても大きく影響があります。そして、その中でも、中小自営業者にとっては、まさにダブルパンチとなっています。コロナ禍の中で売上げも伸びずに、そして材料が高騰する中で、ガソリンも上がって、大きく影響が出る中で、国保料の値上げです。業者さんは、この間、何年間かのコロナ禍の中で、国保については減免制度を利用しながらやりくりをしながらやってきた業者さんもいます。それで、少し回復できたので、減免制度を今年は求めなかったんですが、その分、国保税が1.5倍の金額で請求されたという声も聞きます。こういった事業者について、影響について、行政のほうはどのように認識をされているのか、お聞きをします。

議長（平野 正） 山崎税務課長。

税務課長（山崎行伸） では、国保税を賦課する所掌をしています税務課のほうから、そういった税率改正に伴う市民の声という観点でご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、今年度の国保税の当初納税通知書を7月17日付で発送させていただきまして、その際、税率改定に関する説明文書も同封の上、ご案内をさせていただいております。その後、改定に関するお問合せということですが、正確な数字は把握しておりませんが、職員に聞くと、大体20から30件程度あったということを確認しております。内容としましては、昨年度の税額より増額になっていることのお問合せでございましたけれども、税率改定に対する疑義等の内容はなかったということは確認しております。お問合せに対しましては、同封の説明文書を用いて説明をさせていただいたところ、皆様理解を示してくださったという状況でございます。

以上です。

議長（平野 正） 谷田道子議員。

13番（谷田道子） 市民様々に大きな影響があったというふうに思います。どれぐらいの税

収かって聞いたら、前回4,900万円ぐらいの税収が、上げることによって上がるというふうにお聞きをしました。その4,900万円を市の財源で補填できないかというふうには私は思ったわけですけど、そういう市民の現状のところについても、丁寧に説明をしながらやっていく必要があると思いますし、行政の実態というもつづさに見ていただきたいというふうに思っています、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（平野 正） 以上で谷田道子議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時0分 休憩

午前11時10分 再開

議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、上岡真一議員。

8番（上岡真一） 市民クラブ、上岡真一です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問したいと思います。

教育について、まず質問をします。

最初に、小学生の熱中症対策についてお聞きします。

熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱が籠もった状態をいいます。野外だけでなく、室内でも、何もしないときでも発症し、緊急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。本市においては、重大な事件等がなかったことが幸いしておりますが、熱中症対策として、野外活動において対応する様々なグッズが販売されています。ネッククーラーやスプレー、氷のうや手軽な携帯扇風機や空調ベストなど、多くあります。

しかし、登校中の小学生を見ていると、帽子をかぶっている小学生はあまり多くいません。本日も調べてみると、男子の小学生がキャップの帽子が大体3割、女子の帽子着用が、ハットが若干あって、キャップというふうに、女子が1割弱ぐらいで、帽子の着用率は少ないように見受けられました。通学時等の帽子着用の指導は行っているのか、学校教育課長にお聞きします。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） ご答弁させていただきます。

各小学校に確認をさせていただきましたところ、13校中10校の小学校で熱中症対策として登下校時の帽子の着用の指導を行っております。また、その多くが、登下校時のみだけでなく、休み時間を含む屋外に出る場合には、帽子を着用するような指導を行っているというふうにお聞きをしております。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番(上岡真一) ありがとうございます。今日も、小学校1年生の孫が、じいじ帽子かぶって行きようぜということで前を歩いて、本当にあそこに立つのがうれしくなっているような最近状況ですが、通学時の帽子の着用、これも熱中症対策の一つでもありますので、多くの子供たちが帽子を着用するような形での指導をこれからもお願いしたいと思います。

次に、通学時の日傘指導は行っているのかという質問です。

通学時に日傘を差して登下校している小学生の姿は、一度も見たことはありません。2020年5月に愛知県の豊田市にある小学校で、日傘を差して登下校を始めたというニュースが注目されました。傘を差すと、ソーシャルディスタンスが保てると同時に、真夏の登校時の熱中症対策にもなるという画期的なアイデアは、様々なメディアでも取り上げられました。兵庫県明石市でも、市内の学校に向けて、日傘の使用は義務づけていないが、夏場の登下校における熱中症対策として認めるよう通知との記事や、日傘を差している間は、日陰にいることになり、直射日光を受けるより明らかに涼しく快適で、熱中症予防のための水分補給などは、かなり浸透してきたが、子供の日傘使用も熱中症対策の一つとしてもっと知ってもらえたらという記事もありました。

そこで、ご質問しますが、通学時の日傘指導は行っているのか、学校教育課長にお聞きします。

議長(平野 正) 山崎学校教育課長。

学校教育課長(山崎寿幸) 市内各小学校に確認をいたしましたところ、登下校時の日傘の使用に係る指導をしている学校につきましては、ないというふうに承知しています。

議長(平野 正) 上岡真一議員。

8番(上岡真一) ありがとうございます。日傘使用、これは難しいと思います。低学年の子供になったら、傘によって、雨の日は差してはいますけれど、これによってけが等のこともありますので、日傘指導、これはなかなか難しいと思いますが、こういうふうな熱中症対策もあるということも頭に入れていただきたいと思います。

次は、登下校中、特に登校中の水分補給の小学生を見ていると、赤信号で止まっているときに水筒を開けて水分補給をしている子供や通学の歩道で歩きながら水分補給をしている子供を見ます。学校での登下校中の小学生に対して、通学時の水筒での補水場所の指導は行っているのか、学校教育課長にお聞きします。

議長(平野 正) 山崎学校教育課長。

学校教育課長(山崎寿幸) この件に関しましても、各小学校に確認をいたしましたところ、通学時の補水場所を具体的に示して指導している学校につきましては、ございません。学校におきましては、熱中症対策として、登下校時に限らず、小まめに水分補給をするよう日常的に指導しており、その中で、歩きながら補水をしないよう指導しているということをお伺いしております。今、議員もおっしゃっていただいたように、歩きながらを見かけるところがあると

いうことをおっしゃっていただきましたので、その点に関してましては、また校長会等も含めまして、交通安全含めて、安全管理の部分については周知をしていきたいと考えております。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） ありがとうございました。

子供たちに登校中の水分補給の場所までは指定することは難しいですけど、見ていると、歩きながらの水分補給は、結構大きい水筒ですので、目の前が隠れるような状況で歩きながら飲んでおると、そういうこともやはり厳しいですので、怖いという危険性もある。学校の中で教える、教育するというのは教え育てるということになりますので、そういうことだけは避けるような形で指導をお願いしたいと思います。

次に、小学生の読書指導についてお聞きします。

今年の教育民生常任委員会で、数校の小学校の視察を行いました。学校内を視察していると、図書室に学年別に何冊という年間の読書する目標冊を書いて、図書室に掲示していた小学校がありました。本市の小中学校において、年間読書冊数を指導しているのか、学校教育課長にお聞きします。

議長（平野 正） 久保教育長。

教育長（久保良高） お答えします。

小学校では、学年に応じてですけど、学年に応じて目標とする数値は異なりますが、年間や学期ごとに読書冊数の目標を設定し取り組んでいます。

また、児童会の図書委員会活動において、多読者の表彰をして、意識づけをしたり、読書冊数の状況を学年別または学級別のグラフで表し、可視化することで、児童に目標の進捗状況を確認させるなど、各校が工夫をして読書冊数の目標を達成するような取組をしています。

ただ、残念ですけど、中学校では、年間目標を設定している学校はありません。ただ、小学校と同様、生徒会図書部の活動において、読書コンクールやお薦めの本の紹介コーナーを設置するなどして、読書に対する啓発を行っています。

委員会としては、全ての学校で、研究所と協力して、朝読書の推進は行っております。令和5年3月の調査では、市内全ての小中学校の校時表に朝読書が位置づけられていますし、各教室では、児童生徒と教員と一緒に朝読書をすることにより、落ち着いて授業をスタートできる、また読書の年間目標冊数にも寄与していると考えております。

以上です。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） ありがとうございました。中学校では指導はしていないが、小学校では指導しているというふうな答弁、ありがとうございました。

何の本だったか、何の記事だったか忘れましたが、このような記事があり、興味を持ちました。人生を楽しく生きるには3つの方法がある。1つは、金持ちに生まれる。もう一つは、有

名人の子供に生まれる。詳しい理由は割愛するが、いずれも自分では決められないことだ。これは運命しかない。なら、その他の大多数の人はどうやって人生を楽しめばいいのか。そこで、3つ目の方法として挙げたいのが、教養を身につけて、一流の人間になることだという記事でした。教養を身につけて一流の人間になることは、いろいろな方法があると思いますが、手取り早いのが読書だと私は個人的に思っていますので、私は年間60冊、月に5冊の目標を立てて読む努力をしていますが、これは上げただけで、月3冊前後の年間30冊前後を読むのがやっとです。しかし、読み終われば、簡単にその本の感想を書くようにしていますが、ここで質問をします。小中学校で読書の後の指導は行っているのか、教育長にお聞きします。

議長（平野 正） 久保教育長。

教育長（久保良高） お答えします。

読書後の指導についてですけれど、小中学校の9割が、夏休みの宿題に読書感想文として児童生徒に取組をさせ、担任や国語科で添削等の指導をしているのが現状です。夏休み以外では、読んだ本の感想、冊数、ページ数を読書の記録として記入している学校もあります。また、国語の授業において、自分が読んだ本について、お薦めの本の紹介として本の紹介カード、ポップ作りを作成し、友達に紹介する取組もあります。

また、読書で得た感動を文字ではなく絵画に表現する読書感想画に取り組んでいる学校も複数あります。このように読書感想文という形だけでなく、本で読んだことを頭の中で整理し、何らかの形で表現する活動は、各学校が積極的に行っています。また、それは大変重要なことだと考えておりますので、これからも各学校で取り組むように指導していきたいと思っております。

ただ、朝読書については、読書に親しむということを主眼にしておりますので、学校も感想文は求めておりません。

以上です。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） 継続的に読書の後の指導をお願いしたいと思います。

読書などの感想を書くメリットは、本の内容が圧倒的に記憶として定着する。本の内容をより深く理解できる。本の内容が整理できる。文章力がアップする。思考力、考える力がアップする。自己洞察が進む。飛躍的に自己成長できるなど言われています。自分たちが若いときには、こういうふうな指導は、学校ではされませんでした。だから、自分は、読書感想文というのがすごく嫌いで、1冊の本の後ろのはしの解説を読んで感想文を書いていました。だから、この感想は何ぞということ、よく学校の先生に怒られましたが、読んだ後の感想文を書くことによって、これだけの力がつくんだということをお子たちに教えながら、長編でも短編でもいいので、感想文を書くという習慣を身につけさせていただきたいとお願いをしまして、次の質問に移りたいと思っております。

小中学校の化学物質過敏症について質問しますが、化学物質過敏症とは、ある程度の化学物

質にさらされるなどして、一旦過敏症になると、その後は僅かな化学物質にも過敏に反応し、健康被害の症状が現れるようになっていわれています。症状は、非常に多様で、粘膜刺激症状・皮膚症状・呼吸器症状・循環器症状・消化器症状・精神症状・自律神経障害・中枢神経障害、そして頭痛・発熱・疲労感などがあるようです。原因になる化学物質は、香料・洗剤・柔軟剤・シャンプー・化粧品・制汗剤・農薬・除草剤・殺虫剤・たばこ・自動車の排気ガスなど、身の回りにある全ての化学物質が原因となり得るといわれています。8月ぐらいでしたか、テレビで放映されていましたが、教室に入れず、風通しがいい体育館の廊下で机を出して、自学自習している子供の様子などが放映されていました。

ここで、質問しますが、小中学校における対策について、学校教育課長にお聞きしたいと思います。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） お答えいたします。

化学物質過敏症とは、今議員もおっしゃっていただいたとおりの症状等を伴う健康被害の一つであるというふうに理解をいたしております。現在、市内の小中学校で、化学物質過敏症またはその疑いのある症状の発生事例等はありません。そのため、特別に対策を取っている学校はないというところでございます。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） ありがとうございます。

しかし、花粉症も、以前は、杉花粉、何のこっちゃとか、アトピー性皮膚炎にしても、何でもこういうふうなアトピー、皮膚炎が起きるとか、分からないことが多々ありました。化学物質過敏症も、多様な症状があることを理解して、発症すればすぐ病院に行き、学校での対応をお願いしたいと思います。

次に、小中学校の水泳について質問します。

その前に、7月31日の高知新聞に、いの町教育委員会は、本年度、町内全ての7小学校で、学級担任ではなく、異なる教員が授業を行う教科担任制を本格的に導入したとありました。教科担任制は、文部科学省が推進していきまして、子供たちが学習環境の変化に戸惑う中1ギャップの解消や授業準備の効率化などを通じた教員の働き方改革を念頭に、2020年度から小学5、6年の理科・算数・英語・体育で専門の教員を配置できる予算措置を講じていると。県教委も、24年度までに県内全小学校への導入を目指していると。これを先にとって、いの教育委員会は、教科担任制を取っているんじゃないかと思いますが、私は、教員不足の中、いの町のように本市に小学校全て教科担任制を導入すべきということを言っているのではありません。随分前の一般質問で、体育の授業は、全小学校で専門の体育教員が担当すべきだということをお願いしました。特にプールでの水泳授業があります。水泳は、命に関わる運動でありますし、専門の先生ではなく、場合によっては、泳げないということはないと思いますが、採用試験に25m

という泳ぐあれがありますけれど、しかし、平泳ぎで25m、2分かけて泳いでも泳いだことになりまので、これは泳げるといううちに入らないと思います。だから、泳げないような先生に指導されているということは、危険と思っていますし、過去には痛ましい事故も発生しています。小学校の体育授業は、小学校1年から全ての学年に体育の専門教員を配置すべきではないかと思っていますが、答弁をお願いします。

議長（平野 正） 久保教育長。

教育長（久保良高） お答えいたします。

議員の言われるとおり、小学校において、体育の専門教員が体育の授業の指導が行えることが望ましいと考えております。また、県の教育委員会、また市の教育委員会としても、小学校において専門の知識を持った教科専科制ということを進めようとしています。特に外国語・理科・算数・体育を指導する教科担任制の推進を図ろうとしようがですけど、ご存じのとおり、教員不足の状況で、小学校教科担任制が県の教育委員会や市の教育委員会の思惑どおり進んでいないのが現状です。

ただ、各小学校では、それぞれ例えば5年生、6年生が2クラスあるんだったら、片方の先生が両方の学級の算数を担当するとか、工夫しながら教科の専科を、自分の得意な教科等を生かしながら指導しているのが現状です。

これからもできるだけ小学校において、体育、また他の教科の専門教員が授業ができるように取り組んでいこうと思います。現実として、今小学校で体育の専門の教員が体育の授業を受け持っているのは、これは教員のたまたま配置でそうなっているがですけど、大用小学校だけです。あとは、学級担任または男性がやっているとか、そういうのが現状です。

ただ、今言いましたけれど、教員の負担軽減や専門性の発揮を目的に、来年度、小学校でできるだけ教科の専門の教員が配置できるように、県教委のほうにも交渉していこうと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） ありがとうございます。

本市では、全小学校において、子供のスポーツ嫌いの解消や最低限の小学生の体力づくりなど、こういうことで、こういう理由で、このような形で導入したいというふうに、本市独自の小学校体育の教育に携わっていただいて、これはちゃんとやりたいということを教育委員会に強く要望して、本市独自の小学校体育の教育の推進ということを目指して行っていただきたいというお願いをしまして、次に移りたいと思います。

学校プール廃止、全国で拡大という記事がありました。6月29日の高知新聞です。本市の小中学校では、全ての小中学校にプールの設置があり、下田小中と大用小中の共有以外は、全て1校1プールだと思います。しかし、築30年以上が数校あり、また築50年以上の小学校もあり

ます。一番古いのは、下田小学校の昭和43年10月に建設されたというのが一番古い小学校のプールですが、このように全ての小中学校は、プールの授業がありますので、水道料や修繕費用は膨大だと思います。この質問は、11日の初日の西尾祐佐議員が質問して答弁したと思いますが、確認の上でお願いしたいと思います。小中学校のプールの水道料金は年間幾らなのか。そして、築30年、まだ50年以上あるプールの改修や修繕費をする場合、年間幾ら費用が要するのか、井勘定と言ったら失礼ですけど、大まかでいいですので、教えてください。

議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

学校教育課長（山崎寿幸） 小中学校におけますプールの維持管理経費についてご答弁をさせていただきます。

維持管理経費につきましてですが、プールに係る水道料、それから水質検査料、薬品に係る経費、保守委託料、修繕料の合計でまずはお説明させていただきたいと思います。

まず、小学校全体におけます維持管理経費につきましては、令和2年度が14校で約700万円、令和3年度が13校で約800万円、令和4年度が13校で約750万円となっております。

次に、この部分につきましては、西尾祐佐議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、中学校全体における維持管理経費につきましては、令和2年度が11校で約265万円、令和3年度が9校で約180万円、令和4年度が5校で約130万円となっております。

水道料ということでしたが、中村地域だけで持っている資料でお答えさせていただきたいと思います。小学校のほうでいきますと、令和4年度が約315万円ほど、令和3年度が中村地域270万円ほど、令和2年度につきましては177万円ほど、令和元年度が324万円ほど、令和2年度、3年度が少なくなっているのは、コロナの影響もあろうかというふうに思っております。

一方、中学校のほうにつきましては、令和4年度が中村地域61万円ほど、令和3年度が29万円ほど、令和2年度が56万円ほど、令和元年度は137万円ほどということで、中村地域に限ってですけども、お答えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） よく分かりました。思った以上に教育予算の財源が必要だということが分かりました。

次に、合致するところがありますので、ここだけで終わりたいと思いますが、プールでの授業は、屋外ですので、外から水着姿が見られるとか、日焼けをさせないでほしいとの声もあるように聞きますけど、老朽化が激しいプールの修繕費やプール授業に否定的な声も聞こえる中で、今後も小中学校のプールでの水泳の授業を行っていくのか、教育長、教えてください。

議長（平野 正） 久保教育長。

教育長（久保良高） お答えします。

現行の学習指導要領において確認したのですが、小学校1、2年生は水遊びを、小学校3年生から6年生までは水泳運動を、中学校1、2年生の水泳領域は、全ての児童生徒に履修させることとなっております。

ただ、中学校3年生については、器械体操・陸上競技・水泳・ダンスについては、いずれかから1つ以上を選択して履修できるようにと書かれておりました。

また、文部科学省の水泳指導の手引には、水泳授業の趣旨・目的について、水泳の領域で求められる身体能力を身につけること、また水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこととなっております。

ただ、議員が言われるとおり、小中学校の学習指導要領には、適切な水泳を行う場の確保が困難な場合には、これらを取り扱わないことができると記載されております。ただ、本市の現状としては、これに該当しないと考えております。

以上のことから、水泳は、児童生徒の命に関わる学習であり、水泳の授業は重要であると考え、本市としては、水泳の指導が可能な環境が続く間は、今後も学習指導要領に沿って履修することが必要であると考えております。

以上です。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） ありがとうございます。

水泳の授業は必須ではないということは理解しておりますが、履修すべき授業ということは、これは市民全員分かっていると思います。水泳の泳ぎ等々については、身につけることが、社会に出てからどれだけ安全で自分の体を守るだとか、いろんなことに対して身につく授業ということはみんな分かっていますが、水泳の授業というのは、LGBTQの問題やプライバシーの侵害、人権問題にも発展しますので、デリケートな授業に今からなると思いますので、本市では、子供たちが気持ちよく安全に水泳の授業に取り組んでいただきたいということをお願いしまして、ここはもう終わりたいと思います。

次に、保育所・小中学校の教職員駐車場について質問します。

私が高等学校勤務時の平成19年頃になると思いますが、通勤手段として自家用車使用届を提出し、学校へ勤務するとき、学校敷地内に自家用車を駐車する場合には、教職員駐車場控除として給与から天引きされておりました。県立高校ですが、一番高いのは追手前高校で、自家用車で通勤する教職員は月数千円、幡多郡なら中村高校・幡多農業高校・西土佐分校が徴収されています。ここに高知県管理下の施設の中の駐車料金全部、月幾らかという徴収料金を書いています。幡多郡内の6市町村の保育所・小中学校でも、駐車場の料金を払っている学校などがあります。隣の宿毛市は、保育所・小中学校で駐車料金を徴収していると聞きました。本市は、保育所・小中学校、徴収していないと思います。しかし、もうそろそろ検討すべき事項ではないだろうかと思うのですが、保育所・小中学校の教職員は、駐車場の料金を支払うべきで

はないのかと思いますが、これは総務課長でしょうか。

議長（平野 正） 岡本総務課長。

総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

本市におけます駐車場利用料についてでございますが、市が所有する土地や借り上げた土地への駐車につきましては、議員ご指摘のとおり、現在料金を徴収しておりません。職員個人が借り上げ、負担している場合もございますが、職場によっては、勤務先周辺に借りる場所がなかったり、常勤ではなく週の勤務日数が少ないパート勤務の会計年度任用職員等、駐車場の確保が難しかったりする職員のために、福利厚生の一環として、駐車場の料金の負担がないようにしているところでございます。

しかしながら、今後は、高知県や他市町村の事例を調査しながら、駐車場利用料について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） ここながですよ。もう今から検討してもらいたいというのが自分の希望なですよ。先ほど小学校・中学校のプール等についての使用料、水道料と補修なんかできて、令和4年度は1,000万円ぐらい、令和3年度も1,000万円ぐらい、800万円幾ら、800万円が一番近いですか。ですから、保育所・小中学校の教職員数掛ける1人1,000円だったら、1,000円掛ける年間幾らで計算したら、プールの使用料ぐらいは全部財源になるんですよ。だから、そういうことも考えて、今まで18年間手つかずやったということがおかしいですよ。学校の先生だけが特別じゃということがおかしいんですよ。県立は、もう18年前からやっているんですよ、平成19年度から。本市が今までしていなかったということが、いかんことなですよ。ここをしっかりと、総務課長、メスを入れて、こういうふうなことで財源が必要なんだということも理解させて、検討していただきたいと思います。小学校の子供たちは、オール四万十として一生懸命勉強にも励んでいます。教職員も、オール四万十の一員ということを自覚して、自負しながら、勤務すべきじゃないかと思います。

次に移りたいと思います。

生涯学習について質問をします。

四万十市史の編さんについてですが、四万十市史の編さんに当たり、副読本を作成していただきたいという質問ですが、7月12日の高知新聞の記事で、市町村史編さんラッシュとの大きな見出しがありました。ここに中村市の市史と続編を持ってきました。これは、中村市史の最初の発行は、昭和44年11月3日に発行されています。長谷川賀彦第3、4、5代市長が発刊の言葉を寄せていまして、次に中村市史続編、これも大きい、続編も一緒ぐらい大きい本ですが、昭和59年3月31日に発行され、西村正家第7、8代市長が発刊の言葉を寄せています。このように多岐にわたって専門家が集まり、執筆活動を行い、1冊の冊子を作成するには、膨大な資

料収集と膨大な時間と費用等が必要となり、大変な労力が必要となると思いますが、本市は四万十市史の編さんの計画はあるのか、生涯学習課長に答弁をお願いします。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） 市史についてご答弁いたします。

議員おっしゃるとおり、市に関わる主だった歴史図書につきましては、四万十市としての合併前に、中村市史が昭和44年、中村市史続編が昭和59年、また西土佐地域については、西土佐村史が昭和45年、次いで平成21年に永久保存版西土佐村史が発行されているところでございます。

合併後18年が経過しておりますが、四万十市で市全体の歴史をひもとく市史の再編は行われておらず、主な通史を記述した中村市史及び西土佐村史の発行からは50年以上が経過をしているという状況でございます。この間に、市内での歴史資料の調査や発掘調査などが進み、市の歴史に新たな知見が増えてまいりました。また、国・県など広域での歴史の解明も重なり、市の歴史の記述について、更新が必要となっていると認識しております。

これらを受けまして、市としましては、四万十市で初めての市史の編さんについて前向きに検討しているところでございます。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） 四万十市史の件はよく分かりました。自分が言いたいのは、こういう厚い本ではなくて、誰が読んでも分かるというふうな副読本的な本を作っていただきたいという。これは、私が、小学校1年生の孫が、じいじ、四万十市はどうやってできたと言われたときに、よう答えることができませんでした。四万十市の前は、中村市政、中村市政の誕生というのは、中村町と下田町の2町と東山・蕨岡・後川・大川筋・八束・具同・東中筋・中筋・富山の9村、2町9村が合併し、県下最大の広域を持った中村市が昭和29年に誕生したとありました。そういうふうに、誰が見ても聞いても分かるような、そして絵に、要するに四万十、中村市ができる、村ができる前に大きな田植とかいろんなしような風景があって、そこに一条教房が下向して、応仁の乱が始まったときに、公家たちが相次いで京都から離れてきたと。1468年、応仁2年9月に一条教房が幡多荘の中心となっていた中村に下向した。それから、こうこういうことにして、次に一条房家がこうこういうようなことをしたと、次に一条房冬が一条家の繁栄の時代を京都を行き来して過ごして、宮家の玉姫を嫁さんに連れてきたと。相当きれいな嫁さんであったということで、幡多美人というのは、この玉姫から来ちょうがじゃないかとか。次が、一条房基で、その次が最後の土佐一条家最後の当主の一条兼定であって、兼定のときに、長宗我部元親が来て、渡川で合戦を起こして終わったと。そして、1600年11月に山内一豊が土佐藩の領主として入ってきて、弟の山内康豊が中村の初代藩主となるとかというふうに、誰が読んでも分かるように簡単な副読本というものを作成してもらいたいというのが、自分の希望というか、じいちゃんばあちゃんの孫にも教えられるような、そういうもんを作っていただきたい

いというのが希望なんですけれど、生涯学習課長、答弁をいただきたいと思います。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） 市史として編さんされる図書につきましては、図書の性格上、一部で専門的な用語が用いられるなど、市民の皆さんや子供たちには分かりづらい表現も含まれることになろうかと思えます。議員おっしゃられるように、一方で分かりやすく市の歴史を皆さんにお伝えするというのも、市史編さんの行う意義の一つとして認識しておりますので、通史の編さんの完成をめぐり、アップデートされた市の歴史をまとめた市民向け、子供向けのパンフレットの作成についても検討していきたいというふうに考えております。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） 検討というのも、ぜひ早めに作成ということをお願いをしまして、次に移りたいと思います。

福祉についてお聞きしたいと思います。

社会を明るくする運動についてですけど、本市は、7月1日に行う出陣式等ですが、今年は7月1日が土曜日ということもありまして、7月3日月曜日に行いました。岸田文雄内閣総理大臣からのメッセージがあり、幡東保護司会会長が代読されました。幡東保護司会というのは、黒潮分区、中村分区、西土佐分区の3つを合わせたのが幡東保護司会という組織ですが、このように全国の自治体で出陣式等が行われています。我々、保護司、四万十市議会議員でも3名の保護司がボランティア活動を行っています、様々な活動を行っています。

その中で特に重要な活動は、更生支援という活動です。彼や彼女たちは、何らかの形で事件を起こし、刑務所に入所します。そして、出所した場合の再犯率は、入所者の4割ほどだと統計的に出ています。罪を犯した人が出所したときに、再犯を防止するため、令和5年3月に第1次計画の内容を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、第2次再犯防止推進計画が閣議決定されました。第2次再犯防止推進計画における7つの重点目標は、1、就労・住居の確保、2、保健医療・福祉サービスの利用促進、3、学校等と連携した修学支援の実施、4、犯罪をした者などの特性に応じた効果的な指導の実施、5、民間協力者の活動の促進、6、地域による包摂の推進、7、再犯防止に向けた基盤の整備の7つの重点課題ですが、本市は、更正保護活動の第2次再犯防止推進計画の7つの重点目標について、活動計画などを作成しているのか、福祉事務所長に答弁を求めます。

議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

福祉事務所長（渡辺和博） それでは、私のほうから再犯防止推進計画についてご答弁をさせていただきます。

再犯防止計画については、県内でも多くの自治体が地域福祉計画というものの中に定めております。本市についても、四万十市社会福祉協議会と共に、平成31年度に地域福祉計画を策定しておりますが、四万十市の地域福祉計画には、再犯防止に係る計画は見当たりません。

そこで、調べたんですけれども、再犯防止推進法第8条では、再犯防止推進に係る計画を市町村は定めるよう努めなければならないというふうになっております。また、平成31年当時の市町村地域福祉計画の作成ガイドラインについて確認をしたところ、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として各種ある中、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方ということで示されております。これにより、多くの自治体で、再犯防止に係る考え方が地域福祉計画の中で示されているということは容易に想像できます。

しかしながら、さきも申しましたように、本市の地域福祉計画の中には定められておりません。そこで、地域福祉計画の策定年である平成31年当時にこれをどう認識されていたのか。という理由で計画から外されていたのかを当時の担当者に確認をしたところ、再犯防止に係る項目が示されていることは知っていたが、計画に載せなければならないという強い認識がなかったということでした。計画には、現在掲載はされてはいないんですが、再犯防止に係る四万十市の役割については、上岡議員もおっしゃったように、社会を明るくする運動の中で周知等の取組は継続をしてきましたし、今後も犯罪をした者等への社会復帰支援について、関係する機関等から依頼があれば、市の役割の中でしっかりと責任を果たしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） ありがとうございます。大分昔のことまで調べていただいて申し訳なく思っています。

日本の社会全体で言えることですが、一度失敗した人をとことん二度と立ち上がれないくらいたく風習がありますが、人間なので、失敗はします。更生支援とは、漢字の字のごとく、更生、さらに生きることです。本市は、一人たりとも見捨てない。支援の責任は社会にあり、行政、ここが一番言いたいのですが、行政が責任を持ってやるという大義を掲げていただきたいとお願いしまして、最後の質問に移りたいと思います。

介護について質問します。

介護職員初任者研修課程についてですが、介護職員初任者研修とは、介護職として働く上で必要になる知識や技術を習得することができる研修で、総時間数は130時間で、全課程修了後の修了試験に合格することで資格を手にできます。介護の仕事は、職場によっては、無資格・無経験から始めることもできますが、特定の職場で働くには介護の資格が必要になってきます。介護職員初任者研修では、介護の仕事に全く従事したことがない方でも、理解ができる講義と実際に体を動かす実技演習によって、介護業務に必要な基礎知識や基礎技術などを身につけることができる研修です。高齢者が増えてきている中、本市にとっては必要不可欠な資格だと思っています。そのために、昨年度から予算もつけた新たな事業を導入していますが、介護職員初任者研修課程の研修の受講者数を高齢者支援課長にお聞きします。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） 介護職員初任者研修の受講者数というご質問でしたけれども、少し介護職員初任者研修についてご説明させていただきます。

超高齢社会を迎え、本市におきましても、高齢者率は増加の一途をたどっています。団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、高齢化率が37.7%、令和22年には40.5%に達する見込みとなっております。このような状況の中、高齢者の生活を支える介護人材の不足につきましては、今以上に大きな問題となることが見込まれており、介護人材の確保に向けた取組は、市といたしましても最優先課題の一つであると考えております。

そこで、本市では、令和4年度から介護職員初任者研修に取り組むこととしました。この課程を修了しますと、施設の介護職員の仕事やホームヘルパーの仕事を行う資格が取得できるものですが、この研修は、議員からもありましたが、約4か月間、130時間にわたる研修ということで、身近な地域で研修を受講することができる環境をつくることは、資格を取得したい市民の方々に取りましても有益なことであり、市といたしましても、介護人材の確保につながるものと考えております。

そこで、ご質問の研修の受講者数ですが、令和4年度は、定員20名で募集を行ったところ、14名の方が受講され、そのうち12名の方が資格を取得されました。

以上でございます。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） ありがとうございます。20分の14で12人が合格したと、うれしい限りです。

本当に必要な仕事であり、多くの方々が資格を取得し、現場で多くの高齢者の支援に携わっていただきたいと思います。しかし、現実には、重労働であり、給料が安いと敬遠される職業でもあります。本市のホームページや広報紙などを活用し、積極的にこの事業をアピールしていただきたい。ちなみに、中村高校西土佐分校でも、この介護職員初任者研修をやっています。直近5年間ですけれど、令和元年が2名、令和2年も2名、3年、4年も2名、今年はずeroです。なかなか資格を取って職場に行っても、重労働で給料が安いというふうなことがネックになっている、このこともいろいろと今から議論していかないかと思えますけれど、この事業を中・長期的に見て、いつまで取り組んでいくのか、始めたばかりで申し訳ないですけど、高齢者支援課長、教えてください。

議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁いたします。

令和4年度に開始しました初任者研修ですが、令和5年度も引き続き実施をしております。先ほどのアピールという話ですが、募集開始に当たりましては、広報しまんと、四万十市公式ホームページへの掲載のほか、開催案内のチラシを幡多郡内全ての高等学校、ハロー

ワーク四万十、各事業所に配布し、また市内のスーパーや社会福祉協議会にポスターを掲示するなど、周知・広報には努めてまいりました。その結果、令和5年度も昨年度同様の14名の方に受講申込をいただいております。研修は開始しております。

議員おっしゃられたように、介護人材の不足というのは大変深刻な問題になっておりまして、中・長期的な取組、つまりこの研修を継続していくことが重要と担当課としては考えております。

また、昨年、高知労働局と締結しました四万十市雇用対策協定、これに基づきまして、ハローワーク四万十とは、介護人材の確保に向けた協議も度々行っておりまして、当該研修の周知依頼や受講者への求人情報の提供など、積極的に行ってもらっているところでございます。

今後につきましても、受講者の方や介護の現場のニーズなどを的確に把握し、ハローワークを中心としまして、関係機関と連携しながら、介護職員初任者研修事業を継続し、介護人材不足の解消に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 上岡真一議員。

8番（上岡真一） ありがとうございます。

本市、四万十市は、子供をはじめ支援が必要な世代だけでなく、全ての住民に対して、行政が一人一人に本気で向き合い、そしてしっかりと寄り添い、いつまでもみんなで助け合う、温かいまちづくりを行っていただきたいとお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（平野 正） 以上で上岡真一議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時4分 休憩

午後1時0分 再開

議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

大西友亮議員。

11番（大西友亮） それでは、質問通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回、私の質問のほうは、国民健康保険についてと総合文化センターについてと市長の政治姿勢についての3点でございます。

さきに谷田市議、そして初日の川淵市議も同じような質問をされておりましたので、中にはかぶる質問等もあるとは思いますが、そちらのほうはご容赦いただきまして、答弁のほうをお願いいたします。

それでは、まず1点目、お伺いをいたします。

国保の値上がりについて質問をしますが、四万十市のホームページによると、今回の値上が

り、財政調整基金の残高不足により、昨年に比べ、かなり国保料の値上がりがあったと思います。そこで、市全体として幾らぐらい上がったのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 山崎税務課長。

税務課長（山崎行伸） お答えをいたします。

当初課税の調定額でお答えをさせていただきます。令和4年度が5億5,439万5,400円になっておりまして、令和5年度が5億8,056万3,200円、対前年度比で2,616万7,800円の増となっております。

なお、少し補足説明をさせていただきますと、国民健康保険料の課税額と申しますのは、世帯ごとに課税されます平等割、それから世帯に属する被保険者数に応じて賦課される均等割、それから世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課される所得割で構成されております。このため、今回の調定額の増額要因といたしましては、保険料の税率の改定のほかに、世帯数、被保険者数、所得状況の変化等も含んだ数字でありますことを申し添えさせていただきます。

以上です。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） 分かりました。

それでは、もう続いての質問に移りたいと思います。

昨年に比べて、大きく国保料が上がった世帯について、どれぐらいの負担が上がったのか。また、その世帯とはどのような世帯なのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 山崎税務課長。

税務課長（山崎行伸） お答えいたします。

世帯数が多ございますので、全ての分析はかないませんが、ちなみに昨年度と比べて最も課税額が上がった世帯で1つお答えさせていただきますと、増額金額で言いますと99万4,900円の増額の世帯がございます。なお、この主な要因につきましては、土地等の売買により所得金額が増額したものによるものでございます。

以上です。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） 分かりました。条例の関係以外で、要は土地の売買があったので、99万円ですか、大きく上がったということで理解をいたしました。

今回の国保料の値上がりにより、どれぐらいの世帯に影響が出たんでしょう。何世帯ぐらい、今回の条例の改定によって国保料の影響が出たのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 山崎税務課長。

税務課長（山崎行伸） まず、今回の税率改定につきましては、基礎課税額の均等割、後期高齢者支援金等課税額の均等割と所得割、それから介護納付金課税額の平等割・均等割・所得割と、所得割・平等割と同様に全ての均等割についても見直しを行っておりますので、保険料

率の改定の影響は全世帯に影響があるということが言えると思います。

ただ、国民健康保険税につきましては、先ほどご答弁しましたように、世帯の被保険者数ですとか、年齢・所得状況等で算定しておりますから、全世帯の課税額が昨年度より増額しているわけではございません。

そこで、税率改定の影響を受けた世帯数ということでのご質問でございますけれども、令和4年度の課税世帯であります4,785世帯を基に、令和5年度課税額が増額している世帯数を見ますと、このうち3,253世帯が増額しておりまして、率にして67.98%となっております。

以上です。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） 今回の改定、67%の影響が出ているということで、非常に多くの世帯に影響が出ていると、分かりました。

続いて、お伺いをしようとしたんですけども、保険料が上がったことによる市民の声は行政に届いているかということですけども、こちらは谷田市議の質問の中で、税務課のほうに20から30件ぐらいお電話がかかってきたということでご答弁いただきましたので、ただ私のほうにも6人ぐらい、市民の方から今回国民健康保険が上がったというお声がありました。恐らく税務課に電話をされる方以上に、多くの市民の方、今回の国保税の増税、本当に生活に苦しいんだと思います。一応、お便りに載せているということですけども、その中でも上がり過ぎじゃないかというようなお声もいただきました。それは紹介として、なので4番の保険料が上がったことによる市民の声は行政に届いていないかというところは、もう飛ばさせていただきます。

続いて、令和12年、県下保険料の統一により、高知県全体の保険料が統一されようとしています。本市の場合、ほかの市町村と比べ、健康意識が高く、また市の保健行政の結果もあって、県下でも極めて低い水準でこれまで来ました。県下の保険料の統一化により、どこに住んでいても所得が一緒なら保険料も一緒にしたいとの県の意向で、これからも本市の保険料は上がっていくことが予想されます。どこに住んでいても保険料は一緒ということですが、ここからは私の考えです。医療にかかれる機会は、高知市内と四万十市内では大きく違います。地域で医療の格差があるわけで、県下全て同じにするというのは合理的ではないと考えます。この医療格差については、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 加用市民・人権課長。

市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。県下保険料の統一に係るご質問でございますので、担当課の私のほうからご答弁を申し上げます。

議員おっしゃられますとおり、保険料水準の統一に当たりまして、同じ水準で保険料を負担するのであれば、被保険者が受けられるサービス、医療やサービスも同様に均てん化されることが重要であるというふうに考えております。

したがいまして、医療提供体制の格差につきましては、早急に解決すべき課題であるというふうを考えておりまして、保険料水準の統一に係る協議の中でも、県に対して、格差の解消を要望しておるところでございます。

また、このような中で、医療供給体制につきましては、県が高知県地域医療構想や高知県保健医療計画を策定し、地域ごとの医療需要に応じた適正な医療供給体制の構築を推進しており、保険料水準の統一に向け、デジタル技術の活用による医療機会の確保や在宅療養制度の充実、医療人材の確保等により、より一層医療体制の充実を図ることとしておりますので、今後医療格差の解消が図られるものと期待するところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） それは、僕は無理じゃないかと思うんですけど。令和12年までにそれぞれの市町村に合わせた医療格差をなくすと、それは恐らく不可能なんじゃないかなと思うんですけども。それこそ平野議長がお住まいの大用と四万十市内の僕は東町に住んでいますけど、僕の場合は半径10km以内に何個も病院がありますけれども、大用ではそうではないと。それが県下で統一されると本当にお思いでしょうか。課長、答弁お願いします。

議長（平野 正） 加用市民・人権課長。

市民・人権課長（加用拓也） 今議員おっしゃられたとおり、例えば高知市内の病院施設、それと例に挙げていただいた議長のお住まいの大用地区、こちらで物理的に同じ医療が受けられる、例えば総合病院を建てる、そういった物理的なことは、財政的な問題等もございまして、困難ではないかというふうには、私個人としても考えております。しかしながら、今回の負担を統一するのであれば、受けられる住民の方へのサービスも統一に向けて努力をしまいたいということは必要ではないかと思っております。その中で、県が今回医療格差の解消ということで、先ほどご答弁をさせていただいた医療構想であるとか、そういったことをベースに、ソフトウェアが中心になるとは考えておりますが、努力をしまいたいというふうにも考えておりますので、県に音頭をいただいて、各市町村努力をしまいたいというふうにも考えておりますし、今後もしっかりと取組を行っていただくように、市町村としても要望をしまいたいと、強く要望をしまいたいと考えておるところでございますので、ご理解のほういただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） 努力を県下に求めていくということで、もう多分それは、僕も高知市内に住んでいて、それと議長を挙げさせてもらいましたけど、大用地区が一緒になるかといったら、なかなかそれはもう不可能だと思います。努力義務ということで、そこは一定理解できるんですけども、そもそもが保険料の統一自体が、やっぱり僕はおかしいんじゃないかなと思う

わけです。それぞれの住んでいる市町村で医療格差というのが生まれている以上、県下統一をするというのは、どう考えても不可解でなりません。そこは、言わせてもらったところで。

市長にこの質問で答弁を求めたいんですけども、県下で保険料が統一された後でも、市独自の制度として、保険料の一部を補助することは禁止されていないと思います。それこそ統一されましたら、要は各市町村が保険料を徴収して、それを県に渡すと。その中で、一般財源の繰入れ等は、特に禁止されていないと思います。そこで、子育て支援の一環として、例えばですよ、例えば子供の均等割を廃止する等、市独自で政策等を組んでみたらどうかと思いますので、そこら辺、市長、お考えをお願いをいたします。

議長（平野 正） 中平市長。

市長（中平正宏） 保険料の統一につきましては、特に幡多地域、全体的に保険料を大分低く抑えておりますので、幡多の首長でも集まって、例えば医療格差の問題であるとか、あるいは特に四万十市におきましては、健康づくりの運動等々、これは旧中村市、旧西土佐村のときから大変やっておりますので、それなんかが医療を低く抑えられた要因ではないかなと思いますので、そのことにつきましても強く発信をしてみたいと思います。

ただ、その中でも、どうしても統一するという形になりますと、四万十市を含めました幡多地域の保険料はかなり上がると想定をされております。その中で、今ほど大西議員が申されましたような形の対応というものが可能かどうか、これはまだはっきり分かっておりませんが、そこらあたり、あまりにも高くなるようであれば、一定そこらは考慮する必要があるのではないかなと考えておりますし、ただ保険料統一ということになりますと、当然これは差別があってはいけません。ただ、100%医療格差が標準化することは、僕は絶対物理的に不可能であると思いますので、これからまだかなり時間がありますので、その中でも地域地域の声というものはしっかりとくみ上げて、その中で進めていかななくてはいけないと思いますし、また保険料を上げるという形になりますと、当然議会議決が必要でございますので、議会議決がなかったら、保険料統一は絵に描いた餅となりますので、そこらはなおさらしっかりと県と話をした中で進めていかななくてはならないのではないかなと考えるところでございます。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） 分かりました。もう市長のお考えのとおり、僕も不可能だと思います、医療格差をなくすというのは。なので、これからも市長のほうには、時間もまだありますので、ぜひ声を上げていただいて、少しでも平等になるような形でやっていただきたいと思います。これで国民保険料の項目は終わりたいと思います。

続いて、総合文化センターについてお伺いをいたします。

総合文化センターを建てるに当たって、市民からパブリックコメントや市民との意見交換等を行い、運営計画をつくってきていると思うんですが、どのような意見等が反映されてきたのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） お答えいたします。

パブリックコメント等で得られたご意見につきましては、市民代表や学識経験者で構成する整備検討委員会で報告し、ご意見を伺った上で、可能な部分について、管理運営計画のほうに反映をしております。様々なご意見をいただきましたので、要望どおり反映できたもの、反映できなかったものがあります。市民の皆さんの共通の思いである様々なジャンルでの事業の実施や老若男女が気軽に立ち寄れ、楽しむことができる施設などの要望は、これまで以上の積極的な文化事業の実施や共有スペースで自由にくつろげるテーブル、椅子の設置などの形で計画に反映をいたしました。そのほかのご意見につきましても、できるだけ尊重しながら計画反映に努めましたが、これまでの活動や旧施設の状態が継続できるようにというご要望に関しましては、3つの施設が1つになることや運営体制が変わっていく中で、同じ形での実施が困難なものもありまして、要望どおり反映できていない部分もございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） 分かりました。

ただ、パブリックコメントでは、13名から27件の意見があって、その中で一番多かったのが使用料関係と減免制度等の意見だったようでございます。それについては、反映がされていないような形になっているようでございます。そこは分かりました。

今回の質問をするに当たって、教育民生常任委員会でも報告がありました、一般質問初日に川淵さんの質問にもありましたが、シルバー教室や市民の公民館活動について、私は、市の評価が非常に低いと思っています。市は、これまでのシルバー教室や市民の活動について、どのように評価をしているのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） お答えいたします。

シルバー教室につきましては、毎年200名近くの方々が年間を通じて定期的に活動してきており、参加者にとりましては、高齢者の生きがいづくりや健康づくりにおいて効果のある取組であるというふう考えております。

また、市民大学や各種の講座につきましても、市民の生涯学習の機会として、有意義な取組であるとの認識で実施をしてきておりますが、一方それぞれの事業で、参加者の固定化や減少という課題があり、さらなる工夫が必要な状況にありました。

また、従前の中央公民館や働く婦人の家では、一定の条件を満たした市内団体に対して、使用料を無料もしくは半額としておりました。また、文化祭として各種団体の発表会や展示会等での施設使用料の支援をしており、これらのことは、団体の活発な活動につながっていたというふう考えております。

しかしながら、総合文化センターにつきましては、本来の受益者負担の観点から、利用者には公平に応分の負担をいただくため、団体減免等の取扱いはしないとしております。これにつきましては、旧校舎など他施設を活用した活動支援や発表機会の創出などを予定しているところではございますが、今後、市民活動への影響も心配をしているところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） この点で何点かお伺いをいたしたいです。

まず1点が、昨日川淵議員の質問の答弁の中で、シルバー教室が1年間延びたとお伺いをいたしました。そこで、その中で縮小しながら模索していくというような答弁があったと思うんですけど、どういうふうな形でシルバー教室を運営されるんですか、この1年間。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） シルバー教室につきましては、これまで月に2回実施をしております。これにつきましては、市のほうで負担をして、もう一回分につきましては、講座生の方々が費用を集めて実施をしております。これにつきましては、新年度、6年度につきましては、月に1回の実施といたします。これについては、会場は新しい施設での実施を考えております。当初の考えどおり、活動の継続というのはしていただきたい。それが高齢者の方々にとっても有意義なものなのではないかという考えがありまして、引き続き例えばサークル化をして活動していただくと、そういう方向への支援をしていきたいというふうに考えてありまして、1回の実施以上に活動されたいという場合には、当然相談に乗りながら支援をしていくというふうに考えているところでございます。

縮小の内容については以上でございます。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） 月1回、1年で考えますと12回ですか、行っていくということですけども、これは1年間だけですか。その後はどうするんですか。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） すいません、回数につきましては、6月からの開催を考えておりますので、10回です。

それから、シルバー教室では必ずやっております年度末の発表会、これも市のほうで実施をするように考えております。

1年かというお話でございますが、我々としましては、先ほども言いましたように、ぜひサークル化、シルバー教室とは別の形での活動継続というのを図ってまいりたいというふうに考えておりますので、現時点では1年間だけというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） 僕は毎回思うんです、何年間か継続させるというのは、行政の空気抜きのように思ってしまうんです。そもそもが、文化センター、文化・芸術・生涯学習活動、これに向けてやってきているわけですね。それぞれの市民団体が、それに沿った形で、今までの施設で支援だったり減免制度を受けてきたと思うんです、これに沿った形で。僕は、これは財産だと思うんです、今、公民活動をしてきている人たちって。恐らく、生涯学習課の考えも、そうやってほしいということで、そういうふうな形に減免を今までしてきたと思うんです。これを新しい施設になったからって、じゃあ減免を取りやめる、この意味が僕にはよく分からないんです。僕は、文化センター、もしも文化・芸術・生涯学習、これでいっぱいになったんだったら、そのほかの団体全員を補助したらいいと思います。それによって、市としても、四万十市は、文化・芸術・生涯学習に関して、これだけの市民が満杯になるんやと。僕、このままやったら、この文化センター、本当にただ単に建っているだけの、市民の交流とかも言っていましたけど、世代別の交流とかも言っていましたけど、それが本当に果たされるのかなって思うんです。それぞれの団体が制度に見合った形で、ボランティアだったり、いろんな文化・芸術だったり、いろいろな活動をされていて、それに対して今まで生涯学習課は支援をしてきたんです。それを、やってきた生涯学習課の今までの経験を、今回の決定はこれを否定することにならないかなと。補佐の先輩方、ここにもう引退された方とかがおられると思います。生涯学習課に配属された方もおられると思います。その人たちの頑張りを、市民に文化・芸術・生涯学習をやってほしいという、そのために支援をすると、その行動自体を否定することにならないかなと思うんです。それについて、どうお考えですか。

議長（平野 正） 安岡生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐（安岡栄治） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、新しい総合文化センターについては、市の大事な施設でございます。文化・芸術の振興、生涯学習の振興はもとより、市内の活性化、にぎわいづくりに向けて、必要な大事な施設になってくると思います。そういった背景の中で、まずは市民の皆さんが、利用する方も含めてですけれども、利用しない方も含めて、市民の皆さんが公平に利用ができる、そういったルールづくり、体制づくりが要るのではないかなというふうに考えております。それによって、活発な活用がされていくのではないかなと考えております。その上で、文化振興、芸術振興、市内団体の支援、そういったものをどういうふうにやっていけるのか。そこで、我々は力を注力して、取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えております。

総合文化センターは、これからになります。事業についても、いろいろと計画もしておりますし、我々、今回そういった決断をした部分もございしますが、これからも様々なご意見をいただくとします。市としては、真摯に受け止めて、また新しい施設の開館を機に新しい活動につながるような、そういった期待もしながら、施設が市民にとってよりよいものになるようにしていきたいというふうに考えております。今後こういった取組が必要かは、引き続き検討し

ながら、生涯学習社会の実現に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） 了としづらい答弁です。それぞれ応分の負担を求めるという考えがあるようですが、生涯学習に関して、文化・芸術に関して、今まで生涯学習課がずっとやってきたことですので、それをどんどん広めるのが生涯学習課の多分役目だと思います。今回、それをやっている団体とかに、どんどんその規模を縮小していく。僕は、もっと予算をつけるべきやと思います。恐らく庁内の中でいろいろ検討して、恐らく財政課の課長あたりから、それは駄目やみたいな感じで言われるのかもしれないですけど、それを闘うのが生涯学習課の務めかなと思うんですけど。そこにどんどん支援をしていく、そして文化・芸術をどんどん広めていく。指定管理には、応分の支援もしているの、その分のお金が入る。新たな文化センターにはにぎわいが生まれると。僕は、それで何が悪いのかなという考えなんです。なので、そこら辺について、どんどん支援をしていっていただきたい。今回みたいに減免制度を考えずに応分の負担を求めるといのは、今までの生涯学習課がやってきたことに対する否定ではないかなと僕は思っていますので、そこら辺、今日は戸田課長はお休みですけども、ぜひお伝えをいただいて、今回のこの質問は、私のほうは、了解はしませんけれども、僕の思いをお伝えしましたので、そこら辺お願いをいたします。

それでは最後に、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

処理水の海洋放出についてです。

政府は、東京電力、福島第一原発で発生をした処理水の海洋投棄を決め、東京電力は、8月24日、福島県漁連をはじめとした内外の反対と懸念を押し切って、海洋投棄を始めました。政府は、国際原子力機関の報告書をお墨つきに、海洋投棄を決めましたが、報告書では、処理水の放出は日本政府が決定することであり、その方針を推奨するものでも承認するものでもないとしています。専門家から提案をされている大型タンクでの処理水貯留やモルタル化等による処分など、様々な案を全く検討をすることなく、決定をしています。福島第一原発で発生をした処理水の海洋放出をしたことにより、国内外でそれこそ風評被害であったりとか、中国は輸入をやめたりとか、いろんな問題や混乱を招いています。僕は、ここは政府の説明不足だったんじゃないかなと思います。しっかりと説明をして、これが安全だと思うんだったら、しっかりと説明をして、政府のほうも漁業者などの関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないと約束をしているわけですから、そこら辺にもしっかりと説明をして、対応をするべきだったんじゃないのかなと思います。それについて、市長はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

議長（平野 正） 中平市長。

市長（中平正宏） お答えをいたします。

ご質問の福島第一原発で発生をした処理水の海洋放出についてお答えをいたします。

処理水の海洋放出までの経緯といたしましては、平成23年3月11日に発生をした東日本大震災による事故発生以降、平成28年11月に国が処理水の取扱いに関する委員会を設置し、令和2年2月に委員会が海洋放出を最有力とする結論の報告書を公表をいたしました。それを受け、令和3年4月に政府が海洋放出を決定をし、今年8月24日に処理水の海洋放出を開始したところであります。

処理水の安全性については、今年7月に国際原子力機構 I A E A が処理水の海洋放出は国際的な安全基準に合致と結論づけた包括報告書を公表しておりまして、国際基準から見ても、安全性は一定確認されていると考えております。ただ、処理水の海洋放出が始まって以降、報道等にもありますように、当初は、福島県などでは海外からの苦情や嫌がらせの電話が殺到していたと、現在でもあるようでございますけれども。また、風評被害による水産物の買い控えなどの影響が大変懸念をされるところでございます。このことにつきましては、しっかりと漁業者の方々が事業を継続できるように、政府あるいは東電としたら、サポートする必要があるだろうと思います。

そして、原発事故で思いますのは、平成23年3月11日に発生したわけでありましてけれども、私は、そのとき一民間人でありましたので、近所の農家の方々と話す機会がございました。と申しますのは、当時シイタケ、干しシイタケが大体当時で4,000円あったら大体採算ベースに乗れると。やっと4,000円を超えてきたという形で生産者の方々のお話がありましたけれども、逆に福島県のこの原発事故があって、はるか遠くのこっちに、高知県につきましても大幅に下がって、2,000円、約半額までに下がって、大変苦労したような経過がございます。そのように、風評被害というものにつきましては、物すごいいろいろ飛び火をいたしますので、特に今直接関係ない福島以外の漁業者の方々につきましても、例えば大月町の町長とお話をしたときに、マグロの動きが悪なったというお話もいただきました。そういう形でありまして、これは福島県に限らず、風評被害を受けたところについては、政府あるいは東電が責任を持って対応するべきであろうと考えております。

また、今回この処理水につきましては、今後30年間、終わるまでにかかるということがございますし、また敷地内で97%までいっぱいになって、それでやっと始めたような経過がございます。私一個人といたしましては、そこまでになるまでに、どうしてもっと早くしっかりと説明をし、対応をするべきではなかったかなと思いますけれども、これは東電あるいは政府の方々が責任を持ってやっていることでありますので、私個人がどうこう言う部分ではありませんけれども、こういう形になるまでに、もっともっと早く話し、そこで説明をし、漁業者の方々の理解を得ながら、こういう形を進めていく、そういう必要があったのではないかなと思いますし。

また、1回目の放出が終わって、現在止まっておりますけれども、その間にもまた処理水は

増えております。そういう形でございますので、今後30年かかるということでございますので、30年、処理水の放出がなかなか進まない、廃炉にするプロセスがなかなか組めないということもあるようでございますので、しっかりとそこらは監視をしていく。いろいろな情報をしっかりと出してもらう、そういう形が必要ではないかなと思うところでございます。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） 説明不足、まさにそのとおりだと思います、市長。

ただ、市長と考えがちと違ふところもありますので、聞いていただきたいんですが、処理水の是非については、僕も市長も専門家ではありませんので、その是非についてというのをこの場で行おうとは思いませんので。しかし、いろいろとしっかり検討すべきだったと思うんです。それこそ処理水の海洋放出、東電は2015年の頃にはもう既に計画があったようです。そこから何年もこのままずっと計画があるままで、その数年間の間に専門家が提案をされている大型タンクでの処理水貯留やモルタル化については、全く検討されていないと。費用がかさむからという理由なんですけども、分からないですよ、処理水自体がどれだけリスクがあるってというのは、僕も専門家ではないので分からないですけど、リスクは少なくともあると思うんです。そこは、しっかり政府としても東電としても検討すべきだし、費用がかかるからという理由でこれをはねのけるべきではないと思います。

先ほど市長、私個人としては何もできないと言っておられましたけど、四万十市の市長でございますので、ぜひ海洋放出については、ただもうどうにかしないといけないという思いは一緒だと思います。処理水をこのまま、もう今97か98%ぐらいいっぱいになっていて、もうこれをどうにかせんといかんというのは、もう一緒の思いだと思います。

ただ、現状、この状況で、漁協関係者等にも風評被害が来て、現状やったら中止すべきじゃないのかなと僕は思いますけれども、市長、そこについて答弁のほうをいただけますか。

議長（平野 正） 中平市長。

市長（中平正宏） 先ほどもご答弁申し上げましたように、処理水に、基準値については、IAEAの報告書からも一定そこらの安全性については確認をされておりますし、また先ほど申しましたように、これは将来的に福島原発を廃炉にし、そこをしっかりとしないといけないと、そのためにはどうしても処理水の対応が必要でございますので、私は、止めるということ、なかなか難しいのではないかなと考えるところでございますが。その中でしっかりとモニタリングをして、情報公開をし、その中で進める必要が政府あるいは東電にはあるのではないかなと改めて思っているところでございます。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） 分かりました。もうこれ以上、この件について、市長と論議をするつもりはございません。ただ、ぜひ市長の立場からも、どうなんだろう、市長会を通じてなのかな分からないですけど、ぜひ声を上げていただきたいという僕の思いですけれども、それをぜひ

言っておきます。

今回質問する中で、私、市外の方からお話を伺いまして、そこで心配されていたのが、幡多郡にも今回の処理水の影響が出るのではないかと心配をされていました。

そこで、四万十市や幡多郡の中で、今回の放出による風評被害含めて影響はあるのか、分かっていたらお願いをいたします。

議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

農林水産課長（吉田貴浩） それでは、私のほうからは、処理水の海洋放出に対する本市や幡多地域での影響についてお答えをいたします。

まず、幡多地域での影響でございますが、三原村を除く沿岸4市町、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町へ確認しましたところ、一部の国において、先ほどもありましたが、日本の水産物輸入が全面停止されたことに伴い、水産物輸出業者に影響が出ているということもあるようですが、国内消費への切替え等で今のところ対応はできておりまして、現状深刻な影響とはなっていないというふうに聞いております。

次に、本市への影響でございますが、漁業関係者へ確認を行いましたところ、今のところ、いわゆる風評被害や不買運動等の影響はないとのことでございます。

なお、処理水の海洋放出につきましては、今後も国の動向を注視しつつ、また先日、9月1日でございますが、高知県のほうが海洋放出により売上減少等の影響を受ける水産関係者・事業者向けに相談窓口を開設をしておりますので、今後漁業関係者からそのようなこういった相談があった際には、そういった窓口につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（平野 正） 大西友亮議員。

11番（大西友亮） 分かりました。

幡多郡の中で一部影響があったようでございます。それこそニュースで見ましたけれども、兵庫県のほうで、漁協組合が県に対して、中国の輸入制限に対して影響が出たということで、ぜひ支援をしていただきたいという意見書を出しておるようでございます。今後どうなるか分かりません。それこそ、四万十市でも影響が出るのかもしれませんが。なので、そこら辺の漁師さんとか、そういう影響が出たところに、それこそ市長も先ほど言っていました、4,000円のが2,000円まで下がったと。そこに対して支援をしていく。県にぜひ市長のほうからも言っていただきたいと思っておりますので、そこをお願いをいたしまして、今回の僕の質問は、時間はありますけれども、終わりたいと思っております。ご答弁等ありがとうございました。

議長（平野 正） 以上で大西友亮議員の質問を終わります。

13時50分まで休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時50分 再開

議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

山下幸子議員。

7番（山下幸子） 議員番号7番、公明党の山下幸子です。9月議会の質問者も私が最後となりましたが、最後まで頑張りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、自治体のデジタル化についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症で浮き彫りになった大きな課題である、行政サービスや民間におけるデジタル化の後から、国は令和3年9月にデジタル庁を創設されました。今後の5年間で、自治体のシステムの統一と標準化を図り、業務の効率化と住民サービスの向上を進めていくとしている中、私たち党派議員は、7月の行政視察でデジタル庁に研修に行っていました。デジタル地域通貨についても研修してまいりました。現在、多くの自治体がデジタル化を進めている中、この研修視察には、本市でも立ち上がったばかりの四万十市DX推進プロジェクトチームの方々も同行し、これから取り組んでいくに当たって、いろいろと質問には熱が入っていました。今後、新たに取り組んでいくデジタル化については、議員と行政が同時に研修を受けることも、行政の取組の姿勢が伝わり、大変意義があったように感じました。

デジタル庁が発足してからは、社会全体でデジタル化に向けての取組が一層強化され始めたように思いますが、デジタルによって目指す社会の姿として、デジタル活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残されないデジタル化と示されております。現在、本市においても、DXプロジェクトチームが設置されましたが、この設置に当たり、これまでどのような準備をされておられたのか、お聞かせください。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） それでは、これまでの取組についてお答えいたします。

本市のDX推進につきましては、令和3年度末に四万十市行政手続オンライン化計画を策定しまして、行政手続業務のオンライン化等に取り組んできたところでございますが、さらに地域の課題やより多くの市民の方に利便性を享受してもらえるようなデジタル化、これについても検討していくため、本年6月に庁内で横断的にDXを推進するため、また職員のスキルアップ、こういったことも目的としまして、四万十市DX推進プロジェクトチームを設置いたしました。

このプロジェクトチームの構成ですけれども、市の重要な政策を決定する政策会議のメンバーだけでなく、デジタル人材の育成という観点から、若手職員にもメンバーとして参加していただいております。これまでの取組としましては、7月3日に第1回目の会議を行いまして、先ほど議員からもありましたように、7月5日と6日にデジタル庁と千葉県市川市へ視察研修

に行きまして、8月24日には、これはウェブ視察という形でございましたけれども、木更津市の視察、それから同日に2回目の会議、そして8月31日には、幡多地域の市町村の情報担当者も交えまして、デジタル庁との意見交換会を実施したところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） これまでの準備に当たって、大変詳しい内容を聞くことができました。ありがとうございます。

そこで、自治体のデジタル化推進については、住民サービスの向上や庁内の業務の効率化、職員のスキルアップなど、いろいろとあるかとは思いますが、デジタル化を進める中では、費用も多くかかると思います。今後、行政としてデジタル化を進める中で、今までできなかったこともデジタルによって広くできるようになることもあるかと思えます。

まず、市民に対して、具体的に何をどう変えていくのか。また、市民にとっては、どのような利点があり、どのようなサービスが受けられるのか、お聞かせください。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 具体にということでしたけれども、まず大きなテーマとしまして、デジタル技術を活用しまして、地域が抱える様々な課題を解決すること、このことによりまして、住民の利便性向上や地域の活性化を図る。そして、多くの住民にデジタル化による恩恵を享受してもらうことを大きいテーマとしては目指しております。

次に、具体なんですけれども、これまで行ってきました行政手続のオンライン化、そういうようなことをさらに進めることによりまして、市役所へ来庁する必要がなくなり、時間や場所を選ばず手続が住民の方は行えるようになります。

また、将来的には書かない窓口、こういったものも検討してまいりますけれども、そういったことを導入すれば、市役所に来庁して手続を行う際に、申請書の作成が、原則ではありますけれども、不要となる。また、手続を行う箇所も1か所で済むというようなサービスの向上につながるものと考えております。

また一方で、税務、介護、子ども・子育て関係、そういった二重業務に係るシステムの標準化も現在取り組んでおりますけれども、それによりまして、システムの導入及び維持管理に係るコストの削減にもつながるものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） 市民にとってのメリットについて、様々に説明をしていただきましたけれども、いろんな手続が簡単にできるということとか、また時間の短縮など、市民にとってのメリットについては十分分かりました。

それでは、職員にとってはどのような利便性や効率化が進むのか、お尋ねいたします。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 今後、少子高齢化の影響等によりまして、職員の確保が難しくなるというようなことも懸念されております。そういうような中、行政サービスを低下させないためにも、デジタルツールを導入することなどで業務の効率化につなげていきたいと考えております。このため、具体ですけれども、システムへの転記作業など、機械的な作業の一部を自動化するRPAの導入でありますとか、紙媒体の書類をデータ化することが可能となり、申請書からシステムへの転記等が省力化できるAI-OCRの導入、こういったものを検討していくこととしております。

以上でございます。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） ありがとうございます。

今課長が申されたように、デジタル化の取組によっては、市民のサービスの向上や業務の効率化、また今後の市民生活がよりよいものへと変わっていくと思われませんが、市民に理解をしていただくことがとても重要なことだと思っております。

そこで、本市の今後の取組計画については、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 今後の取組ですけれども、本年度、現在取り組んでいることも併せてお答えいたします。

まず、本年度につきましては、国が令和7年度までに移行を目指しております自治体情報システム標準化・共通化への対応、それから罹災証明書の発行申請のオンライン化、そういうような取組を現在進めております。

また、外部人材の活用でありますとか、地域電子通貨やポイント付与制度の導入などにつきましても、先進自治体を視察するなどして、現在研究しているところでございます。

来年度以降でございますけれども、機械的作業、例えばエクセルファイルから業務システムへの単純な転記作業等を自動化する、先ほども申しましたが、RPAの導入、それから介護認定調査業務のデジタル化の推進、それから保育業務の効率化など、主に職員の業務効率化に資する取組でありますとか、窓口DX、これは書かないワンストップ窓口でございますけれども、そういうような導入に向けまして、担当課と共に検討を行っていくこととしております。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） ありがとうございます。しっかり目標を掲げた取組予定を伺うことができました。

それでは、今後の取組を進めるに当たって、この取組の中から幾つか質問をさせていただき

ます。

まず、デジタル化の人材確保についてであります。自治体でのデジタル化を推進するためには、まず初めに人材の確保が必要ですが、本市でも地方創生人材支援制度の活用も検討されていると思いますが、具体的な人材確保についてお伺いをいたします。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） お答えします。

本市のDX推進につきましては、先ほども言いましたように、国が自治体DX推進計画に定める手続のオンライン化等、一定取組を進めているところでございますけれども、今後はさらに行行政サービスの向上のみならず、地域課題の解決に向けて、地域社会にデジタルを実装していくような取組も本格的に検討する必要があると考えております。こういったことから、デジタル技術に精通した上で、地域の課題の掘り起こしでありますとか、またその課題解決に直結するデジタルツールの導入判断等も必要となっておりまして、こうしたスキルを持っている外部人材の活用について、現在検討しているところでございます。

人材の活用につきましては、議員からも紹介がありました、国の地方創生人材支援制度の活用を基本に検討しております。この制度につきましては、国が自治体への人材派遣が可能な民間企業をリストアップしまして、自治体は、そのリストを基に派遣を希望する企業を選択しまして、民間デジタル人材の雇用に向けた協議を行いまして、協議が調えば雇用等を行うという仕組みでありまして、近隣では、黒潮町のほうがこの制度を活用しているというふうにお伺いしております。

なお、今年度につきましては、県のほうでもアドバイザー事業というものをやっておりますので、その事業を活用しながら、様々な角度からアドバイスをいただきながら、DXを推進していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） ありがとうございます。人材の確保については、私も調査をさせていただきましたけれども、市の外部からデジタルに強い人の雇用なども考えておりまして、また先ほど課長がおっしゃいましたけど、黒潮町のほうからも詳しく聞き取りをするということでもあります。

その人材確保は、いつ頃の予定を考えていらっしゃいますでしょうか。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） まだ予定ということにはなりませんけれども、間もなく国のほうのリストというものが公表をされます。それも一度精査した上で検討していくことになるかと思っておりますけれども、早くて年内ぐらいには決めていきたいと。来年度の雇用等に向けての検討でございますので、早ければ年内というふうなところで、現在のところ考えているところで

ございます。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） 分かりました。早くて年内ということでございますね。

それでは、人材育成についての計画はどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 人材育成につきましては、引き続き先進自治体の事例を調査しながら、また先ほども言いましたように、県のアドバイザー事業を活用しまして、プロジェクトチームの会議の場に参加していただきまして、いろいろご教示いただくということを今検討しているところでございます。

回数的には、これもあくまでも予定でございますけれども、今年度、2回ないし3回、そういったことに取り組んでみたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） 了解いたしました。スタートしたばかりで、これからでありますので、何かと大変だとは思いますが、より人材確保ができることを期待しております。

次に、地域通貨やポイント付与制度の導入について伺います。

この質問は、初日に西尾議員が質問をされました折、利用率を上げることや財源コストの問題なども課題はあるが、地域経済を考えると導入を前向きに検討すると受け取りましたが、そこで私もこの制度については、研修に行っていた千葉県市の市川市が行っていたデジタル地域通貨と市民活動の活性化において、健康施策との連携については、市民の健康増進の取組の連携を図れる制度としており、女性の視点からも家族の健康状態や自身の健康管理などに結びつき、ポイントがつくということで、誰もが楽しくチャレンジができる制度になっていることにとっても感心しました。

本市でも、このような地域ならではのものをぜひとも取り組んでいただきたいとお願いしたいのでありますが、いかがなものでしょうか。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 地域独自ということになりますと、いろいろあるわけでございますけれども、まずは先進事例を参考に検討してみたいと考えておりまして、その一つ、健康アプリ事業というものもございます。先ほども紹介していただきましたけれども、こういった取組につきましては、スマートフォンを持つきっかけとなるということも期待できますし、そういうことでデジタルディバイド対策にもつながるものと思われま。

また、これは初日のご質問でもお答えしましたけれども、他市の自治体の事例で聞いてみますと、大手の決済アプリ、それとの競争ということを考えますと、なかなか大手がやっております。

ますような、いわゆるポイントのキャッシュバックでありますとか、そういったようなことは財政的にも困難であると考えますので、議員もおっしゃいましたように、いかに地域ならではのインセンティブを与えるかということになると思いますので、そこを中心に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） 分かりました。ありがとうございます。

ぜひこれからも先進事例などを参考にしながら、本市にとって一番よりよいものに取り組んでいただきたいと思います。

次に、窓口DX、書かない窓口についてお伺いをいたします。

現在、北海道北見市で、住民サービスの向上を目指して、2016年、全国に先駆けて導入した書かない窓口について、来庁者が住民票や転入届などの申告書類を手書きで記入することなく受付を済ませることができる窓口の導入が今全国的に広がりを見せております。

さらには、その先のスマートフォンを使ってオンラインだけで申請が済む、行かない窓口を目指す自治体もありますが、本市でも、書かない窓口について、導入の検討をしているようですが、スピードアップに向けた取組はできないものでしょうか、お聞かせください。

議長（平野 正） 武田企画広報課長。

企画広報課長（武田安仁） 書かないワンストップ窓口、これのシステムを構築する、システムといいますか、体制を構築する上では、市町村の自治体の規模によっても条件が違ってまいりますので、本市に見合ったものとして確立していく必要があると考えております。そういう中で、今後の取組ですけれども、まずは現状の窓口業務の課題、こういったものを把握した上で、先ほど申しましたように、本市に最適なシステムを選定するということがまず必要になってまいります。そのために、今考えておりますのは、令和6年度、来年度ですけれども、国のほうで書かない窓口のアドバイス等、助言等していただけるアドバイザー制度というものを創設しているようにございますので、その制度を活用するなどしまして、まずは本市における窓口業務における課題等を正確に把握したいと考えております。

そして、スピードアップというお話もございました。これを検討していく中では、これも現在取り組んでおりますけれども、システムの標準化、そういったものをまずは行うと。それを行った上で、書かないワンストップ窓口というものを構築していくことが必要だと思っておりますので、現在のところ、来年度に向けて、この標準化に向けて取り組みまして、書かないワンストップ窓口につきましては、7年度以降の導入ということで計画しているところでございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） 令和6年度、国のアドバイザー制度の活用をしながら、令和7年度に向

けてということでございますね。分かりました。

ですけれども、中には、今後取組の内容によっては、加速度的に推進計画が進められるものがありましたら、進めていただきたいと思います。

デジタル化の成功の鍵は、組織体制と人材であり、早々の準備が必要とも言われております。市民が安心して使いやすい、利用者目線に立った取組をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、デジタル化について、最後の質問でございます。

デジタル化を進める上で、DXの目標は、変化への対応、そして新たな価値の創造と言われておりますが、最後に市長の見解を聞かせていただきたいと思います。

議長（平野 正） 中平市長。

市長（中平正宏） お答えをいたします。

デジタル化を進めていくことにつきましては、住民の利便性の向上や、また職員の業務効率化に必要なものであると考えております。

また、同時に、今後人口減少等により、人材不足など、本市の基幹産業でもあります観光商工業あるいは農林水産業や、また医療や福祉面など、各方面において様々な課題が生じることが懸念されておりますが、デジタルの力を適切に最大限活用することは、こうした地域課題の解決にも一定つながるものであり、今後ますます重要になってくるものと考えています。本市といたしましても、デジタル化の推進に当たりましては、幸いデジタル庁とのつながりもできておりますし、さらにプロジェクトチームのスキルアップ、同時に外部人材の活用も視野に入れながら、この取組をより一層進めていきたいと考えております。

今後、デジタル化に適切に対応できる市町村と、またできない市町村、明確に今後数年間の間に差が出ると思いますので、しっかりとそこらはプロジェクトチームを中心に進めていきたいと思いますので、またいろいろと議員の皆様には、またアドバイス等々もいただきました幸いでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） デジタル庁とのつながりもあるということで、力強いお答えをいただきました。市長の思い、大変よく分かりました。ありがとうございます。本市の今後の取組については、期待をしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

では、2番目のAEDについてお伺いをいたします。

まず、昨年度、東富山地区の区長さんと共に、待ちに待っている大屋敷集会所へAED設置の要望書を市長に提出しておりましたが、この8月に設置されまして、早速ですが、9月10日、この日曜日に4地区の皆さんが参加して、AEDによる使用訓練を行うことができました。地域の皆様も積極的に参加され、使うより使わないほうがいいのだが、これからも何度か身につくまではしっかりと使用訓練を行っていくと感謝しておりました。ありがとうございました。

AEDについては、私も、これまでにAEDによる学校の心肺蘇生教育や危機管理体制について、2回ほど質問をさせていただきました。その後も、松浦議員や澤良宜議員も、本市による設置状況や活用について質問を重ねてきております。現在、本市の各課が目的に沿ってAEDの管理をしているようでございますが、市が管理しているAEDは、昨年12月時点では全体で89基ということでした。現在は、何基になっているのか。また、避難所における設置状況はどのようになっているのか。全体設置台数のうち、リース機は何基でどこに設置しているのか、お伺いいたします。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） お答えいたします。

現時点で四万十市の関係各課が管理をしていますAEDは、市庁舎・避難所・観光宿泊施設・公立保育所、休校している学校を含む小中学校体育施設などに設置しております。令和4年12月議会で報告しました89基のうち、市民病院など医療現場で使用しているものを除き、市民が使用できるものは86基となっております。そのうち避難所には21基設置されております。

全体のうち、リース機は63基で、避難所・子育て支援センター以外の場所に設置されております。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） 避難所のほうにも大体もう設置のほうはしていただいているということで、今回安心をしましたがけれども、若干聞き取りの内容とリースの台数とか全体の台数が違ってきますけれども、それは了解しましたので、よろしくお伺いいたします。

では、今までにAEDによる心肺蘇生訓練をされた方はどれぐらいいたのか。また、これまでに現実にAEDを使用した人は何人ぐらいおられたのか、教えていただきたいと思っております。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） 訓練された人数ですけども、四万十消防署及び西土佐分署において実施した各訓練の受講者数を報告させていただきます。普通救命講習・救急法を受講した人数は、令和2年で1,548人、令和3年210人、令和4年250人となっております。自主防災訓練を受講された人数は、令和2年375人、令和3年50人、令和4年62人という実績となっております。いずれにしても、過去3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で受講者数が減少しているとのことです。

四万十市内のAED使用者人数は、四万十消防署に確認したところ、令和2年から令和4年の3年間で市民によるAED装着例は9例とのことです。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） この3年間の訓練の人数を見ますと、やはりコロナ禍の影響で一番

大きく左右されたのではないかと感じます。これからまた一人でも多くの方に参加をしていただけるように促していただきたいと思います。

また、A E Dを使用した人は9名ということでございますが、ふだんの訓練の重要性がとても大事になるのではないかと感じます。

そこで次に、今後のA E D設置についてお伺いをいたします。

現在のA E D 1台当たりの購入金額と更新年数はどのぐらいなのか。リースの場合はどのようになっているのか。今後のA E D設置については、購入なのか、リースなのか、どのような考えなのか、お聞かせください。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） A E Dの購入金額は、種類が様々ありますが、一般的に25万円から40万円ほどとなっております。A E D本体の耐用年数は7年、バッテリーの使用期限は4年、電極パッドは2年となっております。リース契約の場合は、メンテナンス、消耗品の入替え、点検などを含んでの契約で、各課において、1から5年間の間で契約を結んでおります。A E Dを管理している各課に確認したところ、リース契約終了後は、全数が引き続きリース契約をする予定であるとの回答をいただいています。

また、購入している23基のうち、耐用年数後は、購入予定はゼロ、リース予定が1、未定が22との回答となっております。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） リース機の場合は、5年間の契約ということでございますね。そして、購入は23基ということで、今後更新はないのでしょうか。ゼロということでしたでしょうか。もう一度聞かせていただけますか。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） 購入している23基のうち、次回も購入するという予定を持っているところがゼロで、次回はリースにするというところが1、それ以外の22は未定という回答になっております。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） 分かりました。ありがとうございます。

今後の設置についての考えは理解できました。本市にとって一番よい方法で検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問は、いざというときにA E Dがどこにあるか分からないといった状況をなくしていくために、スマホのアプリを活用した取組について伺います。

現在、日本のA E D設置数は、全国で65万台と、今や世界有数のA E D大国になっておりま

すが、残念ながら設置場所を正確に示す十分な地図が少なく、心臓発作を起こした人を目撃しても、AEDの活用につながらないケースが多いと聞いております。これらの課題を解決しようと今注目されているスマホアプリの例であります。日本AED財団が昨年9月に発表した無料アプリが救命サポーター team ASUKAです。このアプリは、スマホ端末の位置情報をオンにした上で使うと、公共施設やコンビニなどに置かれたAEDが地図上に表示される。駅などの施設名からも検索ができ、現在地から施設場所までの道順を誘導してくれます。このアプリには、心臓マッサージを含む救命処置の方法を動画で学べる機能なども備わっているようでございます。同財団では、救命には知識や技術だけでなく、いざというときに行動を起こしてくれる市民の存在が不可欠。アプリを活用して、こうした輪を広げたいと言われております。

なお、このアプリは、現在進化中でございます。

また、AEDをいち早く必要な下へ届けるため、無料アプリAED GOを活用し、ボランティアに機械を運んでもらう取組も一部自治体で行われております。この例のように、これから誰でも簡単に使いやすいアプリが出てくると思いますが、本市でもこのようなアプリを活用した周知に向けた取組については、どのようなお考えなのか、お伺いいたします。

議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

健康推進課長（竹本美佳） 突然人が倒れたときなどに、その場に居合わせた場合は、救急車が来る前に、できるだけ早く救命処置を行うことが重要となります。AEDアプリは、山下議員が紹介されたもののよう、今いる場所から最も近い場所のどこにAEDがあるのが表示され、さらに設置している場所までの道順を示してくれるようなものや、アプリからSOSを発信できる機能があるものなどがございました。こういったアプリを活用することで、一人でも多くの命を救う可能性が高くなると思いますので、それぞれ機能などを確認した上で、信頼性のあるアプリを選定し、市が設置しているものはAED設置登録を行いたいと思います。

また、市民の方に対しても、アプリを広く活用してもらえよう周知し、必要時に救命活動が行われるよう、普及啓発に努めたいと思います。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） 大変前向きな答弁をありがとうございます。少しでも救命の可能性を高めるためにも、本市にとって必要性の高いアプリは活用していただけるように、現在は消防・災害のアプリなどは、多くの市民が活用しております。そして、これからはますますデジタル化となってまいります。その意味でも、今後はアプリ機能のさらなる充実と市民に喜ばれる情報を発信することが大事だと思いますので、どうかよろしくお伺いいたします。

では、次の質問に移ります。

住まいの確保についてお伺いをいたします。

7月に総務常任委員会で、津野川若者住宅と津野川地区の利用が終了した旧公営住宅の視察に行きまわりました。全体として、入居対象の市営住宅が減少しているような状況と感じ取りました。市営住宅について、私がよく言われているのが、空室となったら、新たな入居者の募集があり、くじ引によって決定するので、なかなか入れないということが依然と多く言われております。

そこで、今回改めて最新の市営住宅の状況についてお伺いをいたします。

ここ3年以内の市営住宅の募集状況と住居募集の状況、空き室の状況の現状について、市としてどのような見解を持っているのか、お聞きいたします。

議長（平野 正） 竹田財政課長。

財政課長（竹田哲也） 市営住宅の現状ということでお答えさせていただきたいと思います。

本年4月1日現在で、総管理戸数は、市営住宅は143戸、また特定公共賃貸住宅や改良住宅などを含めた公営住宅というくくりで言いますと、184戸ございます。

次に、市営住宅の過去3年間の募集状況についてでございますが、中村地域と西土佐地域合わせて、令和2年度が、募集戸数が4戸に対して、応募数が14件で倍率が3.5倍、令和3年度が、募集戸数4戸に対して応募数が12件で倍率が3倍、令和4年度が、募集戸数3戸に対して応募数が11件で倍率が3.7倍となっております。現在のところ、募集している市営住宅はございません。

市営住宅については、なかなか空きが出にくいのも現状です。募集した際には、先ほど議員のほうからもありましたように、特に中村地域において倍率が高くなっております。そういったことから、特に高齢者や障害者など、市営住宅の需要は一定高いと考えております。

ただ一方で、本市の公営住宅等長寿化計画というのを平成22年2月に策定し、直近で令和2年2月に改定しております。この中において、将来の困窮年収未満の世帯数に対して、公営住宅と併せて民間の低廉な家賃かつ一定の面積が確保された賃貸住宅を含めた住宅、これを比較しますと、そういった確保される住宅のほう为上回るということも推計されていることから、公営住宅については、老朽化が著しい住宅、そして改善事業が困難な住宅に関しては、廃止もしくは建て替えなどを視野に入れながら、既存の住宅を維持し、活用するということになっております。つまり、公営住宅を増やすというような今のところ計画はございません。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） 分かりました。本市の見解については分かりましたが、なかなか厳しい状況でもございますね。

では、次の住宅セーフティーネット制度についてお尋ねをいたします。

住まいは、全ての人にとって生活の基盤となる重要なインフラであります。誰もが安心して住まいを確保できる環境を構築しなければなりません。2030年には、単身高齢者世帯が800世

帯に迫る見通しが言われております。現在単身高齢者に加え、障害者や独り親家庭など、経済的に困難を抱える人は、民間の賃貸住宅が借りにくく、将来的に家賃を払い続けることへの不安もあり、安心して住まいを確保できるか懸念する声が広まっております。

そこで、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅セーフティーネットの登録制度は、本市では取り組んでいるのか、いないのか、お伺いいたします。

議長（平野 正） 竹田財政課長。

財政課長（竹田哲也） 住宅セーフティーネット制度の中の賃貸住宅の登録でございますが、本市でございましたら、賃貸人の方が県のほうに登録するという制度となります。登録後は、その住宅がある市町村に通知をすることとなっております。その通知に基づいて、市としては情報提供を行うことが可能となります。また、ホームページ上で住宅情報提供システムというのがございますので、そのシステムによってご自身で検索・閲覧することも可能となっております。

ただ、残念ながら、現在市内のセーフティーネット住宅として登録されている戸数は313戸ございますが、空きはないというような状況になっております。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） セーフティーネットの登録制度についての現状については分かりました。私も調べてみましたけれども、本当に空きはない状況でございました。

これは、県のものではありますが、現在県の職員住宅の空室の状況が大変目立ちます。住民の皆様からも、空室のまま古くなっている。もったいないので何とかならないかとの相談もされております。これからの時代、職員住宅が満室になることは考えにくい状況でございます。これまでの市と県の縦割りの壁を柔軟的に、県の職員住宅を借り上げ型住宅にはできないものでしょうか、お尋ねいたします。

議長（平野 正） 竹田財政課長。

財政課長（竹田哲也） 県の職員住宅においても、市の公営住宅のように長寿命化計画というものを令和2年に策定しているようでございます。その中を見ますと、計画策定後に廃止されたものもあるかもしれませんが、四万十市内には121戸の住宅が設置されているようでございます。そして、県の職員数も減少しておりますし、単身用は需要があるが、世帯用は需要がないこと、そして老朽化した住宅が多く、間取りなどで職員の希望と合っていない、こういったことから入居率が低い住宅が増えているという状況のようでございます。

そして、今後は、構造上課題があるものや入居者が見込めないものは、住宅としての用途を廃止する。そして、廃止する場合に、地元の自治体に譲渡の協議を行い、地元の自治体で取得の意思がなければ、一般に売却を行う、そういったことで管理をしていくというふうになっております。そういったことを見ますと、この計画で、例えば県営住宅にするなどして、一般に

貸し出すという手法は想定されていないようなんですが、今回いただいたご意見も踏まえまして、県のほうにも一般に貸し出すようなことはできないのか、そういったことは確認させていただきたいと思います。

以上です。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） ありがとうございます。厳しいことは承知の上でございましたけれども、何とか一步でも前進に向けてつなげていきたい思いで質問をさせていただきました。

次は、最後の質問になります。

四万十市特定公営賃貸住宅について、この住宅の目的や現在ある場所と現状をお聞かせください。また、入居者の募集についてもお願いいたします。

議長（平野 正） 村上総合支所長兼地域企画課長。

総合支所長兼地域企画課長（村上正彦） 特定公共賃貸住宅については、西土佐地域にしかございませんので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、西土佐地域には、103戸の住宅がございます。その住宅の主なものには、収入面での入居者要件のない山間定住住宅というものが26戸、一定の所得以上の方が入居することができない、まず低所得者向けの公営住宅が59戸あります。そして、収入面での入居要件が一定の所得以上の方となっている住宅、これは今回議員から質問がございました特定公共賃貸住宅、これが8戸あります。この特定公共賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて整備しております。一定の所得がある方、中堅所得者向けの住宅となっております。その所得の基準ですが、月額所得が15万8,000円から48万7,000円となっております。

また、特定公共賃貸住宅ですが、大宮団地として2戸、用井団地として2戸、西ヶ方団地として3戸、本村団地として1戸の計8戸を整備しております。大宮団地以外の6戸は既に入居されております。

なお、大宮団地の2戸につきましては、現在多少の修繕は必要でございますが、入居できる状態となっておりますので、住居等の問合せがあった場合などは、入居者の希望によってご紹介させていただいている状況でございます。

以上でございます。

議長（平野 正） 山下幸子議員。

7番（山下幸子） この質問をさせていただいたのは、西土佐のほうから、高収入の人しか入れない住宅があるらしいということで、どういう目的なのか、不公平ではないかというような意見も聞きましたので、市民の方に分かるような形で周知のほうもしていただきたいと思いますし、また公募のほうについても、一般的にというか、そういう不公平がない形にさせていただきたいとお願ひしたいと思ひます。

これで私の9月議会の質問を終わりにします。

議長（平野 正） 以上で山下幸子議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日14日の日程は、提出議案等に対する質疑、委員会付託であります。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後 2 時38分 散会

議事日程

日程第1 第1号議案から第26号議案まで

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度四万十市一般会計補正予算（第3号））

第2号議案 令和4年度四万十市一般会計決算の認定について

第3号議案 令和4年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について

第4号議案 令和4年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について

第5号議案 令和4年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について

第6号議案 令和4年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について

第7号議案 令和4年度四万十市と畜場会計決算の認定について

第8号議案 令和4年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について

第9号議案 令和4年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について

第10号議案 令和4年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について

第11号議案 令和4年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について

第12号議案 令和4年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について

第13号議案 令和4年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について

第14号議案 令和4年度四万十市下水道事業会計決算の認定について

第15号議案 令和4年度四万十市病院事業会計決算の認定及び資本剰余金の処分について

第16号議案 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第4号）について

第17号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号）について

第18号議案 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第2号）について

第19号議案 四万十市商店街駐車場の設置及び管理に関する条例

第20号議案 四万十市税条例の一部を改正する条例

第21号議案 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

第22号議案 新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した四万
十市立市民病院及び西土佐診療所職員の特殊勤務手当に関する
条例を廃止する条例

第23号議案 辺地総合整備計画を定めることについて

第24号議案 辺地総合整備計画の変更について

第25号議案 四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について

第26号議案 四万十市道路線の認定について

議員提出議案第1号

議員提出議案第1号 四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例

所管事項の調査（令和5年6月定例会より継続調査）

（質 疑）

（委員会付託）

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑、委員会付託

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川淵 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一郎	18番 宮崎 努

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	総務課長 岡本 寿明
地震防災課長 遠近 由幸	企画広報課長 武田 安仁
財政課長 竹田 哲也	市民・人権課長 加用 拓也
税務課長 山崎 行伸	環境生活課長 山本 聡
子育て支援課長 中脇 弘樹	健康推進課長 竹本 美佳
高齢者支援課長 武内 俊治	観光商工課長 金子 雅紀
農林水産課長 吉田 貴浩	まちづくり課長 佐川 徳和

上下水道課長 池田 哲也
市民病院事務局長 原 憲一
教 育 長 久保 良高
生涯学習課長 戸田 裕介
西土佐診療所事務局長 稲田 修

会計管理者兼会計課長 中田 智子
福祉事務局長 渡辺 和博
学校教育課長 山崎 寿幸
総合支所長兼
地域企画課長 村上 正彦
産業建設課長 朝比奈 雅人

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局 長 西澤 和史
総務係 長 土居 和博

事務局 長補佐 岡村 むつみ

午前10時0分 開議

議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

議長（平野 正） 日程第1、「第1号議案」から「第26号議案」まで及び「議員提出議案第1号」並びに6月定例会より継続調査の所管事項調査、以上の案件を一括議題といたします。

これより以上の案件及び各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はございませんか。

上岡 正議員。

15番（上岡 正） おはようございます。質疑をしたいと思います。

「第22号議案」、新型コロナウイルス感染者等に対する業務に従事した市民病院及び西土佐診療所の特殊勤務手当についてお尋ねいたします。

たしか2類から5類になったのが5月の中旬だったと思います。

そこで、6月議会に間に合ったんじゃないだろうか、今議会に議案が提出になったのは、どういう理由で今議会になったのか、まずは教えてください。

議長（平野 正） 原市民病院事務局長。

市民病院事務局長（原 憲一） それでは、上岡議員の「第22号議案」に対する質問についてお答えをいたします。

この新型コロナウイルス感染症に対する特殊勤務手当の条例については、条例制定時点から、2類感染症に位置づけられていた期間適用させるということにしておりましたが、新型コロナウイルス感染症が2類感染症である期間が見通せなかったため、附則でその適用期日を定めることにしておりました。その適用期日を規則において感染症法第44条の2第3項に基づく厚生労働大臣が2類感染症に該当しないと公表した日としたところです。

経過については、本年1月27日に政府は特段の事情がない限り、5月8日から5類感染症とする方針を発表いたしました。そして、4月27日、厚生労働大臣が、感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症について5月7日をもって新型インフルエンザ等感染症と認められなくなることを公表したところです。言わば、このことをもって適用期日を定める規則に基づき、本条例は5月8日付で失効することが確定をいたしました。

条例については、条例審で審議する必要がありますので、この時点でたしか議案の提出期限は過ぎておりました。条例が実質的に失効している状態であったことと、今言いましたように、条例審で諮る必要がありますので、そのための資料も整える必要がありますので、時間的余裕がなかったことから、廃止条例は9月議会に提案することとしたものです。

以上になります。

議長（平野 正） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） ありがとうございます。

2点ほどお聞きします。

5月8日でこの条例は失効しとるということは分かりました。この条例は、失効したということは分かって問うのも何ですが、大抵そういう扱いになつとると思います。5月8日から私は今議会で議案が出てますので、議会で決めて私は失効するものだと思っておるんですが、先ほどの説明では失効したということですが、この間、5類になってからも患者は市民病院とか西土佐診療所へ何人が来られたと思うんですよね。要は、危険手当というか、特勤を廃止するという条例ですので、その間、看護師さんとかお医者さんとか関係者に特勤を払った事例があるのかないのか、1点は。

もう一点は、審議会等に条例のあれがありますので、時間的なことがあって6月議会には無理やったというご答弁ですが、県のほうは、けんみん病院とか県も同じ特勤手当を払う条例があったと思うんですよ。6月議会に廃止しとんじやないろうかと私は思うんですが、その2点について教えてください。

議長（平野 正） 原市民病院事務局長。

市民病院事務局長（原 憲一） それでは、2回目の質問にお答えいたします。

まず、5月8日以降に支出がなかったのかということですが、先ほど言いましたように、1月27日に特段の事情がない限り、5月8日から5類感染症とする方針というような報道発表がありました。当然、かなり前にその方針は分かっておりますので、職員に対して周知に留意しておりました。各部所長が集まります会等の機会を利用して、5月8日から手当の支給はなくなるので、所属職員に周知をお願いしますという依頼しておりました。また、正式決定後は、4月27日、電子カルテの画面で掲示板機能というのがありますので、それにも載せて、周知を行ったところです。ということで、5月8日以降に手当を支出していることはありません。

それから、県の関係ですが、県は知事部局と公営企業局と分かれておまして、知事部局のほうで条例で規定をしておりまして、公営企業局は給与規程で位置づけられております。それ条例を6月議会で廃止をする提案をされてるんですが、そのときに規定も同時に廃止したということ聞いております。ただ、県議会のほうは、そこまで時間的余裕がどうかは確認してないんですが、6月22日が開会ですので、市議会よりは十分時間的余裕があったんじゃないかと思っております。

以上です。

議長（平野 正） 上岡 正議員。

15番（上岡 正） 3回目の質疑を行います。

よく分かりました。6月議会の県議会の開催が、うちと随分遅いと、それで間に合ったということは分かりました。

1つだけ、答弁の中で、5月8日からこの条例は失効しようという2回目のご答弁でありま

したが、私は失効しちよるとは思いません。というのは、今議会、失効しとるもんなら、出さんでもええような気もするんですよ。そこは私の勘違いかもしれませんけど。

そこで、条例は私は今議会に廃止を提案されましたので、その間、条例は生きとるのにという解釈をしとるんですが、特勤手当を支給されなかったと。それは規則とかそういうことであつたのか、条例の下によくあるんですね、規則とか。2類から5類になったときは、インフルエンザと同じような格付になったときには特勤手当を払わないというような規則があるのかどうなのか、そういうことで払わなかったのか、払わんで構わなかったのか、そのことについて教えてください。

議長（平野 正） 原市民病院事務局長。

市民病院事務局長（原 憲一） 上岡議員の3回目の質疑にお答えいたします。

この条例の本文の附則の第2項において、この条例は5類になった日でその効力を失うという形で定めております。この期間について、当初は政令で定める日が明確でしたので、この日をそのまま日付にしていたんですが、その後、延び延びになって、最終的には期間を定めず新型コロナウイルス感染症の一つとすると位置づけられたわけですが、その段階で今の規定を今のような形で、厚生労働大臣が公表した日と変更しております。出さなかったというのは、失効についてのことを条例本文の附則の第2項において位置づけられているということとなります。

議長（平野 正） 以上で上岡 正議員の質疑を終わります。

他に質疑者はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） 質疑者なしと認めます。よって、これにて質疑を終了いたします。

これより議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

「議員提出議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案第1号」の委員会付託については、これを省略することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、委員会付託を省略した議案を除く議案については、付託表に記載のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、付託表に記載のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日この後、予算決算常任委員会審査、明日15日は予算決算常任委員会審査、16日、17日は土曜日、日曜日、18日は敬老の日、19日は予算決算常任委員会審査、20日は総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会審査、21日は委員会審査結果の取りまとめのため休会、22日午前10時会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前10時15分 散会

議事日程

日程第1 第1号議案から第26号議案まで

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度四万十市一般会計補正予算（第3号））

第2号議案 令和4年度四万十市一般会計決算の認定について

第3号議案 令和4年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について

第4号議案 令和4年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について

第5号議案 令和4年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について

第6号議案 令和4年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について

第7号議案 令和4年度四万十市と畜場会計決算の認定について

第8号議案 令和4年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について

第9号議案 令和4年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について

第10号議案 令和4年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について

第11号議案 令和4年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について

第12号議案 令和4年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について

第13号議案 令和4年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について

第14号議案 令和4年度四万十市下水道事業会計決算の認定について

第15号議案 令和4年度四万十市病院事業会計決算の認定及び資本剰余金の処分について

第16号議案 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第4号）について

第17号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号）について

第18号議案 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第2号）について

第19号議案 四万十市商店街駐車場の設置及び管理に関する条例

第20号議案 四万十市税条例の一部を改正する条例

第21号議案 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

第22号議案 新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した四万  
十市立市民病院及び西土佐診療所職員の特殊勤務手当に関する  
条例を廃止する条例

第23号議案 辺地総合整備計画を定めることについて

第24号議案 辺地総合整備計画の変更について

第25号議案 四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について

第26号議案 四万十市道路線の認定について

日程第2 議員提出議案第1号

議員提出議案第1号 四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を  
改正する条例

陳情1件（令和5年6月定例会より継続調査）

所管事項の調査（令和5年6月定例会より継続審査）

（全員協議会）

（討論、採決）

日程第3 意見案1件

意見案第1号 健康保険証の継続を求める意見書

（提案理由の説明）

（討論、採決）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川淵 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一郎 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|            |              |
|------------|--------------|
| 市長 中平 正宏   | 副市長 田能 浩二    |
| 総務課長 岡本 寿明 | 地震防災課長 遠近 由幸 |

企画広報課長 武田安仁  
市民・人権課長 加用拓也  
環境生活課長 山本 聡  
健康推進課長 竹本美佳  
観光商工課長 金子雅紀  
まちづくり課長 佐川徳和  
会管理兼会計課長 中田智子  
福祉事務所長 渡辺和博  
学校教育課長 山崎寿幸  
総合支所長兼  
地域企画課長 村上正彦  
産業建設課長 朝比奈雅人

財政課長 竹田哲也  
税務課長 山崎行伸  
子育て支援課長 中脇弘樹  
高齢者支援課長 武内俊治  
農林水産課長 吉田貴浩  
上下水道課長 池田哲也  
市民病院事務局長 原 憲一  
教 育 長 久保良高  
生涯学習課長 戸田裕介  
西土佐診療所事務局長 稲田 修

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局 長 西澤和史  
総務係 長 土居和博

事務局長補佐 岡村むつみ

午前10時0分 開議

議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

議長（平野 正） 日程第1、「第1号議案」から「第26号議案」まで及び継続調査の所管事項調査を一括議題といたします。

以上の案件に関し、各委員長の報告を求めます。

先に、山崎 司予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長（山崎 司） おはようございます。予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案18件について、9月14日、15日及び19日に委員会を開催し審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第1号議案、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度四万十市一般会計補正予算（第3号）」については、10月22日に執行予定となった参議院議員補欠選挙に係る経費で、8月より経費を要することから、専決処分としたとの説明がございました。

また、今回の選挙から、市内の高等学校において期日前投票所を開設するため、これに係る経費や大規模投票所に受付システムを導入する経費を含めた金額となっており、受付システムを導入することで、これまで大規模投票所では、投票日当日6人から7人で対応していたが、3人から4人での対応が可能となるとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致でそれぞれ原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、「第2号議案、令和4年度四万十市一般会計決算の認定にいて」執行部より所管課ごとに説明を受け、審査を行いました。

主なものは、新型コロナウイルス感染症や物価高騰など影響を受ける保育施設や介護事業所、生活困窮者や一定の条件を満たす中小事業者、農業経営者などへの各種支援事業、総合文化センター建設及びイベント開催などに係る経費、国が策定した自治体DX推進計画に基づく行政手続オンライン化への対応、小中学校におけるデジタルドリルの導入による個別最適な学び支援事業やオンラインによる遠隔授業等を配信できる環境の整備に係る経費、またアフターコロナ・ウィズコロナに向けた観光誘客、地域経済活性化、市内のにぎわい創出に資する事業等に対する補助や支援、ぶしゅかんブランド力強化に向けた認知度向上等を目的とした情報発信に係る支援事業などでございました。

委員から、事業が適正かつ効果的に実施されているか、事業実績や課題に対する対策、方針、不用額の理由などについて様々な質疑や意見が出され、執行部より答弁を受けました。

慎重に審査した結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、「第3号議案、令和4年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について」、
「第4号議案、令和4年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について」、

「第5号議案、令和4年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について」、「第6号議案、令和4年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について」、「第7号議案、令和4年度四万十市と畜場会計決算の認定について」、「第8号議案、令和4年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について」、「第9号議案、令和4年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について」、「第10号議案、令和4年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について」、「第11号議案、令和4年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について」、「第14号議案、令和4年度四万十市下水道事業会計決算の認定について」の10議案についても慎重に審査した結果、適当と認め、全会一致で原案のとおりそれぞれ認定すべきものと決しました。

また、「第12号議案、令和4年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について」は、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、「第13号議案、令和4年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について」、「第15号議案、令和4年度四万十市病院事業会計決算の認定及び資本剰余金の処分について」も慎重に審査した結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり認定及び可決すべきものと決しました。

次に、「第16号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算（第4号）について」関係各課から説明を受け、審査を行いました。

生活困窮者自立支援事業費、障害者自立支援給付金、子ども・子育て支援給付金、児童手当交付事業費などについて、令和4年度分の金額が確定したことに伴う国や県への返還金、また6月の豪雨により発生した崖崩れなどの災害復旧に係る経費、具同保育所移転改築事業に係る経費について、地盤調査結果を受け、工法や施工スケジュールを変更したことなどによる本年度予算額の減額と次年度債務負担額の増額、またアオノリ及びアオサノリの安定供給を目的とした陸上養殖場の整備に対する補助金、市内中心商店街の振興等に資するため、四国銀行中村支店跡地を駐車場として整備するための経費、宿毛市総合運動公園陸上競技場の施設整備に係る改修費等の一部を補助する経費及びしまんとぴあの一画に入居するJA窓口に係る貸付料や光熱水費などであるとの説明がございました。

委員より、宿毛市総合運動公園陸上競技場の整備に係る経費負担の割合について質疑があり、執行部より、「県が50%、宿毛市が25%、残りの25%を幡多5市町村で負担することとなり、本市の負担割合は9.34%である。」との答弁がございました。

これを受け、「宿毛市総合運動公園の利用に当たっては、宿毛市内と市外とで利用料が異なるため、今回施設整備経費を負担するのであれば、利用料の見直しについてしっかりと協議してほしい。」との意見がございました。

また、「しまんとぴあへJA窓口部門が入居するに当たり、設定した貸付料については安過ぎると思われるため、次の契約の際には見直す必要があるのではないか。」などの意見が出さ

れました。

ほかにも委員から様々な質疑があり、執行部より答弁を受け、慎重に審査をいたしました。挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第17号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号）について」、「第18号議案、令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第2号）について」の2議案についても関係各課からそれぞれ説明を受けました。

慎重に審査した結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上のとおりご報告いたします。

議長（平野 正） 以上で予算決算常任委員長の報告を終わります。

続いて、西尾祐佐総務常任委員長。

総務常任委員長（西尾祐佐） 総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案4件につきまして、9月20日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第20号議案、四万十市税条例の一部を改正する条例」について税務課から説明を受け、審査を行いました。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正し、規定を整備するものとなっており、住民税関係では、1つ目として、令和6年度から課税が開始となる森林環境税を市町村が個人住民税と合わせて賦課徴収を行うこととされているため、森林環境税に関する条文の追加、納税通知書への記載等の規定の整備を行うもの、2つ目として、給与所得者の扶養親族等申告書の記載に当たり、記載事項が前年の内容から変更ない場合、異動なしの旨を記載することで申告書への記載内容を簡素化可能とするもの、また軽自動車税関係では、燃費、排ガス試験における不正を行った自動車メーカーに対し、不正による納付不足額に対する加算割合を35%に引き上げる特例規定を令和6年1月1日以降に取得された軽自動車を対象に課す環境性能割及び種別割へ適用するため、所要の改正を行うものとの説明がございました。

これらの改正の施行期日については、森林環境税と軽自動車税関係は、令和6年1月1日、扶養親族等申告書の簡素化は、令和7年1月1日とのことでした。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第23号議案、辺地総合整備計画を定めることについて」と「第24号議案、辺地総合整備計画の変更について」財政課からそれぞれ説明を受け審査を行いました。

「第23号議案」については、令和4年度の辺地状況調査により、横瀬地区及び九樹地区が辺地としての条件を満たし、当該地区におけるケーブルテレビのセンター設備更新を辺地債を活用して実施することとしたため、令和5年度から7年度までを整備期間とする新たな辺地総合整備計画を策定するものとの説明がございました。

「第24号議案」については、富山東部等の8辺地にケーブルテレビのセンター設備更新を、

西土佐南部辺地に林道改良を追加する計画変更を行うものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第25号議案、四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について」地域企画課から説明を受け、審査を行いました。

今回の計画変更は、令和5年度からの新規事業として、市道白岩用井線道路改良工事、江川崎水道施設整備事業の基幹改良、救急車用半自動除細動器購入事業、保健センターのスプリンクラー整備事業、西土佐診療所の昇降機改修事業を追加するとともに、文言の追加、言い回しの変更を反映するものとの説明がございました。

委員から、市道白岩用井線道路改良工事の内容について質疑があり、執行部から、「西土佐小学校の通学路上約200mにわたって通行車の注意喚起のための舗装を施工するものである。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、その他の案件といたしまして、行政視察について協議を行い、管外視察を11月14日から11月16日の3日間に実施し、視察先を関西の自治体から調整していくことを決定いたしました。

以上のとおりご報告いたします。

議長（平野 正） 以上で総務常任委員長報告を終わります。

続いて、寺尾真吾産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（寺尾真吾） 産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案2件につきまして、9月20日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

初めに、「第19号議案、四万十市商店街駐車場の設置及び管理に関する条例」について観光商工課から説明を受け、審査を行いました。

この条例は、地方自治法第244条の2に基づき制定するもので、本市の商業の振興等を目的として、四万十市商店街駐車場を設置するもので、24時間開放、駐車場料金は無料とし、商店街の活性化につなげるものとの説明がございました。

委員からの「商店街の利用者のみを見込んでいるのか、また出入口はどのように考えているのか。」との質疑に対し、「駐車場利用者については、商店街等まちなかの利用者と考えていただきたい。また、出入口は、現在と同様の2か所を考えている。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第26号議案、四万十市道路線の認定について」まちづくり課から説明を受け、審査を行いました。

この道路は、本市宅地開発指導要綱に基づく宅地開発の際に設置された道路で、公益性も高いことから、市道として認定するものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他の事項として、参考人招致について協議いたしました。

11月に開催する産業建設常任委員会において、四万十川学遊館及びトンボ自然公園の指定管理者である公益社団法人トンボと自然を考える会に対して、四万十川学遊館の運営と管理について意見を聞くため、参考人として出席を求めることに決しました。

以上のとおりご報告いたします。

議長（平野 正） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

続いて、川淵誠司教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（川淵誠司） 教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案2件につきまして、9月20日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第21号議案、四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

今回の改正は、令和6年度開館予定の総合文化センターしまんとびあ2階にフリースペースとして設定していたキッズスペースについて、子供向けのイベント等で隣室の和室と一体で利用する際に、占有して使用する場合の使用料を新たに規定するものとのこととございました。

委員から、「キッズスペースが予約されて通常の利用ができないことについての告知は事前に行われるのか。」との質疑があり、執行部から、「キッズスペースの占有は、イベントに伴う拡大利用を想定しており、そのイベントの告知の前には予約を把握することができるため、事前告知は可能である。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第22号議案、新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した四万十市立市民病院及び西土佐診療所職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例」について市民病院事務局から説明を受け、審査を行いました。

本条例は、新型コロナウイルス感染症が、2類感染症の間適用させる仕組みとしていたが、同感染症が、感染症第44条の2第3項の規定に基づき、本年5月8日から5類感染症となったことにより、本条例は失効することとなったため、今回廃止する条例を提案するものとのこととございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他の案件として、管外視察について協議を行いました。

管外視察は、11月7日、8日に1泊2日の行程で須崎市、徳島木のおもちゃ美術館、徳島県吉野川市を視察することといたしました。

以上のとおりご報告いたします。

議長（平野 正） 以上で教育民生常任委員長報告を終わります。

これにて各委員長報告を終わります。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平野 正) 質疑なしと認めます。よって、各委員長の報告に対する質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第1に日程第2、日程第3を追加し、一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平野 正) ご異議なしと認めます。よって、日程第1に日程第2、日程第3を追加し、一括議題といたします。

~~~~~

議長(平野 正) お諮りいたします。

これより意見調整のため、全員協議会を開きたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平野 正) ご異議なしと認めます。よって、これより意見調整のため、全員協議会を開きます。

本会議を暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午後3時0分 再開

議長(平野 正) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案に対する討論、採決に入ります。

「第16号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算(第4号)について」討論を行います。

先に、原案に反対の議員。

上岡 正議員。

15番(上岡 正) それでは、「第16号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算(第4号)について」反対の立場で討論をさせていただきます。

なぜ私が反対か、そのことについてゆっくり時間をかけて討論をしたいと思えます。

14日の予算決算常任委員会で、執行部の説明をお聞きしました。耳を疑いました。なぜか、総合文化センターの一部350㎡の建物の貸付けでございます。1か月の貸付料が約24万円で、10月1日から3月31日までの6か月の計上でありました。計上額は143万円で計上しております。この143万円の根拠の理由は、今農協さんが使用している事務所の建設費、平米当たり約

20万円を基に、市で決まっている7%を乗じて算出した。そして、耐用年数を50年とし、50年の平均で143万円を計上したという説明がありました。私は、その説明を聞いて、びっくりしました、おかしい、即座に思ったわけでございます。なぜ即座に思ったか、私は通常るとき、歳入についてはあまりチェックをしておりませんでした。当然、支出に見合う歳入が国なり県なり一般財源から補填されるという建前になっておりましたので。しかしながら、この説明を聞いて、おかしいと思ったのは、貸す建物やなくて、違う建物から7%を乗じるとということの説明で非常におかしいと思って思い出しておりました。市の普通財産なり行政財産を貸すときには、市にはやはり条例があり、規則があるわけでございます。規則に照らしてどうなのかということの中で思いました。そこで、規則・条例をひもといてみました。この350㎡、文化複合施設の一部に当初から農協さんに貸すということでの建設でした。そのことについては異議がないわけですが、普通財産に応じて、どういう貸し方をすべきかと、根拠は何かと。そこで、調べてみますと、普通財産を貸すときには、四万十市財務規則第34号で決まっております。それは、四万十市が合併したもともとあった規則でございますが、西土佐と合併しましたので、施行日は合併の日にち、平成17年4月10日付の規則があります。その規則の111条に、土地・建物を貸す場合にはこう書いております。(2)のほうに、建物の貸付料については、当該建物の使用部分の価格の100分の7を乗じた得た額を年額とすると、こういうふうに書かれております。

そこで、私は、算出をしました。算出しました結果を皆さんにご説明をします。当該建物の幾らで建てたか、担当課にお聞きしました。平米当たり約44万円、350㎡でございますので、100円まで教えていただきました。1億5,340万100円でございます。それを0.07、7%を乗じてみますと、年間ですよ、1,073万8,000円になります。今回のうちの場合は、6か月でございます。その半分、530万9,000円になります。その差額は、今回執行部が上程しております143万円を530万9,000円から引くと、その差額360万9,000円になります。そのことからしても、決まりどおりの、規則どおりの提案になってない。そのことが私はおかしい。どうしても直していただきたいと、そう思っております。

次に、その350㎡の周りには土地があります。土地についても私は検討してまいりましたが、東側、今の建物の、350㎡の建物の東側、農協との間のところには、ほとんど農協が使用する部分であります。しかしながらそこも市民全体の共有部分があります。避難路になっております。そういうことで、南側と東側については共有部分でありますので、土地については4%でございますが、決まりでは、共有部分でなかなか仕分がしにくい。土地については私は構んのじゃなからうかと思って、先ほど言うた土地・建物だけの数字が正しいというふうに思っております。

そこで、もう一つ、規則の110条には、貸付期限も明記しております。最長10年。その代わりにまた10年しても構んという規則があります。

そこで、少しもう一つ問題なのは、この提案されておる143万円については、1年ずつであれば、農協さんのほうで計算すると49万円なんです、一月が。しかし、50年で平均して先ほど私が言いました月24万円を計上しております。そのことが非常におかしいわけでございます。というのも、ここの建物自体、起債なり補助なり、いただいて建設したわけでございます。その中で、新しいとき、当然49万円もらえるのに平均にしたと。この考え方が非常におかしいわけでございます。

そして、今の執行部が提案した半年で143万円ですので、1年では286万円になると思いますが、それを50年で計算すると、収入は1億4,400万円になります。建てた分は1億5,340万100円です。50年貸しても1,000万円の赤が出ると。常識的に考えても、非常におかしいが、なぜこういうことになったのか、計上してきたのか、常識でもおかしい、規則からもおかしい、そういう思いがあって、今回は補正予算、この16号議案に私は到底納得ができませんので、反対討論をここでしようわけでございますが、私はやはり四万十市ができて18年目、中村市からいうと昭和29年に市制ができたわけでございます。70年の市議会の通算すると歴史があります。私は、いろんな先輩議員にもお世話になり関わってまいりました。私は、このことが規則に間違っただけで計上されとる、そのことをどうしても議員の一人としてチェックする責務があるわけでございます、議員には。そういう中で、どうしてもこれを素通りにさすわけにはいかない、そういう思いでございます。どうか議員各位、70年の歴史の中で、私自身は役所に24歳で奉職して、かれこれ50年近くなりました。そういう中で、私はこのような計上の仕方、あまり知りません。どうか議員各位、自分たちの仕事は、一つには、執行部から出した予算・議案・条例案とか、それぞれをチェックする仕事の一部重要な仕事になっていると思います。どうか議員各位の賛同を心よりお願いして、常識あるご判断をお願いしたいと思います。

以上で討論を終わります。

議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

寺尾真吾議員。

5番（寺尾真吾） それでは、この令和5年度四万十市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

先ほど上岡 正議員が言っておりました四万十市財務規則第111条第2号、建物の貸付料については、当該建物の使用部分の価格に100分の7の率を乗じて得た額を年額とするということをおっしゃっていましたが、その下に、第3号として、前2号に定める規定によりがたい場合は、貸付けの対応を勘案して市長が定めることができるというふうにも書いておりますので、その第2号以外に第3号によってこのように定めることもできるかなというふうに考えております。

また、今回、賛成に至る上には、10月から窓口業務もJAさんも開始をしていきたいという上で、複合施設建設に関する変更基本合意書については、JAの経営の安定化を図るよう双方

協議の上決定することとしておりますので、これについては、現行賛成していききたいと思います。ただし、上岡 正議員がおっしゃったように、今回の根拠となる20万円何がしの賃借料についてというのは、議会においても議論があったことは承知しておりますし、私たちも今現状の根拠についてそれが正しいというふうに自信を持って言えるものではございません。ゆえに、執行部に対しては、私としましては、しっかりと次回、今回6か月の契約というものに対して、次回1年間、ないしはそれ以上の契約をする上においては、もう少し厚みを持った根拠を基に、私たちに対して説明するということを求めていきたいという思いを含めて、賛成をさせていただきたいと思います。議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

議長（平野 正） 次に、原案に反対の議員。

川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） それでは、「第16号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算」に反対する立場で討論を行います。

私も問題だと思っているのは、歳入の部分の財産収入の財産運用収入の補正額143万円です。これに反対をするものです。ぜひこれを適正価格にすべきだと、そのように思っております。

本来ならば、修正案をしっかりと出して、ほかの部分は納得しているわけですので、すべきでしたけれども、金額を決定するその時間と余裕がありませんでした。一定の数字は出ておりましたが、それに対して配慮をする必要があるのか、ないのか、様々な検討が必要かと思ひまして、そういう時間的余裕がないままに來ましたので、こういう形で反対討論とさせていただいております。

また、予算決算常任委員会の中で、みんなの合意の下に附帯決議というものが出されれば、先ほど寺尾議員が言われたような形で、修正を執行部に求めていくということもできたのかもしれないませんが、それがそういう方向に進みませんので、こういう形を取らせていただいていることをご承知ください。

私もこの四万十市財務条例第111条(2)にのっとなってやらなかったということに対して、やはり問題だと感じています。先ほど寺尾議員が、(3)があるではないかと言われました。3を読みますと、前2号に定められる規定によりがたい場合は、貸付けの対応を勘案して市長が定めるところによると。確かにそうなんですけれど、じゃあ市長はどうか、私は市長の判断に対しても少し疑問を持つところです。というのは、本当に市民感情に思いが十分に至っているのかどうか、ここを活用したい団体やサークルの人たちに対して、その方々を納得させるというものがあるのか、また予算決算常任委員会でも出ましたけれども、同業種の銀行の方々に対しても配慮があるのかというようなことも含めまして、非常に心配をしております。私はやはり金額は変更すべきだと思っています。あの複合施設は、3つの施設を合わせて造りました。部屋がどうしても全体の数として少なくなっているんですね。あそこを利用したい人は、少しでも部屋が欲しい、そういう状態の中で、ある特定企業の方の部屋が、しかも350㎡と非常に

広い面積取られているということに対しても、そのことに対しても不満を持たれている方がいらっしゃる。それに加えて、それを貸すお金が、到底適正価格とは思えない月24万円という額、これは納得させられないのではないかと私は思うのです。私の知っている不動産の関係の方に、2人の方にお聞きしました。ああいう条件で、あの場所で、新築で、350㎡で、ああいう事務所だったら相場はどんなもんですか、もちろんきちんとした計算をして出したわけじゃありませんよ、おおむねどうですかとお聞きをしたら、2人とも言われました、60万円から70万円ですと。相場は60万円から70万円のところが24万円で貸していると。貸すということになるわけですね。これはやっぱり市民感情、どうですか、市民納得しないんじゃないですか。私はぜひ今回、この補正の予算に反対をしていただいて、この部分を変えたい、時間的には執行部のほうはいろんな方法があるはずなので、できるだけJAに迷惑をかけない形で決定もできるかと思しますので、ぜひ反対をしていただきたい、そのように訴えて、私の反対討論を終わります。

議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

宮崎 努議員。

18番（宮崎 努） 今まで賛成と反対の意見をお伺いしてきました。ここでしゃべるつもりもなかったんですけども、聞いている中でちょっとだけ気になったので、この場で賛成の討論という形でさせていただきたい。

大体皆さん、この価格についてはちょっとというのは持たれている、川淵議員がおっしゃったとおりだと思います。ただ、かといって、先ほど時間がなかったと、修正するとおっしゃってましたけど、時間がなくて議員がすべきことを放棄する、議会の延長なり何なりやり方幾らでも、逆に執行部がいろんな方法があるでしょうって、議会にもいろんな方法があります。その努力もせずに、それでここで時間がなくて、時間がなくて仕方がないから全部否決する、それはあまりにも私は乱暴かなというふうに思ったわけです。これ補正予算書、こっだけあるんですよ。職員給与費に関しては、後で構わない分ですけど、じゃあ6か市町村で頑張りましょう、県も含めて頑張りましょうって宿毛の陸上競技場、これの設計、これも遅らせませんか。商店街の復興のための分、予算、これも遅らせませんか。災害復旧も幾らか出てます。この分も遅らせませんか。そういったところを考えると、今回もしやるなら修正なんですけども、おっしゃるとおり時間がなくて。時間がなければどうするのか、時間がなくてということは、イコール今回の件に関してデータが少ないんです。我々が判断するにしてもデータが少ない。だから、寺尾議員がおっしゃったようなこれから調査していくということで私はいいいのかなと。逆に全部を止めてしまうというのが、議会がすることかと。じゃあ議員各位のご賛同を願いますと言って、じゃあ皆さんで否決しましょうというて否決した場合に、じゃあこの予算全部使えなくする。ストップさせる。そういうことをやるのが正しいことなのかというところに一つ疑問を持ちました。

私が確認したところによると、この契約自体は、単年度で契約されている、そういうことで  
すので、また来年度・再来年度ということで機会は幾らでもあります。先ほど寺尾議員がおっ  
しゃったような、市長が適正な価格を定めることが別途できるということで定めていますが、  
その是非については議会でぜひ議論していきたい。それは皆さんと一緒にございます。しかし  
ながら、時間がないからを言い訳に、議会が全ての補正予算書のこの全部の案に対して反対と  
いうのを皆さんにお願いするようなことは私はすべきじゃないと、そのように考える次第です。  
そういった形で、私は議会の在り方、私のやり方としては、ここは賛成。ただ、しっかりとこ  
の後もこれだけの問題になったわけですから、みんなで議論を深めていく、そういった上でよ  
りよい形にしていく、そういったやり方を私は選択したいと思います。議員各位のご賛同をお  
願いいたします。

議長（平野 正） 次に、原案に反対の議員。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） 以上で討論を終了いたします。

これより本案について採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平野 正） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異  
議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、調整済みの議案については、討論を省  
略し、直ちに採決することに決しました。

「第17号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号）につ  
いて」、「第18号議案、令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第2号）につ  
いて」、「第19号議案、四万十市商店街駐車場の設置及び管理に関する条例」、「第20号議  
案、四万十市税条例の一部を改正する条例」、「第21号議案、四万十市総合文化センターの設  
置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、「第22号議案、新型コロナウイルス感染症  
患者等に対する業務に従事した四万十市立市民病院及び西土佐診療所職員の特殊勤務手当に関

する条例を廃止する条例」、「第23号議案、辺地総合整備計画を定めることについて」、「第24号議案、辺地総合整備計画の変更について」、「第25号議案、四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について」、以上9件を一括して採決いたしたいと思います。

以上の案件の委員長報告はいずれも可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平野 正) ご異議なしと認めます。よって、以上9件の議案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、「第13号議案、令和4年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について」、「第15号議案、令和4年度四万十市病院事業会計決算の認定及び資本剰余金の処分について」、以上2件を一括して採決いたします。

以上の案件の委員長報告はいずれも認定及び可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平野 正) ご異議なしと認めます。よって、以上2件の議案は委員長報告のとおり認定及び可決いたしました。

次に、「第2号議案、令和4年度四万十市一般会計決算の認定について」、「第3号議案、令和4年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について」、「第4号議案、令和4年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について」、「第5号議案、令和4年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について」、「第6号議案、令和4年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について」、「第7号議案、令和4年度四万十市と畜場会計決算の認定について」、「第8号議案、令和4年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について」、「第9号議案、令和4年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について」、「第10号議案、令和4年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について」、「第11号議案、令和4年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について」、「第12号議案、令和4年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について」、「第14号議案、令和4年度四万十市下水道事業会計決算の認定について」、「第26号議案、四万十市道路線の認定について」、以上13件を一括して採決いたします。

以上の案件の委員長報告はいずれも認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平野 正) ご異議なしと認めます。よって、以上13件の議案は委員長報告のとおり認定いたしました。

次に、「第1号議案、専決処分の承認を求めることについて(令和5年度四万十市一般会計

補正予算（第3号）」を採決いたします。

以上の案件の委員長報告は承認でございます。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） 異議なしと認めます。よって、以上の案件は委員長報告のとおり承認いたしました。

~~~~~

議長（平野 正） 続いて、「議員提出議案第1号、四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。次に、令和5年6月定例会より継続審査の陳情1件について採決を行います。

「陳情受理番号第1号、旧下田中学校校舎等を中心とした下田地域の防災や活性化策等について」の総務常任委員長報告は、全会一致で趣旨採択であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり趣旨採択にて決しました。

次に、令和5年6月定例会より継続調査の所管事項について決定を行います。

所管事項の調査については、各常任委員長報告並びに議会運営委員長報告は継続調査であります。

以上、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、所管事項の調査については各委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

議長（平野 正） 日程第3、「意見案第1号」を議題といたします。

初めに、「意見案第1号、健康保険証の継続を求める意見書」について、提案理由の説明を求めます。

川村一朗議員。

17番（川村一朗） 健康保険証の継続を求める意見書（案）です。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

四万十市におきましては、今年6月に四万十市内の特別養護老人ホーム、障害者施設の計7施設に問い合わせた結果、現在は入所者の健康保険証を施設が管理していますが、マイナ保険証に統一された場合には、施設での管理は7施設中5施設が難しいと回答し、残りの2施設は困難との申出がありました。

その後、暗証番号なしや資格確認証が検討されていますが、市民・国民が自身の生活に応じてマイナ保険証と健康保険証を選択できるように、健康保険証の廃止ではなく、健康保険証の継続を求めます。

よって、国及び政府におかれましては、健康保険証を継続することを求めます。

記。健康保険証を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

以上です。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（平野 正） 以上で提案理由の説明を終わります。

「意見書案第1号、健康保険証の継続を求める意見書」について討論を行います。

先に、原案に反対の議員。

上岡真一議員。

8番（上岡真一） ただいまの意見書に対して反対の意見を述べさせていただきます。

保険情報の誤りや不正使用は、全国で年間600万件にも上がっており、その処理のための経費は、約1,000億円を超えると推定されているとの厚生労働省の調査研究があります。以降、マイナンバーカードによる本人の確認を行い、健康保険証の不正利用をなくすべきと思っていますので、いつまでも継続するのか分からない健康保険証の継続を求める意見書には反対いたします。議員各位の賛同を求めます。

議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

谷田道子議員。

13番（谷田道子） 健康保険証の存続を求める意見書案に賛成の立場で討論に参加をします。

政府は、2024年秋に紙やプラスチックの従来の保険証の廃止の方針を打ち出しました。法律では、マイナンバーカードの取得は、任意とされています。しかし、保険証の廃止を打ち出すことは、事実上のマイナンバーカードの強制にほかなりません。保険診療という命・健康に関わるサービスの利用を阻害させるおそれがあります。医療保険制度は、いつでもどこでも誰でもが必要なときに医療を受けられるものです。このことに逆行するものだと思うからです。全国保険医団体協議会、この協議会が、マイナ保険証のトラブルについて全国的な調査を行いました。6月19日の集計で、全国で1万26件の保険医協会、団体が回答を寄せています。その中で、オンライン資格確認の実施状況、トラブルありが5,493件、65.1%、トラブルなしが2,944件、34.9%となっています。そして、どういうトラブルかということで行くと、マイナ保険証の不具合で読み取りができなかった、カードリーダー等の不具合でマイナ保険証の読み

取りができなかったというような内容になっています。現場の声として、マイナンバーカードのみで確認ができた例がない。そのため、患者に保険証の提示も求めざるを得なくなったというような声も上がってきています。医療現場の声の中にも、様々な声が上がっています。今トランプが全面的に解決している状況でない中で、マイナ保険証の利用がいいという人は利用し、マイナンバーカードを持たない人については、紙の保険証を存続させる必要があると思います。様々な考え方の違いはあると思うんですけど、やはり紙の保険証を存続させるというこの一点で賛同をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議長（平野 正） 次に、原案に反対の議員。

寺尾真吾議員。

5番（寺尾真吾） それでは、健康保険証の継続を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

福祉施設へマイナ保険証に統一された場合の管理についてお尋ねをさせていただきましたが、総じて不安があることは変わっていないと判断をしています。また、市民からもマイナ保険証について不安があり、不信を抱いていることも多く聞きます。今の進め方でいいのか、疑義がある気持ちは理解できます。ゆえに、この意見書については大変悩みました。しかしながら、この意見書の文言では賛成がしにくいところがあります。意見書の内容では、6月頃に市内の特別養護老人ホーム、障害者施設の計7施設に問い合わせた結果を書いています。この内容と執行部答弁に食い違いがあります。意見書では、7施設のうち、残りの2施設は管理が困難と書かれていますが、執行部答弁では、2施設のうち、1施設は管理方法について助言をしてほしいとの申出があり、もう一施設は、管理をしなければならぬというものであればざるを得ないが、問題も多いのではないかと考えるという答弁でした。議事録の確認もさせていただいております。そのために、この2施設についてはほかの5施設が難しいとの回答に比べ、困難という表現ではなく、比較的に向きあえる回答だと考えます。

また、8月頃に厚労省が福祉施設等への管理マニュアルを配布しておりますので、冒頭でも述べたように、その後の変化を確認するために、昨日9月21日にこの7施設の施設全てに電話伺いをさせていただいたところ、6月とほぼ変わらないご意見であることも確認させていただきました。そのために、重複しますが、2施設が困難との申出があったとは考えていません。

あわせて、午前中の本意見書に関する提出者の内容説明においても、意見書に書かれた文言と大きく乖離がありました。提出者は、弱者の気持ちに立ち、それに寄り添った言葉を発しておられましたが、そのようなことがこの意見書の中には記載がされていないと考えております。

保険証の継続を求める理由が、意見書に書かれていることとは違う理由で求めていると判断しました。

ゆえに、国に対する四万十市議会としての意見書として、正確な表現であってほしいこと、そして提出者の思いがしっかりと表現された意見書を提出してほしいため、この意見書には反対をせざるを得ません。議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

上岡 正議員。

15番（上岡 正） 度々登場してすみません。

私は、この意見書に賛成だということで名前を入れております。そういう立場でありますので、当然賛成の立場で討論をさせていただきます。

反対の方のご意見、分かる部分も多々あります。しかし、私は、今ここに保険証を持っておりますが、これがどうなるのか、私はやはりこの保険証を保険料を払うた者の既得権だと思っております。というのも、谷田議員とダブりますが、マイナンバー制度は、法律で国民全員が入らないかんもんでありません。私は小さい頃から、規則に縛られることをあまり好きではなかったわけです。今回も自分自身はやはり縛られるような気がして、他意はありませんが、マイナンバーカードの取得はしておりません。何よりもそのせん理由は、2万円のポイントカードやるから、お土産をやるから、そういうやり方が気に食わんのです。

そこで、私は保険証は保険料を払っておりますので、当然の権利としていただかならんと。今政府のほうで、いろいろとニュース等があります。その中には、5年間の資格確認証等を申請がなくても出るんだと、決定されたもんでありません。そこで、やはり保険証を廃止するんであれば、保険料も任意にしてもらいたいと、そういう思いがあって、しかし保険証というのは、皆さんで助け合う、所得が高い人はようけ払うて、そういう制度ですので、そういうわけにもいきません。そのために、保険料を払うた人には、私はここに5年8月1日、そういうのを3割負担やって書かれて持ってます。病院行くときもいつもこれを一月に1回は歯医者に行くときには出さないきませんので、これを出しよります。そういうどうなるか分からん不便さがありますので、文言については私も提出者が100%いいとも思ってません。しかし、市民の中には、マイナンバーカードを持っちゃらん人がどうなるんだろうと不安があります。趣旨はこのカードを、保険証を続けてやってくださいという趣旨でございますので、内容、私も一字一句見ると100点とは言いません。しかしながら、四万十市議会の一員として、政府に続けていただきたいと、決まるまでは続けていただきたいと、そういう思いがあって今回、川村議員の提案に対して私は賛成者の一人となったわけでございます。どうか議員各位の賛同のほど、心よりお願いして、賛成討論とさせていただきます。

議長（平野 正） 次に、原案に反対の議員。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

川淵誠司議員。

9番（川淵誠司） それでは、意見書に賛成をする立場で討論をします。

皆様が言われたこと、賛成者と重なる部分が多いんですけども、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めることで、従来の健康保険証を来年秋には廃止をするということになっております。しかし、皆さん言われるとおり、マイナンバーカードの取得は任意なんです。取得していない市民もたくさんいらっしゃるわけです。この状態で、これを廃止していいのかという問題です。そして、現在の保険証というのは、十分に機能をしています、何の問題もなく機能しているはずなんです。それを使いたい人は使えるべきだと、私は思っています。上岡議員から資格確認証のことも説明がありましたけれど、これ資格確認証、当初なかったですね。それが出てきました。しかも、最初は本人が申請をしなければ出さない、しかも1年だという話でした。そういうことに対して、それこそいろんな意見が政府に集中をして、6月議会あたりの各議会の意見書を出したところ多いと思うんです、多いという言い方はしません、あると思います。そういう中で、政府は、資格証はプッシュ型にする。5年にしたいという案を今持っていますが、上岡議員が言われたとおり、まだ確定はしておりません。

そこで、資格確認証というのは、マイナンバーカードを持ってない人に対して送るといことなんですが、そのマイナンバーカード自体が、例えば紛失してしまったとかという場合には、タイムラグが出てくるんですね、申請をしないといけません。そこまで分かりませんから、勝手には。そのときは、お金を払いながら、保険に加入していながら、無保険者と同様に扱われる。多大な自己負担を強いられかねない状況が生まれています。マイナンバーカードを紛失するということは、あり得ると思います。だから、こういう心配が起こり得るといことでもあります。また、今他人の情報がひもづけられたり、通信エラーや顔認証で確認ができないというトラブルもあるわけですね。そうすると、マイナ保険証を持っている人も、それが使えない状態がある。一方で、持ってない人にしかもらえない資格確認証ということになれば、やっぱりこれ保険をちゃんと受けられない人がどうしても出てきますよ。こういうことを避けるには、やはり今十分機能している保険証をそのまま継続して使う。そして、便利さを求めて、あるいはいろんなことを求めて、マイナ保険証を使いたいという人はそのまま使ってもらいたいと思うんです。本当にいい物なら、私マイナ保険証どんどん増えていくと思いますよ。本当にいい物であれば。そういう点で、今の保険証はやっぱり使えるようにしておくべきだと。上岡真一議員が、いつまでか分からないのには賛成できないというお話もありましたけど、本当に高齢者もあるいは障害者も、高齢者も認知のある人とか、いろんな弱者の方が何の問題もなく使える、そういう制度・仕組み、それができたときには保険証要らなくなると思います。そういうときまではやはり継続すべきだと私は思っております。ぜひ今の紙の保険証、健康保険証を継続するように、心から求めたいと思います。賛同よろしくお願いいたします。

議長（平野 正） 次に、原案に反対の議員。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） 次に、原案に賛成の議員。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平野 正） 以上で討論を終了いたします。

これより本案について採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平野 正） 起立少数であります。本案は否決いたしました。

以上で今期定例会に付議されました全ての議案は終了いたしました。

閉会前に市長より挨拶申出があります。お聞き取りをお願いいたします。

中平市長。

市長（中平正宏） 令和5年9月市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月4日に開会しました本議会につきましては、令和4年度四万十市一般会計決算の認定、令和5年度四万十市一般会計補正予算など26議案につきまして慎重審議の上、それぞれ適切なご決定をいただき、ありがとうございました。

さて、今年の夏は、梅雨明け以降も線状降水帯の発生や台風の影響により大雨が全国各地で見られ、河川の増水・氾濫や土砂崩れ等による被害がありました。本市におきましては、幸い大きな被害は出ていませんが、まだまだ台風シーズンは続きますので、常態化している豪雨等に対する備え・対策をさらに進めていきたいと思っております。

また、来月15日には、第29回四万十川ウルトラマラソンを行うこととしております。全国各地から約2,100名の選手をお迎えして、秋の四万十路を疾走していただきます。4年ぶりの大会を実施できることに對し、関係各位並びに地域住民の皆様、ボランティアにご協力いただく皆様に深く感謝を申し上げます。

議員の皆様におかれましても、当日は沿道での温かいご声援などどうぞよろしくお願いをいたします。

さらに、来月27日から29日にかけては、第35回龍馬ワールドイン四万十が本市で初めて開催をされ、28日の本大会では、「龍馬伝」の脚本を手がけた福田 靖さんの基調講演、パネルディスカッションなどを予定しております。全国から多くの龍馬ファンの皆様にお越しをいただき、四万十市、また幡多地域を存分に楽しんでいただきたいと思います。

朝晩は、秋の気配が感じられ、気持ちのよい季節となりましたが、日中はまだまだ暑く、夏の疲れが出やすい時期でもございますので、議員の皆様におかれましてはご自愛の上、元気で

ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

議長（平野 正） 以上で市長の挨拶を終わります。

これにて令和5年9月四万十市議会定例会を閉会いたします。

連日どうもご苦労さまでございました。

午後4時2分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

四万十市議会議長

四万十市議会副議長

四万十市議会議員

四万十市議会議員

令和5年9月定例会議案等付託表

1 議案

| 付託委員会     | 議案番号   | 件名                                        |
|-----------|--------|-------------------------------------------|
| 予算決算常任委員会 | 第1号議案  | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度四万十市一般会計補正予算（第3号）） |
|           | 第2号議案  | 令和4年度四万十市一般会計決算の認定について                    |
|           | 第3号議案  | 令和4年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について            |
|           | 第4号議案  | 令和4年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について          |
|           | 第5号議案  | 令和4年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について           |
|           | 第6号議案  | 令和4年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について               |
|           | 第7号議案  | 令和4年度四万十市と畜場会計決算の認定について                   |
|           | 第8号議案  | 令和4年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について              |
|           | 第9号議案  | 令和4年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について              |
|           | 第10号議案 | 令和4年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について               |
|           | 第11号議案 | 令和4年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について            |
|           | 第12号議案 | 令和4年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について            |
|           | 第13号議案 | 令和4年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について           |
|           | 第14号議案 | 令和4年度四万十市下水道事業会計決算の認定について                 |
|           | 第15号議案 | 令和4年度四万十市病院事業会計決算の認定及び資本剰余金の処分について        |
|           | 第16号議案 | 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第4号）について                |
|           | 第17号議案 | 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号）について      |
|           | 第18号議案 | 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第2号）について        |

| 付託委員会     | 議案番号   | 件名                                                                |
|-----------|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 総務常任委員会   | 第20号議案 | 四万十市税条例の一部を改正する条例                                                 |
|           | 第23号議案 | 辺地総合整備計画を定めることについて                                                |
|           | 第24号議案 | 辺地総合整備計画の変更について                                                   |
|           | 第25号議案 | 四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について                                            |
| 産業建設常任委員会 | 第19号議案 | 四万十市商店街駐車場の設置及び管理に関する条例                                           |
|           | 第26号議案 | 四万十市道路線の認定について                                                    |
| 教育民生常任委員会 | 第21号議案 | 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                               |
|           | 第22号議案 | 新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した四万十市立市民病院及び西土佐診療所職員の特種勤務手当に関する条例を廃止する条例 |

委員会審査報告書( 1 )

令和5年8月22日

四万十市議会議長 平野 正 様

総務常任委員長 西尾 祐 佐

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

| 受理<br>番号 | 受理年月日     | 件 名                                      | 陳 情 者                        | 審査の結果 | 委員会<br>の要旨 |
|----------|-----------|------------------------------------------|------------------------------|-------|------------|
| 1        | 5 . 5 .26 | 旧下田中学校校舎等を中<br>心とした下田地域の防災<br>や活性化策等について | 下田三地区区長会<br>代表 水戸区長<br>尾 崎 進 | 趣旨採択  |            |

委員会審査報告書( 2 )

令和5年9月19日

四万十市議会議長 平野 正 様

予算決算常任委員長 山崎 司

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

| 議案番号   | 件 名                                       | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|-------------------------------------------|-------|-------|
| 第1号議案  | 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度四万十市一般会計補正予算(第3号)) | 原案承認  |       |
| 第2号議案  | 令和4年度四万十市一般会計決算の認定について                    | 原案認定  |       |
| 第3号議案  | 令和4年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について            | 原案認定  |       |
| 第4号議案  | 令和4年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について          | 原案認定  |       |
| 第5号議案  | 令和4年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について           | 原案認定  |       |
| 第6号議案  | 令和4年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について               | 原案認定  |       |
| 第7号議案  | 令和4年度四万十市と畜場会計決算の認定について                   | 原案認定  |       |
| 第8号議案  | 令和4年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について              | 原案認定  |       |
| 第9号議案  | 令和4年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について              | 原案認定  |       |
| 第10号議案 | 令和4年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について               | 原案認定  |       |
| 第11号議案 | 令和4年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について            | 原案認定  |       |
| 第12号議案 | 令和4年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について            | 原案認定  |       |

| 議案番号   | 件名                                   | 審査の結果        | 議決の理由 |
|--------|--------------------------------------|--------------|-------|
| 第13号議案 | 令和4年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について      | 原案認定<br>及び可決 |       |
| 第14号議案 | 令和4年度四万十市下水道事業会計決算の認定について            | 原案認定         |       |
| 第15号議案 | 令和4年度四万十市病院事業会計決算の認定及び資本剰余金の処分について   | 原案認定<br>及び可決 |       |
| 第16号議案 | 令和5年度四万十市一般会計補正予算(第4号)について           | 原案可決         |       |
| 第17号議案 | 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算(第2号)について | 原案可決         |       |
| 第18号議案 | 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算(第2号)について   | 原案可決         |       |

令和5年9月20日

四万十市議会議長 平野 正 様

総務常任委員長 西尾 祐 佐

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

| 議案番号   | 件 名                    | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|------------------------|-------|-------|
| 第20号議案 | 四万十市税条例の一部を改正する条例      | 原案可決  |       |
| 第23号議案 | 辺地総合整備計画を定めることについて     | 原案可決  |       |
| 第24号議案 | 辺地総合整備計画の変更について        | 原案可決  |       |
| 第25号議案 | 四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について | 原案可決  |       |

令和5年9月20日

四万十市議会議長 平野 正 様

産業建設常任委員長 寺尾 真 吾

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

| 議案番号   | 件 名                     | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|-------------------------|-------|-------|
| 第19号議案 | 四万十市商店街駐車場の設置及び管理に関する条例 | 原案可決  |       |
| 第26号議案 | 四万十市道路線の認定について          | 原案認定  |       |

令和5年9月20日

四万十市議会議長 平野 正 様

教育民生常任委員長 川 淵 誠 司

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

| 議案番号   | 件 名                                                               | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|-------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 第21号議案 | 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                               | 原案可決  |       |
| 第22号議案 | 新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した四万十市立市民病院及び西土佐診療所職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例 | 原案可決  |       |

所 管 事 項 調 査 報 告 書

| 付託年月日      | 付託委員会   | 調 査 事 項                                                                                                                                                   | 調査結果 |
|------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 4 . 4 . 26 | 総 務     | 1 一般行政事務機構の研究について<br>2 市財政内容並びに公有財産の管理運営について<br>3 非常備消防施設の整備状況について<br>4 南海地震対策、防災対策事業の推進について                                                              | 継続調査 |
| 4 . 4 . 26 | 産 業 建 設 | 1 商工業者の近代化促進について<br>2 農林水産業振興の基礎調査について<br>3 農林道等の整備状況について<br>4 観光産業開発の基礎調査について<br>5 市道等の維持管理について<br>6 都市計画事業の推進について<br>7 上水道事業の管理運営について<br>8 下水道事業の推進について | 継続調査 |
| 4 . 4 . 26 | 教 育 民 生 | 1 教育施設の管理運営について<br>2 環境衛生施設等の整備について<br>3 病院事業の管理運営について<br>4 福祉厚生施設の整備充実について<br>5 保育事業の管理運営について                                                            | 継続調査 |
| 4 . 4 . 26 | 議 会 運 営 | 1 議会の運営について<br>2 議会の会議規則、委員会条例等について                                                                                                                       | 継続調査 |

意見案第1号

健康保険証の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年9月13日

|     |          |       |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 四万十市議会議員 | 川村 一朗 |
| 賛成者 | "        | 上岡 正  |
|     | "        | 川淵 誠司 |
|     | "        | 廣瀬 正明 |

四万十市議会議長 平野 正 様

健康保険証の継続を求める意見書(案)

四万十市におきましては、今年6月に四万十市内の特別養護老人ホーム、障害者施設の計7施設に問い合わせた結果、現在は入所者の健康保険証を施設が管理していますが、マイナ保険証に統一された場合には施設での管理は7施設中5施設が難しいと回答し、残りの2施設は困難との申し出がありました。

その後、暗証番号なしや資格確認証が検討されていますが、市民・国民が自身の生活に応じて、マイナ保険証と健康保険証を選択できるように、健康保険証の廃止ではなく健康保険証の継続を求めます。

よって、国および政府におかれましては健康保険証を継続することを求めます。

記

健康保険証を継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年9月 日

高知県四万十市議会

議長 平野 正

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 様

## 議 決 結 果 一 覧 表

令和5年9月定例会提出議案

| 議案<br>番号 | 件<br>名                                    | 議決年月日  | 結 果          |
|----------|-------------------------------------------|--------|--------------|
| 1        | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度四万十市一般会計補正予算（第3号）） | 5.9.22 | 原案承認         |
| 2        | 令和4年度四万十市一般会計決算の認定について                    | "      | 原案認定         |
| 3        | 令和4年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について            | "      | "            |
| 4        | 令和4年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について          | "      | "            |
| 5        | 令和4年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について           | "      | "            |
| 6        | 令和4年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について               | "      | "            |
| 7        | 令和4年度四万十市と畜場会計決算の認定について                   | "      | "            |
| 8        | 令和4年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について              | "      | "            |
| 9        | 令和4年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について              | "      | "            |
| 10       | 令和4年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について               | "      | "            |
| 11       | 令和4年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について            | "      | "            |
| 12       | 令和4年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について            | "      | "            |
| 13       | 令和4年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について           | "      | 原案認定<br>及び可決 |
| 14       | 令和4年度四万十市下水道事業会計決算の認定について                 | "      | 原案認定         |
| 15       | 令和4年度四万十市病院事業会計決算の認定及び資本剰余金の処分について        | "      | 原案認定<br>及び可決 |
| 16       | 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第4号）について                | "      | 原案可決         |
| 17       | 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号）について      | "      | "            |
| 18       | 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第2号）について        | "      | "            |

| 議案<br>番号 | 件<br>名                                                            | 議決年月日  | 結<br>果 |
|----------|-------------------------------------------------------------------|--------|--------|
| 19       | 四万十市商店街駐車場の設置及び管理に関する条例                                           | 5.9.22 | 原案可決   |
| 20       | 四万十市税条例の一部を改正する条例                                                 | 〃      | 〃      |
| 21       | 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                               | 〃      | 〃      |
| 22       | 新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した四万十市立市民病院及び西土佐診療所職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例 | 〃      | 〃      |
| 23       | 辺地総合整備計画を定めることについて                                                | 〃      | 〃      |
| 24       | 辺地総合整備計画の変更について                                                   | 〃      | 〃      |
| 25       | 四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について                                            | 〃      | 〃      |
| 26       | 四万十市道路線の認定について                                                    | 〃      | 原案認定   |

令和5年9月定例会議員提出議案

| 議案<br>番号 | 件<br>名                         | 議決年月日  | 結<br>果 |
|----------|--------------------------------|--------|--------|
| 1        | 四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 | 5.9.22 | 原案可決   |

令和5年6月定例会より継続の陳情

| 委員<br>会名 | 受理<br>番号 | 件<br>名                           | 議決年月日  | 結<br>果 |
|----------|----------|----------------------------------|--------|--------|
| 総務       | 1        | 旧下田中学校校舎等を中心とした下田地域の防災や活性化策等について | 5.9.22 | 趣旨採択   |

令和5年6月定例会より継続の所管事項調査

| 委員<br>会名 | 件<br>名  | 議決年月日  | 結<br>果 |
|----------|---------|--------|--------|
| 総務       | 所管事項の調査 | 5.9.22 | 継続調査   |
| 産建       | 所管事項の調査 | 〃      | 〃      |
| 教民       | 所管事項の調査 | 〃      | 〃      |
| 議運       | 所管事項の調査 | 〃      | 〃      |

意見案

| 意見案<br>番号 | 件 名                                | 議決年月日      | 結 果  |
|-----------|------------------------------------|------------|------|
| 1         | 健康保険証の継続を求める意見書<br>提出者 川 村 一 朗ほか3名 | 5 . 9 . 22 | 原案否決 |